第１節　応急対策計画

応急対策計画は、東海地震に関連する情報又は南海トラフ地震臨時情報の発表により地震災害が発生するおそれがある場合並びに海洋型または内陸型の地震災害が発生した場合において実施すべき対策等について定める。

本計画は、災害対応の時系列にしたがって、地震災害が発生するおそれがある場合の地震防災応急対策、南海トラフ地震臨時情報に係る災害応急対策、地震災害が発生した場合の災害応急対策の順に記述する。

第1　防災活動体制

1　名古屋市の災害応急対策に係る防災活動体制を、次のとおり区分する。

区　分	内　　容
準備体制	被害を引き起こすかもしれないリスクの発現に伴い、情報連絡の強化を図るもの。 想定している事態：東海地震に関連する調査情報（臨時）
警戒体制	被害が発生する可能性が高まった状態において、事態の推移に即応できる態勢をとるもの。 想定している事態：東海地震注意情報、南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）、震度4の地震
非常体制	被害の発生により社会的・経済的な影響が引き起こされている状態又は深刻な被害が引き起こされる可能性のある状態において、適切な応急対策活動を展開するための態勢をとるもの。 想定している事態：警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、震度5弱以上の地震

2　名古屋市は、防災活動体制ごとに次の組織を置いて災害応急対策を実施する。（東海地震に関連する情報に係るものを除く。）

区　分	組　　織
準備体制	（通常の組織）
警戒体制	災害警戒本部
非常体制	災害対策本部

3　東海地震に関連する情報に対する名古屋市の防災活動体制は、次のとおりとし、それぞれの体制においては、次の組織を置いて対応する。

情報の区分	防災活動体制	組　織
東海地震に関連する調査情報（臨時）	準備体制	地震対策連絡会議
東海地震注意情報	警戒体制	地震災害警戒準備本部
警戒宣言（東海地震予知情報）	非常体制	地震災害警戒本部

第2　配備種別

名古屋市の職員の動員は、以下の非常配備を基準に運用する。

1　2及び3以外の場合

非常配備の種別	内　　容
準備	情報連絡活動のための要員を確保するもの。
第1非常配備	応急対策活動の準備のための要員を確保するもの。
第2非常配備	応急対策活動のための要員を確保するもの。
第3非常配備	広域的な応急対策活動のための要員を確保するもの。
第4非常配備	総合的な応急対策活動のために職員全員を動員するもの。

2　東海地震に関連する情報が発表された場合

情報の区分	非常配備の種別	内　　容
東海地震に関連する調査情報（臨時）	準備	続報を逃さない連絡態勢を確保するもの。
東海地震注意情報	第3非常配備	職員の概ね半数に相当する数を基準とし、警戒宣言が発令された場合に適切な対応を行いうる態勢を確保するもの。
警戒宣言（東海地震予知情報）	第4非常配備	総合的な地震防災応急対策を展開するために職員全員を動員するもの。

3　南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

情報の区分	非常配備の種別	内　　容
南海トラフ地震 臨時情報 （調査中）	巨大地震 注意配備	南海トラフ地震臨時情報の続報を逃さない連絡態勢を確保するとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときに、円滑に応急対策活動を実施できる要員を確保するもの。
南海トラフ地震 臨時情報 （巨大地震注意）	巨大地震 注意配備	後発地震に対して注意する措置の実施に当たり、必要な応急対策活動のための要員を確保するもの。
南海トラフ地震 臨時情報 （巨大地震警戒）	巨大地震 警戒配備	後発地震に対して警戒する措置の実施に当たり、必要な応急対策活動のための要員を確保するもの。

※南海トラフ地震臨時情報が発表された場合であっても、最初の地震により、市域において震度5弱以上の地震等が発生した場合には、これによる配備体制を優先する。

第２節　地震災害警戒本部等の設置及び運営

第１　地震災害警戒本部設置前に行う事項

１　東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報の収集・伝達

第4節　第1に定める。

２　職員の参集指令

第3節に定める。

３　地震対策連絡会議の設置

(1) 防災危機管理局長は、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、地震災害警戒準備本部(以下「準備本部」という。)の前段階として地震対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を招集する。

なお、東海地震に関連する調査情報（終了）が発表され一連の東海地震に関連する調査情報（臨時）の終了を知った時は、連絡会議は廃止する。

(2) 連絡会議は、東海地震注意情報を受理するまでの間、準備本部設置時に実施すべき対策の確認及び緊急に措置すべき事項について連絡調整を行うとともに、続報を逃さない連絡体制をとるものとする。

(3) 構　成

委　　員　　長	防災危機管理局担当部長（危機対策・危機管理）
副　委　員　長	防災危機管理局危機対策課長
委　　員	防災危機管理局総務課長、防災危機管理局防災企画課長、防災危機管理局担当課長（防災啓発・人材育成等）防災危機管理局想定最大規模災害対策推進課長、防災危機管理局担当課長（危機管理・広域連携)、防災危機管理局地域防災課長、防災危機管理局地域防災課担当課長（要配慮者対策)、会計室会計課長、市長室秘書課長、総務局総務課長、財政局総務課長、スポーツ市民局総務課長、経済局総務課長、観光文化交流局総務課長、環境局総務課長、健康福祉局監査課長、子ども青少年局総務課長、住宅都市局総務課長、緑政土木局企画経理課担当課長（道路等の危機管理・水防)、上下水道局防災課長、交通局総務課長、教育委員会事務局総務部総務課長、消防局総務部総務課長

(注) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは委員長の職務を代理する。

(4) 東海地震注意情報の受理により準備本部が設置されたときは、連絡会議は準備本部幹事会議に移行する。

この場合、委員長は準備本部本部員会議において、連絡会議の活動結果を報告する。

(5) 連絡会議は、東庁舎1階災害対策本部室に設置し、その庶務は防災危機管理局危機対策課が行う。

(6) 連絡会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

４　地震災害警戒準備本部の設置

(1) 市長は、東海地震注意情報を受理した場合、地震災害警戒本部の前段階として、準備本部を招集する。

なお、東海地震注意情報が解除された場合は、準備本部は廃止する。

(2) 準備本部は、警戒宣言が発せられるまでの間、地震災害警戒本部設置時に実施すべき地震防災応急対策の確認及び緊急に措置すべき事項について連絡調整を行う。

(3) 準備本部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(4) 上記のほか、準備本部に関し必要な事項は、地震災害警戒本部に準ずる。

5　無線の開局と機能の点検・確認

防災行政無線、消防無線及び交通無線の各無線局を開局し、各基地局から移動局の呼出しを行い、通信機能点検・確認を実施する。

第２　地震災害警戒本部の設置及び廃止

1　設置の基準

市長は、警戒宣言時、直ちに名古屋市地震災害警戒本部（以下「地震災害警戒本部」という。）を設置する。

2　設置の通知

地震災害警戒本部の設置については、次表の区分により、直ちに県知事をはじめ関係機関に通知するとともに、その事実を報道機関に公表する。

通知・公表先	通知及び公表の手段	担当
各部	庁内放送、ファクシミリ	本部室事務局
区本部	市町村防災支援システム、ファクシミリ	〃
区隊	加入電話、無線電話、ファクシミリ	所管部の担当班長
住民	報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表	本部室事務局
報道機関	口頭又は文書	〃
県本部	専用線電話、加入電話	〃
県警本部	加入電話	〃
その他関係機関	加入電話	〃

また、地震災害警戒本部が設置されたときは、その表示のため地震災害警戒本部室前に地震災害警戒本部室標識板を、市役所本庁舎玄関に地震災害警戒本部標識板を、各区役所の玄関に区地震災害警戒本部標識板をそれぞれ掲出する。

3　地震災害警戒本部の廃止

(1) 地震災害警戒本部は、大震法第19条に基づき、災害対策本部が設置された時、又は警戒解除宣言があったときに廃止する。この場合、前項に掲げる表の区分により地震災害警戒本部の廃止について通知する。

(2) 災害対策本部の設置に伴う廃止の場合は、地震災害警戒本部の事務は災害対策本部に引き継がれ、地震災害警戒本部の行った決定は引続きその効力を有する。

(3) 警戒解除宣言に伴う廃止の場合は、その残務処理は引続き地震災害警戒本部で行うこととし、残務処理が終わった段階で地震災害警戒本部を直ちに廃止する。

第３　地震災害警戒本部の組織及び運営等

地震災害警戒本部の組織及び運営は、大震法、同施行令、名古屋市地震災害警戒本部条例（平成14年名古屋市条例第55号）（以下「警戒本部条例」という。）及び同運営要綱の定めるところにより、次のとおりとする。

1　地震災害警戒本部組織図

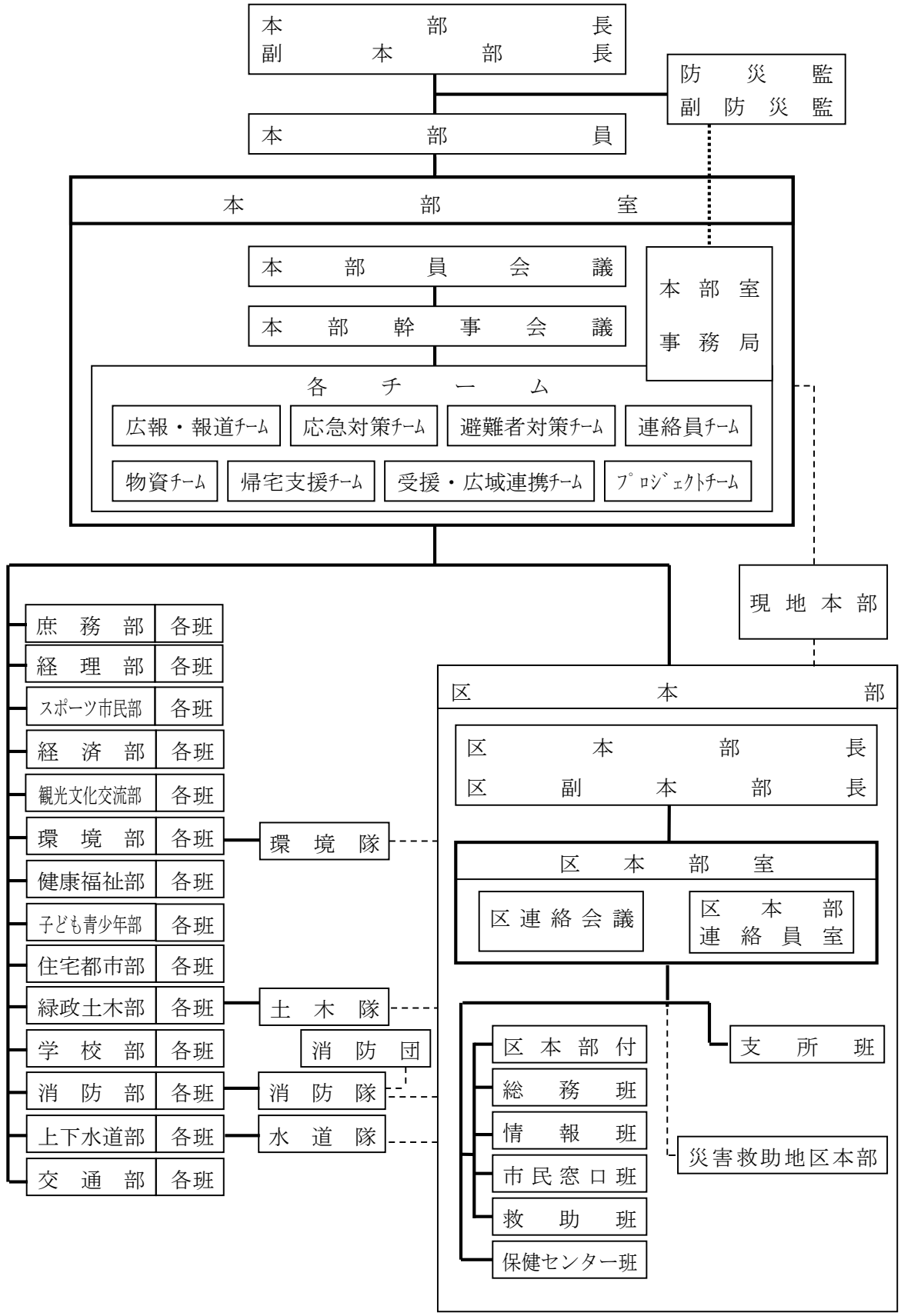

２　本部長及び副本部長

⑴ 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

⑵ 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

⑶ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の職務を代理する。

⑷ 副本部長が本部長の職務を代理する順序は、市長代理順序規則(昭和32年名古屋市規則第3号)に定めるところによる。

３　本部員等

⑴ 本部員は、本部長の命を受けて本部の職務に従事する。

⑵ 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

本　　部　　員
会計管理者、防災危機管理局長、市長室長、総務局長、財政局長、スポーツ市民局長、経済局長、観光文化交流局長、環境局長、健康福祉局長、子ども青少年局長、住宅都市局長、緑政土木局長、教育長、消防局長、上下水道局長、交通局長、防災危機管理局次長 その他警戒本部条例第2条第5項により市長が委嘱する者

(注)　本部員に事故があるときは、あらかじめ本部員が指名する者が、本部員の職務を代理する。

⑶ 本部長は、本部員の中から防災危機管理局長を防災監として、防災危機管理局次長を副防災監として指名する。

⑷ 防災監は、本部長及び副本部長に進言し、本部長の指揮監督に基づき他の本部員に指示することができ、副防災監は、防災監を補佐し、防災監に事故があるときは、その職務を代理する。

４　本部室

⑴ 本部長は、地震災害警戒本部の事務を総合的かつ有機的に推進するため本部室を置く。

⑵ 本部室に本部員会議、本部幹事会議、各チーム及び本部室事務局を置き、本部長の指揮監督に基づく互いの連携によって運営するものとし、本部室の庶務は、本部室事務局が総括する。

⑶ 本部員会議

ア　本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

イ　本部員会議は、地震防災応急対策の基本的事項について協議し、その基本方針を決定する。

ウ　本部員会議は、原則として本部長が必要に応じて招集するが、警戒宣言時、地震災害警戒本部が設置されたときは、本部長は直ちに本部員会議を招集することとする。

なお、本部長は状況に応じ、一部の本部員による本部員会議を招集することができる。

エ　招集の通知は、庁内放送等で行う。

オ　本部員会議の開催場所は、特別の指示がない限り、東庁舎1階災害対策本部室とする。

⑷ 本部幹事会議

ア　構成

幹　事　長	防災危機管理局担当部長（危機対策・危機管理）

副 幹 事 長	防災危機管理局危機対策課長
防 災 調 整 官	防災危機管理局担当課長（危機対策に係る総合調整）
幹　　事	本部室事務局及び各部に属する部長、担当部長、課長、担当課長の職にある者のうちから事務局長及び本部各部長が指名する者

（注1）　本部幹事会議は、地震災害警戒本部の設置と同時に開会し、地震災害警戒本部設置期間中を通じて開催する。

なお、状況に応じ、一部の部による当該会議を開催することができる。

（注2）　副幹事長は、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

（注3）　防災調整官は、幹事長及び副幹事長に進言し、幹事に指示することができる。

イ　所掌業務

本部幹事会議は、地震防災応急対策上必要な各種の情報を収集し、本部員会議が協議・決定すべき地震防災応急対策上の重要な事項について協議するとともに、本部長又は本部員会議若しくは防災監に報告する。

ウ　本部幹事会議の開催場所は、東庁舎１階災害対策本部室とする。

(5) 各チーム

ア　チーム

（ア）　チームは、幹事長の指示のもと、複数の部にまたがる事務を機動的かつ横断的に実施する。

（イ）　チームの構成員は、次のとおりとする。

チ　ー　ム　長	本部室事務局に属する課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長が指名する者とする。
チームリーダー	担当部署に属する課長補佐の職にある者のうちから事務局長又は主管部の部長が指名する者とする。
チ　ー　ム　員	担当部署に属する職員のうちから事務局長又は本部各部長が指名する者とする。

（ウ）　チームは、あらかじめ別に定める配備基準に従い設置し、本部室又はチームを廃止するまで常設する。

イ　プロジェクトチーム

（ア）プロジェクトチームは、幹事長指示のもと、複数の部が関係し、応急対策に重大な影響を及ぼすとともに迅速な対応が求められる事項について具体的な対応方針を協議する。

（イ）プロジェクトチームの構成員は、次のとおりとする。

プロジェクトチーム長	本部室事務局に属する課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長が指名する者とする。
プロジェクト	担当部署に属する部長、担当部長、課長又は担当課長の職にあ

チ　ー　ム　員	る者のうちから事務局長又は本部各部長が指名する者とする。

（ウ）プロジェクトチームは、本部長が必要と認めた場合に設置する。

（エ）プロジェクトチームの会議は、幹事長が招集する。

(6) 本部室事務局

ア　本部室事務局は、本部の事務を総括する。

イ　本部室事務局に事務局長及び副事務局長を置き、防災危機管理局長及び防災危機管理局次長をもって充てる。

5　部（班・隊）

(1) 本部長は、地震災害警戒本部の事務を分掌させるため、地震災害警戒本部に別表1－2－1に掲げる部を置き、同表に掲げる担当部署に属する職員のうちから部員を動員し、同表に掲げる事務を分掌させる。

(2) 部に部長及び副部長を置き、班（隊）に班（隊）長を置く。

なお、副部長、各班（隊）の分担任務については、別に定める。

6　区本部

(1) 本部長は、区の区域ごとに当該区域における地震災害警戒本部の事務を処理させるため、区役所内に区本部を置き、当該区役所職員のうちから区本部員を動員し、別表1－2－1に掲げる事務を分掌させる。

(2) 区本部に区本部長及び区副本部長を置き、班に班長を置く。

なお、区副本部長、各班の分担任務については、別に定める。

(3) 区副本部長が区本部長の職務を代理する順序は、区政部長、保健福祉センター所長（事務職に限る）又は福祉部長、支所長、総務課長、保健センター所長の順とする。

(4) 区本部の名称は、当該区の区名を冠するものとする。

(5) 区本部室

区本部及び各区隊（消防隊、環境隊、土木隊、水道隊をいう。以下同じ。）等の間の連携を密にし、区の区域内の地震防災応急対策活動を効率的に推進するため、区本部室を置く。区本部室は、区連絡会議と区本部連絡員室とで運営し、その庶務は区本部総務班が行う。

ア　区連絡会議

（ア）　構成

区本部長、各区隊の長及びその他区本部長が必要と認める者

（イ）　区連絡会議は、原則として区本部長が必要に応じて招集する。ただし、警戒宣言時、地震災害警戒本部が設置されたときは、区本部長は速やかに区連絡会議を招集することとする。

（ウ）　区連絡会議は、区域内の地震防災応急対策について協議し調整する。

（エ）　区本部長は、協議の結果、区域内の地震防災応急対策について緊急を要すると認めた場合は、関係区隊長にその処置につき必要な限度において必要な指示をすることができる。この場合、区本部長は、本部室事務局を経由し、その旨を速やかに本部長又は防災監に報告する。

イ　区本部連絡員室

（ア）　構成

区本部連絡員室の構成は、次のとおりとする。

室　　長	区本部長が指名する職員
連　絡　員	各区隊長が指名する職員（原則として各区隊１人）

（イ） 所掌事務

a　区連絡会議の指示の伝達

b　区域内の地震防災応急対策に関する区本部及び各区隊相互間の連絡、調整

c　各種情報の収集、伝達

d　区連絡会議への報告

e　その他室長が必要と認める事項の協議

7　災害救助地区本部の設置・運営等

(1) 本部長は、警戒宣言時、全ての小学校通学区域に災害救助地区本部(以下「地区本部」という。)の設置を指示する。設置場所は、原則として市立小学校とする。

(2) 地区本部の設置・運営等については、「名古屋市災害救助地区本部規則」（昭和35年名古屋市規則第26号）を準用する。

ただし、警戒宣言時における地区本部の事務については、以下のとおりとする。

ア　警戒宣言を学区内住民に周知徹底させること。

イ　警戒宣言時における市・区の行う広報活動を補助すること。

ウ　避難場所の開設を補助すること。

エ　その他区本部の活動全般について補助すること。

(3) 区本部長は、情報連絡活動等のため必要な人員を地区本部へ派遣する。

◎　別表1－2－1　地震災害警戒本部の部及び区本部の事務分掌

１　共通事項

(1) 職員への情報伝達及び参集指令（参集指令は、休日及び勤務時間外のみ）

各部・区本部は、あらかじめ定めた情報伝達系統により警戒宣言が発せられた旨を的確に伝達する。

また、各部・区本部は、あらかじめ定めた非常配備・動員計画及び情報伝達系統により、直ちに参集すべき旨を的確に伝達する。

(2) 職員の参集状況の確認及び報告

各部・区本部は、職員が出動し、配備につくことを確認すると同時に決められた時期ごとにその状況を庶務部（本部設置前は防災危機管理局危機対策課）へ報告する。

(3) 実施すべき地震防災応急対策事項の確認

各部・区本部は、あらかじめ定められた地震防災応急対策の内容を確認し、職員の分担任務を確認の上、直ちに対策の実施に移る。

(4) 本部情報の伝達・指示

各部・区本部は、本部から連絡される情報の内容を点検し、必要に応じて所管の各班、公所へ的確な手段によって伝達、指示する。

(5) 地震防災応急対策に係る情報の収集、本部幹事会議への報告

各部・区本部は、地震防災応急対策の実施に伴って収集した情報、その他住民からの通報等により必要な情報を把握したときは、当該部の対応によって解決したものを含め、本部幹事会議へ報告する（区本部は、本部室事務局を通じて報告する。）。

(6) 各部・区本部間の連絡調整

地震防災応急対策の実施に当たって、他部・区本部との連携が必要な事項が発生したときは、本部幹事会議に対して調整を要請する（区本部は本部室事務局を通じて要請する。）。

(7) 所管施設の保安管理

各部・区本部は、所管施設の利用者、来場者等の安全確保を図るとともに職場内の点検を行い、書棚、什器等の転倒・落下防止、出火危険場所の安全措置、緊急貯水、その他職員の安全措置を講ずる。

(8) 各種協定に基づく応援要請

各部・区本部は、各種協定に基づく応援要請を必要に応じて実施する。

２　個別事項

部・区本部	担当部署	部長又は区本部長	事務分掌
庶務部	総務局 市長室 監査事務局 人事委員会事務局 選挙管理委員会事務局 市会事務局	総務局長	1　市庁舎の地震防災応急対策に関すること 2　地震防災応急対策に係る各種情報の収集、整理に関すること 3　職員の動員及び配備に関すること 4　警戒宣言、地震予知情報等の報道機関への情報提供に関すること 5　警戒宣言、地震予知情報等の放送、出版による広報に関すること 6　市会議員との連絡調整に関すること 7　本部長及び副本部長の秘書に関すること 8　遊動隊の派遣準備に関すること 9　その他地震防災応急対策に関すること
経理部	財政局 会計室	財政局長	1　緊急資機材、物品の調達及び借上げに関すること 2　車両の借上げ及び配車計画に関すること 3　調達及び救援物資の配布に関すること 4　所管公有財産の緊急使用に関すること 5　罹災証明（火災によるものを除く。）発行のための家屋被害調査の準備に関すること 6　罹災者等に係る市税の減免等の準備に関すること 7　義援金の受付、受領の準備に関すること 8　競馬、競輪事業関係団体との連絡調整に関すること 9　区本部への応援にかかる連絡調整に関すること 10　その他地震防災応急対策に関すること
スポーツ市民部	スポーツ市民局	スポーツ市民局長	1　一般ボランティアの受入れ準備に関すること 2　生活関連物資等の価格安定に関すること 3　男女平等参画に関すること 4　避難場所の管理運営協力に関すること（避難場所指定施設） 5　被災相談窓口の設置に関すること 6　その他地震防災応急対策に関すること

部・区本部	担当部署	部長又は区本部長	事務分掌
経済部	経済局	経済局長	1　調達物資の確保、配布の準備に関すること 2　市場における物資の集荷及び分荷に関すること 3　商工業等の地震防災応急対策に関すること 4　その他地震防災応急対策に関すること
観光文化交流部	観光文化交流局	観光文化交流局長	1　所管施設の地震防災応急対策に関すること 2　外国人の支援に関すること 3　その他地震防災応急対策に関すること
環境部	環境局	環境局長	1　ごみ・し尿等廃棄物の災害時特別作業計画に関すること 2　事業用車両の配車及び整備に関すること 3　ごみの焼却及び埋立処理の災害時特別作業計画に関すること 4　緊急処理のための民間車両の借上げ手配に関すること 5　有害物質の災害事故に係る情報収集体制の確立に関すること 6　その他地震防災応急対策に関すること
健康福祉部	健康福祉局	健康福祉局長	1　物資の連絡調整に関すること 2　備蓄物資の配布に関すること 3　要配慮者対策に関すること 4　社会福祉協議会との連絡調整に関すること 5　病院等診療機関の診療機能情報の収集、提供に関すること 6　医療関係機関との連絡調整に関すること 7　社会福祉施設の地震防災応急対策に関すること 8　保護者等への対応に関すること 9　医療、助産の救護体制の確立に関すること 10　医療、助産関係機関に対する援助要請に関すること 11　その他地震防災応急対策に関すること
子ども青少年部	子ども青少年局	子ども青少年局長	1　児童の安全確保に関すること 2　児童福祉施設等の地震防災応急対策に関すること 3　調達物資の確保、配布の準備に関すること 4　救援物資の受入れ、配布の準備に関すること

部・区本部	担当部署	部長又は区本部長	事務分掌
住宅都市部	住宅都市局	住宅都市局長	1　応急仮設住宅の供与の準備に関すること 2　市街地復興計画の検討の準備に関すること 3　土地区画整理事業及び開発行為に関する地震防災応急対策の指導監督に関すること 4　市営住宅及び共同施設の地震防災応急対策に関すること 5　建築物の防災保安指導、相談に関すること 6　局所管工事現場における地震防災応急対策に関すること 7　局所管外郭団体等との連絡調整に関すること 8　その他地震防災応急対策に関すること
緑政土木部	緑政土木局	緑政土木局長	1　道路、橋梁、河川、急傾斜地、農業用施設、公園等の地震防災応急対策に関すること 2　緊急陸上輸送ルートの確保に関すること 3　米穀の調達要請及び取扱機関との連絡調整に関すること 4　農業関係、畜水産関係団体との連絡及び防災指導に関すること 5　その他地震防災応急対策に関すること
学校部	教育委員会事務局	教育長	1　学校施設・社会教育施設等の地震防災応急対策に関すること 2　幼児、児童、生徒の帰宅及び安全保護に関すること 3　保護者等への対応に関すること 4　避難場所の管理運営協力に関すること（避難場所指定施設） 5　その他地震防災応急対策に関すること
消防部	消防局	消防局長	1　消火・救急・救助の出動態勢の確立に関すること 2　航空輸送の確保に関すること 3　火災予防及び消防広報に関すること 4　り災証明（火災によるもの）の準備に関すること

部・区本部	担当部署	部長又は区本部長	事務分掌
上下水道部	上下水道局	上下水道局長	1　水道水・工業用水の供給、下水の排水及び処理作業に関すること 2　水道施設、工業用水道施設、下水道施設の地震防災応急対策に関すること 3　配水場における有効貯水量の確保に関すること 4　住民への緊急貯水広報に関すること 5　応急給水体制に関すること 6　物件の供給・応急対策の協力・応急復旧工事の協力の協定に基づく協力要請に関すること
交通部	交通局	交通局長	1　地下鉄・バスの運行に関すること 2　利用者に対する広報に関すること 3　局所管工事現場における地震防災応急対策に関すること 4　局所管保安設備の地震防災応急対策に関すること 5　その他地震防災応急対策に関すること

部・区本部	担当部署	部長又は区本部長	事務分掌
区本部	区役所	区長	1　区の区域に係る地震防災応急対策の総合調整に関すること 2　情報の収集及び伝達に関すること 3　避難の指示等の実施及び連絡調整に関すること 4　避難者の誘導及び収容に関すること 5　避難場所の開閉及び管理運営に関すること 6　災害救助地区本部との連絡調整に関すること 7　要配慮者対策に関すること 8　区社会福祉協議会との連絡調整に関すること 9　調達及び救援物資の受入れ、配布に関すること 10　警戒宣言・地震予知情報等の広報・広聴に関すること 11　一般ボランティアの受入れ準備に関すること 12　罹災証明(火災によるものを除く。)の準備に関すること 13　医療救護・保健衛生に関すること 14　区連絡会議に関すること 15　地震防災信号（サイレン・警鐘）の伝達に関すること 16　区内関係官公所（署）との連絡調整に関すること 17　住民の避難状況の把握及び報告に関すること 18　その他地震防災応急対策に関すること

第３節　地震防災応急対策の初動活動体制

第１　配備・動員計画

１　各局・室・区は、警戒宣言時等における地震防災応急対策活動の内容に相応した人員の編成と交代要員及び参集指令等情報の伝達系統等についてあらかじめ定め、平常時から職員に周知徹底を図るものとする。

また、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合は、その都度速やかに修正するものとする。

２　この計画は、第1章　第8節　第4「各部・区本部の非常配備・動員計画」に定めるところに準じ作成し、防災危機管理局長に報告するものとする。

第２　職員の動員

１　動員の対象

「配備・動員計画」においてあらかじめ定めた者とする。

ただし、勤務時間外に第3非常配備の配備種別をとる場合、警戒宣言時に速やかに第4非常配備の配備種別が確保できるよう「配備・動員計画」を定めておくものとする。

２　指定動員の指定

⑴　局内指定動員者

各局・室長等は、必要に応じて、局内公所の応急対策のため、自己勤務場所以外の局内公所へ参集する局内指定動員者をあらかじめ指定するものとする。

⑵　区指定動員者

各局・室長は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言時の配備体制において、区の応急対策のため、自己勤務場所以外の区役所へ参集する区指定動員者をあらかじめ指定し、防災危機管理局危機対策課を通じ区長へ報告するものとする。

３　特命班の設置

本部室事務局の指揮のもと災害の状況に応じて支援が必要な区や現場へ柔軟かつ迅速に人員を派遣できるよう、庶務部内に特命班を設置するものとする。

４　勤務時間内における動員の方法

平常の勤務体制から防災活動体制への自動的切替えによる。

５　勤務時間外における動員の方法

⑴　職員の自発的参集

職員の参集は、非常連絡による参集指令に基づくことを原則とするが、当該参集指令を受けない場合においても、テレビ、ラジオ等により東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表、東海地震注意情報の発表又は警戒宣言が発せられたことを知ったときは、関係職員は参集指令を待つことなく自発的に参集しなければならない。

⑵　参集指令の伝達

職員の参集指令の伝達は、次の系統図（別図1－3－1）により通信連絡手段の使用可能な範囲において実施する。

なお、各局・室・区は、非常連絡員を選定し、あらかじめ防災危機管理局長に届けておくものとする。

また、各局・室・区長は、所管の部・区本部内における伝達系統を、それぞれの「配備・動員計画」についてあらかじめ定めておく。

(3) 留意事項

職員は、参集の途上で収集した情報又は状況を上司に報告する。

6　職員の参集場所

(1) 所属動員（特命班を含む）

自己の勤務場所に参集し、当該部の地震防災応急対策活動等に従事する。

(2) 指定動員

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言時の配備体制において、あらかじめ指定された職員は、あらかじめ指定された区役所又は局内公所へ参集し、当該区本部又は各部の長の指揮を受けて地震防災応急対策活動等に従事する。

また、本部長は、各部・区本部の長の意見等に基づき、指定動員の必要がなくなったと認めた時に、本部員会議で協議し指定動員を解除するものとする。

(3) 参集場所の変更

上記(1)、(2)を原則とするが、参集場所となる庁舎等の耐震性が低く警戒宣言時の使用に適さない場合は、各局・室・区長があらかじめ定める代替施設等へ参集するものとする。

7　動員対象から除外する職員

(1) 病気、負傷等により応急対策活動に従事することが困難な者、その他やむを得ない事情により所属長等が除外を相当と認めた者は、動員対象から除外する。

(2) 病弱者、身体障害者、妊産婦等で所属長等があらかじめ除外を相当と認めた者は、勤務時間外における動員対象から除外するものとする。

なお、これらの者は、勤務時間内においては、健康上無理のない範囲で適宜軽作業に従事させることができる。

8　職員参集状況の記録、報告

(1) 職員の参集状況を毎正時ごとに記録し、市町村防災支援システム等により防災危機管理局危機対策課へ報告する（準備本部設置後は、庶務部職員班へ報告する）。

なお、区本部長にあっては、区指定動員者の参集状況も併せてＦＡＸ等で報告する。

(2) 庶務部職員班は、市町村防災支援システム等により職員の参集状況を取りまとめ、本部員会議の提出し本部長に報告する。（本部幹事会議経由）

第３　通常業務の取扱い

1　東海地震注意情報発表時における対応

東海地震注意情報発表時における通常業務については、地震防災応急対策の事前準備等に従事する職員以外の職員により、勤務時間中は、原則として継続実施するものとする。

なお、所属長等の判断により必要と認める場合は、通常業務の縮小又は一時休止等の措置を講ずるものとする。

２　警戒宣言時における対応

警戒宣言時における通常業務については、市民の安全の確保及び地震防災応急対策実施体制の確保のため、原則として実施しないものとする。

ただし、特に必要と認め別に定める業務及び緊急やむを得ない業務については、この限りでない。

第４　各部・区本部間の相互応援

１　目　的

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言時における応急措置の推移、又は各部・区本部の業務の実態に応じて、応援可能な部・区本部にあっては、所属する職員を必要とする部・区本部に応援させ、地震防災応急対策を実施する。

２　応援の要請

各部・区本部の長は、業務を遂行するに当たり、所属職員を動員してもなお不足するときは、職員の応援について、電子メールにより庶務部長（職員班）に要請する。

なお、上記方法による要請が不可能な場合は、ＦＡＸ（第1章　第8節　第5　各部・区本部間の相互応援　様式1－8－8「応援職員要請書」）、口頭又は電話等により要請する。

３　応援の決定

(1) 庶務部長は、配備・動員状況を勘案のうえ、職員の応援計画（応援職員の人員、代表者の氏名、その他必要な事項）を作成し、本部員会議で決定された後、応援要請を依頼した部・区本部に対して通知する。また、応援要員の確保が困難なときも、本部員会議に諮ることとする。

(2) 本部幹事会議は、本部員会議の決定に基づき応援に必要な措置を関係部に指示する。

４　相互応援の弾力的な運用

(1) 区本部長は、発災当初において、所属職員を動員してもなお不足し、かつ、庶務部長（総務局長）に要請するいとまがないときは、他の区本部長に職員の派遣を直接要請することができることとし、要請を受けた区本部長は、区内の被害状況や職員の動員・配備状況を勘案のうえ、応援の可否を決定する。

(2) 当運用に基づき、応援を要請する区本部長は、区本部間における調整状況を随時、庶務部長に報告するとともに、区本部長同士の合意により派遣が行われる場合は、合意事項について相互応援の仕組みの弾力的な運用に係る合意内容報告書（第１章 第８節 第６各部・区本部間の相互応援 様式1－8－8）により、庶務部長へ報告する。

５　応援職員の活動

応援職員は、応援を受けた部・区本部の長の指揮を受けて活動する。

◎別図 1-3-1　参集指令伝達系統図　休日及び勤務時間外

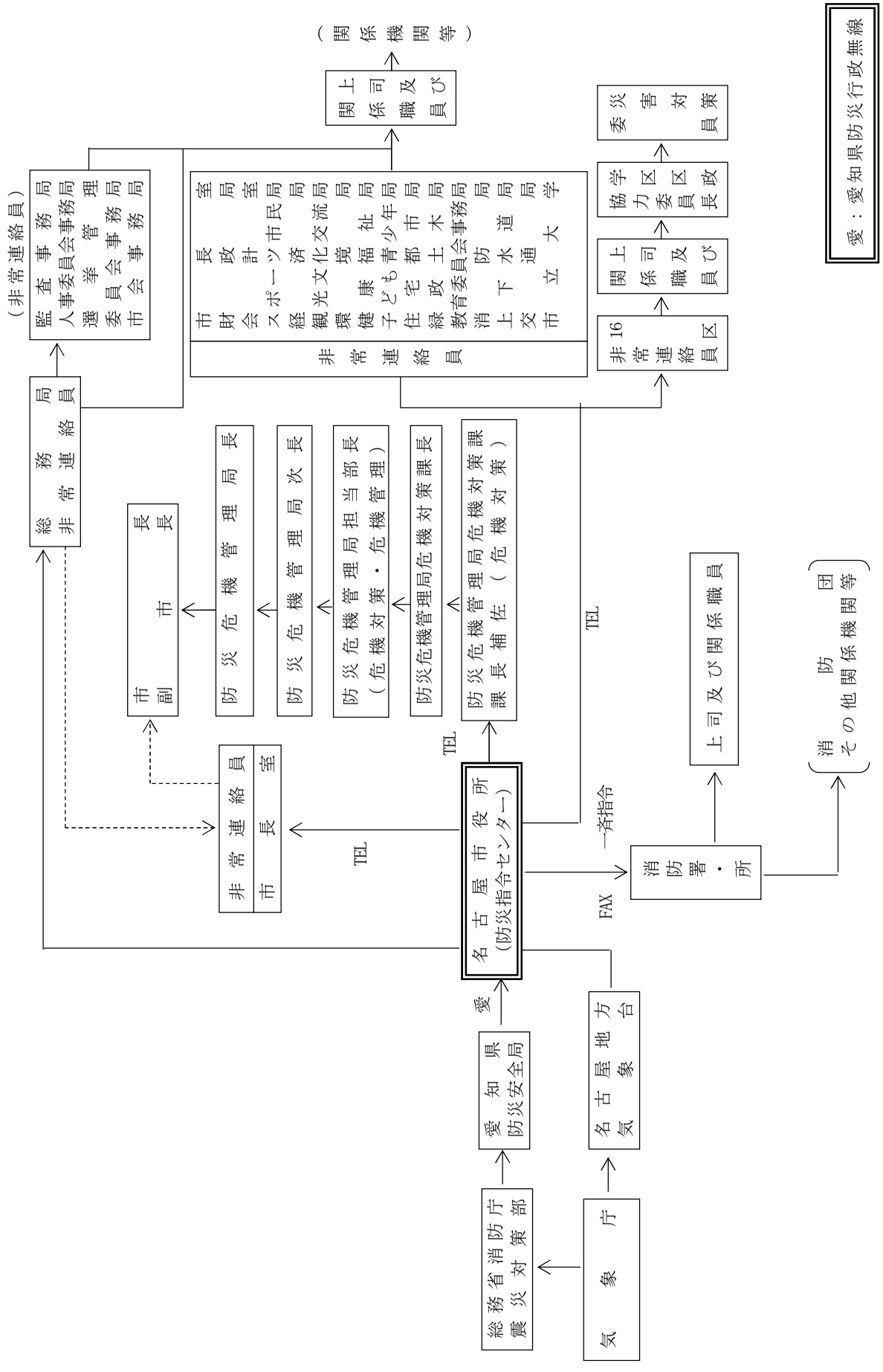

第4節　地震防災応急対策に係る措置に関する事項

第１　地震予知情報等の伝達等

警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報の内容その他これらに関する情報(以下「地震予知情報等」という。)の伝達等は以下により行う。

1　東海地震に関連する調査情報の伝達

(1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達

ア　勤務時間内における東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達は、別図1－4－1の系統図により行う。

伝達内容は、「本日○○時○○分、臨時の東海地震に関連する調査情報が発表されました。テレビ、ラジオ等により正確な情報の収集に努めてください。」とする。

イ　休日及び勤務時間外における東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達は、第3節　第3別図1－3－1「参集指令伝達系統図」により職員の参集指令と併せて行う。

伝達内容は、上記アと同様とする。

(2) 東海地震に関連する調査情報（定例）の伝達

特に実施しないこととする。

2　東海地震注意情報の伝達

東海地震注意情報の伝達は、別図1－4－2の系統図により行う。

伝達内容は、「本日○○時○○分、東海地震注意情報が発表されました。テレビ、ラジオ等により正確な情報の収集に努めてください。」とする。

3　警戒宣言の伝達

警戒宣言の伝達は、別図1－4－3の系統図により行う。

伝達内容は、「本日○○時○○分、東海地震の警戒宣言が発せられました。この地震が発生しますと、市内では震度5強又は6弱のかなり強い揺れが予想されます。十分警戒してください。」とする。

4　警戒宣言が発せられた後における東海地震予知情報等の伝達

東海地震予知情報の伝達は、別図1－4－4の系統図により行う。

【参考】東海地震に関する警戒宣言が発せられるまでの流れ

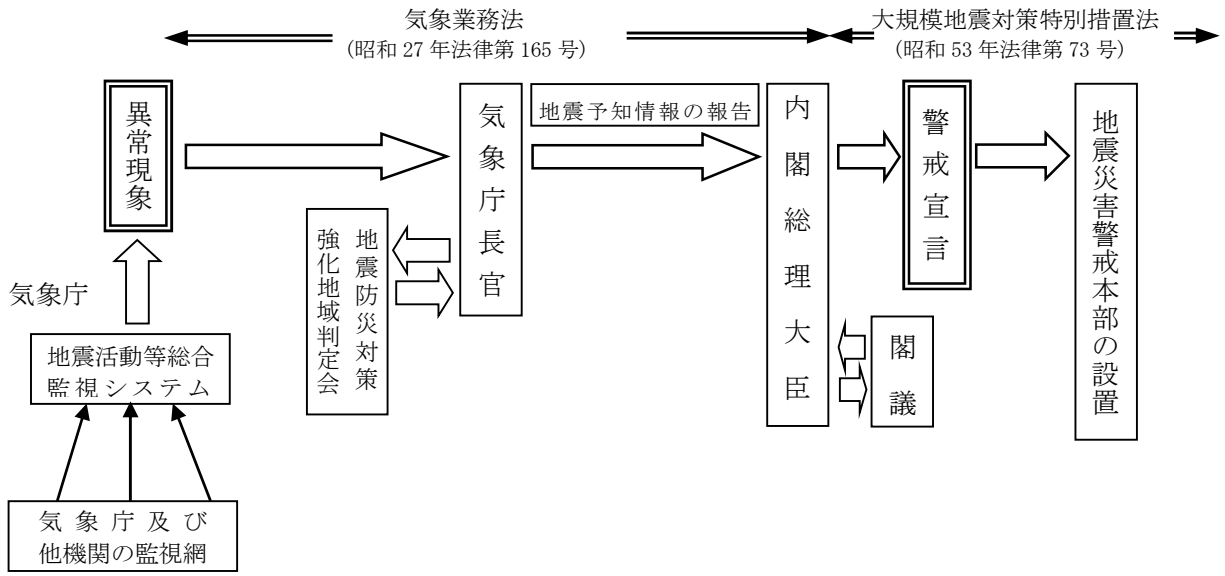

気象庁が発表する情報

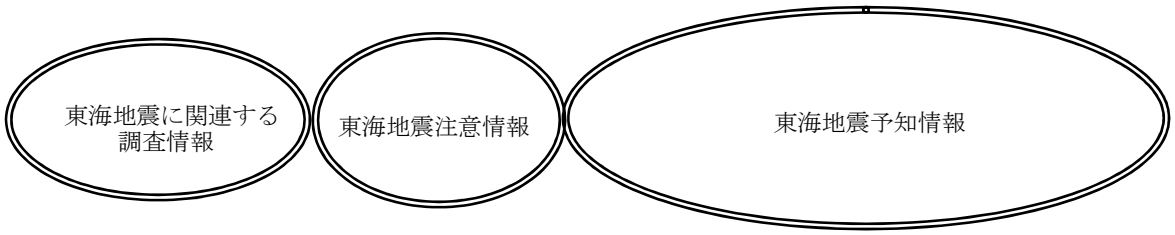

【参考】

東海地震に関連する情報発表基準等

情報	プレスリップに沿った変化が観測された場合	その他の変化が観測された場合
東海地震予知情報 (カラーレベル赤)	発表基準（警戒宣言が発せられた後に発表） 東海地震が発生するおそれがあると認められた場合（東海地域における歪計 3 箇所以上での有意な変化がプレスリップによるものと認められた場合等） 解除基準（警戒解除宣言とほぼ同時発表） 東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合（東海地震が発生した場合、または、東海地域における全ての歪計の変化が収まる等、プレスリップの可能性がなくなったと認められた場合等）	（「東海地震予知情報」は発表されない） 現時点の科学技術では東海地震につながると判断できない
東海地震注意情報 (カラーレベル黄)	発表基準 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合（東海地域における歪計 2 箇所での有意な変化がプレスリップによるものと矛盾がないと認められた場合等） 解除基準 東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合（東海地域における全ての歪計の変化が収まる等、プレスリップの可能性がなくなったと認められた場合等）	（「東海地震注意情報」は発表されない） 現時点の科学技術では東海地震につながると判断できない
東海地震に関連する調査情報(臨時) (カラーレベル青)	発表基準 東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合（東海地域における少なくとも歪計 1 箇所で有意な変化が観測された場合等、または、顕著な地震活動が想定震源域内またはその近傍で発生した場合で、東海地震との関連性について直ちに評価できない場合等） 〈下記の場合は、「東海地震に関連する調査情報(終了)」が発表され、「今回の『東海地震に関連する調査情報(臨時)』は、これで終了します」と補足される＞ ① 東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合（東海地域における全ての歪計の変化が収まる等、プレスリップの可能性がなくなったと認められた場合等、または、地震は発生しているが、特段の地殻活動が観測されていない（プレスリップに沿った変化と判断されない）こと、かつ、地震活動が順調に減衰する傾向にあること、が認められた場合等)、あるいは、 ② 発生した地震が直ちに東海地震に関連がないと判断できる場合	
東海地震に関連する調査情報(定例) (カラーレベル青)	毎月開催される定例の地震防災対策強化地域判定会（以下、「判定会」）において評価した「最近の東海地域とその周辺の地震・地殻活動」の調査結果を発表するもの。 東海地震に直ちに結びつくような変化は観測されていない旨が記され、防災対応は特に必要としない。	

注1)　プレスリップによる変化と判断する基準：

①地殻変動の一定期間の変化量がプレート境界に置いた低角逆断層で説明可能なこと

②異なる観測点の変化が同期しており、「時系列の関数系が同一とみなせること

③時間的変化に加速的傾向が認められること

内閣総理大臣の東海地震に関する警戒宣言及び国民に対する呼びかけ（文例）

大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から、「地震観測データ等に異常が発見され、２、３日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがある」との報告を受けました。

この地震が発生すると、地震防災対策強化地域のうち、静岡県全域及び神奈川県、山梨県、長野県、愛知県の一部地域内では震度６弱以上、その隣接地域で震度５強程度の地震になると予想されます。また、太平洋沿岸の広い地域に津波の来襲が予想され、特に、伊豆半島南部、駿河湾から遠州灘、熊野灘沿岸にかけてと伊豆半島の一部、及び相模湾の一部、房総半島南部の一部では大きな津波のおそれがあります。

政府としても、総力を挙げて万全の体制で取り組みますので、強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画を作成している施設管理者及び事業者は、それぞれの地震防災計画にのっとり地震防災応急対策を実施してください。

国民の皆様、特に強化地域内の居住者、滞在者及び事業者等は、警戒態勢をとり、関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。地震、津波、崖崩れなど、避難が必要となる場合があるので自治体の指示に従って行動してください。

なお、強化地域内への旅行や電話は、差し控えてください。

地震予知情報の詳しい内容及び地域住民や国民の具体的な行動要領については、気象庁長官及び防災担当大臣に説明させます。

今後とも情報提供を行っていきますので、テレビ、ラジオや自治体の広報に注意してください。

年　　月　　日

内閣総理大臣　○　○　○　○

東海地震予知情報（文例）

平成○年○月○日
○○時○○分
気象庁地震火山部

東海地震予知情報

＊＊　見出し　＊＊

浜北（はまきた）、天竜（てんりゅう）、藤枝（ふじえだ）の地殻変動データ等が大きく変化しており、このままの変化が続けば、現在から２、３日以内に駿河湾及びその南方沖を震源とする大規模な地震（東海地震）が発生するおそれがあると予想されます。

地震防災対策強化地域及び隣接する周辺地域では、東海地震の発生につき厳重な警戒が必要です。

＊＊　本文　＊＊

気象庁が東海地域に設置した地殻岩石歪（ひずみ）計のうち、浜北、天竜、藤枝の観測データ等が大きく変化しています。このほか、周辺の地殻岩石歪計、傾斜計、水位計にも若干の変化があらわれています。

これらの異常な地殻変動は、浜名湖北東部直下の深さ役30Kmのプレート境界の一部がゆっくりとずれ動き始めたことに伴うものと推定されます。

このままの変化が続けば、現在から２、３日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震（東海地震）が発生するおそれがあると予想されます。

予想される地震が発生すると、地震防災対策強化地域のうち、静岡県全県及び神奈川県、山梨県、長野県、愛知県、岐阜県の一部の地域では震度６弱以上、その他隣接する周辺の地域では震度５強程度になると予想されます。

また、太平洋沿岸の地域に津波の来襲が予想され、特に、伊豆半島南部、駿河湾から遠州灘、熊野灘沿岸にかけてと伊豆半島の一部、及び相模湾の一部、房総半島南部の一部では大津波となるおそれがあります。

地震防災対策強化地域及び隣接する周辺地域では、東海地震の発生につき厳重な警戒が必要です。

（東海地震に関する情報第○号）

◎別図１－４－１　東海地震に関連する調査情報（臨時）伝達系統図　勤務時間内

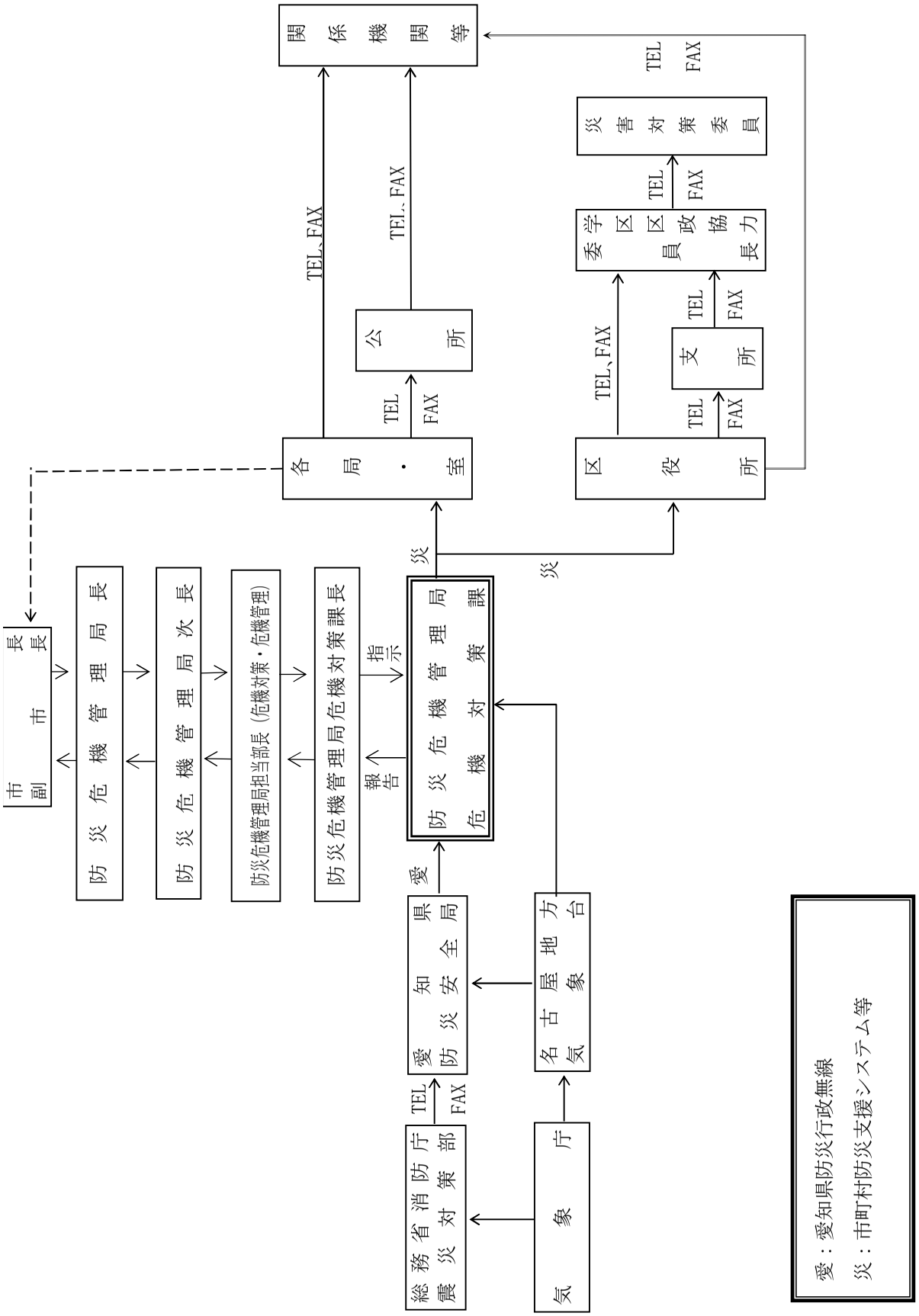

◎別図１－４－２　東海地震注意情報伝達系統図

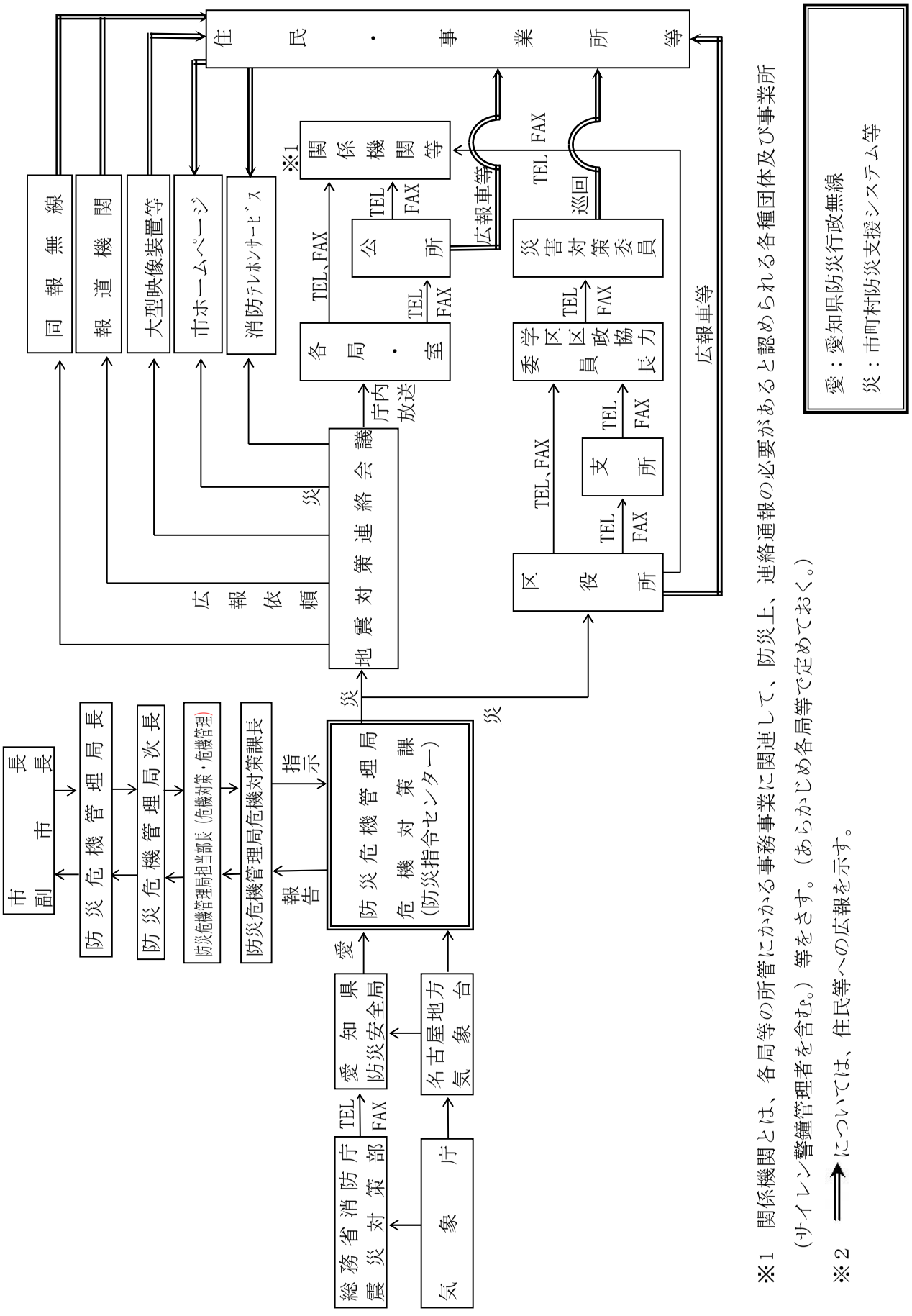

※１　関係機関とは、各局等の所管にかかる事務事業に関連して、防災上、連絡通報の必要があると認められる各種団体及び事業所（サイレン警鐘管理者を含む。）等をさす。（あらかじめ各局等で定めておく。）

※２　⟹については、住民等への広報を示す。

◎別図１－４－３　警戒宣言伝達系統図

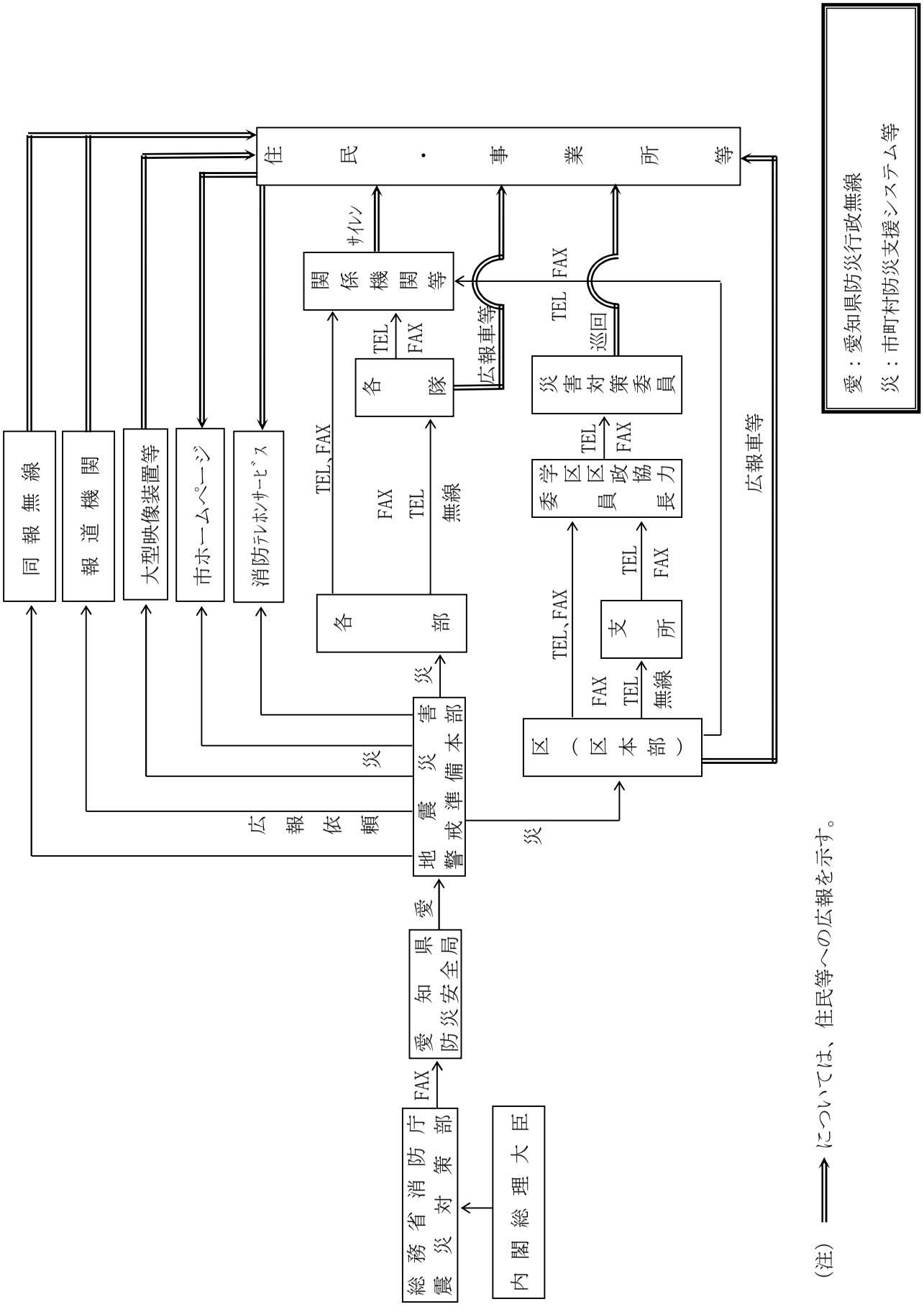

◎別図１－４－４　東海地震予知情報伝達系統図

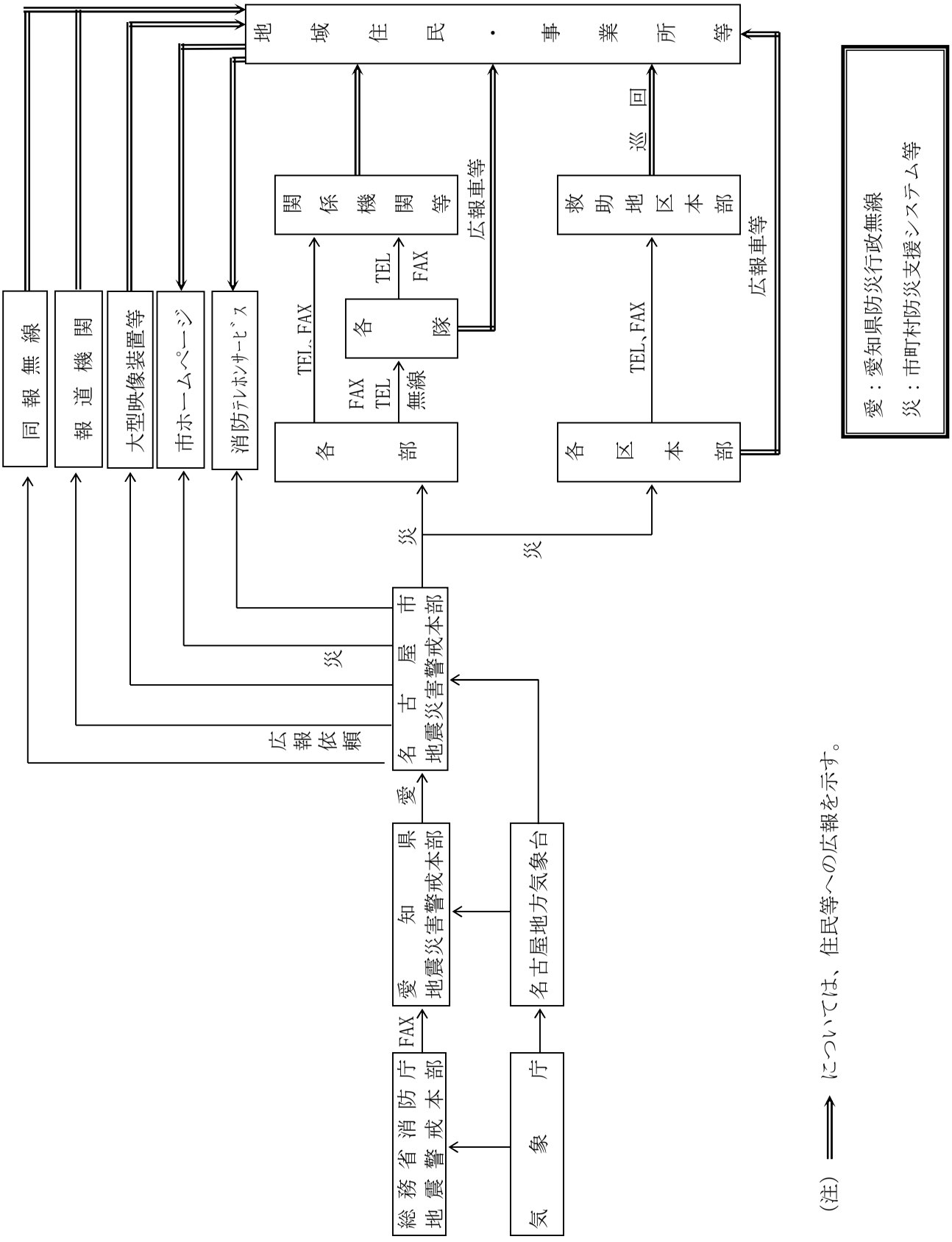

第２　発災に備えた資機材、人員等の配備手配

市、県及びその他の防災関係機関は、地震発生後に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食糧、生活必需品、応急復旧用資機材等の発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続き、災害応急対策に係る措置を実施する人員の事前配備を行うものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、警戒宣言が発せられた場合の対応のための準備的な対応を実施する。

また、市は、県に対して居住者、滞在者その他の者及び公共的団体（以下「居住者等」という。）に対し応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資の供給の要請をすることができるものとする。

なお、地震防災応急対策に係る措置を実施するために特に必要があると認めるときは、市長は、大震法第27条第1項の定めにより、区域内の他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件を使用することができるものとする。この場合、市長は、土地建物等の占有者等に大震法施行令第13条に定める通知等をするものとする。この措置を執ったときには、当該処分により通常生ずべき損失については、大震法第27条第6項の定めにより、これを補償するものとする。

１　食品及び生活必需品、医薬品等の確保

地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資等の確保を行うため、東海地震注意情報発表時又は警戒宣言時、市（健康福祉部、子ども青少年部、経済部、経理部、）は、市が備蓄する非常用の食品及び生活必需品、医薬品等の保有数量等の点検・確認を実施し、払い出し体制の確立を図るとともに、県及び供給協定を締結している関係業界等と連絡をとり、円滑な供給体制の確立を図る。

(1) 食品及び生活必需品の確保

ア　市が備蓄する非常用の食品及び生活必需品の保有数量等の点検、確認を実施し、払い出し体制の確立を図る。

イ　市が供給協定を締結している関係の団体・業界と連絡をとり、食品及び生活必需品の放出可能な数量を把握し、円滑な供給体制の確立を図る。（附属資料編　計画資料42　参照）

(2) 医薬品等の確保

ア　市立病院、保健センター等に保有又は備蓄する医薬品等の数量等を点検、確認し、応急医療体制の確立を図る。

イ　関係機関・業界と連絡をとり、医療・助産・保健救護活動に必要な医薬品及び医療器材の放出可能な数量の把握に努め、緊急調達体制の確立を図る。（附属資料編　計画資料44　参照）

２　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

(1) 緊急輸送確保用資機材及び人員の配備

ア　市（緑政土木部）及び県は、東海地震注意情報発表時又は警戒宣言時、発災後における道路啓開や緊急輸送道路を確保するため、資機材・人員の確保等を行い応急復旧体制をとるものとする。（附属資料編　計画資料75　参照）

イ　県公安委員会は、警戒宣言時、居住者等の避難の円滑な実施を図り、又は緊急輸送車両等の通行路を確保するため、交通規制標識又は交通規制用広報看板を必要箇所に設置する。

ウ　東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社等は、警戒宣言時、発災後における応急復旧に備えるため、おおむね次のような措置を講ずるものとする。

（ア）　応急復旧用資機材・機器の所在を確認するとともに、関係者の手持ち資料、機器についてもその所在を確認する。

（イ）　必要によりあらかじめ定めてある要員により応急復旧体制をとる。

(2) 給水確保用資機材及び人員の配備

市（上下水道部）は、東海地震注意情報発表及び警戒宣言時、発災後における給水確保に備え、次の措置を講ずる。

ア　給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の確保につとめる。

イ　人員の配備を実施する。

（附属資料編　計画資料72～75　参照）

(3) 下水道機能確保用資機材及び人員の配備

ア　市（上下水道部）は直ちに各施設を緊急点検する。

イ　発災後の応急復旧に備えて資機材の点検、確保及び要員の確保に努める。

(4) 電力供給確保用資機材及び人員の配備

中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社及び株式会社ＪＥＲＡは、東海地震注意情報または警戒宣言の伝達を受けた場合、社内に警戒体制を発令し、次の措置を講ずる。

ア　車両を整備・確保して応急出動に備えるとともに、資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

イ　あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

(5) 都市ガス供給用資機材及び人員の配備

東邦ガス株式会社は、東海地震注意情報の伝達を受けた場合、社内に警戒体制を発令し災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

ア　車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

イ　あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

(6) 通信確保用資機材及び人員の配備

ア　市は、警戒宣言時、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ災害応急用無線機の整備・確認を行い、事前に相互の連絡調整を図る。（附属資料編　計画資料39、56、56-2　参照）

イ　西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。

(7) 浸水対策用資機材及び人員の配備

市（緑政土木部・上下水道部）は、東海地震注意情報発表時から水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって迅速かつ強力に推進できるよう、非常配備の体制を整えるものとする。

このため、浸水対策用資機材及び人員の確保等の準備を行うものとする。（附属資料編　計画資

料31、32参照）

(8) 廃棄物処理及び清掃活動用資機材及び人員の配備

ア　一般廃棄物処理施設

市（環境部）は、地震災害が発生した場合に備えて、速やかに一般廃棄物処理施設を復旧、稼動できるよう、東海地震注意情報発表時の体制の確保を図るものとする。

イ　ごみ処理

市（環境部）は、災害により一時的多量に排出される災害ごみの収集、運搬及び処分や、損壊した建物等から発生する災害がれきの処理が速やかに行えるよう、東海地震注意情報発表時には、災害廃棄物処理の協力を要請する関連団体と連絡をとり、人員体制及び資機材の確保を図るものとする。（附属資料編　計画資料77参照）

ウ　し尿処理

市（環境部）は、各指定避難所等のトイレが使用不能になった場合に備えて、必要に応じて災害用トイレを確保できるよう、また、し尿の処理が速やかに行えるよう、東海地震注意情報発表時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。（附属資料編　計画資料78参照）

(9) 防疫活動用資機材及び人員の配備

市（健康福祉部）は、地震発生時に感染症予防対策として防疫活動が実施できるよう、警戒宣言時には必要な配備体制をとるものとする。（附属資料編　計画資料76参照）

(10) 医療・助産・保健救護用資機材及び人員の配備

市（健康福祉部）は、東海地震注意情報発表時又は警戒宣言時、応急的な医療・助産・保健救護活動の実施のための準備をする。

ア　保健センター、市立病院を拠点として、医療・保健救護活動の準備を進めるものとする。

イ　応急的な医療・助産・保健救護活動を実施するため、必要な救護班を編成する。

ウ　応急的な医療・助産・保健救護活動の実施に応援が必要と判断される場合は、市は県に対し応援要請をすることができる。

第3　東海地震注意情報発表時及び警戒宣言時の広報

地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、広報活動を実施する。

広報の手段としては、同報無線、広報車、テレビ、ラジオ等を活用する。

1　東海地震注意情報発表時の広報

東海地震注意情報発表時は、警戒宣言時の混乱を防止するため、警戒宣言時の広報手段（地震防災信号を除く。）及び報道機関への広報依頼に準じて、適切な広報を行うものとする。

広報を行う必要がある項目はおおむね次のとおりとする。

(1) 東海地震注意情報の内容

(2) 市長から市民への呼びかけ

(3) テレビ、ラジオ等で正確な情報をつかむことの呼びかけ

(4) 強化地域内外の公共交通機関の運行状況

(5) 警戒宣言が発せられるまでの間における帰宅の促進

【東海地震注意情報の広報文例】

こちらは、名古屋市です。午前(午後)〇時〇分に東海地震注意情報が発表されました。この東海地震注意情報は、東海地震の可能性が高まったと認められる情報です。地震が確実にくるということではありません。

今後、警戒宣言が発せられますと、鉄道、地下鉄、バスなどの公共交通機関の運行が停止され利用できなくなります。ただし、新幹線は名古屋駅から大阪方面への運行は継続されます。

地震に備えるために次の準備行動を開始してください。

○　旅行等を控え、不必要に外出しないでください。

○　テレビ・ラジオなどにより引き続き正確な情報を確認してください。

○　現在は、公共交通機関が運行されています。混乱を起こさないように心がけ、帰宅されることをお勧めいたします。

《繰り返す》

東海地震注意情報発表時の市長から市民への呼びかけ文例

市民の皆さん、名古屋市長の〇〇〇〇でございます。

既に、ご存知のことと思いますが、気象庁から本日午前（午後）〇時〇分、東海地震注意情報が発表されました。

この東海地震注意情報は、東海地震の可能性が高まったと認められる情報です。地震が確実にくるということではありません。皆さんは落ち着いて地震に備えるための準備行動を開始してください。

不必要な外出を控え、テレビやラジオなどにより引き続き正確な情報を得るよう努めてください。

なお、今後、東海地震に係る警戒宣言が発せられますと、新幹線は名古屋駅から大阪方面への運行は継続されますが、その他の公共交通機関は運行が停止され利用できなくなります。

そのため、現在、外出等をされている方は、今の段階で帰宅されることをお勧めします。

大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、正確な情報をラジオ、テレビや市の広報などで確認してください。秩序正しく冷静に行動していただくことをお願いします。

東海地震注意情報発表時の市長から市民への呼びかけ文例（英語）

Attention all citizens, this is the Mayor of Nagoya ○○.
We might have to give an official earthquake warning.
We have not given a warning yet.
If an official earthquake warning is given, buses, subways, and trains will stop except for Shinkansen trains departing for Osaka.
Now, because all buses, subways, and trains might stop shortly, please go home.
Please remain calm. Please listen to official news on the radio and television.
Thank you for your cooperation.
（市民の皆さん、名古屋市長の○○です。警戒宣言が発表される可能性があります。しかし、現在のところまだこの警戒宣言は発表されてはいません。この警戒宣言が発表されますと、新幹線の大阪方面行きを除くバス、地下鉄及び列車は停止します。バスや電車等が停止する前に家に帰る必要がある方は、今すぐ帰宅してください。落ち着いて行動してください。ラジオやテレビからの正確な情報に耳を傾けてください。ご協力をお願いします。）

2　警戒宣言時の広報

(1) 広報項目

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。なお、広報の手段等により適宜広報内容を選定し広報するものとする。

ア　警戒宣言及び東海地震予知情報の内容、特に市内の震度及び津波の予想
イ　市長から市民への呼びかけ
ウ　テレビ、ラジオ等で正確な情報をつかむことの呼びかけ
エ　強化地域内外の交通規制の状況、公共交通機関の運行状況
オ　強化地域内外のライフラインに関する情報
カ　避難対象地区に対する避難の指示等に関する情報
キ　避難対象地区以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
ク　応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
ケ　住民、応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
コ　車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
サ　金融機関が講じた措置に関する情報
シ　混乱防止のための対応措置
ス　その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

【警戒宣言時の広報文例】

繁華街用

こちらは、名古屋市です。午前（午後）○時○分に警戒宣言が発せられました。

この警戒宣言は、２・３日（または数時間）以内に東海地方を中心に強い地震が発生するおそれがあるというものです。

新幹線の大阪方面行きを除き、公共交通機関は停止しておりますので、徒歩で帰ることができる方は、気をつけてお帰りください。帰ることができない方は、近くの○○避難場所へ移動してください。

《繰り返す》

避難対象地区用

こちらは、名古屋市です。午前（午後）○時○分に警戒宣言が発せられました。

この警戒宣言は、2・3 日（または数時間）以内に東海地方を中心に強い地震が発生するおそれがあるというものです。

ここは避難対象地区として指定されていますので、市長から避難指示が発令されています。○○小学校（○○中学校）まで避難してください。

避難は動きやすい身軽な服装、非常持出品等を準備してから落ち着いて避難してください。

《繰り返す》

警戒宣言時の市長から市民への呼びかけ文例

市民の皆さん、名古屋市長の○○○○でございます。

既に、ご存知のことと思いますが、内閣総理大臣は、本日午前（午後）○時○分、東海地震の警戒宣言を発しました。

この地震が発生しますと、名古屋市内では、震度６弱の地震になると予想されますので、十分警戒してください。

既に市をはじめ防災関係機関では、職員が非常配備に就いて防災対策に全力をあげておりますが、市民の皆さんも次の点に十分留意して、いざという時に備えていただきたい。

まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業などは極力自粛してください。

次に、消火の準備や飲料水の汲み置きなど、できる限りやっておいてください。

それ以上に大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、放送や市の広報など正確な情報に耳を傾け、避難などで外出する場合も、市、警察、消防などの職員の指示に従って秩序正しく行動してください。

○○万市民の皆さんと力を合わせて、この非常時を乗り切っていきたいと念願し、ただ今、全力を傾注しています。

また、防災関係機関の皆さんも大変ですが、万全の対策をお願いします。

警戒宣言時の市長から市民への呼びかけ文例（英語）

Attention all citizens, this is the Mayor of Nagoya ○○.
The Prime Minister has said that a very big earthquake will happen in Nagoya.
Please don't be afraid, police officers, firefighters, and other officials will help you.
Please stop cooking, and don't use fire.
Please don't drive, or do dangerous things.
Please try and find water to drink and to fight fire. Please be calm.
Please listen to radio and television for news, and obey police officers, firefighters, and other officials.
I know we can all be safe.
Thank you for your cooperation.
（市民の皆さん、名古屋市長の○○です。内閣総理大臣から名古屋市に非常に大きな地震が発生する可能性があると発表がありました。警察官、消防官、公務員が皆さんを助けますので、心配しないでください。地震が来る前に、料理や火を使うことはやめてください。自動車の運転や危険な作業も中止してください。飲み水や火を消すための水を準備してください。落ち着いてください。ラジオやテレビのニュースに注意するとともに、警察官、消防官、公務員の指示に従ってください。私は皆さん全員が無事であることを確信しています。ご協力をお願いします。）

(2) 広報手段及び内容等

ア　災害対策委員等による巡回

災害対策委員、救助地区本部委員及び消防団は、分担された地域を巡回し、警戒宣言等が発せられた旨を伝達する。

警戒宣言の伝達内容は、第4節　第1・3「警戒宣言の伝達」の文例による。

イ　地震防災信号（サイレン・警鐘）

（ア）担当部

関係各部、区本部

（イ）関係各部及び区本部は、あらかじめ協力をとりつけたサイレン・警鐘管理者に対して、警戒宣言が発せられた事実の伝達及びサイレン・警鐘の吹鳴・打鐘の依頼を行う。

サ　イ　レ　ン	警　　鐘
(約45秒) 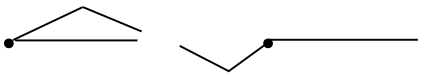 (約15秒)	(５点)

備　考　１　サイレンは、5回以上適宜の時間継続して吹鳴する。 　　２　警鐘は、10回以上適宜の時間継続して打鐘する。

ウ　広報車

（ア）担当部

区本部

（イ）広報の方法

ａ　区本部は、警戒宣言が発せられたときは直ちに各区隊（消防隊、環境隊、土木隊、水道隊）に対し広報車による住民広報実施の協力を依頼する。

ｂ　区本部及び各区隊は、協議によりあらかじめ定めた区域、巡回経路、広報内容等によりそれぞれ広報を行う。

なお、広報内容の正確な伝達を確保するため、停止して広報を行うことを原則とする。

（ウ）広報の内容

ａ　警戒宣言及び東海地震予知情報の内容に関すること。

ｂ　避難の指示（避難対象地区に限る。）に関すること。

ｃ　落ち着いて行動すること。

ｄ　テレビ・ラジオ等から正確な情報の収集に努めること。

ｅ　緊急貯水、出火防止など家庭において実施すべき防災対策に関すること。

ｆ　その他状況に応じて必要と認める事項に関すること。

エ　航空機（ヘリコプター１機）

（ア）担当部

消防部（消防航空隊）

（イ）広報の方法

航空機の拡声装置を活用し、地盤軟弱地域、急傾斜地崩壊危険区域、木造家屋密集地域等を重点に広報を行う。

（ウ）広報の内容

ａ　警戒宣言及び東海地震予知情報の内容に関すること。

ｂ　落ち着いて行動すること。

ｃ　テレビ・ラジオ等から正確な情報の収集に努めること。

ｄ　緊急貯水、出火防止など家庭において実施すべき防災対策に関すること。

ｅ　その他状況に応じて必要と認める事項に関すること。

オ　テレビ、ラジオ等

市長から市民への呼びかけを行う。(第4節　第3「市長から市民への呼びかけ文例」参照)

カ　その他

大型映像装置、市ホームページ、消防テレホンサービス等を活用しての広報を行う。

⑶ 報道機関への広報依頼

ア　担当部

本部室事務局、庶務部

イ　方法

本部室事務局は庶務部を通じて、日本放送協会名古屋放送局及び民間放送各社に対し、広報の放送を依頼する。

ウ　内容

（ア）警戒宣言及び東海地震予知情報の内容

a　地震が発生するおそれがあると認められる時期に関すること。

b　地震の震源域に関すること。

c　地震の規模に関すること。

d　その他必要と認められる事項に関すること。

（イ）名古屋市域における震度の予想

（ウ）住民がとるべき措置

a　テレビ、ラジオ等で正確な情報をつかむこと。

b　避難の指示等に基づき避難すること。

c　家庭の防災会議を開き、それぞれの分担を確認すること。

d　出火の防止、危険物の安全措置をとること。

e　3日分程度の食料、飲料水、医薬品等を確保すること。

f　家具等の転倒、落下防止等の措置をとること。

g　非常持出品を点検すること。

h　隣近所と連絡をとり助け合うこと。

i　自動車、電話の使用は自粛すること。

j　避難場所を確認すること。

（エ）事業所等のとるべき措置

a　原則として、操業、営業を自粛すること。

特に化学工場等危険物を大量に保有している事業所に対しては、操業の一時停止、制限等安全対策を推進すること。

避難対象地区以外の日用品、食料品等生活必需品を取り扱う小規模小売店にあっては、安全の確保を図りつつ、必要に応じて営業の継続に努めること。

b　保安点検を実施し、適切な保安体制を確立すること。

c　従業員が直ちに大挙して帰宅行動に移ることの自粛を求め、時差をもって計画的に帰宅させること。

d　営業車等自動車の使用を自粛すること。

e　乳幼児、児童、介護を要する高齢者及び障害者のある従業員の優先帰宅を勧めること。

（オ）市及び防災関係機関が行う応急対策の内容

a　市立幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校・高等学校の幼児・児童・生徒の動向

b　公共交通機関の状況

c　交通規制及び道路の状況

ｄ　水道、電気、ガスの供給状況

ｅ　その他状況に応じて、本部から住民に伝達する必要があると認める事項

（カ）消防計画、予防規程、防災規程等を作成している事業所に対する地震防災応急対策実施の呼びかけ

エ　本部は、報道体制について強化を図るものとする。

3　相談窓口

警戒宣言時の地震防災応急対策に関する住民からの照会に対応する主な窓口を明示し、その周知を図る。

区分	事　　項	窓　　口
1	地震防災応急対策一般に関すること。	各区総務課 防災危機管理局総務課
2	交通状況に関すること。 (1)　ＪＲ東海の運行に関すること。 (2)　地下鉄、市バスの運行に関すること。 (3)　道路交通対策に関すること。 (4)　交通情報に関すること。	 ＪＲ東海各駅 交通局（広報広聴課、テレホンセンター、地下鉄各駅、市バス各営業所） 愛知県警察（交通部交通規制課、各警察署） 愛知県警察（交通部交通規制課）
3	水道、電気、ガスの供給等に関すること。 (1)　水　道 (2)　電　気 (3)　ガ　ス	 上下水道局（各水道営業所） 中部電力パワーグリッド株式会社（各営業所） 東邦ガス株式会社お客さまセンター （0570-783987［ナビダイヤル］）
4	電信電話に関すること。	西日本電信電話株式会社（東海支店災害対策室）
5	出火防止等の地震火災対策に関すること。	消防局（消防部消防課、各消防署(出張所)）
6	事業所等の地震防災応急対策に関すること。	消防局（予防部予防課、各消防署(出張所)）
7	社会福祉施設及び学校等（市立）の幼児、児童、生徒等の帰宅に関すること。	（社会福祉施設） 総合的事項－健康福祉局及び子ども青少年局の各総務課 個別的事項－各社会福祉施設又は各所管課 （学校等） 総合的事項－市教育委員会事務局指導部指導室 個別的事項－各学校及び幼稚園
8	ごみ・資源、し尿の処理に関すること。	総合的事項－環境局作業課 個別的事項－各環境事業所

（資料）

・区別広報車保有状況　（附属資料編　計画資料69）

・名古屋市災害対策委員規則　（附属資料編　計画参考14）

第４　避難対策

警戒宣言時、住民等は、居住する建物の耐震性等から判断して、建物内外の安全と思われる場所で防災措置を実施し待機することを原則とする。ただし、建物の耐震性が乏しく、かつ、付近に安全な場所が確保できない場合には、避難場所（広域避難場所、一時避難場所又は市立小中学校、一部の高等学校のグラウンド）に避難するものとする。

１　市が行う避難対策（第1章　第14節　参照）

(1) 避難対策の基本方針

ア　市において、警戒宣言時に避難の指示等の対象となる地区（以下「避難対象地区」という。）は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により指定された「急傾斜地崩壊危険区域」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」により指定された「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」の地域とする。（附属資料編　計画資料15、16参照）

イ　避難対象地区の住民等は、警戒宣言時、速やかにあらかじめ定められた市立小中学校、一部の高等学校のグラウンドへ避難する。

ウ　住民等が避難場所まで避難するための方法については、原則として徒歩によるものとする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な住民については、その実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努める。

エ　避難に際しては、原則として自主防災組織又は隣近所等で互いに助け合い、集団で行動する。

オ　市及び避難者は、避難誘導や避難場所での生活にあたっては、要配慮者に配慮する。

カ　住民等の避難の判断を支援するため、市は耐震診断の促進、地震ハザードマップの作成配布など、避難対策に努める。

(2) 避難対象地区への広報等

避難対象地区の住民等に対しては、平常時から、ハザードマップ等により、次の事項の周知を図る。

ア　避難対象地区の範囲

イ　想定される危険の種類

ウ　避難経路及び避難場所

エ　避難の指示等の伝達方法

オ　避難する時期

カ　避難に際しての服装、携行品及び非常食糧の持ち出し等

キ　その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、車の使用禁止等）

(3) 避難対象地区にある事業所等の対策

避難対象地区にある事業所等は、事業所等の従業者、収容者、入場者等に対し、(2)に掲げる事

項について、あらかじめ十分周知を図るものとする。この場合において、保育所、幼稚園及び学校は(2)に掲げる事項に加えて、園児、児童及び生徒の引渡し方法並びに登下校（園）時の措置について保護者に対し周知を図るものとする。

(4) 避難の指示等及び警戒区域の設定等

ア　市長は、警戒宣言時、住民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、避難対象地区について避難の指示等を行い、又は地震災害による危険を防止するため必要と認める区域について警戒区域の設定を行うとともに、次の措置をとるものとする。

（ア）広報車等による避難の指示等の周知措置及び報道機関に対する放送依頼

（イ）避難場所の開設及び応急対策用資機材の点検整備

（ウ）対象区域の自主防災組織、施設及び事務所への通知及び集団避難の指導

（エ）地震警戒本部と避難場所を結ぶ情報連絡網の開設

（オ）避難終了後の地区についての防火防犯パトロール

（カ）愛知県地震災害警戒本部への避難状況等の報告

（キ）県公安委員会（愛知県警察）への交通規制及び避難誘導等の措置の依頼

（ク）愛知県警察への避難の指示等を行った旨の通知及び協力要請

（ケ）名古屋海上保安部に対する避難誘導及び海上における交通規制等の措置の依頼

（コ）名古屋海上保安部に対する臨海部地域の避難の指示等を行った旨の通知及び協力要請

イ　市は、開設する避難場所ごとに発災前後における避難場所への収容日数等を勘案した必要な設備資機材の配備、食品及び生活必需品の調達及び確保並びに職員の派遣を行う。

ウ　避難の指示等があった時は、区域の災害対策委員、自主防災組織及び事業所等は、あらかじめ定めた避難計画及び地震警戒本部の指示に従い、住民、従業者、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

(5) 避難対象地区における避難誘導

ア　避難誘導は、消防職員、区本部職員、警察官、自主防災組織、消防団等が相互に連携し実施するものとする。

イ　避難の順序は、妊産婦、傷病人、障害者、高齢者、乳幼児を優先し、一般を次順位とする。

ウ　学校、社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童、生徒、施設利用者等を安全に避難誘導する。

エ　避難（誘導）経路については、安全を確認し、危険箇所を避ける。また、避難経路に危険箇所がある場合は、標示、なわ張り等を行うほか要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。

(6) 避難における服装等

ア　服装は動きやすいものとするが、運動靴を履き、帽子（できればヘルメット）をかぶる。

イ　非常袋（食糧、タオル、ちり紙、懐中電灯、救急薬品、雨具等）、水筒、貴重品を携行する。

ウ　屋外における避難生活に必要となる物品（テント等）を携行する。

(7) 避難場所

ア　市が管理し又は必要な措置を講ずる避難場所は、広域避難場所、一時避難場所及び市立小中学校、一部の高等学校のグラウンドとする。

イ　避難場所のうち避難者が避難生活に使用する部分は、がけ崩れ等の危険のない部分とし、避難場所の一部ががけ崩れ等により土砂等が入り込む危険性がある場合は、当該部分への侵入防止措置を図るものとする。

ウ　避難場所の設置（管理）期間は、警戒宣言時から警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生するまでとする。なお、地震発生後の対応については、第3章第9節によるものとする。

(8) 避難場所への職員等の配置

ア　区本部長は、警戒宣言時、避難場所のうち市立小中学校等のグラウンドに、速やかに区本部職員等を配置する。

イ　避難場所のうち広域避難場所及び一時避難場所については、区本部職員等が巡回し状況把握及び必要な措置を講ずる。また、区本部長は、避難状況等から必要と認める場合は、必要と認める広域避難場所及び一時避難場所に区本部職員等を配置する。

ウ　区本部長は、上記以外の場所への職員の配置が必要と認めるときは、必要に応じて区本部職員等を配置する。

エ　地震警戒本部は、あらかじめ区本部に区指定動員により応援職員を配置しておく。

オ　区本部長は、避難場所への職員の配置に際し、必要により地震警戒本部に応援職員を要請する。

カ　学校部職員は、避難場所のうち市立小中学校等のグラウンドについて、区本部職員等と共同して避難場所における職員の任務（避難者による避難場所管理運営の支援等）を行う。

この場合、学校部の業務（児童・生徒の保護等）に必要な範囲の職員を除く学校部職員は、当該避難場所の小中高等学校長（校長の指示を受けた代理の者を含む。以下「校長」という。）の指示を受けて、当該避難場所における職員の任務（主として施設管理の立場から避難者による避難場所管理運営の支援等）に従事するものとする。校長の指示を受けた職員が当該任務に従事する間は、区本部長の指示に従うものとする。

(9) 避難生活

ア　基本方針

避難場所での避難生活は、原則として屋外による。ただし、要配慮者（高齢者、障害者、傷病者、乳幼児等）は、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活をすることができる。

上記に掲げる屋内における避難生活については、次のとおりとする。

（ア）要配慮者については、要配慮者の状態、天候及び周囲の状況等から判断して、必要であると認める場合は、屋内避難できる。

この屋内避難は、あらかじめ屋内避難の危険性及び注意点等を周知した上で、要配慮者本人又はその介護等のために必要な付添い者等の判断に基づくものとする。

（イ）屋内避難の対象者は、要配慮者本人及びその介護等のために必要な付添い者等とする。

（ウ）屋内避難の対象となる建物は、原則として市立小中学校等の体育館及び格技場とし、昭和56年6月1日改正以降の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）で定める基準を満たす建物又は耐震診断等によりこれと同程度の耐震性能があると判断された建物（以下「耐震性を有する建物」という。）とする。

また、区本部長は、必要があると認める場合、市立小中学校等の体育館及び格技場以外の耐震性を有する建物（市立小中学校の職員室・保健室等の管理諸室を除く。）を屋内避難に使用することができる。

（エ）（ウ）に掲げる体育館及び格技場においては、落下等の危険のあるものの周囲に侵入できないよう措置を図る。

イ　避難生活の確保

（ア）食料品等の生活必需品は、避難者が3日分程度を携行することを原則とする。

（イ）避難対象地区の住民等の避難先となる市立小中学校等のグラウンドには、必要に応じてテントを設置する。当該テントの設営は、区本部職員等の指示に基づき避難者の協力を得て実施する。

（ウ）避難所の建物が耐震性を有する場合は、原則として建物などの安全を確認後、建物内のトイレを使用する。

必要な場合は、避難所に備蓄している災害用トイレを使用する。さらに、不足する場合は、移送した又は民間事業者等から調達した災害用トイレを使用する。

（エ）避難場所におけるごみは避難者がそれぞれ管理する。

（オ）車両による避難場所への避難は原則禁止し、市立小中学校等グラウンドへの侵入は禁止する。

（カ）要配慮者等の利用した屋内避難対象施設等については、発災後応急危険度判定の結果良好の場合、必要に応じて再使用する。

(10) 避難場所の管理運営

避難場所においては、屋外避難が原則であることを前提に、「指定避難所運営マニュアル」、「災害救助地区本部運営マニュアル」などを準用して、地域の実情を踏まえた避難場所運営に努める。

ア　市立小中学校、一部の高等学校のグラウンド

区本部長は、区本部職員を配置し、災害救助地区本部及び校長の指示を受けた学校部職員と共同して、避難者の中から選任された者を中心に避難場所管理組織を整え、避難者の保護にあたる。

（ア）管理組織の整備

ａ　避難者は災害救助地区本部からの指示を受けて、避難者の中から代表管理者を選任する。

ｂ　代表管理者の指揮に基づき、総務班・施設班・救護班等を編成し、班長・班員で運営する。（小規模避難場所の場合、実情に応じ簡略して運営。）

（イ）管理組織の職務

ａ　代表管理者は、災害救助地区本部及び区本部と連絡をとり、各班の管理及び指揮をする。

ｂ　総務班は、避難者数の把握等避難場所の記録に関すること及び各班の連絡調整、情報の収集・伝達・広報、その他の班に属さないことに対応する。

ｃ　施設班は、避難者の誘導及び施設管理者と調整を図り施設使用の管理をする。

ｄ　救護班は、要配慮者への対応、負傷者の救護・把握及び医療にかかる区本部との連絡調整をする。

ｅ　飲料水の確保、食料品等物資の配分等については、必要に応じて対応する。

（ウ）運営

代表管理者及び各班班長は、要配慮者の対応には十分な配慮に心掛け、冷静な行動をとり、避難者の不安を少しでもやわらげるよう努めながら、当該避難場所の避難者による自主運営にあたる。

なお、その他問題が生じた場合は、災害救助地区本部を通じて、区本部へ連絡して協議、指示を受けるものとする。

イ　広域避難場所及び一時避難場所

区本部長が必要と認める場合には区本部職員等を配置し、上記ア(ア)、(イ)、(ウ)に準じて管理運営するように努める。

この場合、区本部長は、地震警戒本部に対し応援職員等の要請を行う。

(11) 避難救護等の対策

ア　市は、あらかじめ、在宅の要介護高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等避難に当たり介護を要する者の人数、介護者の有無等を町内会・自治会単位等で把握し、学区及び行政区ごとに集約することに努める。

イ　災害対策委員は、防災安心まちづくり委員会の協力を得て、あらかじめ区域内の具体的避難要領を研究し、周知徹底させる。

ウ　災害救助地区本部長は、その職務を行うに当たり区本部及び学区内の住民の各種団体と緊密な連絡を保ち、救助に関しては、防災救助その他の関係機関の職員と相互に協力する。

エ　災害救助地区本部、民生委員・児童委員、消防団及び自主防災組織は、互いに協力し、アに掲げる者の安否を確認し、必要により避難場所への収容等適切な措置をとるよう努める。

オ　市長から(4)に掲げる避難の指示等が行われたとき、アに掲げる者の避難場所までの介護又は担送は、原則として、本人の親族又は災害対策委員若しくは本人が属する自主防災組織が指定する者等が担当するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。この場合、民生委員・児童委員は、地域の実情に応じて協力に努める。

カ　警戒宣言時、市は要配慮者を収容する施設のうち、自ら管理する施設について、収容者等に対し必要な救護を行う。

キ　避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難場所へ早急に避難させるために必要と認められる場合は、車両等により避難者を移送することができる。

ク　市は避難場所においては、必要に応じて次のような救護措置を行う。

（ア）収容施設又はテントへの収容

（イ）食料、飲料水の供与

（ウ）毛布等物資の供与

（エ）医療救護班の編成・避難場所の巡回

（オ）その他必要な救護措置

ケ　市は、救護に必要な物資及び資機材の調達及び確保を図るため、必要に応じて次のような措置を行う。

（ア）市が備蓄する食糧、物資の搬出

（イ）非常用電源設備、給水用資機材その他防災用資機材の配備

（ウ）県に対し、県が備蓄する食糧、飲料水、物資の供与等の要請

（エ）避難者に対する避難生活に必要な食糧、飲料水、物資の自給の要求

（オ）その他必要な措置

(12) 避難状況等の報告

ア　代表管理者は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項について、災害救助地区本部を通じて、区本部へ報告する。

イ　区本部は、避難状況を学区別、避難場所別にとりまとめ本部室事務局へ報告する。

ウ　本部室事務局は、避難状況を区別にとりまとめ、本部幹事会議に報告する。

2　県が行う避難対策

(1) 県は、市が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うと共に、次の事項について市に協力するものとする。

ア　県の管理する施設を避難場所として開設する際の協力

イ　避難に当たり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置

(2) 県は、避難した者に対する救護に必要な物資、資機材を調達・確保するため、市から応援の要請があったときは、おおむね次の措置をとるものとする。

ア　県が把握している物資等の供給のあっせん

イ　県が備蓄している物資等の放出

ウ　給水車、ろ水機等の給水用資機材その他防災用資機材の配備

3　県警察の措置

(1) 避難の際における警告、指示等

警戒宣言が発せられた場合において、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。

この場合において、警察官は、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。

(2) 避難の指示

警戒宣言が発せられた場合、市長が避難のための立退きの指示を行うことができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難のための立退きを指示する。

警察官が避難のための立退きを指示したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

4　県公安委員会の措置

県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合において、強化地域内の居住者、滞在者、その他の者の避難の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、歩行者若しくは車両の通行を禁止し、又は制限する。

5　海上における避難対策

⑴ 名古屋海上保安部は、東海地震注意情報及び警戒宣言が発せられた場合、船舶、臨海施設等に対して、あらかじめ定める伝達系統により、地震に関する情報の伝達・周知を行う。

⑵ 名古屋海上保安部は、東海地震注意情報及び警戒宣言が発せられた場合、釣り客等に対して、船舶、航空機により、地震に関する情報の周知を図る。

⑶ 名古屋海上保安部は、警戒宣言が発せられた場合、津波による危険が予想される海域にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難勧告を行う。

⑷ 警戒宣言が発せられた場合において、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、海上保安官は立退きを指示する。

海上保安官が立退きを指示したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

⑸ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるとき、海上保安官は、警戒区域を設定し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

海上保安官が警戒区域を設定したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

6　児童・生徒等の安全対策

⑴ 東海地震注意情報発表時以降において、児童・生徒等の安全を最大限に確保するため、学校がとる対策について、平常時から、児童・生徒等を始め保護者その他関係者に周知し、協力を得るよう努める。

⑵ 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの児童・生徒等の安全対策については、原則として次のとおり取り扱うものとする。

ア　東海地震注意情報発表時は、児童・生徒等に対し、あらかじめ定めた方法により伝達する。

イ　児童・生徒等が在校中に東海地震注意情報が発表された場合の対応としては、警戒宣言が発せられるまでの間、児童･生徒等の安全措置を講ずるとともに、帰宅させる体制を整える。

ウ　授業を始めとする教育活動を打ち切り安全に帰宅させることが可能であることが確認できた児童・生徒等は、あらかじめ定めた方法で帰宅させる。

エ　児童・生徒等が登下校中に東海地震注意情報が発表された場合においては、あらかじめ定めた方法に基づき帰宅させる。

オ　イ、ウ、エにより難い場合は、学校内の安全な場所で、児童・生徒等を待機させ、引渡しまでの間は、学校で保護する。

カ　児童・生徒等が在宅中に東海地震注意情報が発表された場合においては、休校とし、児童・生徒等は登校させない。

⑶ 警戒宣言時の児童･生徒等の安全対策については、原則として次のとおり取り扱うものとする。

ア　警戒宣言時は、児童・生徒等に対し、あらかじめ定めた方法により伝達する。

イ　児童･生徒等が在校中に警戒宣言が発せられた場合においては、授業を始めとする教育活動を打ち切り、あらかじめ保護者との間で取り決めた方法で帰宅させる。

ウ　児童･生徒等が登下校中に警戒宣言が発せられた場合においては、あらかじめ定めた方法に基づき帰宅させる。

エ　イ、ウにより難い場合は、学校内の安全な場所で、児童・生徒等を待機させ、引渡しまでの間は、学校で保護する。

オ　児童・生徒等が在宅中に警戒宣言が発せられた場合においては、休校とし、児童・生徒等は登校させない。

(4) 学校等においては、(2)、(3)の原則を踏まえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路の状況、交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者、地域の関係機関と協議の上、実態に即して具体的な対応の方法を定めておくものとする。

(5) 施設、設備について、日頃から安全点検を行い、警戒宣言時には災害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。

第５　帰宅困難者対策

災害発生時や警戒宣言時、公共交通機関の運行停止等により、多数の通勤者、通学者、旅行者等の帰宅又は強化地域外への移動（以下「帰宅等」という。）が困難になると予測される。その対策については以下のとおりとする。

１　事前対策

(1) あらかじめ公共交通機関を始めとする関係機関と帰宅困難者（徒歩による帰宅等が著しく困難な者をいう。以下同じ。）対策を協議し、対策を講じるよう努める。

(2) 地震防災応急計画を定める事業所等に対し、帰宅困難者を生じさせないための対策を記載した計画を策定するよう指導する。また、その他の事業所等に対しても同様の協力を要請するための広報に努める。

(3) 市は「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

(4) 国、地方公共団体、関係事業所等は、人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため、都市再生安全確保計画等の作成に努め、官民連携による安全確保策を進めるものとする。なお、名古屋駅周辺地区においては「名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画」、伏見・栄地区においては「伏見・栄地区都市再生安全確保計画」、金山駅周辺地区においては「金山駅周辺地区エリア防災計画」に基づき、一時退避場所、退避施設等の確保を始めとする、必要な安全確保策を実施する。（名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画、伏見・栄地区都市再生安全確保計画及び金山駅周辺地区エリア防災計画における、一時退避場所、退避施設は計画資料86を参照。）

(5) 徒歩による帰宅経路となる幹線道路の指定及び当該道路沿いの帰宅支援の実施に効果的と認める施設等（以下「協力施設」という。）への協力要請等について、関係機関との協議に努める。

(6) (5)による道路の指定又は協議事項の実効性を高めるため、帰宅を支援するための地図などの広報媒体を通じた広報を実施する。

２　東海地震注意情報発表時の対策

市は多数の帰宅困難者を生じさせないため、通勤者、通学者、旅行者等に対し東海地震注意情報発表時点から正確な情報の提供に努めるとともに、警戒宣言時における公共交通機関の停止等について

も周知を図り、警戒宣言が発せられるまでの間における帰宅等を促す。

3　警戒宣言時の対策

(1) 公共交通機関の運行停止等により通常の帰宅等が困難となった滞留者に対し、原則として徒歩による帰宅等を促す。

(2) 強化地域内外における公共交通機関の運行状況を広報し、公共交通機関の運行している最寄りの駅を周知する。

(3) 市の施設、市が設置する帰宅支援案内場所、避難場所（市立小中学校のグラウンド）及び協力施設において可能な範囲で帰宅支援を実施する。この帰宅支援は、飲料水の提供、トイレの提供、休息場所（屋外）の提供、帰宅を支援するための地図などによる帰宅経路の案内、帰宅支援情報の提供等とする。

(4) 市は、徒歩により帰宅等することが困難な要配慮者等に対して、それらの者の生命等を保護するために特に必要があると認めるときは、バス、タクシー等による緊急搬送等を検討する。

(5) 帰宅困難者が避難する場合の避難場所は、原則として広域避難場所又は一時避難場所とし、必要に応じ市立小中学校のグラウンドとする。

4　繁華街、地下街、駅等への広報

繁華街等に対しては、広報車、報道機関等により次の事項の広報を実施する。

(1) 東海地震注意情報発表時

ア　東海地震注意情報の内容、意味及びこれに基づきとられる措置の内容

イ　警戒宣言時の公共交通機関の運行停止等に係る情報

ウ　警戒宣言が発せられるまでの間における帰宅等の促進

エ　パニック防止の呼びかけ

(2) 警戒宣言時

ア　警戒宣言の内容、意味及びこれに基づきとられる措置の内容

イ　強化地域内外における公共交通機関の運行状況、交通規制の状況

ウ　最寄りの避難場所、市が設置する帰宅支援案内場所に関する情報

エ　パニック防止の呼びかけ

5　地下街等の対策

(1) 市からの東海地震注意情報及び警戒宣言の伝達

連絡会議等から代表地下街へ伝達（ＦＡＸ等）する。（「地下街への緊急防災情報提供について」に準じて共同防火管理協議会等に対して行う。）

(2) 施設利用者等への広報

連絡を受けた代表地下街は、それぞれの地区ごとにホットライン等により、他の地下街等へ連絡を行う。

連絡を受けた地下街等は、各消防計画に基づき、従業員、顧客及び通行人等に対して広報する。

(3) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言時の対応

区　分		対　応
東海地震注意情報発表時	店舗	・帰宅困難者対策として、放送などにより、利用客に帰宅を促す体制とする。 ・火気を使用する店舗は、火気の取扱いを原則中止する。やむを得ず火気を使用する場合にあっては、従業員が常時監視できる体制とする。 ・その他の店舗については、警戒宣言時の対応に移行できる体制とする。
	通路	・帰宅困難者対策として、放送などにより、利用客に帰宅を促す体制とする。 ・帰宅する市民等の通路として利用されるため、通常の利用形態（通行可能）とする。
警戒宣言時	店舗	・利用客のパニック防止に努め、地上へ避難させる。 ・全ての店舗については、店舗内の避難・出火防止・地震発生後の被害防止措置等を完了後、営業を原則中止する。
	通路	・利用客の避難完了後、出入口等を閉鎖する。

6　事業所等の対策

事業所等は、地震予知情報等の収集に努め、従業者、収容者、入場者等に対し、東海地震注意情報発表時から正確な情報を提供し、帰宅等を促すとともに、帰宅困難者が生じないように努める。

また、従業者等が帰宅困難者とならないよう、平常時からその対策を講じておくものとする。

7　防災関係機関の対策

公共交通機関を始めとする防災関係機関は、あらかじめ市、県等と協議し帰宅困難者対策を計画しておくとともに、適切な広報等に努めるものとする。

第６　消防・水防対策

1　消防及び水防機関は、出火及び混乱の防止等に関して講ずる措置として、東海地震注意情報発表時から、次の事項を重点としてその対策を推進するものとする。

(1) 火災発生の防止及び初期消火活動についての居住者等への広報

(2) 火災の発生に備え、消防部隊及び消防車両等の資機材の事前配備

(3) 地震予知情報等の収集、伝達及び周知並びに広報体制の確立

(4) 避難対象地区における避難のための立退きの指示、避難誘導及び避難路の確保

(5) 施設、事業者等に対する地震防災応急計画実施の指示

(6) 火災の早期発見等のためできる限り市街地等を見渡すことができる高所を確保しての見張り及び警戒巡視の実施

(7) 自主防災組織、自衛消防隊等の防災活動に対する指導の実施

(8) 水防対策としての監視及び警戒を強めるとともに、河川等の管理者への連絡通報の実施

(9) 水防資機材の点検、整備及び配備の実施

2　消防対策

(1) 消防本部室及び消防隊本部室等の設置

市（消防部及び消防隊）の応急対策活動を総合的に処理するため、防災指令センター作戦室に消防本部室を、消防署長室又は指定された室に消防隊本部室を、消防団詰所に消防団本部をそれぞれ

設置する。

(2) 指令・通信体制の確立

指令班は、消防隊本部室及び消防部隊との通信要領を再確認して必要な指示を行い、的確な消防部隊の運用に備える。

(3) 出動体制の確立

ア　車両の安全確保

発災時の出動障害を避けるため、車庫前又は適地へ車両等を移動する。

イ　車両及び資機材の点検等

水槽付消防車等を火災出動車両として指定し、ホース、防火服、燃料等を積載する。

ウ　消防部隊の編成

消防部隊の編成は、当務員のほか、毎日勤務者及び非常参集者をもって行い、消防部隊の強化を図る。

エ　指令・通信体制の確立

積載型無線機の電源及び機能点検を実施するとともに、消防無線の聴取に努め、指令・通信体制の確立にあたる。

(4) 警戒体制の強化

消防隊は、火災が発生した場合の早期鎮圧に備えるため、区域内の巡回警戒に努める。

(5) 出火防止の広報

広報車等を出動させ、出火危険の高い地域及び延焼拡大のおそれのある地域に対し、出火防止の広報を行う。

3　水防対策

市（緑政土木部）は、「名古屋市水防計画」に準拠して次の事項を実施する。

(1) 所管区域内の河川堤防、ため池等を巡視し、既往の危険箇所その他重要箇所の監視及び警戒にあたる。

(2) 水防資機材の点検・整備を行う。

第７　社会秩序の維持対策

県警察は、警戒宣言が発せられた場合等における混乱の防止並びに犯罪の予防及び取締りのため社会秩序の維持対策を推進する。

(1) 混乱防止の措置

ア　警戒宣言が発せられた場合、主要駅、繁華街、銀行、百貨店、大型スーパー等不特定多数の人が集まる施設・場所の管理者と緊密に連携し、広報、整理誘導等の混乱防止措置を行うものとする。

イ　正しい情報の積極的な広報及び混乱発生時における迅速な対処により流言飛語による混乱の防止を図るものとする。

(2) 不法事案に対する措置

ア　窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りを行

うものとする。

イ　その他混乱等に乗じた各種不法事案の予防及び取締りを行うものとする。

(3) 避難に伴う措置

避難先及び避難対象地区に対する警戒活動を行うものとする。

(4) 自主防災活動に対する支援

自治会、町内会、自主防災組織等の住民等による防災活動に対する支援を行うものとする。

第８　病院、百貨店等、水道、電気、ガス、通信及び放送関係

1　病院及び百貨店等

(1) 病院、診療所

病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対して情報を伝達すると共に、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。

なお、病院、診療所については警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとする。建物等が耐震性を有するなど、安全性が確保される場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができるものとする。

(2) 百貨店等

警戒宣言が発せられた場合、百貨店等は、原則として営業を中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、食料及び日用雑貨等の生活必需品に対する地域の需要に応えるため、営業を継続することができるものとする。

2　水道関係

市（上下水道部）は、警戒宣言時等の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。

(1) 東海地震注意情報発表時

ア　供給の継続

東海地震注意情報発表時においても、水道の供給を継続する。

イ　応急給水体制の確立

配水池、配水塔の水位を高める。

ウ　局所管工事現場における措置

緊急を要しない工事中の施設等については、東海地震注意情報発表時で、安全措置を図り、工事を中断する。

(2) 警戒宣言時

ア　供給の継続

警戒宣言時においても、水道の供給を継続する。

イ　緊急貯水の広報

広報車、テレビ、ラジオによる広報等を通じて、住民に対して飲料水の緊急貯水を呼びかける。

ウ　応急給水体制の確立

（ア）東海地震注意情報発表時から引き続き、配水池、配水塔の水位を高める。

（イ）応急給水施設の開設準備をする。

（ウ）応急給水センターを開設する。

（エ）給水車、ポリタンク等に充水し、出動に備える。

（オ）運搬用車両の確保を行う。

（カ）病院等緊急利水を必要とする場所のリストを準備する。

（キ）「災害時における物件の供給に関する協定書」締結者等に対して、薬品、燃料、資機材等について協力を依頼する。

エ　応急復旧体制の確立

（ア）発災による被害程度を把握できる体制をとる。

（イ）自家発電設備の試運転、燃料等の確認及び補充を行う。

（ウ）取水施設、浄水場、配水場等の監視体制を強化する。

（エ）応急復旧用資機材を確保する。

（オ）「災害時における物件の供給に関する協定書」、「災害時における応急対策の協力に関する協定書」、「災害時における応急復旧工事の協力に関する協定書」締結者等に対して協力を依頼する。

3　電気関係

中部電力パワーグリッド株式会社は、地震災害予防及び災害復旧対策に必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言時の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。

(1) 電力施設の予防措置

地震予知情報に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。この場合において、地震発生の危険に鑑み、作業上の安全に十分配慮する。

ア　特別巡視、特別点検

給電制御所、変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検及び燃料等の点検、消火設備の点検を実施する。

イ　応急安全措置

仕掛り工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて、設備保全及び人身上の応急措置を実施する。

(2) 電力の緊急融通

各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約書に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(3) 安全広報

ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

4　ガス関係

東邦ガス株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため、警戒宣言時、地震防災応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 供給の継続

警戒宣言時においても、ガスの供給を継続する。

(2) 安全広報

お客さまに対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時における使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。さらに地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

(3) 避難等の要請

東海地震注意情報発表時、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

(4) ガス工作物の巡視・点検

警戒宣言時等、点検が必要な設備については、あらかじめ定める点検要領に従い巡視・点検を行う。

(5) 工事等の中断

警戒宣言時等、緊急でない工事・作業等は、工事中・作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

5　通信関係

西日本電信電話株式会社は、東海地震注意情報、警戒宣言時、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策上の重要通信を確保するため次の措置を行う。

(1) 地震防災応急対策等に関する広報

東海地震注意情報、警戒宣言発表時、利用者の利便に関する次の事項について、ラジオ・テレビ・放送等を通じて広報を行う。

ア　通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

イ　電報の受付、配達状況

ウ　加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況

エ　西日本電信電話株式会社東海支店における業務実施状況

オ　災害用伝言ダイヤルの利用方法

カ　その他必要とする事項

(2) 通信の利用制限等の措置

東海地震注意情報、警戒宣言等が発せられたことあるいは地震災害に関する各種情報の報道等により、電気通信の疎通が著しく困難となった場合には、電気通信事業法、契約約款等の定めるところにより、強化地域内の防災関係機関における地震防災応急対策の実施上重要な通信を確保するため、利用制限等臨機の措置をとるものとする。

(3) 災害用伝言ダイヤルの提供

震度6弱以上の地震が発生した場合及び東海地震注意情報等の発表後、運用開始に向けた準備を行うとともに、輻輳が発生した場合または問合せ等の通信が増大する恐れのある場合は、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供する。

(4) 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発表された場合は、建物及び重要通信施設を巡視し、必要

な点検を実施するものとする。

(5) 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発表された時、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下・転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。

なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配意するものとする。

6　放送関係

日本放送協会名古屋放送局は、地震予知情報等の放送にあたっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。なお、放送にあっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努めることとする。

また、警戒宣言時、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務について協力する。

株式会社ＣＢＣテレビ、東海ラジオ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社、株式会社エフエム愛知及び株式会社エフエム名古屋についても市に対する協力に関し、上記協会に準ずるものとする。

第９　生活関連物資の価格の安定

国、県及び市（スポーツ市民部）は、警戒宣言時に、生活関連物資等の売り惜しみ、買占め、及び物価高騰が生じないよう、関係する生産団体、流通団体等に対して、このために必要な要請を行うものとする。

また、強化地域外の生活関連物資等を扱う小売店舗に対して、警戒宣言時にも極力営業を行うよう関係団体を通じ要請し、強化地域内にあっても生活関連物資等を販売する小売店の営業の確保に努めるものとする。

なお、各家庭においては、警戒宣言時には市から食料を始めとする物資は原則として供給されず、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、7日分程度の飲料水、食料その他生活物資を常時家庭内に備蓄し、内3日分程度を非常持ち出し用として準備しておくものとする。

第10　金融対策

東海財務局、日本銀行名古屋支店は、警戒宣言時、金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じるほか、現地における資金の需要等に応じ、関係機関と緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請する。

また、農業協同組合系・漁業協同組合系の金融機関について、県は、関係機関と緊密な連携をとりつつ、同様の措置を講じるよう要請する。

１　強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く預金取扱金融機関の措置

(1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所等の窓口における営業は普通預金(総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穏裡に窓口の普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業を停止した旨を取引者に周知徹底する。

この場合であっても、警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客や従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等による預金の払戻しを続ける等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずる。

(2) 営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼動させる営業店舗名等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。

(3) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口営業の開始又は再開は行わない。

この場合であっても、警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客及び従業員の安全を十分に配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずる。

(4) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業をする。

２　強化地域内に本店又は支店等の営業所を置く保険会社及び少額短期保険業者の措置

(1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、営業所等における営業を停止する。

(2) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。

(3) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の保険業務の円滑な遂行を期すため、営業の開始･再開は行わない。

(4) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。

３　強化地域内に本店その他の営業所を置く電子債権記録機関の措置

(1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、電子債権記録機関において、営業所の営業を停止するとともに、営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底する。

(2) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、電子債権記録機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。

(3) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の電子債権記録業務の円滑な遂行の確保を期すため、電子債権記録機関において、営業所での営業の開始又は再開は行わない。

(4) 警戒宣言が解除された場合には、電子債権記録機関において、可及的速やかに平常の営業を行う。

４　強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の措置

(1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所等の窓口における業務を停止すること。

⑵ 業務停止等を取引者に周知徹底させる方法は、業務停止等を行う店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。

⑶ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の証券会社等の円滑な遂行の確保を期すため、窓口業務の開始又は再開は行わない。

⑷ 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の業務を行うこと。

5　強化地域外に営業所を置く預金取扱い金融機関の措置

⑴ 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、金融機関において、地震防災対策強化地域内にある金融機関の本店及び支店等向けの手形取立等の手形交換業務については、その取扱を停止させるよう要請し、併せて当該業務の取扱を停止することを店頭に掲示し、顧客の協力を求めるようにする。

⑵ 地震防災対策強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても当該営業停止の措置をとった当該強化地域外の支店又は本店等の営業所については、平常どおり営業を行うようにする。

6　強化地域外に営業所を置く保険会社及び少額短期保険業者の措置

地震防災対策強化地域内の本店又は支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった当該強化地域外の本店又は支店等の営業所については、平常どおり営業を行うようにする。

7　強化地域外に営業所を置く電子債権記録機関の措置

電子債権記録機関において、地震防災対策強化地域内の本店その他の営業所が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった当該強化地域外の本店その他の営業所については、平常どおり営業を行うようにする。

8　強化地域外に営業所又は事務所を置く証券会社等の措置

地震防災対策強化地域内の営業所又は事務所が業務停止の措置をとった場合であっても、当該業務停止の措置をとった当該強化地域外の営業所又は事務所については、平常どおり業務を行うようにする。

第11　郵便局対策

1　警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止する。

2　上記⑴により業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときには、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に掲示する。

3　警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期すとともに、高齢者、障害者等の要配慮者に十分配慮する。

第12　交通対策

1　道　路

(1) 県公安委員会

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想されるため、県公安委員会は、道路管理者及び関係機関と緊密に連携し適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察･消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

ア　交通規制の基本方針

（ア）一般道については、一般車両の強化地域内での走行を極力抑制するとともに、強化地域への流入を極力抑制し、強化地域からの流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

（イ）高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の強化地域内のインターチェンジ等からの流入を制限するとともに、強化地域への流入を制限し、強化地域からの流出は制限しない。

（ウ）避難路、緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。

イ　交通規制の内容

警戒宣言が発せられた場合は、県公安委員会は道路管理者及び関係機関と緊密に連携し、大震法及び道路交通法の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

（ア）緊急交通路の確保

a　第1次

(a)　強化地域規制

次の各インターチェンジ等において、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路等における走行の抑制を行う。

道　路　名	流入を制限するＩＣ等
東名高速道路	県内の全ＩＣ（春日井ＩＣ下り線を除く）
新東名高速道路	県内全ＩＣ
伊勢湾岸自動車道	県内全ＩＣ
東名阪自動車道	県内全ＩＣ
名古屋第二環状自動車道	全ＩＣ
名古屋瀬戸道路	全ＩＣ
東海環状自動車道	せと品野ＩＣ及びせと赤津ＩＣ内回り線(北進)を除く県内全ＩＣ
名古屋高速道路	全ＩＣ
知多半島道路	全ＩＣ
南知多道路	全ＩＣ
知多横断道路	全ＩＣ
中部国際空港連絡道路	全ＩＣ

(b)　強化地域周辺規制

強化地域内への流入を極力制限するために、一般車両に対し、次の主要箇所において必要な規制等を行う。

交差点名	路線名	住　　所	規制方向
一色下方	国道155号	稲沢市一色下方町	南進
梅須賀	県道一宮蟹江線	稲沢市梅須賀町	南進・東進
中之郷南	国道22号	北名古屋市中之郷南	南進
豊場	国道41号	西春日井郡豊山町	南進
瑞穂通5丁目	国道19号	春日井市瑞穂通5丁目	南進
高蔵寺北	国道155号	春日井市高蔵寺町	南進
新共栄橋南	国道363号	瀬戸市共栄通3丁目	南進・西進
東本町	国道155号	瀬戸市西本町1丁目	南進
小原トンネル北	国道419号	豊田市大ケ蔵連町	南進
上郷大橋北	国道153号	豊田市大野瀬町	南進

b　第2次

避難及び地震防災応急対策に支障が生じる事態が発生した場合、必要な交通規制の見直しを行う。

（イ）広域交通規制

交通の混乱を防止し、かつ緊急輸送を確保するため、交通の状況に応じて、警察庁の指定する「広域交通規制道路」又は「広域交通検問所」のうちから区間又は地点を指定し、一般車両を対象とした必要な交通規制等を行う。

広域交通規制道路

国　　道	１号、19号、22号、23号、41号、42号
高速道路等	中央自動車道西宮線（名神高速道路を除く）
	中央自動車道西宮線（名神高速道路）
	第一東海自動車道（東名高速道路）
	東海北陸自動車道
	名古屋高速道路
	東海環状自動車道
	第二東海自動車道横浜名古屋線（伊勢湾岸自動車道）
	伊勢湾岸道路
	近畿自動車道（伊勢湾岸自動車道）
	近畿自動車道（東名阪自動車道）
	名古屋第二環状自動車道

高速道路等	知多半島道路
	南知多道路
	知多横断道路
	中部国際空港連絡道路

広域交通検問所

名　称	住　所	道　路　名
西八町交差点	豊橋市八町通	国道１号
坂下交番前	春日井市坂下町	国道19号
名四町交差点	名古屋市港区	国道23号
五郎丸交番前	犬山市橋爪東	国道41号
豊川インター	豊川市麻生田町	東名高速道路
小牧東インター	小牧市大字野口	中央自動車道
名古屋西インター	あま市七宝町	東名阪自動車道
黒川インター	名古屋市北区田幡	名古屋高速道路
一宮木曽川インター	一宮市大字大毛	東海北陸自動車道
せと赤津インター	瀬戸市巡間町	東海環状自動車道
湾岸弥富インター	弥富市駒野町	伊勢湾岸自動車道

（ウ）広域的な避難場所の周辺道路

避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、指定方向外進行禁止規制等の必要な交通規制を行う。

（エ）津波被害発生予測地域の周辺道路

発生予測地域内道路及び同地域に通ずる道路について、通行禁止規制等の交通規制を行う。

（オ）石油コンビナート等特別防災地域の周辺道路

愛知県石油コンビナート等防災計画に基づく必要な交通規制を行う。

ウ　交通規制の方法

警戒宣言時の交通規制は、大震法第24条並びに道路交通法第5条及び第6条により行うこととし、大震法による場合は、同法施行令第11条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。

エ　交通規制を行う地域、路線及び区間における車両の措置

（ア）通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。

（イ）強化地域内へ入ろうとする車両にあっては、その流入を極力抑制する。

（ウ）通行の禁止又は制限をされている路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報、指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。

オ　交通規制の結果生ずる滞留車両の措置

強化地域内にある車両に対しては、通行の禁止又は制限をされた路線以外の路線についても、現場広報及び指導により、走行を極力抑制し、交通規制により車両が長時間滞留することとなった場合には、関係機関と協力して必要な対策を講ずる。

カ　緊急輸送車両の確認（附属資料編 計画参考58「緊急通行車両等の確認手続等実施要領」参照）

（ア）緊急輸送車両の確認

県公安委員会が大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第12条第1項の規定により緊急輸送車両の確認を行う。

（イ）緊急輸送車両の確認届出

緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者等は、「緊急輸送車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。

（ウ）緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

緊急輸送車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急輸送車両確認証明書」を、標章とともに、申出者に交付する。

(2) 県・県公安委員会・道路管理者

県、県公安委員会及び道路管理者は、東海地震注意情報が発せられた段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。

ア　車両を運転中に警戒宣言が発せられたとき

（ア）警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、あわてることなく、低速で走行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。

（イ）車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ　車を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき

津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと

(様　式)

<table>
<tr><td colspan="4">第　　号　　年　　月　　日
緊 急 輸 送 車 両 確 認 証 明 書
愛 知 県 知 事　　印
愛知県公安委員会　　印</td></tr>
<tr><td>番号標に標示されている番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>輸送人員又は品名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使　　用　　者</td><td>住　所</td><td colspan="2">電話番号　（　　）　－</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>輸　　送　　日　　時</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">輸　　送　　経　　路</td><td colspan="2">出　発　地</td><td>目　的　地</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

用紙は、日本産業規格Ａ５とする。

2　鉄道等

警戒宣言にともなう強化地域内の運行停止による旅客の混乱を軽減するため、各鉄道業者は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規則等についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請するものとする。また、警戒宣言までは、需要に応えるため極力運行を継続する。

なお、震度の予測が6弱未満かつ津波等の被害のおそれがない地域について、安全な運転が可能と判断した場合は、警戒宣言が発せられた場合においても運行を継続できるものとする。

(1) 中部運輸局

中部運輸局は、鉄道について、次の措置をとるものとする。

ア　東海地震注意情報が発表された段階から、各事業者がとる準備行動を支援する。

イ　警戒宣言発令時において、基本的に強化地域内へ進入する予定の列車は進入を禁止し、同地域内を運行中の列車は、最寄の安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車し、待機させる。ただし、震度6弱未満かつ津波等の被害のおそれがない地域における対応については、各事業者の策定した運行とする。

(2) 名古屋市営地下鉄

ア　東海地震注意情報受領時

（ア）警戒態勢

ａ　運転指令室から運転中の列車及び全駅へ連絡、指示を行う。

b　運行の確保と秩序の維持を図るため、主要駅等に応援職員を配置する。

（イ）運行に関する措置

平常通り運行する。

なお、利用者の状況により、さらに輸送力の確保を図る。

（ウ）利用者への案内及び広報

a　地震に関する情報、運行に関する措置等を車内放送、駅構内放送、掲示板、ＬＥＤ案内表示器等によって利用者に案内する。

b　警戒宣言時には、地下鉄の運行を中止する旨を予告する。

c　混乱を起こさないよう落ち着いて行動するよう、利用者に協力を求める。

d　地震に関する情報、地下鉄の運行状況、警戒宣言時には地下鉄の運行を中止すること等を、ウェブサイトなどにより広報する。

イ　警戒宣言時

（ア）警戒態勢

a　運転指令室から運転中の列車及び全駅へ連絡、指示を行う。

b　秩序の維持を図るため、主要駅等に応援職員を配置する。

また、状況に応じ地震警戒本部（幹事会議）に対し、職員の応援又は警察官の派遣を要請する。

（イ）運行に関する措置

すべての列車は、最寄りの駅に停車し、運行を中止する。

（ウ）利用者への案内及び広報

a　地震に関する情報、運行に関する措置等を車内放送、駅構内放送、掲示板、ＬＥＤ案内表示器等によって利用者に案内する。

b　混乱を起こさないよう落ち着いて行動するよう、利用者に協力を求める。

c　駅構内において、利用者に最寄りの避難場所を案内する。

d　地震に関する情報、地下鉄の運行中止の状況等を、ウェブサイトなどにより広報する。

(3) 東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社

警戒宣言発表時及び東海地震注意情報発表時における列車、旅客等の安全を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

ア　東海地震注意情報の受領時及び報道時

（ア）列車の運転規制

a　警戒宣言時の列車の運転規制手配を円滑に行い、かつ、運転規制による旅客への影響を少なくするため、次によりあらかじめ列車の運転規制手配を行うものとする。

(a)　東海地震注意情報を受領したときは、強化地域内を運転中又は強化地域内へ進入する予定の貨物列車等については、原則として抑止等の手配を行う。

(b)　東海地震注意情報が報道されたときは、強化地域内を旅行目的地としない旅客を主として輸送する列車（新幹線のぞみ号・ひかり号、特別急行列車）については、原則として強化地域への入込みを規制する。

なお、強化地域内を運転中の旅客列車は、原則としてそのまま運転を継続する。

b　前項の運転規制の方法については、あらかじめ定めておくものとする。

（イ）旅客への案内等

東海地震注意情報が報道された場合、旅客等に対して、警戒宣言時、列車の運転を中止すること等状況を説明し、旅行の中止等を促すようにするものとする。

なお、強化地域の境界付近を内方へ向かって運転中の列車の旅客に対しては、状況により最寄りの駅で強化地域外へ向かう列車に移乗することを案内するものとする。

イ　警戒宣言時

（ア）列車の運転規制

a　警戒宣言時の列車の運転規制手配は、次による。

(a)　強化地域内への列車の入込みは、原則として規制する。

(b)　当該地域内を運転中の列車は、原則として最寄の安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。

(c)　周辺地域（強化地域外地震影響圏）での列車の運転は、あらかじめ定められた規制速度により行う。

b　警戒宣言が解除されたときは、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認等を行った後、列車の運行を再開するものとする。

（イ）旅客の待機、救護等

a　駅舎内の旅客及び駅に停止した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望するものを除き、原則として駅舎内又は列車内に残留させるものとする。ただし、列車の停止が長時間となった場合、危険が見込まれるとき及び発災後は市の定める避難場所へ旅客を避難させることとし、あらかじめ市と協議しておくものとする。

b　前項の旅客に対しては、食事のあっせんを行うこととし、あらかじめ指定した駅売店、駅周辺の食料品店、食堂等の食事の供給能力について調査しておき、その供給についての協力体制を確立しておくとともに、臨機応変に対処できる体制を整えておくものとする。

なお、食事のあっせんが不可能となった場合は、関係地方自治体に食事のあっせんの援助を要請するものとし、あらかじめ関係地方自治体と協議しておくものとする。

c　ａの旅客のうち病人等緊急の救護を要する旅客については、東海旅客鉄道株式会社直営医療機関又は駅周辺の指定医療機関に収容することとし、その協力体制を確立しておくものとする。

また、駅等で常備している応急医薬品を定期的に整備点検するとともに、救護を要する旅客に対する応急措置が可能な体制を整えておくものとする。

(4) 名古屋鉄道株式会社

警戒宣言時及び東海地震注意情報発表時において、列車及び旅客等の安全を確保するため、次の措置を講ずる。

ア　東海地震注意情報発表時

（ア）列車の運行

a　東海地震注意情報を受領した時点では、平常通り運行する。

b　情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように輸送力を増強する。

（イ）旅客への対応

a　旅客に対して、警戒宣言時には、列車の運転を中止する旨を伝え、速やかに帰宅を促す案内を実施する。

b　地震が発生した場合、地下駅や橋上駅は危険である旨を知らせる。

c　東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。

d　ターミナル駅は、混雑が予想されるため、旅客の誘導を行うとともに、状況に応じ警察官の派遣を要請するものとする。

イ　警戒宣言時

（ア）列車の運行

a　強化地域内の列車は、強化地域外に直接に脱出し、強化地域外へ脱出出来ない列車は、予め定めた最寄の駅に停車し、旅客を避難場所に案内する。

b　強化地域外の列車は、強化地域内へ侵入せず、予め定めた駅で折り返し運転を行う。

（イ）旅客への対応

a　東海地震に関連する情報並びに列車の運転情報等を、駅又は車内での案内放送、急告版の掲出等により、旅客に案内する。

b　強化地域内の駅構内及び列車内の旅客に対しては、最寄の避難場所へ避難するよう案内するとともに、強化地域外での列車折り返し駅までの案内を実施する。

(5) 近畿日本鉄道株式会社

警戒宣言時及び東海地震注意情報発表時における列車、旅客等の安全を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

ア　列車の運行規制

（ア）注意情報が発表されたときは、強化地域内を運転中の列車は、原則として運転を継続し、強化地域内への進入列車については、運転規制の準備を行う。

（イ）警戒宣言が発令されたときは、強化地域内への列車の進入は原則禁止とし、強化地域内を運転中の列車は最寄り駅で運転を休止するものとする。

（ウ）警戒宣言が解除されたときは、必要に応じて試運転列車を運転し、線路、信号装置等に異常のないことを確認した後、運転を再開する。

イ　旅客への案内

（ア）東海地震注意情報発表時、旅客に対して警戒宣言が発せられたときは、列車の運転を中止する旨の案内をし、旅行中止等を勧める。

（イ）警戒宣言が発せられたときは、構内及び列車内の旅客に対して、公共の避難場所への避難を勧告するものとする。

(6) 名古屋ガイドウェイバス株式会社（高架区間：大曽根～小幡緑地）

ア　東海地震注意情報受領時

（ア）運行に関する措置

平常どおり運行する。

（イ）旅客への案内及び広報

a　乗客に東海地震注意情報が発表された旨を案内するとともに、警戒宣言発令時には車両の運行を中止することもあわせて案内する。

b　混乱を起こさないよう落ち着いて行動するよう、旅客に協力を求める。

c　地震に関する情報、運行に関する措置等を車内放送、駅案内放送、駅掲示板、ＬＥＤ案内表示器等によって旅客に案内する。

d　地震に関する情報、車両の運行状況、警戒宣言発令時には車両の運行を中止すること等をホームページなどにより広報する。

イ　警戒宣言発令時

（ア）運行に関する措置

a　運行中の全車両は、最寄りの駅に停止し、運行を中止する。

b　乗客の避難終了確認後、車両を指定された場所へ回送し、完全に停車措置をとる。

（イ）旅客への案内及び広報

a　駅構内において、旅客に最寄りの避難場所を案内する。

b　混乱を起こさないよう落ち着いて行動するよう、旅客に協力を求める。

c　地震に関する情報、運行に関する措置等を車内放送、駅案内放送、駅掲示板、ＬＥＤ案内表示器等によって旅客に案内する。

d　地震に関する情報、車両の運行中止の状況等をホームページなどにより広報する。

なお、平面区間（小幡緑地～高蔵寺）については、名古屋市営バスの運行によるため、次の「3　バス」中、「(1) 名古屋市営バス」を適用する。

(7) 名古屋臨海高速鉄道株式会社

ア　東海地震注意情報確認時

（ア）列車の運転規制

a　旅客列車については、運転を継続する。

b　貨物列車については、当社線への進入を禁止する。

c　注意情報の解除が発せられたときは、情報伝達系統により関係箇所に連絡し、通常の取扱いに復するものとする。

（イ）旅客への案内等

a　警戒宣言が発せられた場合には列車の運転を中止する旨を旅客に案内し、旅行の中止等を勧めるものとする。

b　注意情報発表時点より状況に応じ警察官の派遣を要請するものとする。

イ　警戒宣言発令時

（ア）列車の運転

a　列車の運転を中止する。

b　運行中の列車は最寄の駅まで運転し、以後運転を中止する。

c　警戒解除宣言が発せられたときは、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後、運転を再開するものとする。

（イ）旅客への案内

a　駅・車内放送および掲示等により、警戒宣言が発せられ列車の運転を休止している旨を案内する。

b　駅構内および列車内の旅客に対しては、最寄りの避難場所への避難を、駅の案内放送、車内放送、駅構内の掲示、案内図のチラシ配布により案内するものとする。

(8) 愛知高速交通株式会社

ア　列車の運転計画

（ア） 調査情報（臨時）または注意情報が発表されたときは、全ての営業列車に係員を添乗させるために動員手配をする。

（イ） 注意情報が発令されたときは、操縦者の動員状況や他社局の運行状況、注意情報発表からの経過時間等を考慮して、列車の運転本数を間引きする運行計画を立て、関係向きに周知したうえで実施する。

（ウ） 警戒宣言が発令されたときは、次の取扱いにより、旅客の安全確保を目的とした応急対策を行う。

a 警戒宣言の発令を確認したときは、関係者（添乗員を含む。）に対してこれを伝達するとともに、応急対策の処置を指令する。

b 警戒宣言が発令された旨を旅客に伝達案内するとともに、大規模地震の発生するおそれのあることを予期して、全ての営業列車を最寄り駅まで注意運転させた後、回送列車とすることを案内して周知する。

c 列車が最寄り駅に到着後は、旅客に避難勧告をして降車させて、当該列車を車両基地まで回送する。

d 最寄り駅で降車させた旅客に対して、避難所または一時避難場所への案内を行う。

イ　旅客への案内

（ア）調査情報（臨時)、注意情報及び警戒宣言の発令を確認した場合、駅構内放送装置　及び車内放送装置を使用した案内放送の実施、電光式案内表示器・急告標による情報の掲出、報道機関への連絡並びに当社ＨＰの「運行情報」での情報提供などにより、直ちに行う。

（イ）注意情報が発表されたときは、直ちに関係向きに連絡するとともに、警戒宣言が発令された場合は全ての営業列車の運転を休止するため、旅客に対して不要不急な旅行を取りやめていただく旨の案内を繰返し実施する。

（ウ）駅構内及び列車内の旅客に対しては、原則として公共の避難場所への避難するよう案内する。

3　バス

(1) 名古屋市営バス

ア　東海地震注意情報受領時

（ア）警戒態勢

a　運行中の車両への連絡・指示は、バス運行総合情報システム及び主要バスターミナル、主要バス停留所に配置した緊急連絡誘導員により伝達する。

b　運行の確保と秩序の維持を図るため、主要バスターミナル等に応援職員を配置する。

（イ）運行に関する措置

平常通り運行する。

なお、利用者の状況により、さらに輸送力の確保を図る。

（ウ）利用者への案内及び広報

a　地震に関する情報、運行に関する措置等を車内放送、主要バスターミナル及び主要バス停留所への掲示等によって、利用者に案内する。

b　警戒宣言時には、バスの運行を中止する旨を予告する。

c　混乱を起こさないよう落ち着いて行動するよう、利用者に協力を求める。

d　地震に関する情報、バスの運行状況、警戒宣言時にはバスの運行を中止すること等を、ウェブサイトなどにより広報する。

イ　警戒宣言時

（ア）警戒態勢

a　運行中の車両への連絡・指示は、バス運行総合情報システム及び主要バスターミナル、主要バス停留所に配置した緊急連絡誘導員により伝達する。

また、バス運転士は、警戒宣言時のサイレン、警鐘等による情報の収集に努める。

b　秩序の維持を図るため、主要バスターミナル等に応援職員を配置する。

また、状況に応じ地震警戒本部（幹事会議）に対し、職員の応援又は警察官の派遣を要請する。

（イ）運行に関する措置

a　すべての車両は、建築物の倒壊、落下等の可能性の少ない安全な場所まで徐行し、運行を中止する。

b　利用者を降ろした後、車両は、所属営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は、安全な場所へ退避する。

（ウ）利用者への案内及び広報

a　地震に関する情報、運行に関する措置等を車内放送、主要バスターミナル及び主要バス停留所への掲示等によって、利用者に案内する。

b　混乱を起こさないよう落ち着いて行動するよう、利用者に協力を求める。

c　車内及び主要バスターミナル等において、利用者に最寄りの避難場所を案内する。

d　地震に関する情報、バスの運行中止の状況等を、ウェブサイトなどにより広報する。

⑵ 路線バス事業者

路線バス事業者は、バス、乗客等の安全を確保するため、原則として、強化地域においては次の措置を講ずるものとする。

ア　運行路線にかかわる津波の被害が予想される箇所、山崩れ･がけ崩れが想定される箇所等の危

険箇所、避難場所についてあらかじめ調査し、それを教育･訓練等により従業員に周知徹底するものとする。

イ　東海地震注意情報発表時又は警戒宣言時における情報の収集･伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努めるものとする。

ウ　東海地震注意情報発表時、警戒宣言時には車両の運行を中止することを予告する。

エ　警戒宣言が発せられた情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難場所の教示をするとともに、市が設置する帰宅支援案内場所等において帰宅支援が行われる旨の教示を行うものとする。

オ　旅客を降ろした後、車両は、所属営業所又は最寄りの営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は、安全な場所へ退避する。

カ　滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄の避難場所及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

4　海上交通

(1) 名古屋海上保安部

名古屋海上保安部は、警戒宣言時、海上交通の安全を確保するために、次の措置をとるものとする。

ア　津波による危険が予想される海域に係る船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難勧告を行うとともに、必要に応じ入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命じ若しくは荷役の中止を命ずる等、所要の措置をとる。

イ　航路、水路等船舶交通の混雑が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

ウ　臨海施設等危険物を取り扱う施設については、危険物の流出等の事故を防止するため、必要な指導を行う。

エ　貯木場からの木材の流出による海上交通の阻害を防止するため、必要な指導を行う。

(2) 中部運輸局

中部運輸局は、第四管区海上保安本部及び名古屋海上保安部と協力して海運業者の応急措置の実施指導を行う。

第13　緊急輸送

1　緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言時、発災に備え、その地震防災応急対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、おおむね次のとおりとする。

(1) 地震防災応急対策作業に従事する者

(2) 医療、通信、調査等で地震防災応急対策に必要とされる者

(3) 食品、飲料水、その他生活必需品

(4) 医薬品、衛生材料等

(5) 救援物資等

(6) 地震防災応急対策用資材及び機材

(7) その他必要な人員及び物資、機材

2　緊急輸送の方針

緊急輸送は、市、県及び関係機関が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施にあたって輸送手段の競合が生じないよう、緊急輸送関係機関及び実施機関はあらかじめ相互の連携協力体制を十分整備するものとする。

また、警戒宣言時の緊急輸送の実施に当たり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、市及び県の地震災害警戒本部において調整を行うものとする。

3　緊急輸送道路

警戒宣言時の緊急輸送道路は、第1章　第16節　別図1－16－1に掲げるところとする。

4　緊急輸送用の車両の確保

(1) 市、県及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用の車両の確保を図るものとする。

確保すべき車両の数量及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。

(2) 県は、市から輸送手段の確保について要請があった場合又は県が必要と認める場合は、関係機関又は関係者に対し協力を要請するものとする。

(3) 中部運輸局は、緊急輸送の要請を受けた場合には、関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車の出動可能台数とその輸送能力等の確認を行い、速やかに出動できる体制を整えさせることとする。

5　警戒宣言発令前における緊急輸送車両の確認申出

(1) 緊急輸送車両の確認申出

緊急輸送を行う計画のある車両を保有する関係機関等にあっては、地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するため県公安委員会へ緊急輸送車両の確認申出を行うこととする。

(2)緊急輸送車両確認申出の対象車両

対象車両は、本計画に定める地震防災応急対策を実施するために必要とされるもので、かつ、1に定める緊急輸送の対象となる人員、物資等の輸送に必要な車両とする。

6　緊急輸送車両確認の効力

大震法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第5項の規定に基づき、同条第1項による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

7　海上緊急輸送

(1) 名古屋海上保安部は、人員、物資の緊急輸送の要請があった場合、速やかにその要請に応じる。

(2) 中部運輸局は、緊急輸送の要請を受けた場合には、関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用できる船舶の出動可能隻数とその輸送力等の確認を行い、速やかに出動できる体制を整えさせることとする。

(3) 名古屋港管理組合は、地震が発生した場合における航路・泊地耐震岸壁及び耐震岸壁前面の状況

調査を踏まえ緊急輸送用岸壁の確保に備える。

(4) 愛知県は、市からの輸送船の確保について要請があった場合は関係機関又は関係者に対して協力を要請する。

8　航空緊急輸送

消防部は、消火、救助要請に対応する準備を優先させるとともに、人員、物資の緊急輸送の要請に備えた体制も整える。

第14　他機関に対する応援要請等

1　基本方針

防災関係機関は、地震防災応急対策を実施する上で、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続上の措置を定めておくものとする。

なお、各防災関係機関が他機関の応援要請について、その具体的な内容を定める場合には、他の機関との競合に留意するとともに、調整を行うものとする。

2　防災関係機関に対する応援要請等

(1) 相互応援協定等

ア　防災関係機関相互における応援要請又は応急措置の要請については、あらかじめ手続等を定めるものとする。

イ　市長は、警戒宣言時において、地震防災応急対策を実施するため大震法第26条第１項の規定により、他の市町村に対して応援を求める場合は、あらかじめ相互に応援協定を締結しておくものとする。

ウ　市長等は、市において地震防災応急対策等を実施するため必要があると認めるときは、大震法第26条の規定に基づき知事等に対し、応援を求め又は応急措置を要請することができる。

エ　指定公共機関等が市に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

(2) 知事の応援に関する指示

知事は、強化地域の市町村において実施する地震防災応急対策が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認められるときは、他の市町村に応援すべきことを指示するものとする。

この場合において、知事は次の事項を示さなければならない。

ア　応援すべき市町村名

イ　応援の範囲又は区域

ウ　担当業務

エ　応援の方法

(3) 県の連絡･受入れ体制の確保

県は、災害が発生し、他の都道府県等からの応援を受入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入れ体制を確保するよう努めるものとする。

(4) 費用の負担方法

ア　他県又は他市町村から応援がなされた場合の、応援に要した費用の負担方法は、大震法第30条

の規定による。

イ　指定公共機関等が市に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定めるものとする。

3　自衛隊の地震防災派遣要請

(1) 地震災害警戒本部長は、市域の地震防災応急対策実施のための自衛隊の派遣を必要とするときは、県地震災害警戒本部長に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣要請を依頼する。

ア　派遣を要請する事由

イ　派遣を要請する期間

ウ　派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数

エ　派遣を要請する区域及び活動内容

オ　その他参考となるべき事項

(2) 派遣要請依頼等

自衛隊に対する派遣要請手続、費用の負担区分等は、第1章　第12節　第3「自衛隊に対する派遣要請」の定めるところによる。

第15　ボランティア・ＮＰＯ等との連携

1　一般ボランティア

市・区災害ボランティアセンターの開設準備を行うとともに、ボランティア参加の問合せについては、市（スポーツ市民部）が次により対応する。

(1) ボランティア参加の問い合わせに関しては、発災後に設置される市・区の災害ボランティアセンターの予定場所を案内（ホームページ等）するとともに発災後の協力を依頼する。

(2) 市及び県が養成した災害ボランティアコーディネーターに連絡をとり、発災後設置される市・各区災害ボランティアセンターの運営についての協力を依頼する。

2　専門ボランティア

災害語学ボランティア、応急危険度判定士、福祉ボランティア等に対し、住民の避難誘導など専門分野に応じた活動の協力を要請する。

3　ＮＰＯ等との連携

(1) 災害救援活動のＮＰＯ等に、市・区災害ボランティアセンターの開設準備について協力を依頼する。

(2) 地域・施設等の要配慮者への情報伝達・避難誘導を行う地域住民組織等に対する支援のため、ＮＰＯ等の組織に協力を依頼する。

第16　市が管理又は運営等する施設に関する対策

1　基本方針

市は、警戒宣言時、自ら管理･運営等する道路、河川、不特定かつ多数が出入する施設、あるいは地震防災応急対策の実施上重要な建物に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。

なお、東海地震注意情報を受理した場合又は東海地震注意情報の報道に接した場合、これらの対策の準備的な対応を実施する。

2　道　路

道路の被害は、路面の亀裂・損傷、法面の崩壊、橋梁等道路構造物の損壊等が予想される。

市（緑政土木部）は、警戒宣言時は、以下のように所管道路における管理上の措置をとるものとする。

(1) 道路工事、占用工事等道路上における工事の中断措置をとり、必要に応じ保全措置を講ずる。

(2) 道路の巡視を実施して、交通状況、工事箇所、通行止め箇所等の状況を把握する。

(3) 緊急輸送道路の応急復旧作業の応援業者に連絡確認を行う。

(4) 応急復旧資機材の保有状況について情報収集･把握を行う。

(5) 国、県、県警察その他関係機関と連携協力し、情報の共有を図るとともに必要な措置を講ずる。

3　河川等

(1) 市は、地震予知情報等により、津波の発生が予想される場合の河川の管理上の措置について、あらかじめ定めるものとする。

(2) 市（緑政土木部）は、警戒宣言時は、所管する河川及びため池の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、状況に応じ防災応急措置を講ずるとともに、必要に応じ、水門及び閘門の閉鎖、工事中の箇所の工事中断等の措置をとる。また、内水排除施設について、施設管理上必要な操作、非常用発電装置の準備・点検その他所要の被災防止措置を行う。

(3) 市（上下水道部）は、警戒宣言時は、内水排除施設について、施設管理上必要な操作、非常用発電装置の準備・点検その他所要の被災防止措置を行う。

(4) 緊急点検、巡視の実施方法及び実施体制については、別に定める。

4　不特定かつ多数の者が出入りする施設等

市が管理等する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

(1) 各施設に共通する事項

ア　東海地震注意情報発表時

施設の利用者、来場者等に東海地震注意情報が発表されたこと及びその意味について的確・簡潔に伝え、併せて警戒宣言時における公共交通機関の停止等についても周知を図り、警戒宣言が発せられるまでの間における帰宅又は強化地域外への移動を促すものとする。

市民利用施設（市民会館、学校、社会教育施設及び社会福祉施設等）は原則休館し、利用者の帰宅を促進する。

これらの場合、利用者が混乱状態に陥らないよう十分配慮する。

イ　警戒宣言時

（ア）警戒宣言の伝達

施設の利用者、来場者等へ警戒宣言が発せられたことを的確・簡潔に伝える。この場合、これらの利用者、来場者等が混乱状態に陥らないよう十分配慮する。（東海地震注意情報発表時に休館措置をとる施設を除く。）

（イ）退避等の措置

原則として利用を中止し、施設の利用者、来場者等に対して、安全確保の拠点から、整然と施設から退避するよう誘導する。（東海地震注意情報発表時に休館措置をとる施設を除く。）

（ウ）保安のための措置

施設の利用者、来場者等の退避誘導が終わった後、直ちに施設の点検を行い、応急措置の必要な箇所についての地震防災応急措置を行うほか、コンピューターシステム等重要資機材の点検・転倒、落下防止の措置、火災予防措置などを行う。（実施可能なものは、東海地震注意情報発表時に実施する。以下同じ。）

（エ）地震防災応急対策に必要な資機材の点検等

定められた応急対策に必要な資機材を点検し、必要な場所へ配置する。

（オ）火気の使用抑制

警戒宣言発令中は、火気の使用を中止又は制限する。やむを得ず火気を使用する場合は、近くに消火器等を配置するなど発災時の火災防止に万全を期する。

（カ）緊急貯水

受水槽、予備水槽等へ緊急貯水を行う。

（キ）その他の措置

ａ　自家用発電機を点検して、作動できる状態にしておく。

ｂ　消防用設備等を点検して、作動できる状態にしておく。

ｃ　駐車車両を整理して、緊急用車両の通行を確保する。

(2) 個別事項

ア　施設ごとの東海地震注意情報発表時及び警戒宣言時における具体的な措置内容は、施設ごとに定める。この場合、職員の安全に十分配慮した上で、警戒宣言時の緊急点検及び予備巡視の実施必要箇所及び実施体制を明確に定めることとする。

イ　本市施設等の東海地震注意情報発表時及び警戒宣言時における対応の基本は次のとおりとする。

区　　分	東海地震注意情報発表時	警戒宣言時
市民利用施設	原則休館	休館
事務所、公所	継続	・　緊急やむを得ない業務は継続 ・　その他の業務は中止

ウ　施設別の措置

各施設における主な対応措置は次のとおりとする。

所管	施設名	東海地震注意情報発表時		警戒宣言時	
		対応	備　　考	対応	備　　考
防災危機管理局	港防災センター	休館		休館	
総務局	福利厚生施設(庁内施設･市内厚生寮)	中止		中止	
	市政資料館	休館		休館	
	市立大学病院、市立大学医学部附属東部医療センター、市立大学医学部附属西部医療センター	継続	・館内放送等で警戒宣言時の外来診療中止の周知 ・救急患者を除き外来自粛の要請 ・入院患者中心に、医師の判断等により安全な病棟への移動・帰宅等各種措置の準備及び順次実施	中止	・救急患者を除き外来診療は中止 ・入院患者中心に、医師の判断等により安全な病棟への移動・帰宅等各種措置の実施 ・手術予定は中止、実施中の場合は医師の判断により安全措置を講じて実施
	大学	休校	・教育活動の打切り・学生の帰宅	休校	
スポーツ市民局	市民活動推進センター、なごや人権啓発センター、西文化センター、中文化センター、消費生活センター、栄サービスセンター、男女平等参画推進センター、体育館等のスポーツ施設	休館		休館	
経済局	中央卸売市場本場、北部市場、南部市場、公設市場	継続	・施設の耐震性能を勘案し、必要最小限の範囲で開場	継続	・施設の耐震性能を勘案し、必要最小限の範囲で開場
	中小企業振興会館、工業研究所	休館		休館	

所管	施設名	東海地震注意情報発表時		警戒宣言時	
		対応	備　　考	対応	備　　考
観光文化交流局	観光案内所	継続		休館	
	名古屋国際センター（会議室等）、市民会館、公会堂、芸術創造センター、青少年文化センター、文化小劇場、市民ギャラリー、演劇練習館、音楽プラザ、短歌会館、東山荘、能楽堂、国際会議場、国際展示場、名古屋城、揚輝荘、旧川上貞奴邸、文化のみち橦木館、旧豊田佐助邸、旧春田鉄次郎邸	休園・休館		休園・休館	
環境局	資源選別施設、環境事業所､作業場、工場､処分場	継続	・自己搬入者等に東海地震注意情報発表を伝達し安全確保を指導	中止	
	なごや生物多様性センター、環境学習センター､環境科学調査センター、南リサイクルプラザ（プラザ棟）	休館		休館	
健康福祉局	社会福祉施設（通所）	休館	・家族等に連絡し、帰宅の促し	休館	・迎えが来ない通所者等は迎えのあるまで保護 ・必要に応じて避難場所等に避難
	社会福祉施設（入所）	継続	・耐震性のない施設は、安全な棟へ移動又は避難場所等への避難の準備及び順次実施	継続	・耐震性能の有る施設は屋内待機
	福祉会館等	休館		休館	
	八事霊園・斎場	中止	・出棺遺体の受入れ中止 ・火葬予約受付の停止 ・火葬中の遺体は火葬継続	中止	

所管	施設名	東海地震注意情報発表時		警戒宣言時	
		対応	備　　考	対応	備　　考
	市立病院	継続	・館内放送等で警戒宣言時の外来診療中止の周知 ・救急患者を除き外来自粛の要請 ・入院患者中心に、医師の判断等により安全な病棟への移動・帰宅等各種措置の準備及び順次実施	中止	・救急患者を除き外来診療は中止 ・入院患者中心に、医師の判断等により安全な病棟への移動・帰宅等各種措置の実施 ・手術予定は中止、実施中の場合は医師の判断により安全措置を講じて実施
子ども青少年局	保育所	休園	・通常保育の中止 ・保護者に連絡し、迎えの促し	休園	・迎えのない園児等は迎えのあるまで保護 ・必要に応じて避難場所等に避難
	児童福祉施設（通所）	休館	・保護者等に連絡し、迎えの促し	休館	・迎えのない通所者等は迎えのあるまで保護 ・必要に応じて避難場所等に避難
	児童福祉施設（入所）	継続	・耐震性のない施設は、安全な棟へ移動又は避難場所等への避難の準備及び順次実施	継続	・耐震性能の有る施設は屋内待機
	青少年宿泊センター	休館		休館	
	青少年交流プラザ	休館		休館	
住宅都市局	名古屋都市センター	休館		休館	
	自動車駐車場（久屋、大須、古沢公園）	入庫停止	・入庫のみ停止	入出庫停止	
	市営住宅		・管理代行者又は指定管理者に共同施設等の点検指示		
緑政土木局	東山動植物園	休園	・指定動物の獣舎への収容、施錠、動物捕獲体制の確認	休園	
	農業センター	休園	・家畜、家畜舎の点検・安全確認等	休園	
	東山展望塔、東谷山フルーツパーク、農業文化園、緑化センター（鶴舞公園内）、	休園・休館		休園・休館	

所管	施設名	東海地震注意情報発表時		警戒宣言時	
		対応	備　　考	対応	備　　考
緑政土木局	野鳥観察館、庄内緑地グリーンプラザ、名城公園フラワープラザ、白鳥庭園、荒子川公園ガーデンプラザ、久屋大通庭園、徳川園	休園・休館		休園・休館	
	自動車駐車場（池下、吹上中央帯、吹上、大曽根）	入庫停止	・入庫のみ停止	入出庫停止	
	有料公園駐車場（名城公園正門前、二の丸東・北園・北園第２、白川公園、若宮大通公園白川前、鶴舞公園、白鳥庭園、久屋大通庭園、徳川園、中村公園、庄内緑地、川名公園、天白公園）				
	有料自転車駐車場	営業停止	・入出庫可能な状態で、営業を停止	営業停止	
教育委員会	小学校、中学校、高等学校､幼稚園、特別支援学校	休校・休園	・教育活動の打ち切り ・あらかじめ定めた方法で帰宅 ・帰宅できない幼児、児童、生徒は、引渡しまで保護	休校・休園	・帰宅できない幼児、児童、生徒は、引渡しまで保護
	学校体育センター、生涯学習センター、図書館、博物館、美術館、科学館等の社会教育施設及び教育センター（分館含む。）	休館		休館	

上下水道局	水の歴史資料館、下水道科学館、平和公園アクアタワー	休館		休館	
	地元還元施設	中止		中止	
交通局	市営交通資料センター、市電・地下鉄保存館	休館		休館	
区	区役所講堂、地区会館	休館		休館	

5　地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

(1) 地震防災応急対策の実施上重要な建物は以下のものとする。

ア　市役所

イ　病院

ウ　区役所及び支所

エ　消防署・出張所

オ　土木事務所

カ　保健センター

キ　水道営業所

ク　管路センター

ケ　環境事業所

(2) (1)に掲げる施設の管理者は、前記4(1)に掲げる措置のほか、次に掲げる措置をとるものとする。

ア　自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保

イ　無線通信機等通信手段の確保

ウ　地震災害警戒本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 地震災害警戒本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、(2)に掲げる措置と同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

(4) 避難場所がおかれる市立学校等の管理者は、前記4 (1) に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難場所の開設に必要な資機材の搬入・配備に協力する。

6　工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、工事担当（契約担当）局は、請負者に対し安全措置を図り直ちに工事を中断するよう指示するとともに、現場の状況に応じ、請負者の責任において次の措置を講じさせる。

(1) 建設機械類の転倒・落下等危険防止

(2) 工事箇所の崩壊・倒壊・落下物の防止及び擁壁、法面等の補強措置

(3) 工事現場内におけるガス管、上下水道管又は電線等の安全措置及び監視・巡回

(4) 工事区域内への立入禁止の徹底と監視

(5) 工事用資機材及び工事用建築物等で倒壊等の危険が予想される場合の付近居住者の一時退去又は

通行者へのう回等の要請

(6) 工事監督者、作業員の安全確保及び現場巡視

(7) 火気の使用抑制

第17　警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集・伝達

1　地震災害警戒本部情報センターの開設

地震災害警戒本部が設置されたとき、本部室事務局は直ちに東庁舎1階に地震災害警戒本部情報センター（以下「情報センター」という。）を開設し、各種通信機器及び情報処理装置を活用し、地震に関する情報を始め避難状況等に関する情報の収集、整理、管理及び本部幹事会議への報告を行うものとする。この場合、各部・区本部は、地震防災応急対策に必要な情報を情報センターに報告しなければならない。

なお、情報センターの運営及び位置付けについては、災害対策（警戒）本部情報センターに準ずるものとする。

2　収集・伝達系統及び手段

警戒宣言時の避難状況、応急対策実施状況等に関する情報の収集・伝達及び地震警戒本部からの指示事項の伝達は、次の系統による。

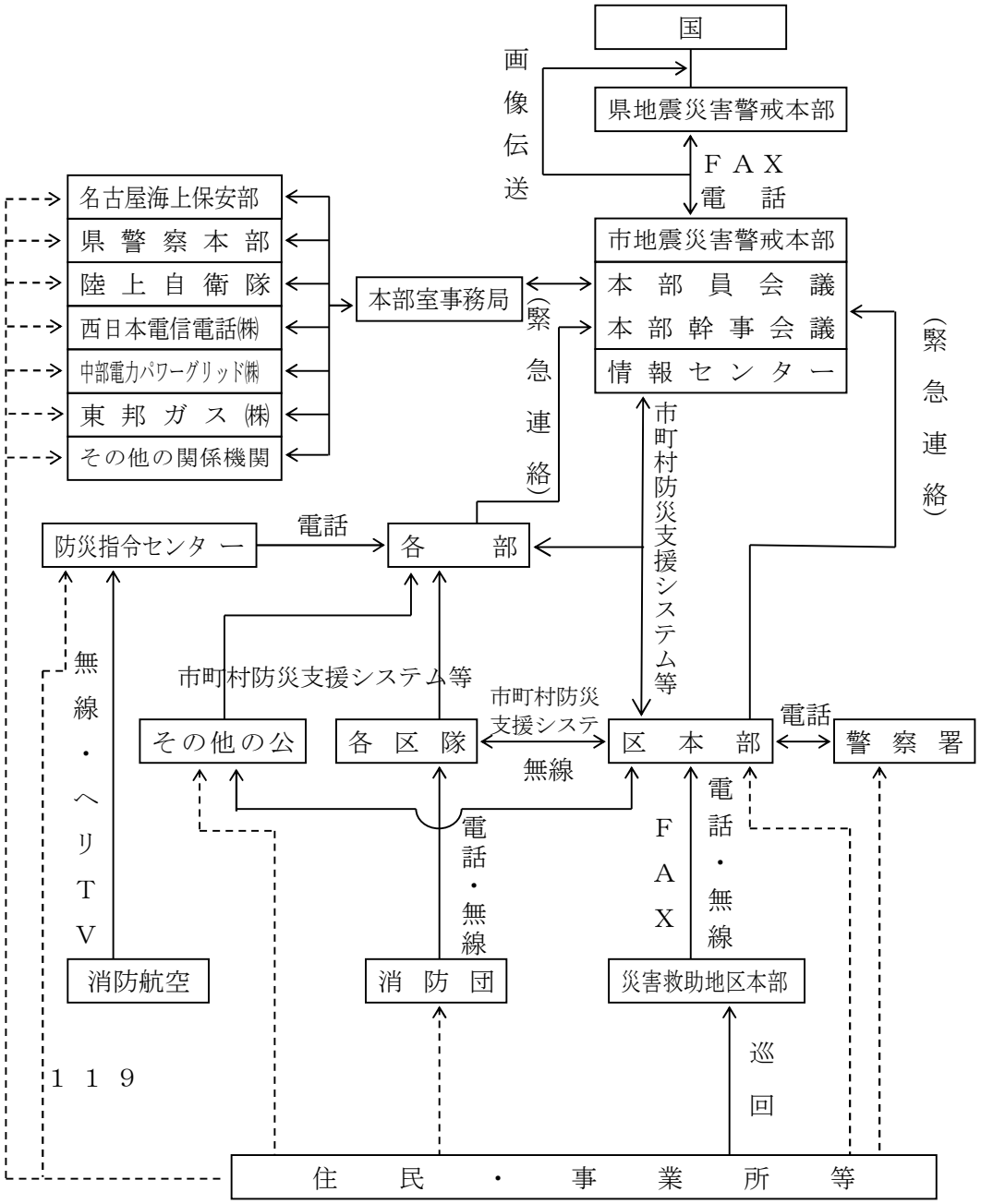

＊　災害対策本部内における情報の共有化については、原則、市町村防災支援システムによることとし、その補完として電話及びＦＡＸを活用する。

＊　有線電話途絶の場合は、無線電話又は情報連絡員（伝令）を代替手段とする。

＊　----- は、住民、事業所等からの通報を示す。

3　対策情報

避難状況及び地震防災応急対策実施上必要な各種の報告、依頼、要請等の情報の伝達方法、手段、系統等については、第１章　第９節　第３・４「対策情報」に準ずるものとする。

4　県への報告に関する事項

(1) 県への報告は、警戒宣言が発せられた後１時 間 以内に、別記様式1に記載の事項を報告する。

(2) (1)以降は、別記様式2により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。

ア　報告事項は、別記様式2に記載の事項とする。

イ　報告時期

①は、危険な事態、その他異常な事態が発生した後、直ちに行う。

②は、避難に係る措置が完了した後、速やかに行う。

③～⑩は、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次行う。

(3) 県への報告事項の収集・報告

各部・区本部からの報告先は情報センターとする。

ただし、緊急かつ重大な事項については、直接、本部幹事会議へ報告する。（区本部情報については、本部室事務局経由とする。）

報告手段は、原則として別記様式1 、 2により行うものとし、「送信者」、「受信者」欄には部名及び班名を記載するものとする。

報告時期は、(1)、(2)と同じとする。

(4) 県への報告の実施

本部室事務局は取りまとめた情報を、(1)、(2)のとおり、速やかに県地震災害警戒本部へ報告する。報告窓口は、県地震災害警戒本部が設置されたときは県地震災害警戒本部警戒情報センター情報統括部に、設置されていないときは県防災安全局災害対策課とする。

（様式１）

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》　　速報用

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月　日　　時　分
				月　日　　時　分

緊急応急対策等	実施状況等 （該当する番号に○をつけること）
①地震予知情報の伝達	１完了　　２半数以上　　３半数未満
②地域住民の避難状況	１必要なし　２必要あり（ア　完了　イ　実施中　ウ　未実施）
③消防・浸水対策活動	１必要なし　２必要あり（ア　完了　イ　実施中　ウ　未実施）
④応急の救護を要すると認められる者の救護、保護	１必要なし　２必要あり（ア　完了　イ　実施中　ウ　未実施）
⑤施設・設備の整備及び点検	１必要なし　２必要あり（ア　完了　イ　実施中　ウ　未実施）
⑥犯罪の防止、交通の規制、その他社会秩序の維持	１必要なし　２必要あり（ア　完了　イ　実施中　ウ　未実施）
⑦食糧、生活必需品、医薬品等の確保	１必要なし　２必要あり（ア　完了　イ　実施中　ウ　未実施）
⑧緊急輸送の確保	１必要なし　２必要あり（ア　完了　イ　実施中　ウ　未実施）
⑨地震災害警戒本部（災害対策本部）の設置	１設置　　２準備中　　３未設置
⑩対策要員の確保	１完了　　２半数以上　　３半数未満
⑪外国人対策	１必要なし　　２必要あり 国籍： 人数：
備考	

（様式２）

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月　日　　時　分
				月　日　　時　分

避難状況	①避難の経過	危険事態、異常事態の発生状況		
		措置事項		
	②避難の完了	避難場所名	避難人数・要救護人数	救護、保護に必要な措置、国籍等
地震防災応急対策	③	地震予知情報の伝達､避難指示		
	④	消防、水防その他応急措置		
	⑤	応急の救護を要すると認められる者の救護、保護		
	⑥	施設・設備の整備及び点検		
	⑦	犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持		
	⑧	緊急輸送の確保		
	⑨	食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備		
	⑩	その他災害の発生防止・軽減を図るための措置		
		備　　考		

第５節　南海トラフ地震臨時情報に係る措置に関する事項

【南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応】

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表に備え、情報の収集や伝達に努める。（伝達系統図は別図1－5－1のとおり）

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、必要な災害応急対策（第2から第11までの措置）を講ずるものとする。（伝達系統図は別図1－5－2のとおり）

また、津波到達前に地震動に伴う堤防沈下等の影響により、地震発生後30分以内に30㎝以上の浸水が生じる地域のうち、津波避難ビルや当該地域の外に避難が可能な範囲を除いた地域を「事前避難対象地域」（「附属資料編　計画資料図6」参照）として、必要な措置を講ずるものとする。

第1　災害応急対策をとるべき期間

1　南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（発生から168時間経過した以降の正時までの期間をいう。以下同じ。）、後発地震（規模については最大クラス（M9クラス）の地震が発生することを想定）に対して警戒する措置をとるものとする。

2　地震の発生から1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、さらに1週間（発生から336時間経過した以降の正時までの期間をいう。）、後発地震に対して注意する措置（後段【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応】参照）をとるものとする。

第2　発災に備えた資機材等の確保

市、県及びその他の防災関係機関は、地震発生後に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、主要食糧、生活必需品、応急復旧用資機材等の発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続き等を行うものとする。

1　食品及び生活必需品、医薬品等の確保

地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資等の確保を行うため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時、市（健康福祉部、子ども青少年部、経済部、経理部、）は、市が備蓄する非常用の食品及び生活必需品、医薬品等の保有数量等の点検・確認を実施し、払い出し体制の確立を図るとともに、県及び供給協定を締結している関係業界等と連絡をとり、円滑な供給体制の確立に向けた準備を行う。

(1) 食品及び生活必需品の確保

ア　市が備蓄する非常用の食品及び生活必需品の保有数量等の点検、確認を実施し、払い出し体

制の確立に向けた準備を行う。

イ　市が供給協定を締結している関係の団体・業界と連絡をとり、食品及び生活必需品の放出可能な数量を把握し、円滑な供給体制の確立に向けた準備を行う。（附属資料編　計画資料41、42参照）

(2) 医薬品等の確保

ア　市立病院、保健センター等に保有又は備蓄する医薬品等の数量等を点検、確認し、応急医療体制の確立に向けた準備を行う。

イ　関係機関・業界と連絡をとり、医療・助産・保健救護活動に必要な医薬品及び医療器材の放出可能な数量の把握に努め、緊急調達体制の確立に向けた準備を行う。（附属資料編　計画資料44　参照）

2　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の確保

(1) 緊急輸送道路復旧用資機材及び人員の確保

市（緑政土木部）及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時、発災後における道路啓開や緊急輸送道路を復旧するため、資機材及び人員の確保等に努める。

(2) 給水確保用資機材の確保

市（上下水道部）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時、発災後における給水確保に備え、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の確保に努める。

（附属資料編　計画資料71～74　参照）

(3) 下水道機能確保用資機材の確保

市（上下水道部）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時、直ちに各施設を緊急点検するとともに、発災後における応急復旧に備えて、資機材の点検、確保に努める。

(4) 通信確保用資機材の確保

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時、発災後における災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ災害応急用無線機の整備・確認を行い、事前に相互の連絡調整を図る。（附属資料編　計画資料39、56-1、56-2参照）

(5) 浸水対策用資機材及び人員の確保

市（緑政土木部・上下水道部）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時から、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって迅速かつ強力に推進できるよう、浸水対策用資機材及び人員の確保等に努める。（附属資料編　計画資料31、32参照）

(6) 廃棄物処理並びに清掃活動用資機材及び人員の確保

ア　一般廃棄物処理施設

市（環境部）は、地震災害が発生した場合に備えて、速やかに一般廃棄物処理施設を復旧、稼動できるよう、資機材及び人員の確保に努める。

イ　ごみ処理

市（環境部）は、災害により一時的多量に排出される災害ごみの収集、運搬及び処分や、損壊した建物等から発生する災害がれきの処理が速やかに行えるよう、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時、災害廃棄物処理の協力を要請する関連団体と連絡をとり、資機材及

び人員の確保に努める。（附属資料編　計画資料77参照）

ウ　し尿処理

市（環境部）は、各指定避難所等のトイレが使用不能になった場合に備えて、必要に応じて災害用トイレを確保できるよう、また、し尿の処理が速やかに行えるよう、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時には、資機材及び人員の確保に努める。（附属資料編　計画資料78参照）

(7) 防疫活動用資機材及び人員の確保

市（健康福祉部）は、地震発生時に感染症予防対策として防疫活動が実施できるよう、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時には、資機材及び人員の確保に努める。（附属資料編　計画資料76参照）

(8) 医療・助産・保健救護用資機材及び人員の確保

市（健康福祉部）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時、応急的な医療・助産・保健救護活動の実施のための準備をする。

ア　保健センター、市立病院を拠点とし、医療・保健救護活動の準備を進める。

イ　応急的な医療・助産・保健救護活動を実施するため、必要な救護班を編成する。

ウ　応急的な医療・助産・保健救護活動の実施に応援が必要と判断される場合は、市は県に対し応援要請をすることができる。

第3　広報

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に伴う混乱の発生を未然に防止し、災害応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、事前避難に関する情報など住民に密接に関係のある事項について周知する。

また住民や事業者等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、必要な防災対応をとるよう呼びかける。

＜住民のとるべき措置＞

日頃からの地震への備えの再確認の例	安全な防災行動の例
・避難場所・避難経路の確認 ・家族との安否確認手段の確認 ・家具の固定の確認 ・非常持出品の確認 ・出火の防止、危険物の安全措置の確認 ・隣近所との連絡・助け合いに関する確認	・事前避難対象地域・津波・土砂災害などの危険が高い場所に、なるべく近づかないようにする。 ・屋内のできるだけ安全な場所で生活する。 ・ベッドの頭上や高い場所に物を置かない。 ・防災情報の入手方法を確認する。

＜事業者のとるべき措置＞

日頃からの地震への備えの再確認の例	施設・設備等の点検の例
・安否確認手段の確認 ・什器の固定・落下防止対策の確認 ・食料や燃料等の備蓄の確認 ・発災時の職員の役割分担の確認	・主要生産設備の点検 ・施設の耐震診断結果に基づく危険個所の点検 ・転倒・落下物の危険個所の点検 ・緊急用自動車の点検

なお、事前避難対象地域内に対しては、最初の地震に伴う大津波警報等の切替後、後発地震に備えた避難を呼びかけ、住民避難を継続する。

1　広報項目

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。なお、広報の手段等により適宜広報内容を選定し広報するものとする。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容
(2) 落ち着いた行動の呼びかけ
(3) 日頃からの地震への備えの再確認の呼びかけ
(4) テレビ、ラジオ等で正確な情報をつかむことの呼びかけ
(5) 公共交通機関の運行状況
(6) ライフラインに関する情報
(7) 事前避難の呼びかけ
(8) 市長から市民への呼びかけ

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の広報文例】

こちらは、名古屋市です。○月○日　午前(午後)○時○分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されました。これにより、この地方においても、時間差で大規模地震が発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられます。

地震が確実に発生するということではありませんが、市民の皆さんは、落ち着いて、今後２週間、次の地震発生に備えてください。

○　家具の固定や食料・飲料水の備蓄といった、日頃からの地震への備えを再確認してください。

○　津波・土砂災害などの危険が高い場所になるべく近づかないなど、安全な防災行動をとってください。

○　テレビ・ラジオ・スマートフォンなどにより、引き続き正確な情報を確認してください。

○　名古屋市内の公共交通機関は、現在運行されています。混乱を起こさないように心がけてください。

○　なお、大規模地震が発生した場合には、堤防沈下等による即時浸水・建物の倒壊・土砂災害の発生のおそれがあります。特に浸水が想定される事前避難対象地域内にお住まいの方は

対象地域外の知人・親類宅や事前避難先として開設されている避難所などに、1週間事前避難してください。

（事前避難対象地域を含む学区）

○　○○学区は、事前避難対象地域を含む学区です。事前避難先として開設されている避難所は、近隣の○○小学校、○○中学校、名古屋市内のスポーツセンター、生涯学習センター等になります。

○　災害発生後の避難ではないため、1週間の避難生活に必要な食料、飲料水、日用品、マスク等の衛生用品等は、各自で持ち込んでいただくか、避難後に調達いただくこと等により、各自でご用意ください。

○　また、建物の耐震性不足・土砂災害の不安がある方も、これらの避難所に避難することができます。

（上記以外の学区）

○　事前避難先として開設されている避難所は、名古屋市内のスポーツセンター・生涯学習センター等になります。

○　災害発生後の避難ではないため、1週間の避難生活に必要な食料、飲料水、日用品、マスク等の衛生用品等は、各自で持ち込んでいただくか、避難後に調達いただくこと等により、各自でご用意ください。

○　また、建物の耐震性不足・土砂災害の不安がある方も、これらの避難所に避難することができます。

《繰り返す》

【後発地震が発生しないまま２週間が経過し、国からの呼びかけがあった場合の広報文例】

こちらは、名古屋市です。○月○日　午前(午後)○時○分に、国から、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分に注意しつつ、通常の生活に戻るよう呼びかけがありました。最初の地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いていますが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありません。地震の発生に注意しながら通常の生活を送ってください。

《繰り返す》

２　広報手段及び方法等

(1) 広報車

ア　担当部

区本部

イ　広報の方法

（ア）区本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは直ちに各区隊（消防隊、環境隊、土木隊、水道隊）に対し広報車による住民広報実施の協力を依頼する。

（イ）区本部及び各区隊は、協議によりあらかじめ定めた区域、巡回経路、広報内容等によりそれぞれ広報を行う。なお、広報内容の正確な伝達を確保するため、停止して広報を行うことを原則とする。

(2) 航空機（ヘリコプター１機）

ア　担当部

消防部（消防航空隊）

イ　広報の方法

航空機の拡声装置を活用し、事前避難対象地域、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域、木造家屋密集地域等を重点に広報を行う。

(3) 同報無線

ア　担当部

本部室事務局

イ　広報の方法

同報無線を利用し、事前避難対象地域を対象に広報を行う。（附属資料編 計画資料68）

(4) テレビ、ラジオ等

市長から市民への呼びかけを行う。

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の市長から市民への呼びかけ文例】

市民の皆さん、名古屋市長の○○○○でございます。

既に、ご存知のことと思いますが、気象庁から○月○日　午前（午後）○時○分、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されました。

この情報は、南海トラフ沿いでの大規模地震の発生可能性が、平常時に比べて相対的に高まっていると評価された際に発表される情報です。地震が確実にくるということではありませんが、市民の皆さんは、落ち着いて次の地震発生に備えてください。

具体的には、家具の固定や食料・飲料水の備蓄といった日頃からの地震への備えを再確認するとともに、津波・土砂災害などの危険が高い場所になるべく近づかないといった安全な防災行動をとるなど、今後2週間、地震の発生に備えてください。

なお、大規模地震が発生した場合には、堤防沈下等による即時浸水・建物の倒壊・土砂災害の発生のおそれがあります。特に浸水が想定される事前避難対象地域内にお住まいの方は、対象地域外の知人・親類宅や事前避難先として開設されている避難所などに、1週間事前避難してください。事前避難先として開設されている避難所は、名古屋市内のスポーツセンター・生涯学習センター等になります。災害発生後の避難ではないため、1週間の避難生活に必要な食料、飲料水、日用品、マスク等の衛生用品等は、各自で持ち込んでいただくか、避難後に調達いただくこと等により、各自でご用意ください。また、建物の耐震性不足・土砂災害の不安がある方も、これらの避難所に避難することができます。

大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、正確な情報をテレビ、ラジオ、スマートフォンなどで確認してください。秩序正しく冷静に行動していただくことをお願いします。

(5) その他

大型映像装置、市ホームページ、消防テレホンサービス等を活用しての広報を行う。

3　報道機関への広報依頼

(1) 担当部

本部室事務局、庶務部

(2) 方法

本部室事務局は庶務部を通じて、日本放送協会名古屋放送局及び民間放送各社に対し、広報の放送を依頼する。

(3) 内容

ア　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容

イ　日頃からの地震への備えの再確認の呼びかけ

ウ　市及び防災関係機関が行う応急対策の内容

（ア）市立幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校・高等学校の幼児・児童・生徒の動向

（イ）公共交通機関の状況

（ウ）交通規制及び道路の状況

（エ）水道、電気、ガスの供給状況

（オ）その他状況に応じて、本部から住民に伝達する必要があると認める事項

エ　消防計画、予防規程、防災規程等を作成している事業所に対する災害応急対策実施の呼びかけ

オ　事前避難の呼びかけ

4　相談窓口

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の本市の防災対応に関する住民からの照会に対応する主な窓口を明示し、その周知を図る。

区分	事　　項	窓　　口
1	災害応急対策一般に関すること。	各区総務課 防災危機管理局総務課
2	交通状況に関すること。 (1)　ＪＲ東海の運行に関すること。 (2)　地下鉄、市バスの運行に関すること。 (3)　道路交通対策に関すること。 (4)　交通情報に関すること。	 ＪＲ東海各駅 交通局（広報広聴課、テレホンセンター、地下鉄各駅、市バス各営業所） 愛知県警察（交通部交通規制課、各警察署） 愛知県警察（交通部交通規制課）

3	水道、電気、ガスの供給等に関すること。 (1)　水　道 (2)　電　気 (3)　ガ　ス	上下水道局（各水道営業所） 中部電力パワーグリッド株式会社（各営業所） 東邦ガス株式会社お客さまセンター (0570-783987［ナビダイヤル］)
4	電信電話に関すること。	西日本電信電話株式会社（東海支店災害対策室）
5	出火防止等の地震火災対策に関すること。	消防局（消防部消防課、各消防署(出張所)）
6	事業所等の災害応急対策に関すること。	消防局（予防部予防課、各消防署(出張所)）
7	社会福祉施設及び学校等（市立）の幼児、児童、生徒等の帰宅に関すること。	（社会福祉施設） 総合的事項－健康福祉局及び子ども青少年局の各総務課 個別的事項－各社会福祉施設又は各所管課 （学校等） 総合的事項－市教育委員会事務局指導部指導室 個別的事項－各学校及び幼稚園
8	ごみ・資源、し尿の処理に関すること。	総合的事項－環境局作業課 個別的事項－各環境事業所

第４　避難対策

１　住民等の避難行動等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとるよう呼びかける。

また、市は事前避難対象地域内の住民やそれ以外の地域で自宅の耐震性不足・土砂災害の不安等を抱える住民等に対し、対象地域外の知人・親類宅や事前避難先として開設された指定避難所への1週間の事前避難を呼びかける。なお、避難先への移動は、徒歩によることを基本とし、要配慮者その他やむを得ない事由を有する者は、自家用車による避難を行うことができるものとする。

(1) 事前避難先（附属資料編　計画資料51-2参照）

ア　対象地域に近い避難先として、対象地域を校区内に含む市立小中学校（対象地域内に立地する学校等を除く）

イ　津波浸水想定区域外への広域避難先等として、市内のスポーツセンターや生涯学習センター等

(2) 指定避難所の開設等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、事前避難を行う住民を一時滞在させるため、区本部長はすみやかに事前避難先として確保されている指定避難所を開設し、区本部から所要の人数の職員を当該指定避難所へ派遣するとともに、区本部はただちに指定避難所の開設状況を本部室事務局へ報告する。

なお、指定避難所の開設期間は、原則として１週間とする。ただし、本部長は必要に応じて、区本部長の意見を聞き、避難所の統廃合及び必要最小限度の期間の延長をすることができる。

(3) 指定避難所の管理運営等

指定避難所は、避難者の中から代表管理者を選任し、代表管理者の指揮のもと避難所管理組織を確立し自主運営する。また、区本部長は、開設した指定避難所に区本部職員を派遣し、施設管理者の協力のもと避難者による自主運営を支援する。

開設した指定避難所における避難者の受入・状況把握は、施設管理者、管理組織及び区本部からの派遣職員が協力して行い、避難者数の把握等避難所の記録に関すること、情報の収集・伝達・広報、避難者の誘導及び施設管理者との調整による施設使用の管理は、管理組織が行う。なお、避難生活に必要な食料、飲料水、日用品、マスク等の衛生用品等は、避難者各自で用意することを基本とする。

代表管理者は、避難者数、避難者の居住区別人数、避難者の健康状態その他必要事項について、区本部へ報告する。区本部は、避難状況を避難所別に取りまとめ本部室事務局へ報告する。本部室事務局は、避難状況を避難所別及び居住区別に取りまとめ、庶務部が本部幹事会議に報告する。

2　平時における周知・啓発

事前避難対象地域内の住民及び土砂災害警戒区域内の住民等並びに住宅の耐震性が不足している住民等に対しては、平常時から、ハザードマップや住宅の耐震診断等により、自らの住まい等のリスクを理解させ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に、避難を検討できるようにする。

3　児童・生徒等の安全対策

校（園）長を中心に、情報を集め、次に掲げる措置をとる。

(1) 在校（園）時

次のとおり対応する

ア　情報が発表されたことを、すみやかに児童等に伝える。その際、情報を適切に伝え、不必要な不安をもたないようにさせる。

イ　情報が発表されたことを、保護者に伝える。

ウ　既に南海トラフの一部で地震が発生し、すぐに被害の発生が想定される等、状況によっては、児童等を安全な場所に避難させ、保護者に状況を伝える。

エ　状況によっては、児童等を保護者に引き渡す等により、帰宅させる。

(2) 登下校（園）中

あらかじめ、次のことについて指導しておく。

ア　登校中の場合は、原則としてそのまま登校する。登校したら、在校時の指導に準ずる。

イ　下校中の場合は、原則としてそのまま下校する。下校後は、在宅時の指導に準ずる。

(3) 在宅時

あらかじめ、次のことについて指導しておく。

ア　情報が発表されたことを知った場合は、日頃からの地震への備えの再確認をする。

イ　校区内に事前避難対象地域を含む市立小中学校は、原則として1週間休校する。

ウ　イ以外の学校については、特に学校から連絡がない限り、授業が行われるので、通常どおり、登校する。

(4) 野外教育・修学旅行・その他の校外学習

予定どおり実施する。すぐに被害の発生が想定される等、状況によっては、予定を変更する。

(5) 校区内に事前避難対象地域を含む学校

次のとおり対応する

ア　校区内に事前避難対象地域を含む市立小中学校は、児童生徒の安全確保の観点や事前避難先となることから、原則として1週間休校する。

イ　休校対象となる学校は、あらかじめ児童・生徒の引渡し方法や、両親が共働きの家庭等の留守児童の預かり先について検討し確認しておく。

第５　消防・水防対策

1　消防及び水防機関は、出火及び混乱の防止等に関して講ずる措置として、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時から、次の事項を重点としてその対策を推進するものとする。

(1) 火災発生の防止及び初期消火活動についての居住者、施設、事業者等への広報

(2) 火災の発生に備え、消防車両等の資機材の事前配備

(3) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

(4) 自主防災組織、自衛消防組織等の防災活動に対する情報提供、注意喚起の実施

(5) 関係機関との連絡体制の確認

(6) 水防資機材の点検

2　消防対策

(1) 出動体制の点検、確認

ア　車両及び資機材の点検等

水槽付消防車等を火災出動車両として指定し、ホース、防火服、燃料等を点検する。

イ　指令・通信体制の点検、確認

積載型無線機の電源及び機能点検を実施するとともに、消防無線の聴取に努める。

(2) 出火防止の広報

広報車等を出動させ、出火危険の高い地域及び延焼拡大のおそれのある地域に対し、出火防止の広報を行う。

第６　警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

1　正確な情報の収集及び伝達

2　不法事案等の予防及び取締り

3　地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

第７　水道、電気、ガス、通信及び放送関係

1　水道関係

市（上下水道部）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の防災対応として次の措置をとるものとする。

(1) 供給の継続

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時においても、水道の供給を継続する。

(2) 応急給水体制の確立

配水池、配水塔の水位を高める。

2　電気関係

電力事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

3　ガス関係

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

4　通信関係

通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

5　放送関係

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

第8　金融対策

日本銀行名古屋支店は、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置を行うものとする。

第９　交通対策

1　道路

(1) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。

(2) 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報について、道路情報板等により道路利用者へ情報提供するものする。

2　海上

(1) 第四管区海上保安本部（事務所を含む。）及び港湾管理者は、船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に必要な措置を講じるものとする。

⑵ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意して必要な措置を講じるものとする。

3　鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運行規制等の情報について、情報の提供に努めるものとする。

⑴ 名古屋市営地下鉄

ア　南海トラフ地震臨時情報受領時

（ア）警戒態勢

運転指令室から運転中の列車及び全駅へ連絡、指示を行う。

（イ）運行に関する措置

平常通り運行する。

（ウ）利用者への案内及び広報

a 南海トラフ地震臨時情報に関する情報、運行に関する措置等を車内放送、駅構内放送、掲示板、旅客案内表示装置等によって利用者に案内するとともにパニック防止に努める。

b 南海トラフ地震臨時情報が発表されたことを関係各所へ通報する。

（エ）設備点検

関係施設内の設備点検を実施する。

⑵ 名古屋ガイドウェイバス株式会社（高架区間：大曽根～小幡緑地）

ア　運行に関する措置

平常通り運行する。

イ　旅客への案内及び広報

南海トラフ地震臨時情報、運行情報等を、車内放送、駅構内放送・表示等によって利用者に案内するとともに、落ち着いて行動するよう伝える。

⑶ 名古屋臨海高速鉄道株式会社

ア　運行に関する措置

列車の本数を減らし、徐行等による運行とする。

イ　旅客への案内

南海トラフ地震臨時情報に関する情報、運行に関する措置等を、ホーム放送、旅客案内表示装置等によって旅客に案内する。

⑷ 愛知高速交通株式会社

ア　列車の運転計画

（ア）南海トラフ臨時情報（調査中）が発表されたときは、原則として運転を継続する。

（イ）その後の南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表されたときに備えて、全ての営業列車に係員を添乗させるために動員手配する。

（ウ）南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表されたときは、操縦者の動員状況や他社局の運行状況、南海トラフ臨時情報発表からの経過時間を考慮して、列車の運転本数を間引きする運行計画を立て、関係者向けにに周知したうえで実施する。

イ　旅客への案内

ポスター（急告標）、案内表示、ホーム放送、ホームページ等で利用者に情報提供を行う。

4　バス（名古屋市営バス）

ア　南海トラフ地震臨時情報受領時

（ア）警戒態勢

本庁から運行中の車両及び全営業所へ連絡・指示を行う。

（イ）運行に関する措置

平常通り運行する。ただし、一部の路線で運休または迂回運行を行う可能性がある。

（ウ）利用者への案内及び広報

a 南海トラフ地震臨時情報に関する情報、運行に関する情報を車内放送、主要バスターミナル及び主要バス停留所への掲示等によって、利用者に案内するとともにパニック防止に努める。

b 南海トラフ地震臨時情報が発表されたことを関係各所へ通報する。

（エ）設備等の点検

施設内の点検及び、発電機の試行を行う。

第10　市が管理又は運営等する施設等に関する対策

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時、自ら管理･運営等する道路、河川、不特定かつ多数の者が出入りする施設、あるいは災害応急対策の実施上重要な建物に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。なお、安全確保の観点から、事前避難対象地域に立ち入ることはできる限り避けるものとし、立ち入る場合には最大限警戒しながら、必要な対応を図るものとする。

1　道 路

市（緑政土木部）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時は、橋りょう、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置をとるものとする。

2　河川等

(1) 市（緑政土木部）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時は、所管する河川及びため池について、地震の発生に備えて講じるべき措置をとるものとする。

(2) 市（上下水道部）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時は、内水排除施設について、施設管理上必要な操作、非常用発電装置の準備・点検その他所要の被災防止措置を行う。

3　不特定かつ多数の者が出入りする施設等

市が管理又は運営等する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

(1) 各施設に共通する事項

ア　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に係る利用者等への伝達

＜留意事項＞

○　利用者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時にとるべき防災行動をとり得るよう、適切な伝達方法を検討すること。

○　避難場所や避難経路、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう検討すること。

イ　利用者等の安全確保のための退避経路等の確認

ウ　施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ　出火防止措置

オ　水、食料等の備蓄の確認

カ　消防用設備の点検、整備

キ　非常用発電装置の点検、整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ク　各施設における緊急点検、巡視

(2) 個別事項

ア　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における具体的な措置内容は、施設ごとに定める。この場合、職員の安全に十分配慮した上で、緊急点検及び予備巡視の実施必要箇所及び実施体制を明確に定めることとする。

また、事前避難対象地域内の施設については原則1週間閉鎖する。ただし、施設の性質に鑑み、機能の停止が困難な施設については、職員・利用者等の安全措置等を図りつつ、事業を継続するものとする。

イ　本市施設等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における対応の基本は次のとおりとする。

<table>
<tr><td rowspan="2">区　分</td><td colspan="2">対　　応</td></tr>
<tr><td>事前避難対象地域外</td><td>事前避難対象地域内</td></tr>
<tr><td>市民利用施設</td><td>原則開館
（事前避難先を除く）</td><td rowspan="2">原則閉鎖</td></tr>
<tr><td>事務所、公所</td><td>継　　続</td></tr>
</table>

4　災害応急対策の実施上重要な建物

(1) 災害応急対策の実施上重要な建物は次のとおりとする。

ア　市役所

イ　病院

ウ　区役所及び支所

エ　消防署・出張所

オ　土木事務所

カ　保健センター

キ　水道営業所

ク　管路センター

ケ　環境事業所

(2) (1)に掲げる施設の管理者は、前記3(1)に掲げる措置のほか、次に掲げる措置をとるものとする。

ア　自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保

イ　無線通信機等通信手段の確保

ウ　災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

5　工事中の建築物等に対する措置

市は、市が管理等する施設ごとに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとする。

第11　滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等に対する措置として、広報車、報道機関等により次の事項の広報を実施する。

1　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容

2　テレビ、ラジオ等から正確な情報の収集に努めることの呼びかけ

3　公共交通機関の運行状況に係る情報

4　落ち着いて行動することの呼びかけ

5　その他状況に応じて必要と認める事項に関すること

第12　事業者の対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、事業者は、日頃からの地震への備えを再確認し、地震が発生した場合に速やかに必要な防災対応が行えるようにしておく必要がある。

また、事前避難対象地域内の事業者は、明らかに生命に危険が及び活動等については、危険を回避する措置（事業中止等）を検討する。ただし、事業継続しながら従業員や利用者等の安全措置等を図れる場合には、その措置を推奨する。

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、必要な災害応急対策（第2及び第3の措置）を講ずるものとする。（伝達系統図は別図1－5－3のとおり）

第1　災害応急対策をとるべき期間

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、次の期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

1　南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50㎞程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間（発生から168時間経過した以降の正時までの期間をいう。）

2　南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間

第2　広報

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に伴う混乱の発生を未然に防止し、災害応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

また、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとるよう呼びかける。

1　広報項目

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第3　1のとおり

2　広報手段及び方法等

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第3　2(4)(5)のとおり

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の広報文例】

こちらは、名古屋市です。○月○日　午前(午後)○時○分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。このため、南海トラフ地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられます。

地震が確実に発生するということではありませんが、市民の皆さんは、落ち着いて、今後１週間（※）、次の地震発生に備えてください。

○　家具の固定や食料・飲料水の備蓄といった、日頃からの地震への備えを再確認してください。

○　津波・土砂災害などの危険が高い場所になるべく近づかないなど、安全な防災行動をとってください。

○　テレビ・ラジオ・スマートフォンなどにより、引き続き正確な情報を確認してください。

○　名古屋市内の公共交通機関は、現在運行されています。混乱を起こさないように心がけて

ください。

《繰り返す》

※ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間（気象庁の発表を確認）

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の市長から市民への呼びかけ文例】

市民の皆さん、名古屋市長の○○○○でございます。

既に、ご存知のことと思いますが、気象庁から○月○日　午前（午後）○時○分、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。

この情報は、南海トラフ沿いでの大規模地震の発生可能性が、平常時に比べて相対的に高まっていると評価された際に発表される情報です。地震が確実にくるということではありませんが、市民の皆さんは、落ち着いて次の地震発生に備えてください。

具体的には、家具の固定や食料・飲料水の備蓄といった日頃からの地震への備えを再確認するとともに、津波・土砂災害などの危険が高い場所になるべく近づかないといった安全な防災行動をとるなど、今後１週間（※）、地震の発生に備えてください。

大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、正確な情報をテレビ、ラジオ、スマートフォンなどで確認してください。秩序正しく冷静に行動していただくことをお願いします。

【後発地震が発生しないまま１週間（※）が経過し、国からの呼びかけがあった場合の広報文例】

こちらは、名古屋市です。○月○日　午前(午後)○時○分に、国から、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分に注意しつつ、通常の生活に戻るよう呼びかけがありました。最初の地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いていますが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありません。地震の発生に注意しながら通常の生活を送ってください。

《繰り返す》

※ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間（気象庁の発表を確認）

3　報道機関への広報依頼

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第3　3のとおり

4　相談窓口

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第3　4のとおり

第3　その他とるべき措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第2、第4　1・3、第5、第7　1、第9　3・4、第10、第11の対応をとるものとする。

（参考　南海トラフ地震に関連する情報）

○南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。

○「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。

○「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内※1でマグニチュード6.8以上※2の地震※3が発生 ○１カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で２時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※4 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内※1において、モーメントマグニチュード※4 7.0以上の地震※3が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくり

		すべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※１　南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲

※２　モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。

※３　太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※４　断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

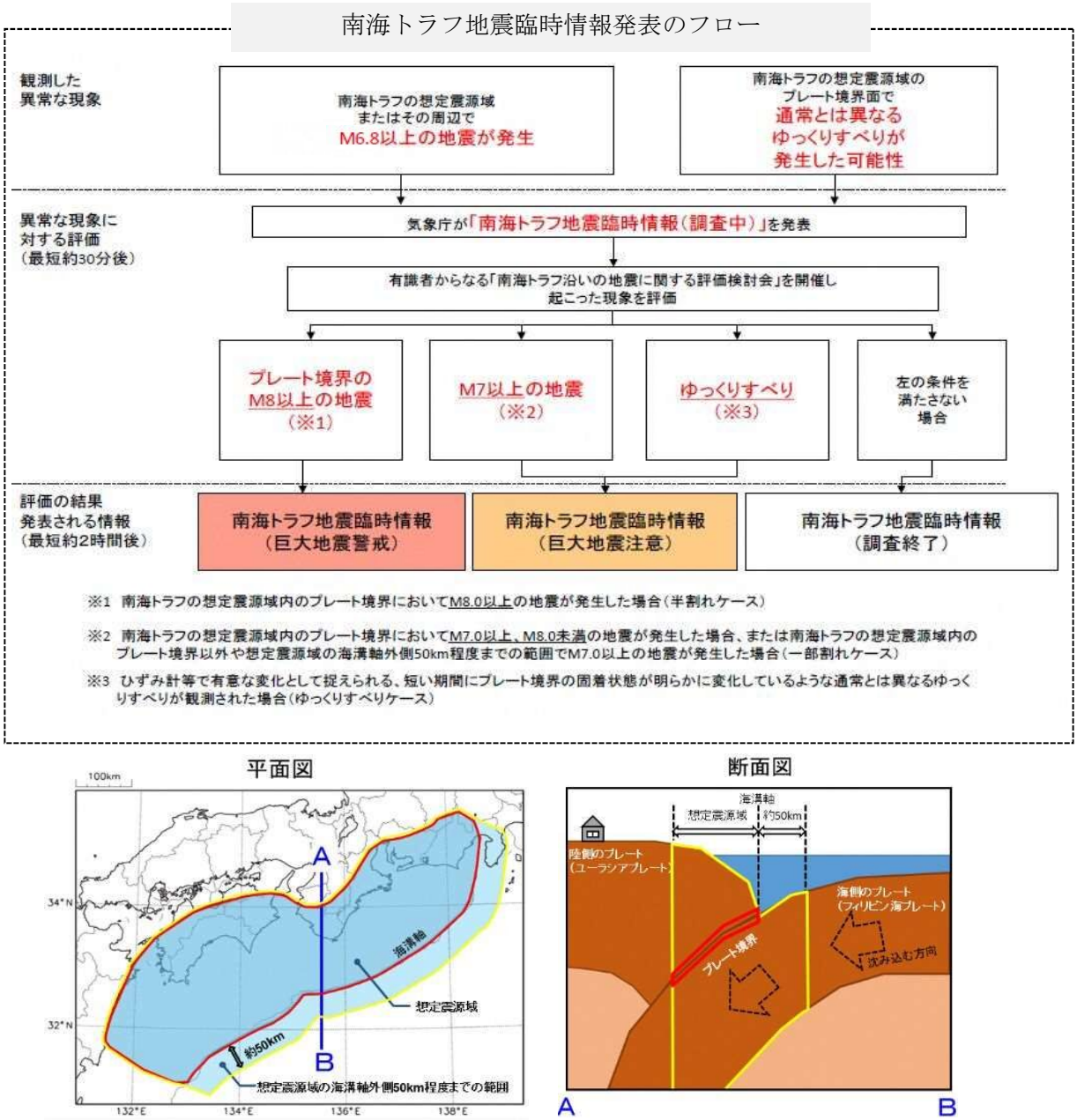

南海トラフ地震に関連する情報の情報発表対象領域図

◎別図１－５－１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）伝達系統図

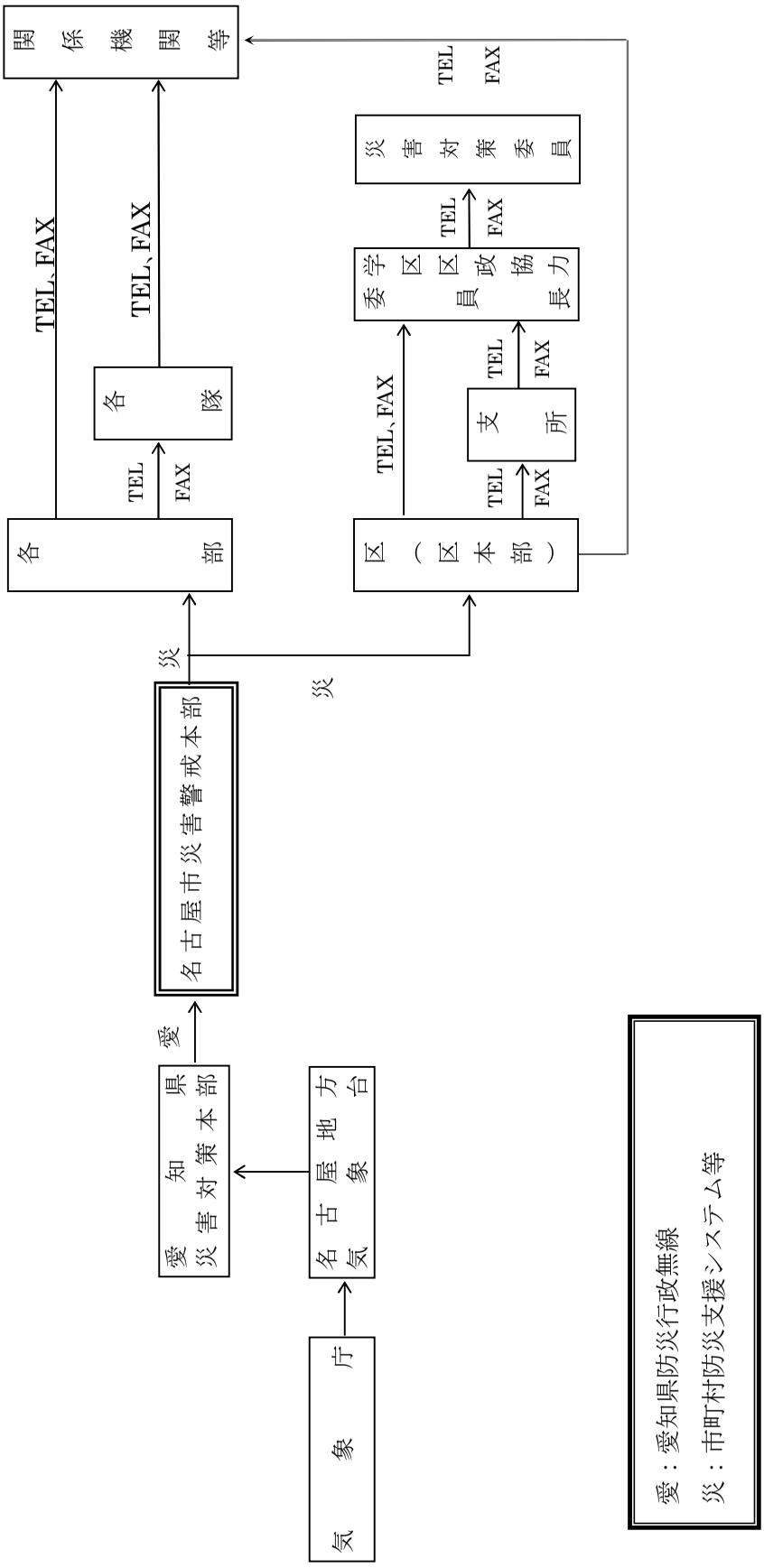

◎別図１－５－２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）伝達系統図

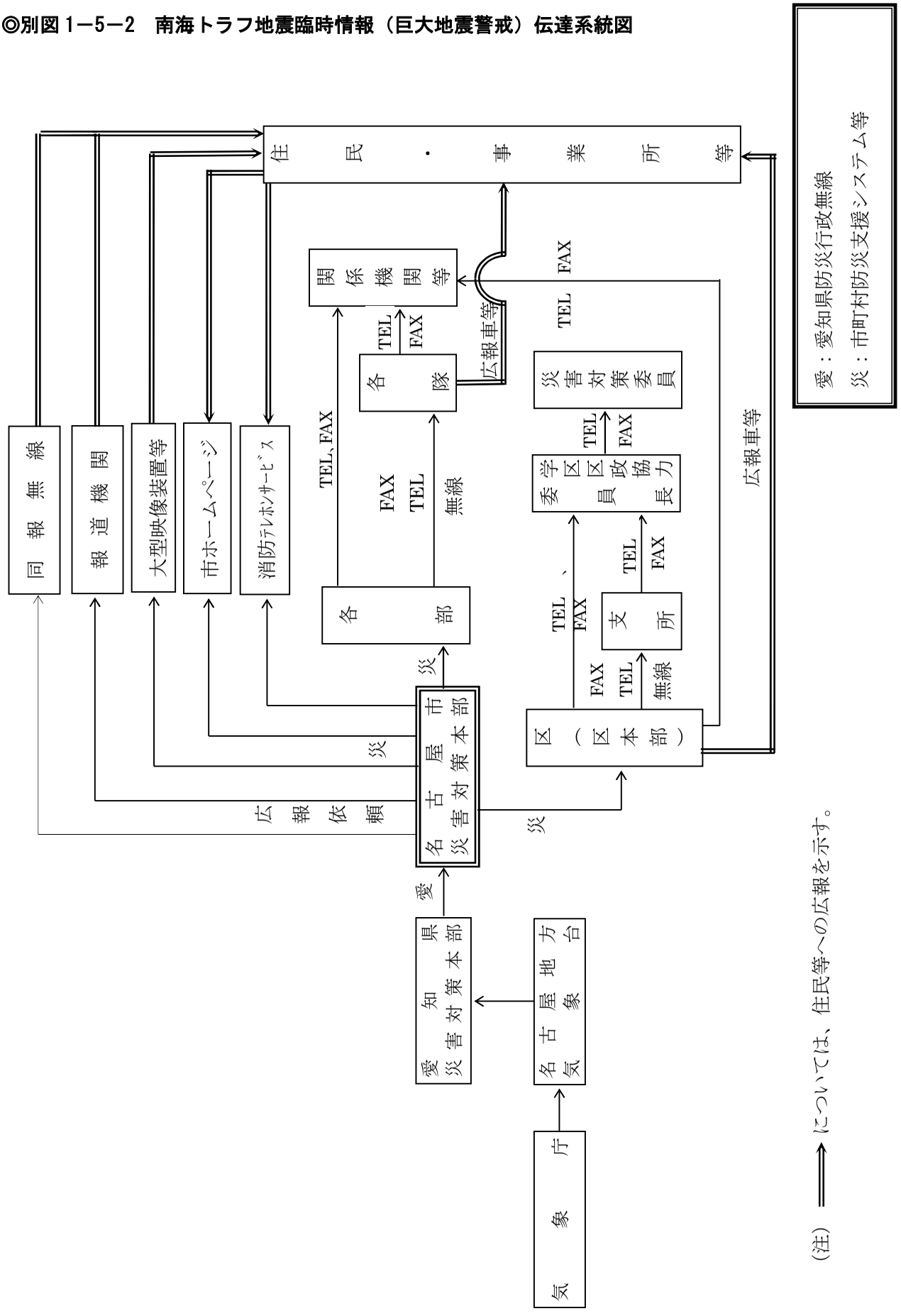

◎別図１－５－３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）伝達系統図

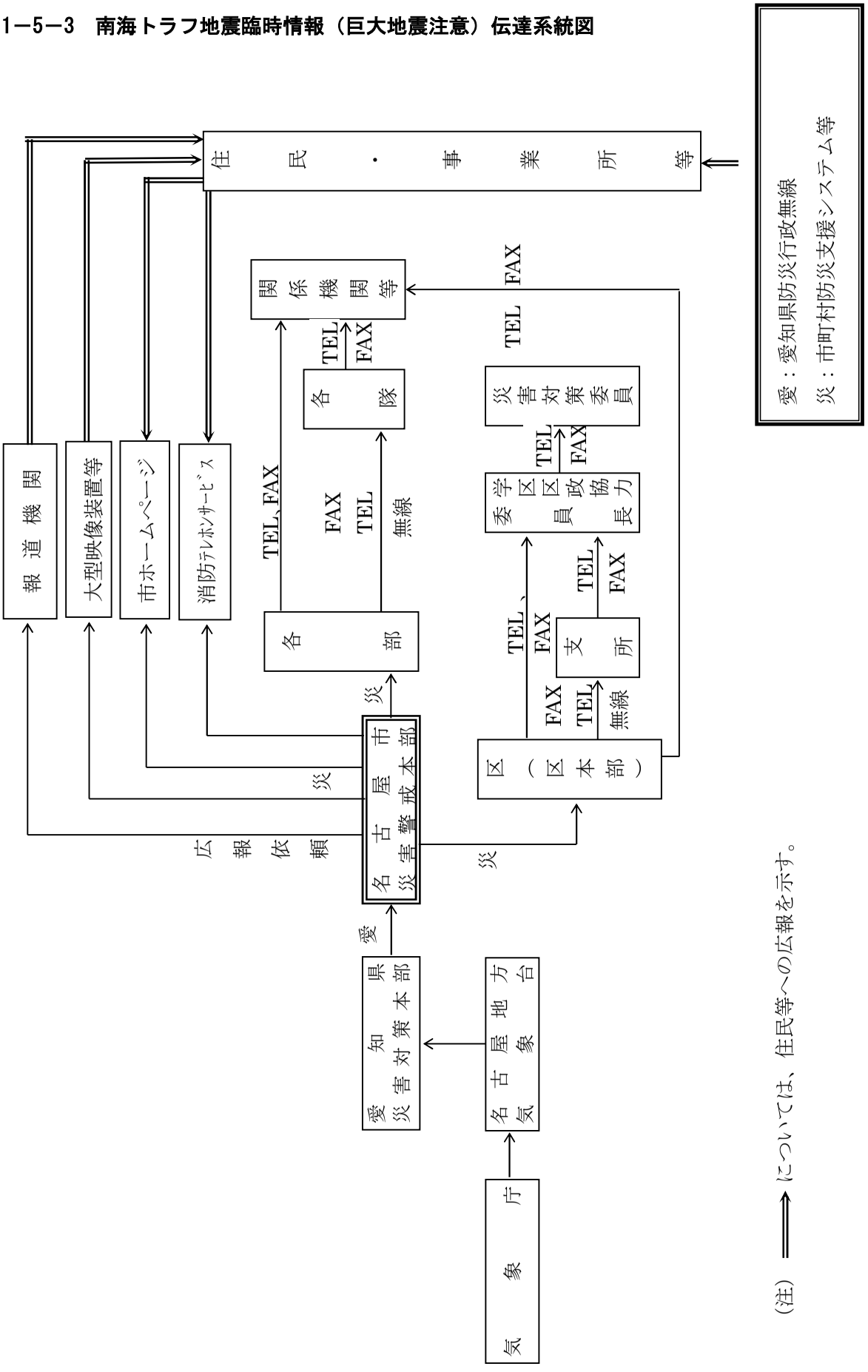

第６節　災害警戒本部の設置及び運営

名古屋市災害警戒本部は、災害対策基本法の趣旨に則り、本市の区域において災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が名古屋市災害対策本部を設置するまでに至らないとき市長が設置する組織である。本節では、その設置及び運営等について定める。

第１　災害警戒本部の設置及び廃止

１　設置及び廃止の基準

市長は、市の区域に震度4（名古屋地方気象台発表）の地震が発生したとき、又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）若しくは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは、ただちに、名古屋市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

また、市域について予想された災害が発生するおそれが解消されたとき又は名古屋市災害対策本部（以下「災対本部」という。）が設置されたときは、警戒本部を廃止する。

２　設置及び廃止の通知

警戒本部の設置及び廃止については、次表の区分により、直ちに関係部・区本部に通知する。

通知先	通知の手段	担当
各　　部	庁内放送、市町村防災支援システム、ファクシミリ	本部室事務局
区　本　部	市町村防災支援システム、ファクシミリ	〃
区　　隊	加入電話、無線電話、ファクシミリ	所管部の担当班

第２　警戒本部の組織及び運営

警戒本部の組織及び運営は、災害対策基本法の趣旨に則り、名古屋市災害警戒本部運営要項の定めるところにより、次のとおりとする。ただし、状況により、部及び区本部を限定して組織することができる。

１　本部組織図

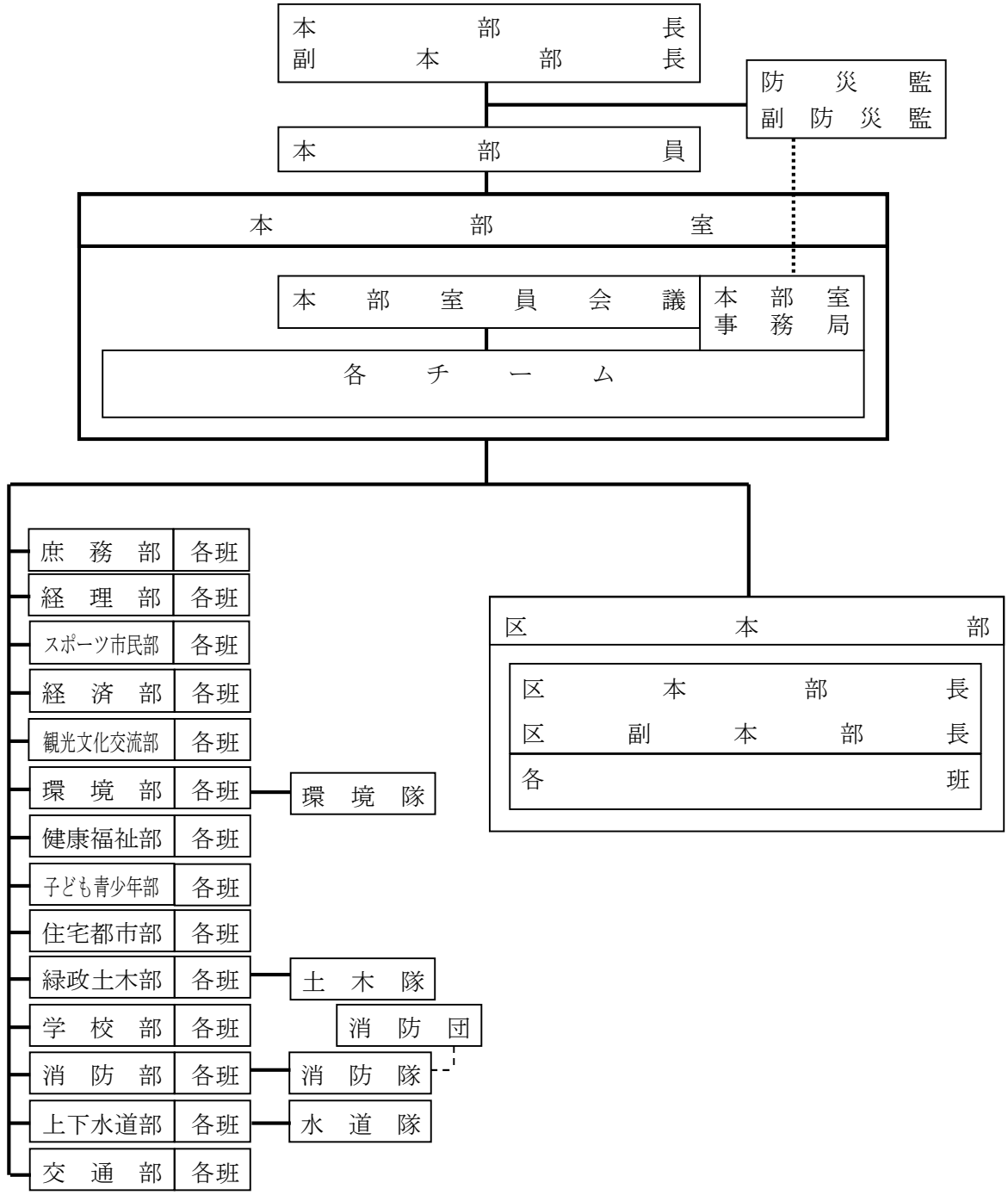

２　本部長及び副本部長

(1) 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

(2) 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

(3) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の職務を代理する。

(4) 副本部長が本部長の職務を代理する順序は、市長代理順序規則(昭和32年名古屋市規則第3号)に定めるところによる。

３　本部室員等

(1) 本部員は、本部長の命を受けて本部の事務に従事する。

⑵ 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

本部員					
会計管理者	防災危機管理局長	市長室長	総務局長	財政局長	スポーツ市民局長
経済局長	観光文化交流局長	環境局長	健康福祉局長	子ども青少年局長	住宅都市局長
緑政土木局長	教育長	消防局長	上下水道局長	交通局長	防災危機管理局次長

なお、本部員に事故があるときは、あらかじめ本部員が指名する者が、本部員の職務を代理する。

⑶ 本部長は、本部員の中から防災危機管理局長を防災監として、防災危機管理局次長を副防災監として指名する。

⑷ 防災監は、本部長及び副本部長に進言し、本部長の指揮監督に基づき他の本部員に指示することができ、副防災監は、防災監を補佐し、防災監に事故があるときは、その職務を代理する。

4　本部室

⑴ 本部長は、本部の事務を総合的かつ有機的に推進するため本部室を置く。

⑵ 本部室に本部室員会議、各チーム及び本部室事務局を置き、本部長の指揮監督に基づく互いの連携によって運営するものとし、本部室の庶務は、本部室事務局が総括する。

⑶ 本部室員会議

ア　本部室員会議は、応急対策上必要な各種情報を収集して応急対策上の重要な事項の基本方針について協議するとともに、防災監に報告・進言する。

なお、本部室員会議が協議すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

（ア） 各種情報の収集・伝達

（イ） 配備種別の協議

（ウ） 緊急に処置すべき事項の決定

（エ） 軽易な事項の決定

（オ） 各部・区本部間の活動の連絡調整

（カ） 本部室長が必要と認める事項の協議

（キ） その他本部室員から特に申出があった重要な災害対策に関すること

イ　本部室員会議に本部室長、副本部室長、防災調整官及び本部室員を置く。

ウ　本部室長、副本部室長及び防災調整官は、それぞれ防災危機管理局担当部長（危機対策・危機管理）、防災危機管理局危機対策課長及び防災危機管理局危機対策課担当課長（危機対策に係る総合調整）をもって充てる。

エ　副本部室長は、本部室長を補佐し､本部室長に事故があるときその職務を代理する。

オ　防災調整官は、本部室長及び副本部室長に進言し、本部室員に指示することができる。

カ　本部室員会議は本部室長が必要に応じて招集する。

なお、本部室長は状況に応じ、一部の本部室員による本部室員会議を招集することができる。

キ　招集の通知は、庁内放送等で行う。

ク　本部室員会議の開催場所は、特別の指示がない限り、東庁舎1階 災害対策本部室とする。

ケ　南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時における本部室員会議の名称は、「南海トラフ地震対策連絡会議」と

(4) 各チーム

ア　チーム

（ア） チームは、幹事長指示のもと、複数の部にまたがる事務を機動的かつ横断的に実施する。

（イ） チームの構成員は、次のとおりとする。

チ　ー　ム　長	本部室事務局に属する課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長が指名する者とする。
チームリーダー	担当部署に属する課長補佐の職にある者のうちから事務局長又は主管部の部長が指名する者とする。
チ　ー　ム　員	担当部署に属する職員のうちから事務局長又は各部長が指名する者とする。

（ウ） チームは、あらかじめ別に定める配備基準に従い設置し、本部室又はチームを廃止するまで常設する。

イ　プロジェクトチーム

（ア） プロジェクトチームは、幹事長指示のもと、複数の部が関係し、応急対策に重大な影響を及ぼすとともに迅速な対応が求められる事項について具体的な対応方針を協議する。

（イ） プロジェクトチームの構成員は、次のとおりとする。

プロジェクトチーム長	本部室事務局に属する課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長が指名する者とする。
プロジェクトチーム員	担当部署に属する部長、担当部長、課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長又は各部長が指名する者とする。

（ウ） プロジェクトチームは、本部長が必要と認めた場合に設置する。

（エ） プロジェクトチームの会議は、幹事長が招集する。

(5) 本部室事務局

ア　本部室事務局は、本部の事務を総括する。

イ　本部室事務局に事務局長及び副事務局長を置き、防災危機管理局長及び防災危機管理局次長をもって充てる。

5　本部の事務等

(1) 本部長は、本部の事務を分掌させるため、災害対策本部が設置された場合と同一の部及び区本部を置き、担当局室区の職員のうちから部員及び区本部員を動員する。

(2) チーム、部及び区本部の組織及び運営については、災害対策本部が設置された場合と同一とする。

ただし、区本部室（区連絡会議・区本部連絡員室）は設置しないこととする。

（資料）

・名古屋市災害警戒本部運営要綱　（附属資料編　計画参考9）

第７節　災害対策本部の設置及び運営

名古屋市災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2の規定により、本市の区域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において災害応急対策を強力に推進するため必要があると認めるとき市長が設置する組織である。本節では、その設置及び運営等について定める。

第１　災害対策本部の設置及び廃止

１　設置及び廃止の基準

市長は、市の区域に震度5弱（名古屋地方気象台発表）以上の地震が発生したとき又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、ただちに名古屋市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

ただし、地震による揺れが震度 5 弱に至らない場合であっても、伊勢・三河湾に津波警報（津波）が発表されたときは、必要に応じて本部の設置等防災活動体制を強化する。

また、応急対策がおおむね終了したときは、本部を廃止する。

２　設置及び廃止の通知

本部の設置及び廃止については、次表の区分により、直ちに県知事をはじめ関係機関に通知するとともに、その事実を報道機関に公表する。

通知、公表先	通　知　及　び　公　表　の　手　段	担当
各　　部	庁内放送､市町村防災支援システム、ファクシミリ	本部室事務局
区　本　部	市町村防災支援システム、ファクシミリ	〃
区　　隊	加入電話、無線電話、ファクシミリ	所管部の担当班
住　　民	報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表	本部室事務局
報道機関	口頭又は文書	〃
県　本　部	専用線電話、加入電話	〃
県警本部	加入電話	〃

また、本部が設置されたときは、その表示のため本部室前に本部室標識板を、市役所本庁舎玄関に本部標識板を、各区役所の玄関に区本部標識板をそれぞれ掲出する。

第２　本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、災害対策基本法、名古屋市災害対策本部条例（昭和38年条例第26号）及び同運営要項等の定めるところにより、次のとおりとする。

１　本部組織図

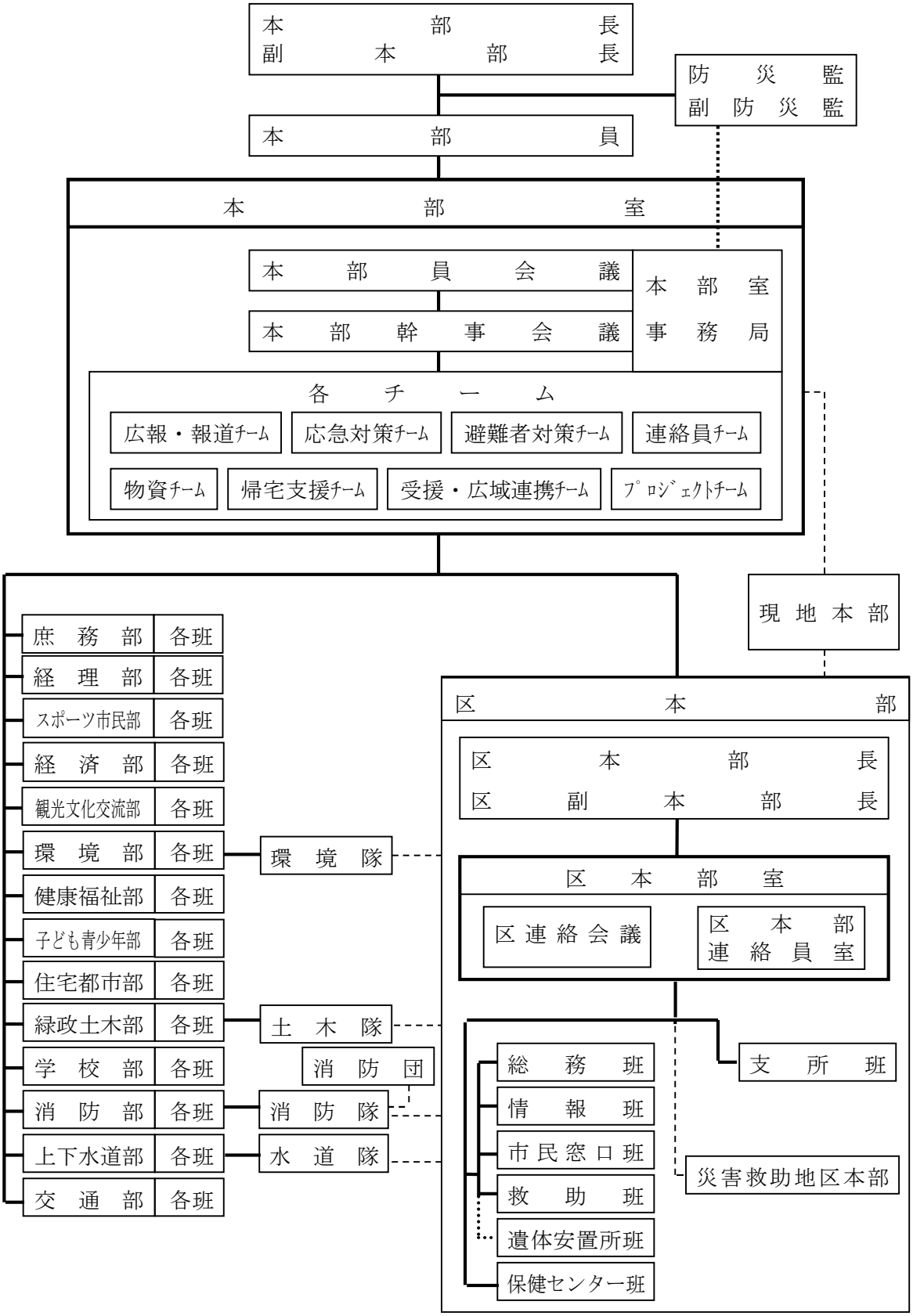
本部長
副本部長
防災監
副防災監
本部員
本部室
本部員会議
本部幹事会議
本部室
事務局
各チーム
広報・報道ﾁｰﾑ
応急対策ﾁｰﾑ
避難者対策ﾁｰﾑ
連絡員ﾁｰﾑ
物資ﾁｰﾑ
帰宅支援ﾁｰﾑ
受援・広域連携ﾁｰﾑ
ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾁｰﾑ
現地本部
庶務部 各班
経理部 各班
スポーツ市民部 各班
経済部 各班
観光文化交流部 各班
環境部 各班
健康福祉部 各班
子ども青少年部 各班
住宅都市部 各班
緑政土木部 各班
学校部 各班
消防部 各班
上下水道部 各班
交通部 各班
環境隊
土木隊
消防団
消防隊
水道隊
区本部
区本部長
区副本部長
区本部室
区連絡会議
区本部連絡員室
総務班
情報班
市民窓口班
救助班
遺体安置所班
保健センター班
支所班
災害救助地区本部

２　本部長及び副本部長

⑴ 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

⑵ 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

⑶ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の職務を代理する。

⑷ 副本部長が本部長の職務を代理する順序は、市長代理順序規則（昭和32年名古屋市規則第3号）に定めるところによる。

３　本部員等

⑴ 本部員は、本部長の命を受けて本部の事務に従事する。

⑵ 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

本　部　員					
会計管理者	防災危機管理局長	市長室長	総務局長	財政局長	スポーツ市民局長
経済局長	観光文化交流局長	環境局長	健康福祉局長	子ども青少年局長	住宅都市局長
緑政土木局長	教育長	消防局長	上下水道局長	交通局長	防災危機管理局次長

なお、本部員に事故があるときは、あらかじめ本部員が指名する者が、本部員の職務を代理する。

⑶ 本部長は、本部員の中から防災危機管理局長を防災監として、防災危機管理局次長を副防災監として指名する。

⑷ 防災監は、本部及び副本部長に進言し、本部長の指揮監督に基づき他の本部員に指示することができ、副防災監は、防災監を補佐し、防災監に事故があるときは、その職務を代理する。

４　本部室

⑴ 本部長は、本部の事務を総合的かつ有機的に推進するため本部室を置く。

⑵ 本部室に本部員会議、本部幹事会議、各チーム及び本部室事務局を置き、本部長の指揮監督に基づく互いの連携によって運営するものとし、本部室の庶務は、本部室事務局が総括する。

⑶ 本部員会議

ア　本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

イ　本部員会議は、本部幹事会議に対し、被害情報及び応急対策実施状況等について報告を求めるとともに、災害対策の基本的事項について協議し、その基本方針を決定する。

なお、本部員会議が協議・決定すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

（ア）配備種別に関すること。

（イ）避難指示等に関すること。

（ウ）災害対応方針の決定に関すること

（エ）南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に伴う事前避難に関すること

（オ）業務継続計画に関すること
（カ）自衛隊に対する災害派遣要請に関すること
（キ）避難行動要支援者名簿の外部提供に関すること
（ク）災害救助法の適用に関すること
（ケ）帰宅困難者対策に関すること
（コ）現地本部の設置に関すること
（サ）遺体安置所の設置に関すること
（シ）緊急物資集配拠点の開設及び救援物資の受入れに関すること
（ス）プロジェクトチームの設置に関すること
（セ）災害廃棄物仮置場の設置に関すること
（ソ）避難所の環境整備及び避難者ニーズへの対応に関すること
（タ）職員の応援に関すること
（チ）他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること
（ツ）ボランティア等の受入れに関すること
（テ）被災者生活再建支援法の適用の要請に関すること
（ト）災害弔慰金等支給法の適用に関すること
（ナ）応急仮設住宅の基本方針に関すること
（ニ）罹災証明書等の申請受付及び発行に関すること
（ヌ）家屋被害調査の調査計画に関すること
（ネ）義援金品の募集及び配分に関すること
（ノ）激甚災害の指定の要請に関すること
（ハ）捜索収容班の編成に関すること
（ヒ）被災者支援策に関すること
（フ）指定避難所の集約及び閉鎖の方針に関すること
（ヘ）総合支援窓口の設置に関すること
（ホ）災害復興本部の設置に関すること
（マ）災害対策に要する経費の処理に関すること
（ミ）国会、政府関係に対する要望及び陳情に関すること
（ム）本部幹事会議からの進言事項に関すること
（メ）その他本部員又は区本部長から特に申出があった重要な災害対策に関すること
（モ）本部長又は副本部長からの指示事項に関すること

ウ　本部員会議は、本部長が必要に応じて招集する。
　なお、本部長は状況に応じ、一部の本部員による本部員会議を招集することができる。

エ　招集の通知は、庁内放送等で行う。

オ　本部員会議の開催場所は、特別の指示がない限り、東庁舎1階災害対策本部室とする。

⑷ 本部幹事会議

ア　構成

幹事長	防災危機管理局担当部長（危機対策・危機管理）
副幹事長	防災危機管理局危機対策課長
防災調整官	防災危機管理局担当課長（危機対策に係る総合調整）
幹　事	本部室事務局及び各部に属する部長、担当部長、課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長及び本部各部長が指名する者

（注 1）本部幹事会議は、本部の設置と同時に開会し、本部設置期間中を通じて開催する。なお、状況に応じ、一部の部による当該会議を開催することができる。

（注2）副幹事長は、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

（注3） 防災調整官は、幹事長及び副幹事長に進言し、幹事に指示することができる。

イ　所掌事務

（ア）各種情報の収集・報告

本部幹事会議は、応急対策上必要な各種の情報を収集し、本部長又は本部員会議若しくは防災監に報告する。

なお、本部幹事会議が収集すべき情報は、おおむね次表のとおりとする。

情　報　の　種　類	収集・報告担当部
a　地震情報、津波情報等	本部室事務局
b　被害情報	本部室事務局
c　職員参集状況	庶務部
d　住民避難状況	本部室事務局
e　車両、資機材等調達状況	経理部
f　職員の応援派遣状況	庶務部
g　自衛隊派遣要請依頼の受付状況	本部室事務局
h　応急対策実施状況	各部（区本部については本部室事務局）
i　住民広報の実施状況	本部室事務局、関係部
j　家屋被害調査の実施状況	経理部
k　その他（所管施設の情報等）	関係部

（イ）応急対策上重要な事項の協議・進言

本部幹事会議は、本部員会議が協議・決定すべき応急対策上の重要な事項について協議し、本部長又は本部員会議若しくは防災監に進言する。

（ウ）本部指令（本部長の指示及び本部員会議の決定事項）の伝達等

本部幹事会議は、応急対策上重要な事項に関する本部指令を関係部・区本部に伝達する。この場合、必要に応じて、その実施に関する具体的方策を指示することができる。

（エ）緊急に処置すべき事項の決定・指示

災害発生初期における災害広報など緊急に応急処置を講じなければならない場合において、本部員会議を招集するいとまがないときには、本部幹事会議が、その実施を決定・指示することができる。この場合、事後すみやかに本部長又は本部員会議若しくは防災監にその旨を報告しなければならない。

（オ）軽易な事項の決定・指示

応急対策上の軽易な事項（各部・区本部が決定すべき事項を除く。）は、本部幹事会議が

決定し指示する。

（カ）各部・区本部間の活動の連絡調整

（キ）幹事長が必要と認める事項の協議

（ク）その他本部幹事会議幹事長が必要と認める事項の協議

ウ　本部幹事会議の開催場所は、東庁舎1階災害対策本部室とする。

⑸ 各チーム

ア　チーム

（ア）チームは、幹事長指示のもと、複数の部にまたがる事務を機動的かつ横断的に実施する。

（イ）チームの構成員は、次のとおりとする。

チ　ー　ム　長	本部室事務局に属する課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長が指名する者とする。
チームリーダー	担当部署に属する課長補佐の職にある者のうちから事務局長又は主管部の部長が指名する者とする。
チ　ー　ム　員	担当部署に属する職員のうちから事務局長又は本部各部長が指名する者とする。

（ウ）チームは、あらかじめ別に定める配備基準に従い設置し、本部室又はチームを廃止するまで常設する。

イ　プロジェクトチーム

（ア）プロジェクトチームは、幹事長指示のもと、複数の部が関係し、応急対策に重大な影響を及ぼすとともに迅速な対応が求められる事項について具体的な対応方針を協議する。

（イ）プロジェクトチームの構成員は、次のとおりとする。

プロジェクトチーム長	本部室事務局に属する課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長が指名する者とする。
プロジェクトチーム員	担当部署に属する部長、担当部長、課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長又は本部各部長が指名する者とする。

（ウ）プロジェクトチームは、本部長が必要と認めた場合に設置する。

（エ）プロジェクトチームの会議は、幹事長が招集する。

⑹ 本部長及び幹事長は、特に必要があると認めたときは、次に掲げる機関の長に対し、当該機関職員の本部員会議、本部幹事会議及びプロジェクトチームへの出席を要請し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

ア　指定地方行政機関

イ　指定公共機関

ウ　指定地方公共機関

エ　その他必要な機関

⑺ 本部室事務局

ア　本部室事務局は、本部の事務を総括し、別表 1－7－1 に掲げる事務を所掌する。

イ　本部室事務局に事務局長及び副事務局長を置き、防災危機管理局長及び防災危機管理

局次長をもって充てる。

5　部（班・隊）

(1) 本部長は、本部の事務を分掌させるため、本部に別表1－7－2に掲げる部を置き、同表に掲げる担当部署に属する職員のうちから部員を動員し、同表に掲げる事務を分掌させる。

(2) 部に部長及び副部長を置き、班（隊）に班（隊）長を置く。

なお、副部長、各班（隊）の分担任務については附属資料編に定める。

6　区本部

(1) 本部長は、区の区域ごとに当該区域における本部の事務を処理させるため、区役所内に区本部を置き、当該区役所職員のうちから区本部員を動員し、別表1－7－2に掲げる事務を分掌させる。

(2) 区本部に区本部長及び区副本部長を置き、班に班長を置く。

なお、区副本部長、各班の分担任務については、附属資料編に定める。

(3) 区副本部長が区本部長の職務を代理する順序は、区政部長、保健福祉センター所長（事務職に限る）又は福祉部長、支所長、総務課長、保健センター長の順とする。

(4) 区本部の名称は、当該区の区名を冠するものとする。

(5) 区本部室

区本部及び各区隊（消防隊、環境隊、土木隊、水道隊をいう。以下同じ。）等の間の連携を密にし、区の区域内の応急対策活動を効率的に推進するため、区本部室を置く。区本部室は、区連絡会議と区本部連絡員室とで運営し、その庶務は区本部総務班が行う。

ア　区連絡会議

（ア）構成

区本部長、各区隊の長及びその他区本部長が必要と認める者

（イ）区連絡会議は、区本部長が必要に応じて招集する。

（ウ）区連絡会議は、区域内の応急対策について協議し調整する。

（エ）区本部長は、協議の結果、区内の応急対策について緊急を要すると認めた場合は、関係区隊長にその処置につき必要な限度において必要な指示をすることができる。この場合、区本部長は、本部室事務局を経由し、その旨をすみやかに本部長又は防災監に報告する。

イ　区本部連絡員室

（ア）構成

区本部連絡員室の構成は、次のとおりとする。

室　長	区本部長が指名する職員
連絡員	各区隊長が指名する職員（原則として各区隊１人）

（イ）所掌事務

a　区連絡会議の指示の伝達

b　区内の応急対策に関する区本部及び各区隊相互間の連絡・調整

c　各種情報の収集、伝達

d　区連絡会議への報告

ｅ　その他室長が必要と認める事項の協議

7　現地本部

地震による大災害が名古屋市域のある方面に集中的に発生し、本部長が必要と認めたときは名古屋市の施設等に現地本部を設置することができる。

⑴ 組織及び運営

ア　現地本部に現地本部長、現地副本部長及び現地本部員を置く。

(ｱ) 現地本部長及び現地副本部長は、本部員会議の構成員のうちから本部長が指名する。

(ｲ) 現地本部員は、各部長が所属部員（課長相当職以上の職にある者）のうちから指名する者をもって充てる。（原則として各部１人）

イ　現地本部長は、本部長の命を受けて現地本部の事務を掌理する。

ウ　現地副本部長は、現地本部長を補佐し、現地本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

エ　現地本部員は、現地本部長の命を受けて現地本部の事務を処理する。

⑵ 所掌事務

ア　緊急を要する応急対策について、被災現地における災害対策関係機関と連絡・調整を行うこと。

イ　区本部及び各区隊等に対する緊急指示

ウ　現地視察等による被災実態の把握

エ　その他、本部長の特命事務

8　災害救助地区本部の設置・運営等

⑴ 本部長は、必要と認める地域（学区）に災害救助地区本部を設置する。

⑵ 災害救助地区本部の設置・運営については、名古屋市災害救助地区本部規則（昭和35年名古屋市規則第26号）に定めるところによる。

⑶ 区本部長は、情報連絡活動のため必要な人員を災害救助地区本部へ派遣する。

9　本部並びに本部職員の標識等

本部及び区本部の所在、本部長、副本部長、職員の身分を明確に表示するため、標識及び腕章を定めておくものとする。

⑴ 標識板

本部及び区本部の設置を示すため、標識板を本部及び区本部の各庁舎正面玄関に掲げるものとする。

なお、災害対策本部室の標識板は、災害対策本部室に掲げるものとする。

⑵ 腕章

本部長、副本部長及びその他の職員は、災害応急活動に従事するときは、腕章を帯用するものとする。

⑶ 標旗

災害応急活動を実施する場合には、本部旗等を使用するとともに、各車両には原則として、災害対策車両旗をつけるものとする。

(4) 職員の身分証明

災害対策基本法第83条第２項の規定及び他の地方公共団体の災害救援活動の際、必要とする職員の身分を示す証票については、庶務部職員班において別に定める。

（資料）

・名古屋市災害対策本部条例　（附属資料編　計画参考7）
・名古屋市災害対策本部運営要綱　（附属資料編　計画参考8）
・名古屋市災害救助地区本部規則　（附属資料編　計画参考15）
・名古屋市災害対策本部・区本部の標識等一覧　（附属資料編　計画資料55）

◎別表1－7－1

本部室事務局の所掌事務

1　災害対策本部等の設置及び運営に関すること
2　防災活動体制、配備種別の指示及び伝達に関すること
3　気象警報等の収集及び伝達に関すること
4　避難指示等に関すること
5　防災行政無線の運用及び統制に関すること
6　サイレン、警鐘その他の防災信号の伝達に関すること
7　情報通信装置の維持管理及び応急復旧に関すること
8　災害対策本部等の対応状況等の取りまとめ及びその報告に関すること
9　他都市等への応援要請、受援状況の取りまとめに関すること
10　報道機関への情報提供及び住民広報に関すること
11　活動の記録及び資料の収集に関すること
12　名古屋市防災会議との連絡に関すること
13　災害救助法の適用及び激甚災害の指定の要請に関すること
14　国・県その他の防災関係機関との連絡調整に関すること
15　業務継続計画に関すること
16　災害対策本部等の各部との連絡調整に関すること
17　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に伴う事前避難に関すること
18　現地本部の設置に関すること
19　被害状況等の取りまとめ及び分析に関すること
20　災害対策本部等の区本部との連絡調整に関すること
21　各チームの運営に関すること
22　事務局長からの指示事項に関すること
23　その他重要な災害対策に関すること

◎別表1－7－2

１　災害対策本部の部及び区本部の主な任務

部及び区本部の名称	担当部署	部長又は区本部長	主な任務
庶務部	総務局 市長室 監査事務局 人事委員会事務局 選挙管理委員会事務局 市会事務局	総務局長	1　市庁舎の応急復旧並びに電源及び通信手段の確保に関すること 2　災害に関する各種情報の収集、整理に関すること 3　職員の動員及び配備に関すること 4　国等への要望に関すること 5　報道機関に対する連絡及び情報提供に関すること 6　放送、出版による広報に関すること 7　災害に対する議会活動に関すること
経理部	財政局 会計室	財政局長	1　災害予算及び資金に関すること 2　緊急資機材、物品の調達及び借上げに関すること 3　車両の借上げ及び配車計画に関すること 4　調達及び救援物資の配布に関すること 5　所管公有財産の緊急使用に関すること 6　家屋被害調査の総合調整に関すること 7　市税の減免等に関すること 8　義援金の受付、受領及び保管に関すること 9　区本部への応援にかかる連絡調整に関すること
スポーツ市民部	スポーツ市民局	スポーツ市民局長	1　被災相談に関すること 2　一般ボランティアの受入れ、支援に関すること 3　生活関連物資等の価格安定に関すること 4　男女平等参画に関すること 5　指定避難所の管理運営協力に関すること（所管施設）
経済部	経済局	経済局長	1　調達物資の確保、配布の準備に関すること 2　市場における物資の集荷及び分荷に関すること 3　商工業等の被害状況の調査に関すること 4　中小企業関係の融資に関すること
観光文化交流部	観光文化交流局	観光文化交流局長	1　所管施設における利用者及び入場者の安全確保並びに被害状況の調査及び応急復旧に関すること 2　外国人の支援及び外国からの救援物資の受入れに関すること

部及び区本部の名称	担当部署	部長又は区本部長	主な任務
環境部	環境局	環境局長	1　ごみ・し尿の収集、処理、処分に関すること 2　災害廃棄物の撤去、処理、処分に関すること 3　有害物質の災害事故発生状況の把握及び測定に関すること 4　環境保全対策に関すること
健康福祉部	健康福祉局	健康福祉局長	1　災害救助費負担金の申請に関すること 2　物資の連絡調整に関すること 3　備蓄物資の配布に関すること 4　要配慮者対策に関すること 5　一般ボランティアの受入れ、支援に関すること 6　義援金の配分に関すること 7　災害見舞金、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関すること 8　被災者生活再建支援金の支給に関すること 9　災害援護資金の貸付に関すること 10　病院等診療機関の被災状況の調査始め診療機能情報の収集・提供に関すること 11　医療関係機関等との連絡調整に関すること 12　医療救護活動に関すること 13　食品衛生・感染症予防に関すること 14　保健衛生に関すること 15　遺体の検案、輸送、火葬に関すること
子ども青少年部	子ども青少年局	子ども青少年局長	1　児童の被害状況の把握及び安全確保に関すること 2　児童福祉施設等の被害状況の調査及び応急復旧に関すること 3　調達物資の確保、配布の準備に関すること 4　救援物資の受入れ、配布に関すること

部及び区本部の名称	担当部署	部長又は区本部長	主な任務
住宅都市部	住宅都市局	住宅都市局長	1　水上輸送の確保に関すること 2　市街地復興計画に関すること 3　応急仮設住宅の供与に関すること 4　被災住宅の応急修理に関すること 5　被災建築物の復旧に関する指導及び相談に関すること 6　被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定に関すること 7　市有建築物の復旧に関すること 8　市営住宅の応急修理に関すること 9　災害公営住宅の整備に関すること 10　独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資に関すること
緑政土木部	緑政土木局	緑政土木局長	1　水防活動に関すること 2　道路、橋梁、河川、急傾斜地等の被害状況の調査及び応急復旧に関すること 3　緊急輸送道路及び緊急陸上輸送ルートの確保に関すること 4　公園施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること 5　農業関係､畜水産関係の被害状況の調査に関すること 6　米穀の調達要請及び取扱機関との連絡調整に関すること
学校部	教育委員会事務局	教育長	1　園児、児童及び生徒の被害状況の把握及び安全確保に関すること 2　学校施設・社会教育施設等の応急復旧に関すること 3　被災後の学校教育の実施に関すること 4　教科書、その他学用品等の配給に関すること 5　指定避難所の管理運営協力に関すること(所管施設)
消防部	消防局	消防局長	1　消火・救急・救助活動に関すること 2　水防活動に関すること 3　航空輸送の確保に関すること 4　火災予防及び消防広報に関すること 5　り災証明書（火災によるもの）に関すること
上下水道部	上下水道局	上下水道局長	1　水道水・工業用水の供給に関すること 2　水道施設、工業用水道施設、下水道施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること 3　下水の排水及び処理作業に関すること
交通部	交通局	交通局長	1　市営交通機関の運行の確保に関すること 2　市営交通施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること

部及び区本部の名称	担当部署	部長又は区本部長	主な任務
区本部	区役所	区長	1　区の区域に係る災害対策の総合調整に関すること 2　区内の被害状況の調査に関すること 3　情報の収集及び伝達に関すること 4　避難の指示等の実施及び連絡調整に関すること 5　避難者の誘導及び収容に関すること 6　指定避難所の開閉及び管理運営に関すること 7　災害救助地区本部との連絡調整に関すること 8　遺体の捜索、収容及び遺体安置所の管理運営に関すること 9　要配慮者対策の実施に関すること 10　調達及び救援物資の受入れ及び配布に関すること 11　災害に関する広報・広聴に関すること 12　一般ボランティアの受入れ、支援に関すること 13　災害見舞金等の支給の協力に関すること 14　罹災証明書等の発行に関すること 15　医療救護・保健衛生に関すること

2　各部・区本部共通の任務

1　職員の参集・配備状況の把握及び動員計画に関すること 2　被害状況の収集及び報告に関すること 3　所管施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 4　指定避難所の管理運営協力に関すること 5　各種協定に基づく応援要請に関すること 6　住民説明会に関すること 7　国、国会議員等からの視察受け入れに関すること

3　全庁体制で取り組む任務

1　遺体の捜索、収容、管理及び輸送に関すること 2　物資の仕分け及び配布に関すること 3　指定避難所の管理に関すること 4　応急仮設住宅の供与に関すること 5　罹災証明書等の発行に関すること 6　義援金の交付に関すること 7　要配慮者対策に関すること 8　避難者の誘導(帰宅困難者対策)に関すること 9　総合支援窓口の運営に関すること 10　その他一時に大量処理が必要な任務に関すること	左記任務は、災害対策本部本部員会議の決定に基づき、各部・区本部の動員職員の協力体制により行う

第８節　初動活動体制

第１　防災活動体制の確立

１　警戒（非常）体制への移行

(1) 地震が発生した場合や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合等、震度や情報の区分等に応じてあらかじめ定めた防災活動体制とし、あらかじめ定めた非常配備種別を運用する。

(2) 本部長は、特定の部・区本部の長に対し、災害の状況により、警戒（非常）体制への移行の段階から他の部・区本部と異なる配備種別を指示することができる。

なお、各部・区本部の長は、警戒（非常）体制に移行したとき、自己の部・区本部の活動状況に照らし、配備種別の移行の必要性が生じた場合には、本部長に対し要請することができる。

２　配備種別の指示、伝達

配備種別の指示及び伝達は、自発的参集の補完的措置として、通信連絡手段の使用可能な範囲内において実施する。

なお、各局・室・区長は、所管の部・区本部内の伝達系統を、それぞれの「非常配備・動員計画」においてあらかじめ定めておくものとする。

３　非常配備要員に対する任務付与及び配備場所の指示

各部・区本部の長は、警戒（非常）体制に移行したときは、各部・区本部の業務計画及びマニュアル等の定めるところに従い、非常配備要員に対しすみやかに、具体的かつ明確な任務付与を行い、必要に応じて要員の配備場所を指示する。

第２　震度別の初動活動等

地震発生直後から実施する初動活動について、災害実態に適応した内容とする必要があることから、震度別にその内容を定める。

なお、初動対応の詳細は、各部・区本部等で定められたマニュアル等に基づき、対応することとする。

１　震度４の初動活動

(1) 勤務時間内

ア　地震直後の緊急措置

勤務時間内に市域に震度 4（名古屋地方気象台発表）の地震が発生した場合、地震直後の緊急措置として、職員は各職場ごとで以下のことを行う。

（ア）各庁舎、施設の被害状況の把握と初期消火

市役所・区役所等庁舎、施設の被害状況を把握し、庁舎管理者等へすみやかに報告する。

また、火災が発生した場合は、先ず初期消火につとめる。

（イ）在庁者の安全確保と避難誘導

庁舎内の市民等在庁者の安全を確保し、火災発生等避難が必要と判断される時は、安全な場所へ避難誘導を行う。

（ウ）被害状況をふまえた庁舎、施設の緊急措置

被害の状況により、施設の内外にわたり危険箇所の立入りの規制や薬物、危険物等に対し緊急防護措置を行う。

（エ）非常用自家発電機能や通信機能の確保

各庁舎管理者は、非常用自家発電設備や通信設備の被害状況を把握し、自家発電機能や通信機能の確保を行う。

イ　配備種別の指示、伝達

配備種別の指示及び伝達は、自発的参集の補完的措置として、本部室事務局が通信連絡手段の使用可能な範囲において実施する。

ウ　地震・津波情報の収集及び伝達

本部室事務局を中心に各部は、地震発生直後、市有及び市役所庁舎内等の地震計及び名古屋地方気象台、愛知県、テレビ・ラジオ等から地震・津波情報を収集するとともに、本部室事務局は各部、区本部等へ最新情報を伝達する。

エ　名古屋市災害警戒本部の設置

市長（本部長）は、第5節第1・1のとおり名古屋市災害警戒本部を設置する。

オ　初動期災害情報の収集

各部・区本部は、あらゆる手段を用いて迅速に、以下の初動期災害情報を収集し、災害警戒本部へ報告する。

（ア）火災の発生及び延焼の状況

（イ）人的被害（死者数・負傷者数）の状況

（ウ）建物被害の状況

カ　災害対応方針の決定

災害警戒本部は、上記情報及び関係機関からの情報等から被害の全体像を把握し、その状況に応じた災害対応の基本方針を決定する。

キ　平常業務の取扱い

平常業務は、原則として、非常配備要員を除く職員で可能な限り実施する。ただし、災害の状況によりやむを得ない場合は、必要最小限の市民サービス業務を除き、災害が鎮静するまで中止することができる。

⑵ 勤務時間外（夜間・休日等）

ア　災害警戒本部の初動体制

災害警戒本部の体制が整うまでの間にあっては、防災危機管理局担当課長（初動対応）を中心に、防災指令センターにおいて、勤務時間内に準じて以下のことを行う。

（ア）地震直後の緊急措置に関すること。

（イ）配備種別の指示、伝達に関すること。

（ウ）名古屋市災害警戒本部の設置に関すること。

（エ）地震・津波情報の収集及び伝達に関すること。

（オ）初動期災害情報の収集に関すること。

（カ）緊急災害対応方針の決定に関すること。

イ　本部長、副本部長への報告等

次の場合においては、防災危機管理局担当課長（初動対応）は、本部長、副本部長に報告するとともに必要な指示を受けるものとする。

（ア）市域に震度４の地震が発生した場合

（イ）市域の震度にかかわらず、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、その他緊急を要する事案が発生した場合

ウ　配備種別の指示、伝達

配備種別の指示及び伝達は、自発的参集の補完的措置として、本部室事務局が通信連絡手段の使用可能な範囲において実施する。

なお、各局・室・区長は、所管の部・区本部内の伝達系統をそれぞれの「非常配備・動員計画」にあらかじめ定めておく。

エ　地震・津波情報の収集及び参集

職員は、勤務時間外に地震を知った時は、各自テレビ、ラジオ等からすみやかに地震・津波情報を収集する。

市域に震度 4（名古屋地方気象台発表）の地震が発生した場合は、非常配備の指示がされたものとして、該当職員は、事前に決められた場所に参集する。

オ　応急非常配備体制の確立

各部・区本部の長は、職員の参集状況に応じ、順次応急的な非常配備編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

この場合において、職員の参集状況と災害の推移を勘案し、適当と認めるときは、正規の非常配備編成に移行するよう指示する。

２　震度５弱以上の初動活動

市域に震度 5 弱以上（名古屋地方気象台発表）の地震が発生した場合の初動活動は震度 4 の初動活動と同様とするほか、以下のとおりとする。

⑴ 勤務時間内

ア　名古屋市災害対策本部の設置

市長（本部長）は、前節第1・1のとおり名古屋市災害対策本部を設置する。

イ　災害対応方針の決定

災害対策本部は、初動期災害情報及び関係機関からの情報等から被害の全体像を把握し、広域応援要請の必要性（自衛隊の派遣・他都市への要請）及び優先する応急活動の選択等災害対応の基本方針を決定する。

ウ　平常業務の取扱い

平常業務は必要最小限の市民サービス業務を除き、災害が鎮静するまで中止する。

災害時においても継続を確保すべき必要最小限の市民サービス業務について、各局、室及び区長は所管の部、区本部の業務継続計画及びマニュアル等においてあらかじめ定めておく。

⑵ 大規模災害時

大規模災害が発生した場合に被害を最小限にとどめるためには、初動活動を迅速かつ効率的に

実施する必要がある。

このため、発災直後から概ね１週間以内に実施すべき、主な応急対策活動の流れを次のとおり定める。

大規模災害時の初動活動

活動の区分	～発災後 24 時間以内	24 時間～72 時間以内	72 時間以降～
情　　報	・被害状況、初動対応状況等の情報の収集と伝達	→→	・被害情報、各種応急復旧対策の収集
	・被害状況、生命維持に関する情報等の市民への広報（要配慮者、外国人への広報）	・被災者の生活情報の収集・伝達	→→
		・災害広報紙の発行、配布	→→
		・被害状況、生命維持に関する情報等における広聴活動	→→
			・市外避難者への情報提供
	・安否確認（職員等）		
消防活動	・消火･救急･救助活動	→→	
救助・救急医療活動	・生き埋め者等の救出活動	→→	→→
	・けが人、病人等の救急医療活動	→→	→→
	・高度医療機関への搬送		
避　　難	・指定避難所の開設、運営	・指定避難所の運営	→→
		・避難者数等の実態把握	→→
		・指定避難所の衛生管理、食中毒対策、指導	→→
救援・救護活動	・飲料水、食糧の確保、供給	→→	・飲料水、食糧の配布
	・生活物資の確保、供給	→→	・生活物資、救援物資の配布
	・医療救護所の設置	→→	→→
要配慮者への対応	・安否確認、要配慮者の被災状況の把握	→→	→→
	・福祉避難所の確保	→→	→→
		・支援が必要な要配慮者の把握	・福祉保健サービスの提供
		・重度の要介護者の施設への緊急入所	→→

活動の区分	～発災後24時間以内	24時間～72時間以内	72時間以降～
緊急輸送	・道路、橋梁等の被害状況の把握	・道路、橋梁等の応急復旧	→→
	・道路啓開、緊急輸送経路の決定及び確保	→→	→→
	・臨時ヘリポートの設置・運用	→→	→→
	・港湾施設被害状況の把握	・港湾施設の応急復旧	→→
ボランティア活動の支援	・拠点の開設、情報の提供	・情報の提供	→→
		・ニーズの把握（庁内）	→→
遺体捜索・埋火葬	・火葬場等施設被害状況の把握	・火葬場等の確保	→→
	・柩、ドライアイスの確保	→→	
	・遺体捜索	・遺体捜索、収容、処理、火葬	→→
廃棄物処理	・避難所等への仮設トイレの設置	→→	
	・環境事業所、焼却工場、最終処分場等施設の被害状況の把握	・し尿処理、ごみ収集処理	→→
	・災害廃棄物処理実行計画の立案と仮置場の選定	→→	→→ （特に損壊家屋の処理）
ライフラインの復旧	・ライフラインの被害状況の把握	・復旧活動	→→
被災地安全確保	・被災建物応急危険度判定士の派遣要請		
	・被災建物の状況把握及び応急措置	→→	→→
		・被災地環境保全対策	→→
	・二次災害の防止	→→	→→
生活安定対策			・罹災証明書発行の準備
			・応急仮設住宅の供与の準備
			・被災住宅の応急修理の準備
			・災害公営住宅の整備の準備
			・学校再開の準備

⑶ オープンスペースの活用

大地震による被害が発生した場合、本部室事務局は、災害直後から時系列に沿ったオープンスペース利用の需要について、関係部及び国・県等と調整を図り、災害応急・復旧活動を迅速かつ円滑に進めるものとする。

なお、災害発生後、オープンスペースの利用に係る基本的な事務処理の流れはおおむね次のとおりとする。

オープンスペースの選定	オープンスペース候補地台帳を使用して、利用する候補地を選定
↓	
オープンスペース被害状況調査	オープンスペースを利用する関係部及び関係機関にて被害状況を調査
↓	
オープンスペースの利用希望を報告	オープンスペースを利用希望する関係部及び関係機関は被害状況を勘案して、発災後１か月先を見通し、本部室事務局に利用希望を報告。
↓	
オープンスペース利用調整	本部室事務局、管理者並びにオープンスペースを利用する関係部及び関係機関は連携して利用調整を行う。
↓	
本部員会議によりオープンスペース利用の決定	オープンスペースが不足し、更に必要な場合は、上記手順を再度行う。

⑷ 勤務時間外（夜間・休日等）における市長（本部長）、副市長（副本部長）の緊急登庁

ア　本部長、副本部長の緊急登庁の決定

本部長、副本部長は次の場合に緊急登庁するものとする。

（ア）市域に震度5弱以上の地震が発生した場合

（イ）市域の震度にかかわらず、地震災害により市域に相当の被害が発生し、若しくは市長（本部長）自らがその必要性を判断又は東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報を除く。）が発表された場合

イ　本部長の緊急登庁

本部長から緊急登庁業務開始の指示を受けた消防部は、上記アのいずれの場合においても、消防隊に対し、本部長の緊急登庁開始地点を明示するとともに、以下のとおり、本部長緊急登

庁業務の遂行を指示するものとする。

（ア）道路が車両で通行できるとき

消防隊の車両により、本部長の緊急登庁業務を遂行する。

（イ）道路が車両で通行できないとき

消防隊班員が緊急登庁開始地点まで出向し、自転車又は徒歩により、本部長緊急登庁業務を遂行する。

ただし、状況により消防部が消防航空隊のヘリコプターによる登庁の方が適していると判断した時は、ヘリコプターによるものとする。

ウ　副本部長の緊急登庁

消防部は、各消防隊における初動活動の状況を勘案して、以下のとおり、副本部長の緊急登庁方法を判断する。

（ア）消防隊の車両等により緊急登庁が可能である場合は、上記イの定めに準じた緊急登庁方法とする。

（イ）消防隊の車両等により緊急登庁が不可能である場合は、徒歩又は自転車等による緊急登庁方法とする。この場合、各副本部長の秘書を担当する者は、副本部長の所在地等について随時確認するものとする。

エ　その他

（ア）本部室事務局及び庶務部は相互に本部長・副本部長緊急登庁時の円滑な対応に努めるものとする。

（イ）その他、本部長、副本部長の緊急登庁に関し必要な事項は、本部室事務局が別に定める。

第３　職員の動員

１　動員の対象

各部・区本部の非常配備・動員計画において、あらかじめ定めた者とする。

ただし、勤務時間外において第3 非常配備の配備体制をとる場合には、当該体制の迅速な確立を図るため、勤務場所に近い住所地の職員を優先的に動員する。

２　指定動員の指定

⑴ 局内指定動員者

各局・室長は、必要に応じて、局内公所の応急対策のため、自己勤務場所以外の局内公所へ参集する局内指定動員者をあらかじめ指定するものとする。

⑵ 区指定動員者

各局・室長は、市域に震度 5 強（名古屋地方気象台発表）以上の地震が発生した場合に、区の応急対策のため、指定された区役所へ参集する区指定動員者をあらかじめ指定し、防災危機管理局危機対策課を通じ区長へ報告する。

なお、指定にあたっては、より迅速な参集が可能となるよう、参集する区役所に近い住所地の職員を優先的に動員するものとする。

３　特命班の設置

災害の状況に応じて、本部室事務局の指揮のもと支援が必要な区や現場へ柔軟かつ迅速に人員を派遣できるよう、庶務部内に特命班を設置するものとする。

4　勤務時間内における動員の方法

平常の勤務体制から配備種別への自動切り替えによる。

5　勤務時間外における動員の方法

⑴ 職員の自発的参集

職員は，勤務時間外において地震等（南海トラフ地震臨時情報の発表を含む。）が発生し、「配備の種別と体制」に定める配備事由に該当することを知ったとき、又は配備事由に該当することが予測されるときは、配備の指示を待つことなく、自発的に自己の勤務場所または、あらかじめ指定された場所に参集しなければならない。

この場合は、市役所や職場に参集するかどうかの電話による確認は行わない。

⑵ 配備種別の指示、伝達

配備種別の指示、伝達は、自発的参集の補完的措置として、通信連絡手段の使用可能な範囲において実施する。

なお、各局・室・区長は、所管の部・区本部内における伝達系統を、それぞれの「非常配備・動員計画」においてあらかじめ定めておく。

⑶ 参集時の留意事項

ア　参集途上の措置

参集途上において、火災、人身事故等に遭遇した場合は、最寄りの区役所、消防署又は警察署等に通報連絡するとともに、適切な措置をとる。

イ　交通規制による検問への対応

参集途上において、交通規制による検問にあった場合は、自己の身分、勤務場所、通行の目的等を告げ、通行許可を求める。

ウ　被害状況等の報告

参集途上において、知り得た被害状況、その他の災害情報は、参集後ただちに参集場所の指揮者（班長）に報告する。

⑷ 職員の参集場所

ア　所属動員（特命班を含む）

自己の勤務場所に参集し、当該部の災害応急対策活動に従事する。

イ　指定動員

市域に震度5強（名古屋地方気象台発表）以上の地震が発生した場合に、あらかじめ職員を指定しあらかじめ指定された区役所又は局内公所へ参集し、当該区本部又は各部の長の指揮を受けて災害応急対策活動に従事する。

なお、区指定動員者の動員期間は原則、1週間とし、初動の3日程度において市内の被害状況及び応急措置の推移、市民生活のライフラインの維持・復旧状況、各部・区本部の実情等を総合的に勘案した上で動員態勢の見直しを行うものとする。

6　動員対象から除外する職員

(1) 病気・負傷等により、応急対策活動に従事することが困難な者は、動員対象から除外する。

(2) 病弱者・身体障害者等で、所属長があらかじめ除外を相当と認めた者は、勤務時間外における動員対象から除外する。当該認定にあたり、養護者は、原則として除外を相当と認めることとする。

(3) その他やむを得ない事情により、所属長が除外を相当と認めた者は、動員対象から除外する。

7　職員参集状況の記録、報告

(1) 各部・区本部の長は、職員参集状況を毎正時ごとに記録し、その累計を使用可能な各種の情報・通信機器により30分以内に、庶務部職員班へ報告する。

なお、区本部長にあっては、区指定動員者の参集状況も併せて報告する。

(2) 庶務部職員班は、あらかじめ定めた様式により職員参集状況を取りまとめ、本部員会議に提出し本部長に報告する。（本部幹事会議経由）

指定動員者の参集

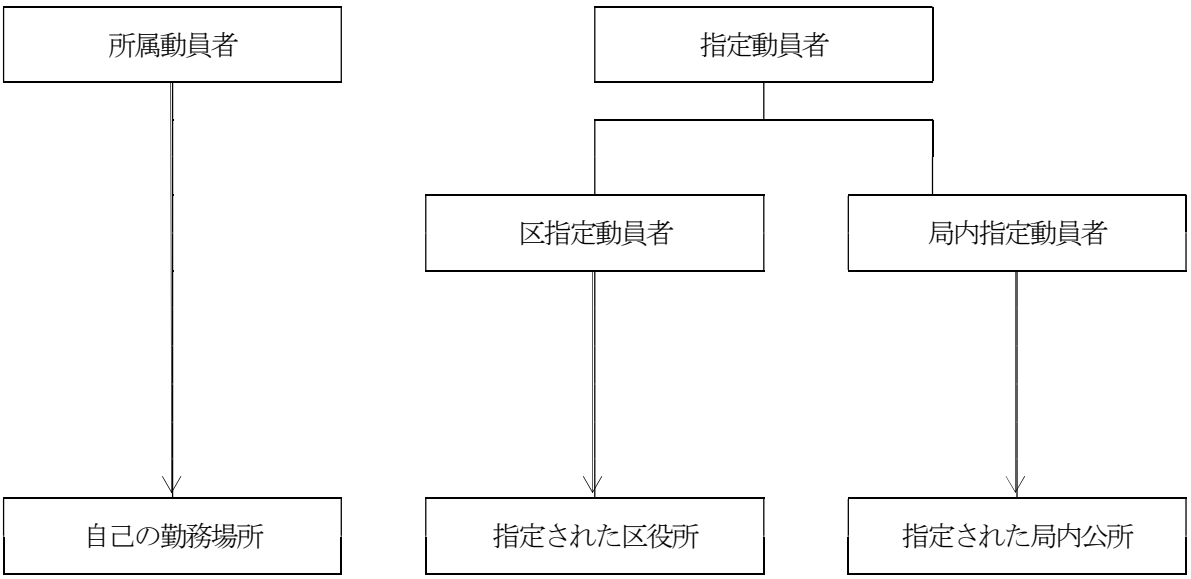

第４　各部・区本部の非常配備・動員計画

1　計画の作成及び職員への周知

各局・室・区長は、所管の部・区本部の「非常配備・動員計画」を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。

また、人事異動等により、計画の内容に変更が生じた場合には、その都度すみやかに修正するとともに、関係職員に対してその旨の周知を図るものとする。

2　計画の内容

各部・区本部の「非常配備・動員計画」は、配備の種別ごとに、次の内容により作成する。

(1) 非常配備人員編成計画表（様式1－8－1）

(2) 勤務時間外動員職員名簿（様式1－8－2）

(3) 非常配備人員名簿（様式1－8－3）

(4) 職員参集予定表（様式1－8－4）
(5) 応急非常配備業務予定表（様式1－8－5）
(6) 非常配備・動員連絡系統図（勤務時間内・勤務時間外）
(7) 区指定動員者参集状況報告書（様式1－8－6）
(8) 区指定動員者一覧表（様式1－8－7）

第５　通常業務の取扱い

南海トラフ地震臨時情報発表時における通常業務については、災害応急対策に従事する職員以外の職員により、勤務時間中は、原則として継続実施する。

なお、所属長等の判断により必要と認める場合は、通常業務の縮小又は一時休止等の措置を講ずるものとする。

第６　各部・区本部間の相互応援

1　目　的

災害時における災害の状況及び応急措置の推移、また各部・区本部の業務の実態に応じて、応援可能な部・区本部にあっては、所属する職員の応援を必要とする部・区本部に応援させ、災害応急対策を総合的に実施する。

2　応援の要請

各部・区本部の長は、所掌事務を処理するにあたり、所属職員を動員してもなお不足するときは、職員の応援について、電子メールにより庶務部長（職員班）に要請する。

なお、上記方法による要請が不可能な場合は、FAX（様式1－8－8)、口頭又は電話等により要請するものとする。

3　応援の決定

(1) 庶務部長は、職員の参集・配備状況を勘案のうえ、職員の応援計画（応援職員の人員、代表者の氏名、その他必要な事項）を作成し、本部員会議で決定された後（緊急を要する場合は事後に本部員会議の承認を得るものとする。)、原則として電子メールにより応援要請を依頼した部・区本部に対して通知する。なお、区役所通常業務の支援が必要とされる場合には、他区区役所に勤務する職員を優先して派遣するものとし、その応援計画は、スポーツ市民部と協議のうえ作成するものとする。また、応援要員の確保が困難なときも、本部員会議に諮ることとする。
(2) 本部幹事会議は、本部員会議の決定に基づき応援に必要な措置（応援職員の輸送用車両の調達等）を関係部に指示する。

4　相互応援の弾力的な運用

(1) 区本部長は、発災当初において、所属職員を動員してもなお不足し、かつ、庶務部長（総務局長）に要請するいとまがないときは、他の区本部長に職員の派遣を直接要請することができることとし、要請を受けた区本部長は、区内の被害状況や職員の動員・配備状況を勘案のうえ、応援の可否を決定する。
(2) 当運用に基づき、応援を要請する区本部長は、区本部間における調整状況を随時、庶務部

長に報告するとともに、区本部長同士の合意により派遣が行われる場合は、合意事項について相互応援の仕組みの弾力的な運用に係る合意内容報告書（様式１－８－9）により、庶務部長へ報告する。

5　応援職員の活動

応援職員は、応援を受けた部・区本部の長の指揮を受けて活動する。

（資料）

・地震計設置場所一覧　（附属資料編　計画資料 34-2）

◎計画表 1-8-1　防災活動体制及び配備基準

1　防災活動体制

災害時等の体制については、次のとおりとする。

<table>
<tr><th>区分</th><th>内　　容</th><th>事　　象　　等</th><th>設置本部等</th><th>配備種別</th></tr>
<tr><td rowspan="2">準備体制</td><td rowspan="2">災害の発生が予測される状況にあり、関係局及び区の所要の人員により、主として情報連絡活動に当たり、状況によって速やかに上位の体制に移行できる体制</td><td>1　次の注意報の 1 以上が名古屋市に発表されたとき
(1)　大雨注意報　　(2)　洪水注意報
(3)　高潮注意報
2　その他市長が必要と認め当該体制を指示したとき</td><td></td><td rowspan="2">準備</td></tr>
<tr><td>東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき</td><td>連絡会議
地震対策</td></tr>
<tr><td rowspan="3">警戒体制</td><td rowspan="3">災害が発生する恐れがあり、災害の規模、態様又はその状況の推測が困難である場合で、今後の推移に特に注意を要するときなどに、市本部関係部及び区本部の所要の人員により、応急対策活動に当たり、事態の推移に伴い、速やかに上位の体制に移行し得る体制</td><td>1　次の警報の 1 以上が名古屋市に発表されたとき
(1)　大雨警報（浸水害）
(2)　大雨警報（土砂災害）
(3)　暴風警報　　(4)　洪水警報
(5)　暴風雪警報
2「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき
3　国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（準備）が発せられたとき。ただし、高潮水防警報（準備）が名古屋市に発せられたときを除く。
4　市域において、震度 4（気象台発表）の地震が発生したとき
5　その他市長が必要と認め当該体制を指示したとき</td><td rowspan="2">災害警戒本部</td><td>第１非常配備</td></tr>
<tr><td>南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）が発表されたとき</td><td>巨大地震注意配備</td></tr>
<tr><td>東海地震注意情報が発表されたとき</td><td>戒準備本部
地震災害警</td><td>第３非常配備</td></tr>
</table>

非常体制	相当規模の災害が発生する可能性が極めて高いとき、又は相当規模の災害が発生したときなどに、市本部関係部及び区本部の所要の人員又は職員全員により、災害の状況に応じた応急対策活動を実施する体制	1　台風の接近に伴い、警戒体制において対応する警報が発表されたとき、又は警戒体制において対応する警報発表に伴い、市域に被害が発生するおそれがあるとき 2　名古屋市に高潮警報が発表されたとき 3　国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（出動）が発せられたとき。ただし、高潮水防警報（出動）及び津波水防警報（出動）が発せられたときを除く。 4　「伊勢・三河湾」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき 5　気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同で行う洪水予報が発せられたとき 6　市域において、震度 5　弱（気象台発表）以上の地震が発生したとき 7　その他市長が必要と認め当該体制を指示したとき	災害対策本部	第２～第４非常配備
		南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき		巨大地震警戒配備
		警戒宣言が発せられたとき	警戒本部 地震災害	第４非常配備

2　配備種別

災害時等の職員の配備については、次の事象等に該当し、かつ、市長が必要と認めた場合に種別を指示する。

配備種別	事　　象　　等	体　　制
準備	1　次の注意報の１以上が名古屋市に発表されたとき （1）　大雨注意報　　（2）　洪水注意報 （3）　高潮注意報（注１） 2　東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき 3　その他市長が当該配備を必要と認めたとき	通常勤務員等により、主として情報連絡活動に当たり、状況によって速やかに上位の体制に移行し得る体制 （注１）各局による配備体制
第１非常配備	1　次の警報の１以上が名古屋市に発表されたとき （1）　大雨警報（浸水害） （2）　大雨警報（土砂災害）（注２） （3）　暴風警報　　（4）　洪水警報 （5）　暴風雪警報 2　「伊勢･三河湾」に津波注意報が発表されたとき（注３） 3　国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（準備）が発せられたとき。ただし、高潮水防警報（準備）が名古屋市に発せられたときを除く。（注４） 4　市域において、震度４（気象台発表）の地震が発生したとき 5　その他市長が当該配備を必要と認めたとき	市本部関係部及び区本部の所要の人員により、主として応急対策活動の準備に当たり、事態の推移に伴い、速やかに上位の体制に移行し得る体制 （注２）市本部各部及び別表１の該当区本部による配備体制 （注３）別表２の市本部該当部及び該当区本部による配備体制 （注４）市本部各部及び別表３の該当区本部による配備体制
第２非常配備	1　台風の接近に伴い、第１非常配備・１の警報が発表されたとき、又は第１非常配備・１の警報発表に伴い、市域に被害が発生するおそれがあるとき（注５） 2 名古屋市に高潮警報が発表されたとき（注６） 3　「伊勢・三河湾」に津波警報が発表されたとき（注７） 4　気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報（氾濫注意情報）が発せられたとき（注８） 5　国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（出動）が発せられたとき。ただし、高潮水防警報（出動）及び津波水防警報（出動）が発せられたときを除く。（注９） 6　その他市長が当該配備を必要と認めたとき	市本部各部及び区本部の所要の人員により、災害の状況に応じた応急対策活動を実施する体制 （注５）台風の接近とは、気象庁が発表する台風情報の中で、本市が 12 時間以内に暴風警報戒域区域に入ると予想された場合をいう （注６）市本部各部及び別表４の該当区本部による配備体制 （注７）市本部各部及び別表２の該当区本部による配備体制 （注８）市本部各部及び別表５の該当区本部による配備体制 （注９）市本部各部及び別表３の該当区本部による配備体制
第３非常配備	1　市域に相当の被害が発生するおそれがあるとき 2　次の警報の１以上が名古屋市に発表されたとき （1）　大雨特別警報（浸水害） （2）　大雨特別警報（土砂災害） （3）　暴風特別警報　　（4）　高潮特別警報 （5）　波浪特別警報　　（6）　暴風雪特別警報 3　「伊勢・三河湾」に大津波警報が発表されたとき 4　気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報（氾濫警戒情報又は氾濫危険情報）が発せられたとき（注10） 5　市域において、震度５弱(気象台発表)の地震が発生したとき 6　東海地震注意情報が発表されたとき 7　その他市長が当該配備を必要と認めたとき	第２非常配備を強化し、災害の状況に応じた広域的な応急対策活動を実施する体制 （注 10）市本部各部及び別表 5 の該当区本部による配備体制
第４非常配備	1　市の全域にわたり、風水害が発生するおそれがある場合、又は地域的な被害が特に甚大であると予想される場合において、市長が当該配備を指示したとき 2　気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報（氾濫発生情報）が発せられたとき（注11） 3　市域において、震度５強（気象台発表）以上の地震が発生したとき 4　警戒宣言が発せられたとき 5　その他市長が当該配備を必要と認めたとき	市本部各部及び区本部に属する職員全員により、総合的な応急対策活動を実施する体制 （注 11）市本部各部及び別表 5 の該当区本部による配備体制

配備種別	事　　象　　等	体　　制
巨大地震注意配備	1　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき 2　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	1　南海トラフ地震臨時情報の続報を逃さない連絡体制を確保し、円滑に応急対策活動を実施できる要員を確保する体制 2　後発地震に対して注意する措置の実施に当たり、必要な応急対策活動のための要員を確保する体制
巨大地震警戒配備	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	後発地震に対して警戒する措置の実施に当たり、必要な応急対策活動のための要員を確保する体制

※　本部室事務局の配備種別については、市本部各部及び区本部に発令される最も上位の配備種別に準ずる。

別表１　大雨警報（土砂災害）が発表されたときの配備該当区本部

区本部
千種、昭和、瑞穂、南、守山、緑、名東、天白

※　各部の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各部が判断することができる。

別表２　伊勢・三河湾に津波注意報・警報が発表されたときの配備該当部・区本部

津波予報の種類	部	区　本　部	配備種別
津波注意報	緑政土木部、上下水道部、消防部	港	第１非常配備
津波警報	各部	中村、瑞穂、熱田、中川、南、緑	第１非常配備
		港	第２非常配備

※　各部の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各部が判断することができる。

別表３　水防警報が発せられる河川名及び配備該当区本部

国土交通大臣の発する水防警報		愛知県知事の発する水防警報	
河川名 （観測所）	区　本　部	河川名 （観測所）	区　本　部
庄内川 （志段味）	北、守山	新川 （水場川外）	北、西、中川、港
庄内川 （枇杷島）	西、中村、中川、港	日光川 （古瀬）	港
矢田川 （瀬古）	千種、東、北、守山、名東	天白川 （天白川）	瑞穂、南、緑、天白
		八田川 （味美）	北

※　各部の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各部が判断することができる。

別表４　高潮警報が発表されたときの配備該当区本部

区本部
熱田、中川、港、南、緑

※　各部の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各部が判断することができる。

別表５　洪水予報が発せられる河川名及び配備該当区本部

気象庁長官と国土交通大臣が共同して行う洪水予報		気象庁長官と愛知県知事が共同して行う洪水予報	
河川名 （観測所）	区　本　部	河川名 （観測所）	区　本　部
庄内川 （志段味）	北、西、守山	新　川 （水場川外）	北、西、中川、港
庄内川 （枇杷島）	千種、東、北、西、中村、中、熱田、中川、港、守山	天白川 （天白川）	瑞穂、港、南、緑、天白
矢田川 （瀬古）	千種、東、北、西、中村、中、熱田、中川、港、守山	日光川 （古瀬）	中川、港

※　各部の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各部が判断することができる

◎様式１－８－１　非常配備人員編成計画表

○○部・区本部

	第３非常配備			第４非常配備		
部　長・区本部長						
副部長・区副本部長						
班	班　長	班　員	計	班　長	班　員	計
○　　○　　班						
合　　計						

(注)　第3非常配備において正規の班別編成が困難な場合は、班を統合し非常配備人員を編成することができる。

◎様式１－８－２　勤務時間外動員職員名簿

課(班)	補職名	氏名	電話番号	所要時間(徒歩)	手段	住所	血液型	生年	性別	備考
				(　　)						
				(　　)						
				(　　)						

(注) 1　所要時間の徒歩の欄は、必ず記入する。
2　手段は、原則として徒歩、自転車、オートバイとする。自動車は特に遠距離の場合を除き使用しないものとする。
3　所要時間は、徒歩（4km／時)、自転車（10km／時)、オートバイ（20km／時）とする。
4　公共交通機関は使用不能と想定する。

◎様式１－８－３　非常配備人員名簿

種別 / 班（課）		第　３　非　常　配　備	第　４　非　常　配　備
○○班 （○○課）	第１班	◎ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ （　　人）	◎ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ （　　人）
	第２班	（　　人）	
	第３班	（　　人）	
○○班 （○○課）	第１班	（　　人）	

（注）　◎印は班長

◎様式１－８－４　職員参集予定表

○○部・区本部

発災後の時　間	合　計（累計）	○　○課（○○班）	○　○課（○○班）	○　○課（○○班）	○　○課（○○班）	○　○課（○○班）	○　○課（○○班）	○　○課（○○班）
30 分以内	人	人	人	人	人	人	人	人
0.5～1	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
1～2	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
2～3	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
3～4	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
4～5	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
5 時間超	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）

（注）　（　　）内には累計を記入する。

◎様式１－８－５　応急非常配備業務予定表

発災後の時間	配備予定人員数	○　○　班		○　○　班		○　○　班		○　○　班	
		人	業務	人	業務	人	業務	人	業務
１時間以内	人								
１～２	人								
２～３	人								
３～４	人								
４～５	人								

（注）　配備予定人員数は、該当する時間帯における参集予定人員の累計をもって充てる。

◎様式１－８－６　区指定動員者参集状況報告書

補 職 名		氏名		男・女	血 液 型	
住　　所				電話番号		
所　　属	局・室　　部　　課・室			職員番号		
参集場所	（　　）区役所			生年月日		
参集方法	徒歩・自転車・バイク　　＊いずれかに○を					
参集場所までの時間	時間　　分	徒歩（4km／時）自転車（10km／時） オートバイ（20km／時）とする				
＊　公共交通機関・自家用車は使用不能と想定する						
参集経路						

＊この報告書は、非常参集時(震度５弱以上の地震)に自宅からの参集時間等を記入するものです。参集経路がわかるように、道路、橋、主要建物などを記入してください。

◎様式１－８－７　区指定動員者一覧表（　区）

部

番号	所属	補職・係	職員番号	氏　　名	性別	年齢	血液	住　　所	参集時間	参集距離	参集方法
									時間　分	.　km	
									時間　分	.　km	
									時間　分	.　km	
									時間　分	.　km	
									時間　分	.　km	
									時間　分	.　km	
									時間　分	.　km	
									時間　分	.　km	
									時間　分	.　km	
									時間　分	.　km	
									時間　分	.　km	
									時間　分	.　km	
									時間　分	.　km	
									時間　分	.　km	
									時間　分	.　km	
									時間　分	.　km	
									時間　分	.　km	
									時間　分	.　km	

※　参集方法については番号で記入願います。（徒歩：1、自転車：2、バイク：3）

◎様式１－８－８　応援職員要請書

年　月　日

庶務部長あて

主管部長名

応援を要請する理由	
期間	月　日～　月　日
従事場所	
従事内容	
必要人員（職種別 男女別）	
携行品	
集合日時・場所	
その他要請に必要な事項	

◎様式１－８－９　相互応援の仕組みの弾力的な運用に係る合意内容報告書

年　月　日

庶務部長あて

区長名

応援を要請する理由	
派遣区及び受入区	区→　区
期間	月　日～　月　日
従事場所	
従事内容	
必要人員（職種別 男女別）	
携行品	
集合日時・場所	
その他要請に必要な事項	

第９節　情報連絡活動

地震災害に対し迅速かつ効果的な応急対策活動を実施するため、市の保有する通信連絡手段及び情報処理装置を最大限に活用し、早期に市内の被害状況等の各種の情報を収集・伝達するとともに、必要に応じ国・自衛隊等に救援要請を行う。さらには、住民の心理的動揺によるパニック等の混乱を防止するため、報道機関に協力を求め、積極的な広報活動を展開する。

第１　発災直後の情報収集

防災指令センターは地震の発生を覚知したときは、直ちに高所監視カメラ、119番通報及びヘリコプター映像等の情報により市内の被害状況を確認するものとする。

これにより、市内に被害を覚知した場合は、各部に必要な情報の報告を指示するものとする。

第２　災害対策（警戒）本部情報センターの開設

災害対策（警戒）本部が設置されたとき、本部室は直ちに東庁舎１階に災害対策（警戒）本部情報センター（以下「情報センター」という。）を開設し、各種通信機器及び情報処理装置を活用し、地震に関する情報をはじめ、その被害情報等の収集、整理、管理及び本部幹事会議への報告を行うものとする。この場合、各部・区本部は本部室事務局又は各チームを通じて応急対策活動に必要な情報を情報センターに報告しなければならない。

（情報センターの位置づけ）

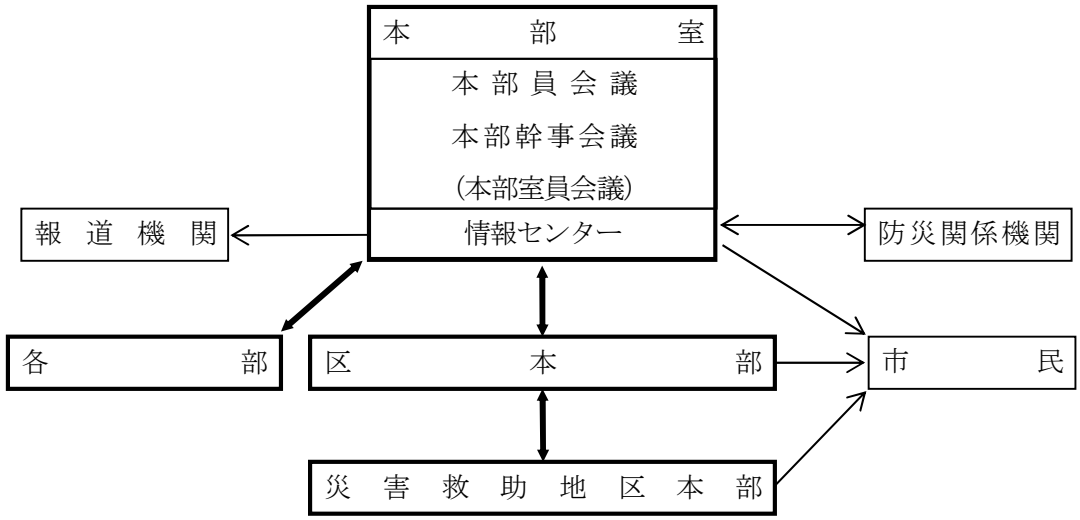

第３　情報等の種別及び収集・伝達

地震災害時において、情報センターを中心に展開される複数多岐な各種の情報連絡活動を、分類整理し、情報の種別ごとに、その収集・伝達等の連絡方法を定める。

１　情報の種別

(1) 津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等

気象庁又は名古屋地方気象台発表の津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等

愛知県震度情報ネットワークシステムによる震度に関する情報

(2) 被害情報

地震による被害の発生状況に関する情報

(3) 対策情報

地震災害に対する応急対策の実施に関する情報

2　津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等

津波に関する情報の伝達の基本的な事項は、共通編第2章第18節第2の2に定めるところによるほか、観光客や釣り人など、沿岸地域の居住者以外の人々への情報提供に配意し実施する。

また、船舶や漁船に対し、防災機関と協力し船の固定や港外退避など必要な措置の広報を実施する。

(1) 情報等の種類

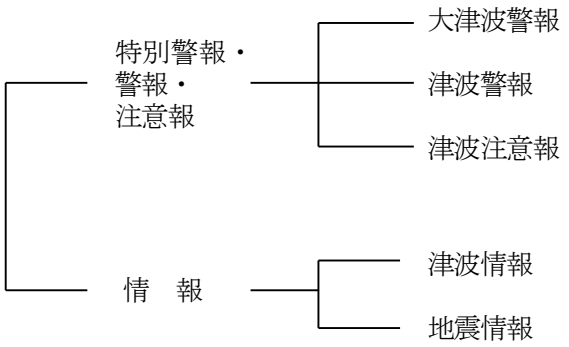

(2) 情報等の伝達系統及び伝達手段

津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等の伝達系統及び伝達手段は、次の図・表のとおりである。

(3) 情報等の収集

臨海部の区本部、各区隊及びその他の公所においては、津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等をテレビ、ラジオより入手するよう努める。

津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等の伝達系統及び伝達手段

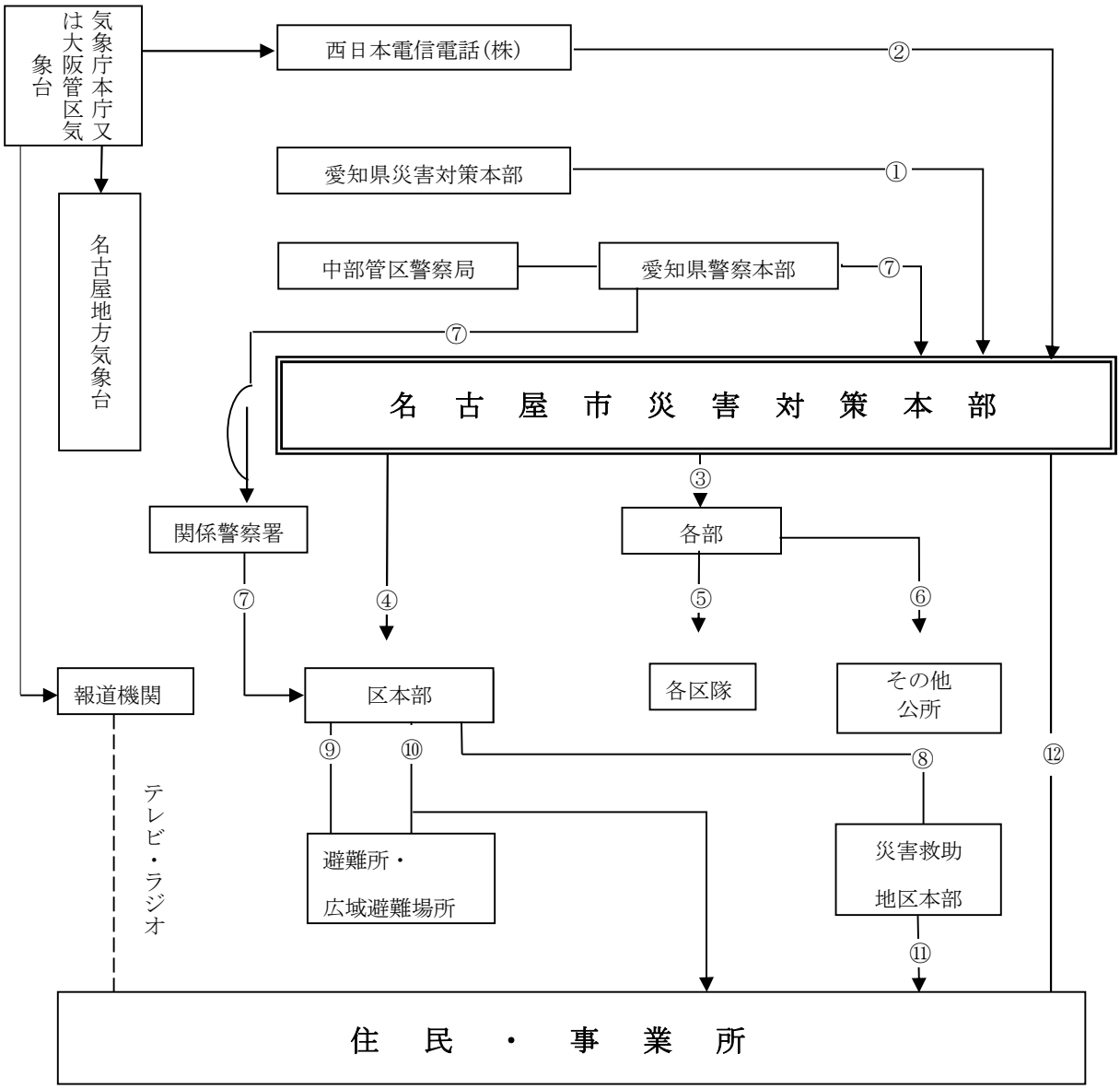

区分	伝達手段（左から優先活用順）	区分	伝達手段（左から優先活用順）
①	県高度情報通信ネットワークファクシミリ	⑦	電話、ファクシミリ
②	ファクシミリ（西日本電信電話(株)は警報のみ）	⑧	広報車、情報連絡員（伝令）、電話、無線
③	市町村防災支援システム、ファクシミリ及び庁内放送	⑨	広報車、情報連絡員（伝令）、電話
④	市町村防災支援システム、ファクシミリ	⑩	広報車、情報連絡員（伝令）、同報無線
⑤	市町村防災支援システム、電話、無線、ファクシミリ	⑪	災害救助地区本部委員による巡回
⑥	市町村防災支援システム、電話、ファクシミリ	⑫	同報無線、緊急速報メール、電子メール、消防ヘリ等

3　被害情報

(1) 被害情報等の区分及び収集担当

被害情報等の収集・伝達は、原則として、次表の区分に基づき各担当部が行う。ただし、区本部は、担当する被害等の情報のほか、各部が収集する区内の被害情報等を総合的に把握する。

なお、各部・区本部は、自己以外の部・区本部が収集する被害情報等を入手した場合には、速やかに担当部へ伝達する。

(人、建物の被害)

情報の区分		情報の内容	担当部
人的被害		死者、行方不明者、負傷者（重傷、軽傷）	区本部
住家被害		全壊（焼）、半壊（焼）、準半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水	区本部 (消防部)
非住家被害	公共建物	全壊（焼）、半壊（焼）	所管部、区本部、(消防部)
	その他	全壊（焼）、半壊（焼）	区本部、(消防部)
住民り災状況		り災世帯数、り災者数	区本部

(注) 担当部の欄中（　）書きの部にあっては、情報の内容欄中（　）書きを行うことを示す。

(部門別の情報)

情報の区分	情報の内容	担当部
土木関係情報	道路、橋梁、河川、排水路、ポンプ施設、ため池	緑政土木部
教育関係情報	市立学校等、社会教育施設、文化財施設	学校部
民生関係情報	社会福祉施設	健康福祉部
市営住宅関係情報	市営住宅、附帯施設	住宅都市部
水道関係情報	水道施設、工業用水道施設	上下水道部
下水道関係情報	下水道施設	上下水道部
交通関係情報	市バス・地下鉄関係施設	交通部
公園関係情報	公園、街路樹、街園	緑政土木部
危険物関係情報	危険物施設	消防部
商工業関係情報	商工業施設、工業原材料、商品、生産機械器具等、観光施設	経済部 観光文化交流部
農業関係情報	農地、農業用施設、農作物、畜産物等	緑政土木部
その他の情報	上記以外の所管施設	所管部
	電力施設、ガス施設、電話施設、港湾施設、公共交通施設（交通部担当除く）	本部室事務局

⑵ 被害情報等の収集・伝達系統及び手段

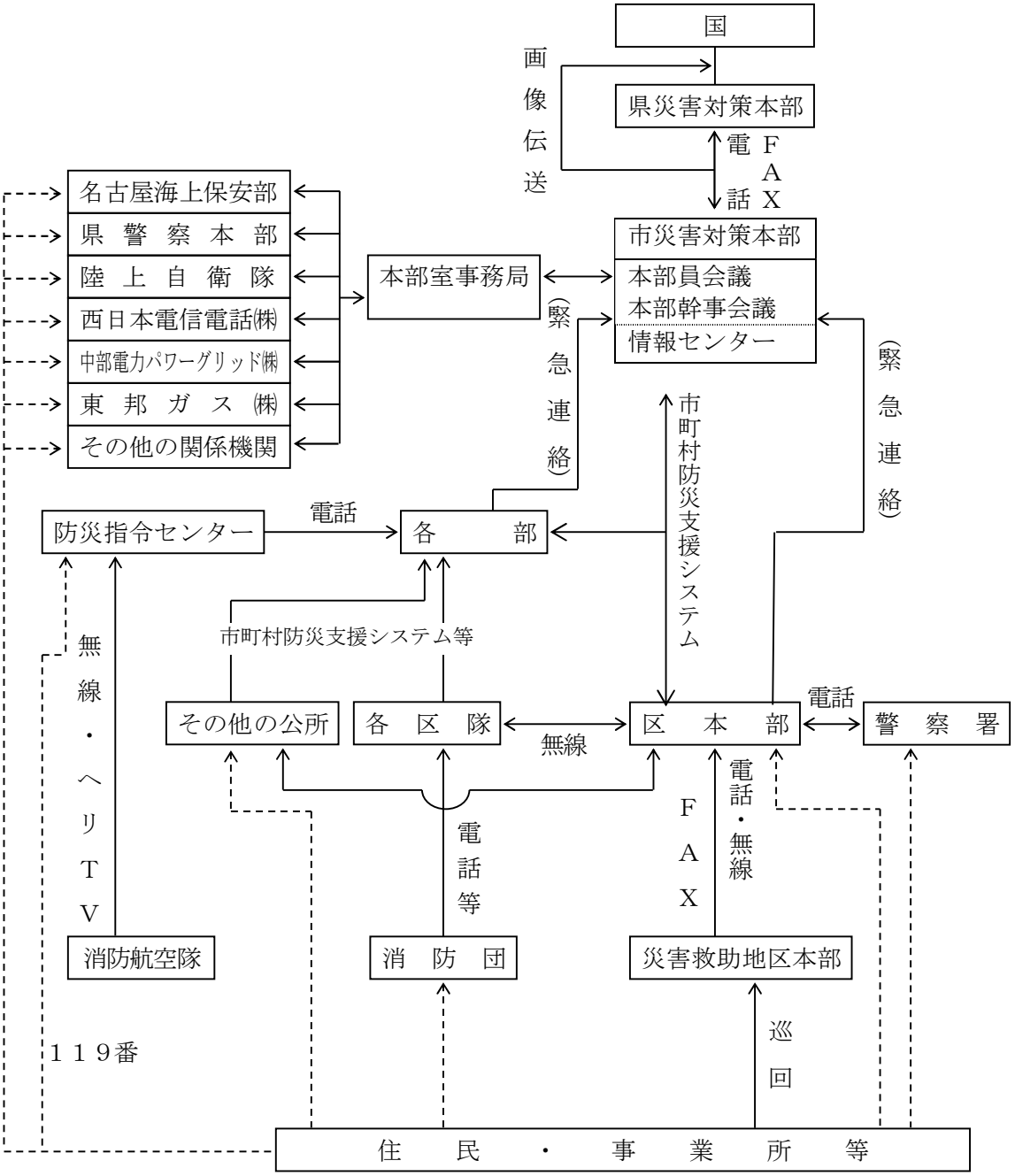

＊　災害対策本部内における情報の共有化については、原則、市町村防災支援システムによることとし、その補完として電話及びＦＡＸを活用する。

＊　有線電話途絶の場合は、無線電話又は情報連絡員（伝令）を代替手段とする。

＊　……は、住民、事業所等からの通報を示す。

⑶ 被害情報等の収集・報告の方法

ア　被害情報の収集・報告内容は、災害規模に比例し増大する。このため被害判定基準(別表1－8－1）に基づく被害情報の収集・報告は、災害規模に応じ、非常配備の種別ごとに次のように行うものとする。

イ　収集の方法

（ア）収集内容

非常配備の種別に関わらず、全被害情報とする。

（イ）当日の報告内容

ａ　第１・第２ 非常配備

全被害情報とする。

ｂ　第３・第４ 非常配備

死者、行方不明者、負傷者(重傷)、全壊、半壊、床上浸水又はその他の災害応急対策に影響を及ぼす被害情報とする。

（ウ）確定報告内容

応急対策活動の終了後、復旧計画策定の参考に資するため、被害状況を最終的に把握、収集し、復旧予定費を含む確定報告を防災危機管理局長に提出する。

ウ　報告の方法

（ア）報告先

各部・区本部からの報告先は情報センターとする。

ただし、緊急かつ重大な事項については、直接、本部幹事会議へ報告する（区本部情報については、本部室事務局経由とする)。

報告手段は、原則として、市町村防災支援システムとする。ただし、必要に応じて各部は情報連絡員（伝令)、各区本部はファクシミリ又は庁内電話とする。

（イ）報告の様式（情報連絡員（伝令)・ファクシミリの場合)

ａ　区本部の場合－風水害等災害対策編別記様式1－4－0～5による。

ｂ　部の場合―――風水害等災害対策編別記様式1－4－0、1－4－4、1－4－5による。

また、各部ごとに、担当する被害に応じて、集計様式を作成する。

エ　県災害対策本部への報告

本部室事務局は取りまとめた被害情報をすみやかに県災害対策本部へ報告する。県本部が設置されていないときは県防災安全局災害対策課とする。

（報告又は伝達を要する場合)

・県災害対策本部が設置されたとき

・市災害対策本部が設置されたとき

・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき

・災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるとき

オ　内閣府への報告

本部室事務局及び健康福祉部（災害救助費に関することに限る）は、災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき内閣府に速やかに報告する。報告窓口は内閣府政策統括官（防災担当）とする。

・発生情報
・中間情報
・決定情報

カ　被害写真の撮影

被害状況の確認、報告、記録のため、各部・区本部は被害写真の撮影に努めるものとする。また、記録映画の作成に努める。

4　対策情報

応急対策の実施上必要な各種の報告、依頼、要請等の情報の伝達方法、手段、系統等について定める。区本部はその管内の対策情報を総合的に把握する。

(1) 対策情報の種類

ア　職員参集状況の報告
イ　住民避難状況の報告
ウ　車両、資機材等の調達依頼
エ　職員の応援要請
オ　自衛隊の派遣要請
カ　応急対策の実施要請
キ　応急対策の実施状況の報告
ク　その他応急対策上必要な事項

(2) 対策情報の伝達方法

ア　職員参集状況の報告

職員参集状況は、随時記録し、市町村防災支援システムにて、庶務部職員班へ報告するとともに、必要に応じて、風水害等災害対策編別記様式1－4－6によりファクシミリにて伝達する。

(伝達系統)

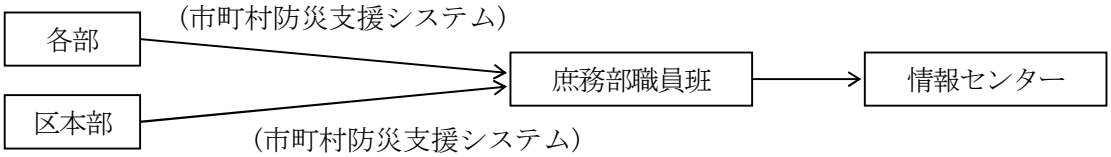

※関連事項は「第８節　初動活動体制」を参照

ただし、市町村防災支援システムを使用することができない場合には、風水害等災害対策編別記様式1－4－6によりファクシミリにて伝達する。

イ　住民避難状況の報告

（ア）指定避難所の開設指示以前における指定避難所の情報

住人が自発的に指定避難所に避難した場合等における情報の伝達系統は次のとおりとす

る。

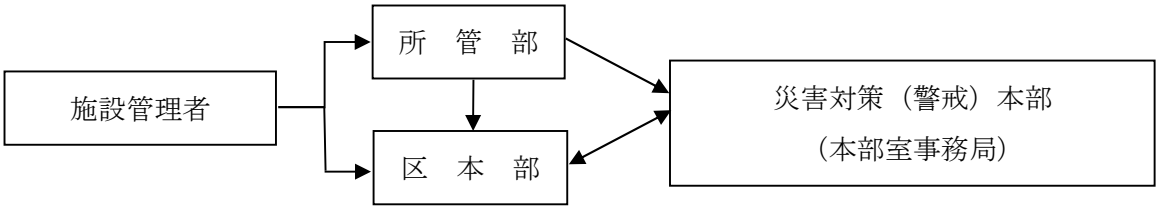

（イ）指定避難所等の開設指示以後における指定避難所等の情報

区本部は、指定避難所等の施設管理者から住民が避難を開始した旨の報告を受けた場合又は指定避難所等を開設した場合は、指定避難所等開設及び避難状況を随時記録し、市町村防災支援システムにて、本部室事務局へ報告する。

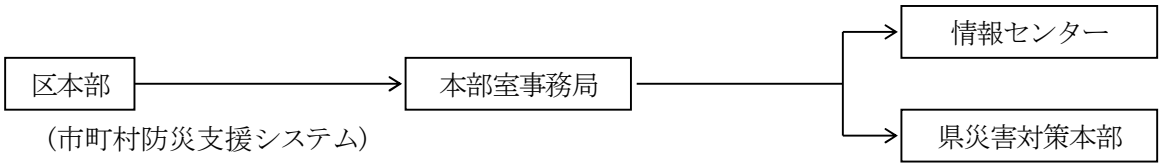

ただし、市町村防災支援システムを使用することができない場合には、別記様式1－4－7によりファクシミリにて伝達する。

ウ　車両、資機材等の調達依頼

車両、資機材等を必要とする場合は、経理部総務班に対し、所定の輸送条件を明示して調達依頼を行う。

（伝達系統）

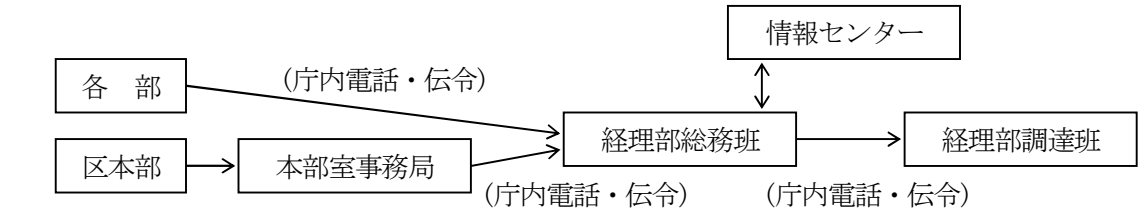

※関連事項は「第16節　輸送・道路等応急対策」参照

エ　職員の応援要請

他の部又は区本部の職員の応援を必要とする場合は、庶務部職員班に対し電子メールにて職員の応援要請を行う。（ただし電子メールを使用することができない場合には様式1－7－8によりファクシミリにて庶務部長あてに要請する。）

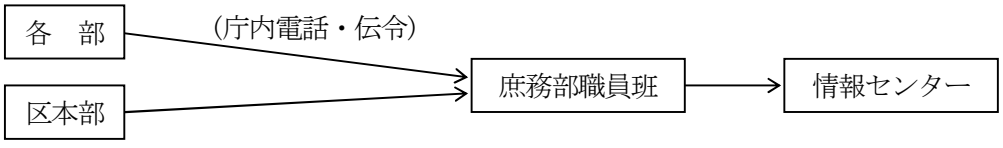

※関連事項は「第８節　初動活動体制」の第６を参照

オ　自衛隊の派遣要請依頼

自衛隊の派遣を必要とする場合は、本部室事務局に対し、派遣要請依頼を行う。（本部室事務局長あて様式1－12－1（1－12－2）を提出する。）

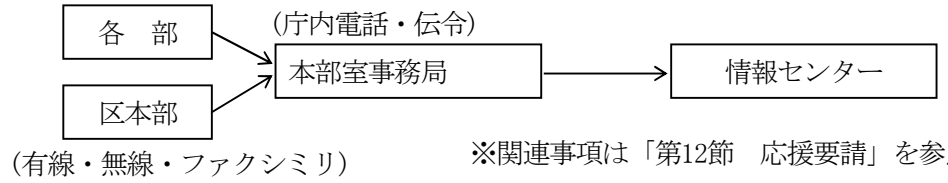

※関連事項は「第12節　応援要請」を参照

カ　応急対策の実施要請

各部・区本部が、その分担する応急対策の実施に関連して、他の部・区本部又は防災関係機関の応急対策を必要とする場合は、本部幹事会議に対し、必要な応急対策の実施の指示又は実施要請を行うよう要請する。ただし、区本部は本部室事務局を経由する。

なお、区本部、各区隊、警察署、その他防災関係機関の出先等の間においては、各相互間で直接実施要請を行い、事後、本部幹事会議にその旨報告する。

（伝達系統）

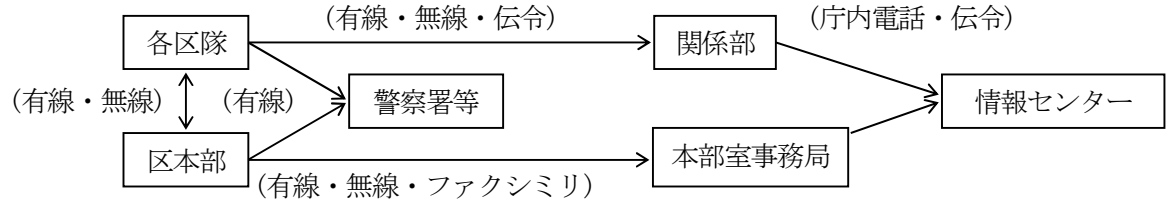

キ　応急対策の実施状況の報告

既に執った措置及び今後執るべき措置のうち、被害に対するものは市町村防災支援システムにより、また、その他のものは庁内電話や情報連絡員（伝令）により、逐次、本部幹事会議へ報告する。ただし、区本部は本部室事務局を経由する。

（伝達系統）

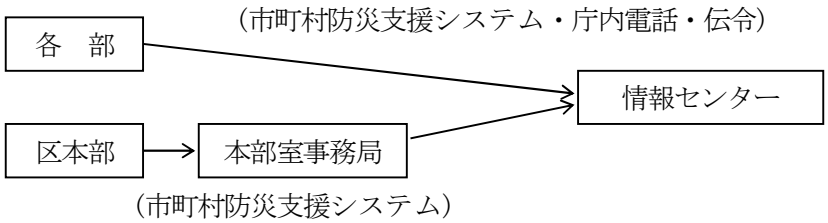

ただし、市町村防災支援システムを使用することができない場合には、風水害等災害対策編別記様式1－4－0～5により、ファクシミリにて伝達する。

なお、緊急かつ重大な事項については、区本部より直接本部幹事会議へ報告する。

ク　その他応急対策上必要な事項は、各部については本部幹事会議へ、区本部については本部室事務局へそれぞれ報告する。

第4　通信連絡手段の確保及び活用

地震災害時の通信手段は、前項までに定めた他、次のとおり確保し、関係機関への通信に努める。

1　無線電話

(1) 無線電話の統制

ア　防災行政無線の統制は、「名古屋市防災行政用無線管理運営規程」の定めるところにより、本部室事務局が行う。

イ　消防無線の統制は、基地局を管理する部において、あらかじめ定めた方法により行う。

ウ　各無線電話の通信系統図は、附属資料編　計画資料56-1参照。

(2) 無線機能の確保

無線設備及び無線電話機は、常に良好な通話状態を保つとともに、附属の非常電源設備についても、その作動状態を確認し、機能維持に努める。

2　情報連絡員（伝令）の派遣

有線電話が途絶し、無線電話のない場合又は無線電話が混乱して使用できない場合は、適宜、情報連格員を派遣し、情報の空白状態をなくすよう努める。

3　防災関係機関に対する非常無線通信の依頼

災害の状況により、市有の無線電話が使用不能となり、他に有効な手段がないときは、東海総合通信局とＭＣＡ無線機、簡易無線機又は衛星携帯電話の借り受けについての調整を行う。また、陸上自衛隊等の無線局に非常無線通信を依頼する。

4　防災情報システムの緊急点検

防災情報システムのうち特に重要度の高いものについては、本市内のいずれかの地震観測所において震度５弱以上（気象庁発表）の地震が観測された場合、設備に障害が発生したものとみなし、保守点検業者による障害保守対応に着手するものとする。ただし、障害の程度が判明した場合は、障害の程度に応じた態勢に変更する。

5　通信施設の応急復旧

各部・区本部は、発災後すみやかに通信施設の機能を点検し、障害の生じた施設については、西日本電信電話株式会社等の協力を得て、応急復旧措置を講ずる。

（資料）

・無線通信系統図　（附属資料編　計画資料56-1）
・地震・津波に関する情報等　（地震編資料3-3-1）
・同報無線放送内容　（附属資料編　計画資料 68）

◎別表1－9－1　被害判定基準

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者 （重傷）　１か月以上の治療を要する見込みの者 （軽傷）　１か月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	（住家）	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	（棟）	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	（世帯）	生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然 2 世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を１世帯として取り扱う。）
	住家全壊 （全焼･全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により、損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 （半　焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹本等のたい積により一時的に居住することができないものとする。

被害区分		判定基準
非住家の被害	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	（非住家）	住家以外の建物でこの報告中、他の被害か所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失･埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失･埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	損壊	道路の全部又は一部の損壊又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急修理が必要なものとする。
	冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	（通行不能）	道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	堤防の決壊	堤防等の決壊により水が堤内にあふれ出たものとする。
	水があふれる	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	その他	堤防の決壊や水があふれる状態にはないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港湾・漁港	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾・漁港の利用及び管理上必要な臨海交通のための施設とする。

被害区分		判定基準
その他	砂防	砂防法（昭和30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準要される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	崩壊したブロック塀又は石塀のか所数とする。
火災発生	（火災）	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法（昭和23年法律第186号）第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等
	その他	建物及び危険物以外のもの
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り災者		り災世帯の構成員とする。
公立文教施設		公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。

被害区分		判定基準
その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば 、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。		
公共施設被害市町村数		公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

第10節　広報・広聴活動

災害時における人心の安定と社会秩序の維持を図る上で、広報・広聴活動は非常に重要なことである。

このため、被害状況、応急対策の実施状況等について、報道機関の協力を得ながら市民に対し迅速かつ的確に広報するとともに、応急対策・復旧対策に市民の意見等を反映させるため広聴活動を実施する。

第１　広報活動

災害広報活動は、人心の安定、パニック等の混乱の防止を目的として、地震発生後ただちに開始し、以後応急対策活動の進展に伴い、状況の変化に対応して適宜実施する。

１　広報事項

⑴　地震発生直後の広報

ア　地震、津波に関する情報等

イ　パニック防止の呼びかけ

ウ　避難の指示

エ　出火防止、人命救助の協力呼びかけ

オ　市内の被害状況の概要（建物破壊、火災の発生等）

カ　市の応急対策実施状況

キ　その他必要な事項

⑵　災害の状況が静穏化した段階の広報

ア　地震、津波に関する情報等

イ　被害情報及び応急対策実施情報

ウ　生活関連情報

（ア）電気、ガス、水道の状況

（イ）食糧、生活必需品の供給状況

エ　通信施設の復旧状況

オ　道路・交通状況

カ　市バス、地下鉄等の交通機関の運行状況

キ　医療機関の活動状況

ク　その他必要な事項

2　地震発生直後の広報事項の伝達系統

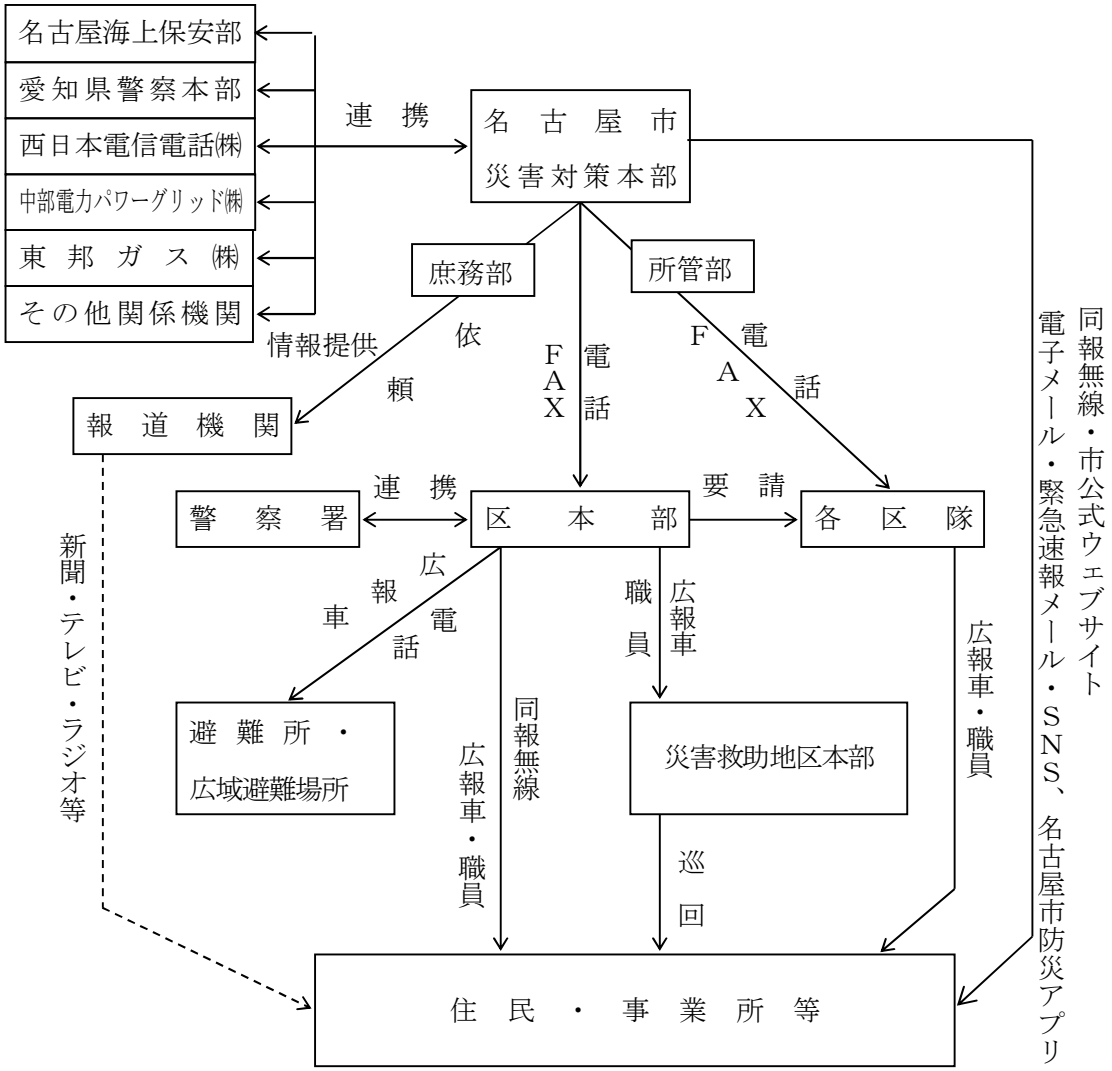

3　広報の方法

(1) 広報車、同報無線等による広報

区本部及び関係部は、広報車、同報無線等を利用して、必要な地域へ広報を実施するとともに、職員による広報、災害救助地区本部委員による地域巡回、個別訪問等を行う。

(2) 報道機関との連携

ア　「放送協定」に基づく放送依頼

緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合、本部室(広報報道チーム)は、「災害時の放送に関する協定」に基づき、あらかじめ定めた手続きにより、日本放送協会名古屋放送局及び民間放送各社に対し、テレビ・ラジオによる広報事項の放送（緊急警報放送を含む。）を依頼する。

イ　報道機関への情報提供等

（ア）本部室事務局は、災害発生直後において、第１報によって収集した市内の被害発生状況の概要をすみやかに報道機関に発表する。

（イ）庶務部は、災害対策本部情報センター（以下「情報センター」という）と連携して報道機

関への情報提供を総括的に行う。

（ウ）本部室事務局は、ラジオライフラインネットワーク（ＣＢＣラジオ、東海ラジオ、ＦＭ－ＡＩＣＨＩ、ＺＩＰ－ＦＭ、名古屋市防災危機管理局、名古屋市上下水道局、東邦ガス、中部電力パワーグリッド及びＮＴＴ西日本で組織する電話会議システムを利用した情報提供ネットワーク）による同時放送を活用した情報提供を行う。

ラジオ局により電話会議システムが起動された後、市内の被害状況、市災害対策本部の応急対策等の情報提供を行う。また、本部員会議結果に基づいた情報提供についてもその都度行う。

（エ）各部・区本部に関する情報提供や取材については、原則として市災害対策本部にて対応することとし、各部・区本部で個別対応した場合、事後速やかに、提供内容、取材内容について情報センターに報告を行う。

(3) 市公式ウェブサイトによる広報

本部室事務局は、市公式ウェブサイト「災害緊急情報」により、避難に関する広報事項等の配信を行う。

(4) ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）等の活用

情報センターは、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）等を活用し、災害に関する情報の広報を行う。

(5) 電子メール（きずなネット防災情報）の活用

中部電力株式会社が運営する登録型メール配信サービスである「きずなネット防災情報」を活用して、広報事項の配信を行う。

(6) 緊急速報メールの活用

緊急情報配信サービスである、ＮＴＴドコモの緊急速報「エリアメール」、ＫＤＤＩ、ソフトバンク及び楽天モバイルの「緊急速報メール」を活用して、市内・区内の対応携帯電話に対し地震、津波に関する情報等及び避難の指示に関する広報事項の配信を行う。

(7) 臨時広報紙の発行、チラシ等の作成

広報紙による広報は、行政施策等の複雑な情報を被災者に的確に伝える手段として、有効であることから、庶務部は、印刷業者等の協力を得ながら迅速に臨時の広報紙を発行する。

また、各部・区本部は、必要に応じて、チラシ等の印刷物を作成し、現地において配布又は掲示する。その場合、事後速やかに情報センターに情報提供を行う。

(8) 市政ＰＲ番組等の利用

庶務部は、市の提供する市政ＰＲテレビ・ラジオ番組等を積極的に利用し、必要な広報を行う。

(9) 名古屋市防災アプリの活用

情報センターは、名古屋市防災アプリを活用し、災害に関する情報の広報を行う。

(10) 臨時災害放送局による広報

「災害における臨時災害放送局等に関する協定」に基づき、臨時災害放送局が開設された場合は、必要な広報を行う。

4　要配慮者への広報

(1) 障害者

聴覚障害者に対しては、手話通話、文字情報を取り入れたテレビ報道を報道機関に要請するとともに、広報誌やチラシ、電子メールその他可能な限りの手段で情報提供を行う。

視覚障害者に対しては、テレビ・ラジオで繰り返しての情報提供を報道機関に要請するとともに、可能な限りの手段で情報提供を行う。また、各種障害者・ボランティア団体等へも積極的に情報提供を行い、これら団体の協力を得ながら的確な情報を提供する。

(2) 外国人

外国人への情報提供は、観光文化交流部が(公財)名古屋国際センターの協力を得て行うこととし、窓口の設置や外国人が避難している施設への災害語学ボランティアの派遣、上記3(7)の広報紙の翻訳などにより情報提供を行う。

また、報道機関に対しても、テレビ・ラジオによる多言語放送を要請するとともに、外国公館、外国人関係団体へも積極的に情報提供を行い、これら団体の協力を得ながら的確な情報を提供する。

第2　広聴活動

スポーツ市民部及び区本部は、市民の不安を解消するとともに、被災者のニーズを把握するため、原則、災害対策本部設置後、すみやかに広聴体制の確立を図り、他部及び防災関係機関、さらには専門家の協力を得て広聴活動を実施する。

1　被災相談窓口の設置

スポーツ市民部及び区本部は、災害の状況により必要と認めたときは、被災者のための相談窓口を庁舎内の所定の場所に設置し、災害市民相談を実施する。

この場合、スポーツ市民部及び区本部は、本部幹事会議において、必要な関係各部の相談員の相談窓口への派遣を要請する。

2　要望等の処理

相談窓口において聴取した要望等については、関係部又は関係機関に連絡し、必要に応じて調整を行い適切な処理に努める。

(資料)

・同報無線放送内容　(附属資料編　計画資料68)
・区別広報車保有状況　(附属資料編　計画資料69)
・災害時の放送に関する協定　(附属資料編　計画参考40)

第11節　災害救助法の適用

本市の区域内で一定規模以上の災害が発生した場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助が行われる。

第１　適用基準

災害救助法は、市、区、町、村の区域を単位として、住家の滅失した世帯数が一定規模以上に達するか、多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、又は災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがある場合に適用する。本市における適用基準は、下表のとおりである。

１　本市における適用基準世帯数一覧表（災害救助法施行令第１条第１項による）

区　分	人　口 令和２年 （国勢調査）	１号適用 市内の被 （害世帯数）	２号適用 県下の被害世帯 （2,500以上の時）	３　号　適　用	４　号　適　用
	人	世帯	世帯	（前段） 県下の被害世帯数が12,000以上、かつ本市内の被害世帯が多数である場合 （後段） 被害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して、継続的に救助を必要とする場合など
全　市	2,332,176	150	75		
千種区	165,245	100	50		
東　区	84,392	80	40		
北　区	162,956	100	50		
西　区	151,082	100	50		
中村区	138,599	100	50		
中　区	93,100	80	40		
昭和区	107,599	100	50		
瑞穂区	108,332	100	50		
熱田区	66,957	80	40		
中川区	220,728	100	50		
港　区	143,715	100	50		
南　区	134,510	100	50		
守山区	176,587	100	50		
緑　区	248,802	100	50		
名東区	164,755	100	50		
天白区	164,817	100	50		

災害救助法は、市、区、町、村の区域を単位として、住家の滅失した世帯数が一定規模以上に達するか、多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、被災者が現に救助を要する状態にある場合に適用する。本市における適用基準は、下表のとおりである。

2　被害世帯数の算定

災害は、その種類及び規模により被害の態様及び程度が一様ではないので、災害救助法の適用を判断するためには、災害の被害認定統一基準（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に基づき、被害世帯数を算定する。

なお、その算定にあたっては、災害救助法施行令第1条第2項に基づき、

ア　全壊、全焼及び流失　→　1世帯

イ　半壊、半焼　　→　1／2世帯

ウ　床上浸水、土砂竹木の堆積による一時的居住不能　→　1／3世帯

とみなして換算し、算定する。

第２　救助の種類

災害救助法による主な救助の種類は次のとおり

1　避難所の設置
2　応急仮設住宅の供与
3　炊き出しその他による食品の給与
4　飲料水の供給
5　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
6　医療、助産
7　被災した住宅の応急修理
8　学用品の給与
9　埋葬
10　死体の捜索及び処理
11　住居又はその周辺に運ばれた土石等の障害物の除去

第３　救助の実施

災害救助法による救助は、国の法定受託事務として救助実施市である本市が行う。

なお、救助の実施については、公平な救助を実施するため、「災害救助に係る愛知県資源配分計画」に基づき、愛知県、国の機関等及び関係団体で、災害救助に係る資源の配分方針、調整手順、各々の役割、平時・災害発生時の連携体制等を確認するとともに、災害発生時においても、必要な情報について、適宜共有する。

1　災害救助法の適用

(1) 災害の情報提供

災害救助法による救助の実施の必要性が明確である、又はその可能性があると認められる災害が発生した場合には、本部室事務局は、次の内容を内閣府あて情報提供する。

ア　災害発生の日時及び場所

イ　災害発生の原因及び被害の概況

ウ　本市の被害状況調

（ア）人的被害（死者数、行方不明者数、負傷者数（重傷者数及び軽傷者数）

（イ）住家の被害（全壊、全焼及び流出世帯数及び人員、半壊又は半焼世帯数及び人員、床上浸水世帯数及び人員）

エ　法による救助実施（見込含む）及び実施年月日
オ　既にとった措置（救助種類等）及び今後とろうとする措置（救助の種類等）
カ　その他必要事項

(2) 災害救助法の適用

市長は、災害救助法に定める程度の災害が発生した区域について、災害救助法の適用を、本部員会議の協議に基づき決定する。

災害救助法の適用を決定したときは、内閣府と連絡調整を図り、適用に係る公示等の必要な措置を行う。

2　救助の実施

関係各部は、災害救助法が適用された区域において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行い、救助の内容等については本部員会議等において十分協議し、適正な救助の実施を図るものとする。

なお、関係各部は、救助に要した費用の明細書、証拠書類等を保存し、救助の実施状況を記録するものとする。

3　救助の対象、方法、経費及び期間

救助の対象、方法、経費及び期間については、名古屋市災害救助法施行細則による。

ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、本部室事務局は内閣府に協議し、特別基準により実施するものとする。

4　日本赤十字社愛知県支部への委託

市長は、医療及び助産等の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。

5　国庫精算

救助終了後の国庫精算については、健康福祉部が行うものとする。

なお、国庫精算に必要な証拠書類等については、関係各部が提出するものとする。

（資料）

・災害救助に係る愛知県資源配分計画
・災害救助法による救助の程度、方法及び期間（早見表）　（附属資料編　計画参考20）
・災害救助法に基づく救助に係る委託に関する契約（日本赤十字社愛知県支部、愛知県）　（附属資料編　計画参考22）

第12節　応援要請

地震災害が発生した場合において、迅速かつ効率的な応急対策を実施するため、他の地方公共団体等への応援要請及び自衛隊に対する災害派遣要請について定める。

第1　他の地方公共団体等への応援要請

応急対策を実施するうえで、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、市長(本部長)は災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定により協力を求めるものとする。

1　応援要請の種類

(1) 法令に基づく要請

要請先 / 根拠	消防庁長官	指定地方行政機関の長	知事	市町村長等
災害対策基本法	―――――	・職員の派遣要請(29条2項)	・指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣のあっせん要請　(30条1項) ・他の地方公共団体の職員の派遣のあっせん要請(30条2項) ・応援の要求及び応急措置の実施要請　(68条)	・応援の要求(67条)
地方自治法	―――――	―――――	・職員の派遣要請(252条の17)	・職員の派遣要請(252条の17)
消防組織法	・消防の応援要請(44条) (県知事を通じ) 《緊急消防援助隊》	―――――	―――――	―――――

(2) 協定、覚書に基づく要請

名称	締結団体・機関	所管局
災害時等の応援に関する協定書	中部9県1市	防災危機管理局
21大都市災害時相互応援に関する協定(大都市協定)	東京都及び20政令都市	

名　　称	締結団体・機関	所管局
尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相互応援に関する協定書	尾張部清掃工場10団体で構成	環境局
ごみ処理相互応援に関する協定書	名古屋市、東海市、知多市及び東部知多衛生組合	
災害廃棄物中部ブロック広域連携計画	中部地方環境事務所及び中部9県1市（大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会）	
災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	愛知県、県下54市町村、21事務組合及び50下水道管理者	環境局 上下水道局
21大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書	東京都及び20政令都市	健康福祉局
21大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書	東京都及び20政令都市	
災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定	県下22市町村及び9事務組合	
大地震による災害発生時の相互協力等に関する覚書	県警交通部長及び緑政土木局長	緑政土木局
中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせ	中部地方整備局及び中部5県3市	
消防相互応援協定	名古屋市、近隣7市町及び4消防一部事務組合	消防局
愛知県内広域消防相互応援協定	県内26市町7消防一部事務組合1広域連合	
五都市消防相互応援協定	名古屋市、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	
東京消防庁･名古屋市航空機消防相互応援協定	東京消防庁及び名古屋市	
愛知県緊急消防援助隊受援計画	総務省消防庁	
水道災害相互応援に関する覚書	日本水道協会愛知県支部長、企業庁、名古屋市、及び県下の水道事業者等71団体	上下水道局
19大都市水道局災害相互応援に関する覚書	東京都及び18政令都市	
日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	日本水道協会中部地方支部各県支部長、中部地方支部長	
災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定	新潟市水道局	
地震等緊急時における相互応援に関する協定	横浜市水道局	

名　　称	締　結　団　体　・　機　関	所　管　局
東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書	名古屋市、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県	上下水道局
下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（大都市ルール）	東京都及び20政令都市	
下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（中部ブロックルール）	中部10県4市	
災害時における燃料供給の相互協力に関する覚書	横浜市水道局	

2　応援要請の基準

市長（本部長）は、次に該当すると認められるときは、関係法令及び相互応援協定等に定める応援要請の基準に基づき、他の地方公共団体等の長に対して応援を要請するものとする。

＊災害の規模がきわめて甚大であり、応援が必要と考えられ、かつ、連絡がとれない場合には、他県から応援が派遣される場合がある。

(1) 各部・区本部間の相互応援をもってしても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合

(2) 特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合

【緊急消防援助隊要請の場合】

市長（本部長）は、被災害状況等から名古屋市消防局の消防力及び県内広域消防相互応援だけでは、十分な対応が取れないと判断したときは、速やかに県知事に緊急消防援助隊の応援要請を行う。

ただし、速やかに県知事と緊急消防援助隊の応援要請に係る連絡が取れないときは、直接、消防庁長官に対して要請することができる。

3　応援要請の方法

(1) 市長（本部長）は、本部員会議の協議に基づき、応援要請を決定する。その実施を本部幹事会議に指示する。

(2) 本部室事務局は、関係法令及び相互応援協定等に定める応援要請の手続き方法に基づき、協定等の所管部を通じて他の地方公共団体等への応援要請を行うとともに、関係部・区本部に対し、応援職員の宿泊施設の確保等受け入れ準備を伝達・指示する。

4　応援職員の活動

応援職員は、応援を受けた部・区本部の長の指揮を受けて活動するものとする。

5　費用の負担区分

応援に要する経費は、関係法令及び相互応援協定等に定めるところによる。

＜災害対策基本法に基づく応援要請の流れ＞

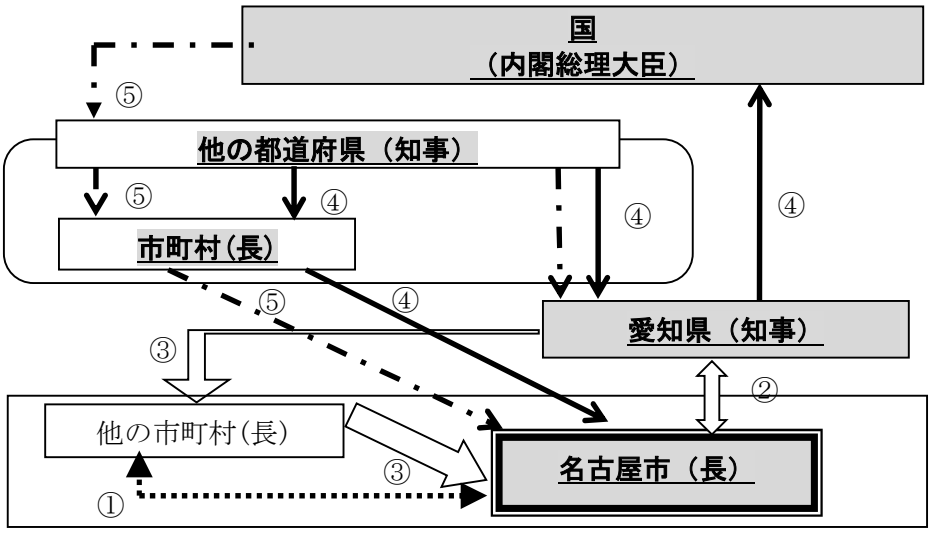

	災害対策基本法	要求、要請内容
①	他の市町村長等に対する応援の要求 【第 67 条】	・応援の求め（災害応急対策※1 全般） （応急措置※2 以外の災害応急対策業務については、応諾義務なし）
②	都道府県知事に対する応援の要求等 【第 68 条、第 70 条】	・応援の求め ・災害応急対策実施の要請 （県には、応援全般に応諾義務あり）
③	都道府県知事の指示等 【第 72 条】	・応急措置の指示 ・災害応急対策（応急措置を除く）実施の求め
④	内閣総理大臣による応援の要求等 【第 74 条の 2 第 1 項】 【　　第 2 項】 【　　第 4 項】	・他の都道府県が災害発生県又は市町村に対し応援することを求めるよう求める （法第 72 条 1 項、2 項、74 条の補完）
⑤	内閣総理大臣による応援の要求等 【第 74 条の 2 第 3 項】 【　　第 4 項】	・災害規模がきわめて甚大で、応援が必要であり、かつ、連絡が取れない場合、知事からの要求を待たずに他の都道府県が災害発生県又は市町村に対して応援することを求める

※1 災害応急対策（災害対策基本法第 50 条）

被災者の救難、救助その他保護、災害を受けた児童及び生徒の応急の教育、施設及び設備の応急の普及に関する事項

※2 応急措置（災害対策基本法第 62 条第 1 項）

消防、水防、救助その他災害の発生の防禦、拡大の防止

第 2　受援班の設置

本市内で震度6弱以上の地震が発生した場合又はそれに相当する災害が発生した場合において、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、市長（本部長）は以下の通り応援要請等を実施する。

1　災害対策本部に本部室事務局、庶務部を始め、人的支援を受援する部にて組織する受援班を設置する。

2　受援班は、市全体の受援に係る対外的な窓口、他都市等への応援要請等、市全体の受援状況のとりまとめ等を行う。ただし、既に定められている受援に関する計画等に基づく応援や、各局室区の関係団体を介して行われる応援、各局室区における個別の協定に基づく応援については、各局室区が属する部において主体的に応援要請等を実施する。

3　受援班は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。

また、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度等を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

第3　自衛隊に対する派遣要請

市長は、市域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するうえで自衛隊の救援を必要とするときは、災害対策基本法第68条の2第1項の規定により、県知事に対して部隊の派遣要請を依頼することができ、この場合、その旨及び市域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。また、通信等の途絶により、前述の要求ができない場合には、市長は、同条第2項の規定により、自衛隊に通知することができる。なお、同条第1項及び第2項の規定により、自衛隊に通知をしたときは、同条第3項の規定により、速やかにその旨を県知事に通知する。

1　自衛隊の救援活動の要請範囲

人命救助を最優先とし、災害時の状況に応じて下記の救援活動内容を基準として、要請する。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 被災者等の捜索・救助

行方不明者、傷病者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去にあたる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。（この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。）

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(12) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

2　派遣要請依頼

(1) 法第68条の2第1項に基づき県知事に要請する場合

ア　各部・区本部の長は、自衛隊の派遣を必要とする場合は、災害派遣要請依頼書（様式1－12－1）により防災監に派遣要請依頼を行う。

ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により依頼し、書類は事後提出するものとする。

イ　防災監は、職員の参集・配備状況を勘案のうえ、自衛隊派遣要請を本部長に進言する。

ウ　本部長は、本部員会議の協議に基づき、派遣要請を決定する。

エ　本部室事務局は、災害派遣要請依頼書（様式1－12－1）を県知事（防災安全局災害対策課）に提出する。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により依頼し、書類は事後提出するものとする。

オ　本部室事務局は、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼した旨及び市域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して必要に応じて通知する。

カ　本部室事務局は、関係自衛隊の長に通知したときは、速やかに、県知事（防災安全局災害対策課）に自衛隊への通知をした事項について通知する。

キ　本部室事務局は、派遣要請を依頼した部・区本部に受入れ体制の万全を期するよう伝達・指示する。

ク　本部室事務局は、県知事から自衛隊の災害派遣の決定通知を受けたとき、派遣要請を依頼した部・区本部に対して、災害派遣の有無、災害の規模、その他派遣に関する必要な事項を伝達・指示する。

(2) 法第68条の2第2項に基づき自衛隊に通知する場合

ア　各部・区本部の長は、自衛隊の派遣を必要とする場合は、災害派遣要請依頼書（様式1－12－1）により防災監に派遣要請依頼を行う。

ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により依頼し、書類は事後提出するものとする。

イ　防災監は、職員の参集・配備状況を勘案のうえ、自衛隊派遣要請を本部長に進言する。

ウ　本部長は、本部員会議の協議に基づき、派遣要請を選定する。

エ　本部室事務局は、要請する活動内容に基づき、要請自衛隊を選定する（陸、海、空）。

オ　本部室事務局は、要請自衛隊へ連絡・通知するとともに、派遣要請を依頼した部・区本部に受入れ体制の万全を期するよう伝達・指示する。

カ　本部室事務局は、速やかに、県知事に自衛隊への通知をした事項について通知する。

キ　本部室事務局長は市内の被災状況及び消防部隊等の活動状況を勘案し、必要消防力が不足している　場合で、特に緊急に人命救助活動等の要請に係る通知をする必要があると判断した場合は、本部長に伺うことなく通知することができる。なお、通知した内容等を速やかに本部長、本部員会議及び幹事会議に報告するものとする。

(3) 通知連絡先

通知連絡先は原則、陸上自衛隊第10師団とする。ただし、具体的応援要請の活動内容が、航空機または船舶による輸送、救助等確定している場合は航空、または海上の各自衛隊へ通知するものとする。

機　関　名	連　絡　窓　口	電　話　番　号（内線）
陸上自衛隊第10師団	第3部防衛班	(052)-791-2191　(530)
陸上自衛隊第35普通科連隊	連隊本部第3科	(052)-791-2191(昼4831，夜4509)
海上自衛隊横須賀地方総監部	防衛部第3幕僚室	(0468)-22-3500
航空自衛隊小牧基地	第1輸送航空隊防衛部	(0568)-76-2191

3　連絡幹部等の受入れ

(1) 自衛隊が災害派遣を実施した場合、連絡調整のため自衛隊から派遣される、無線機を装備した数名による連絡幹部等を受入れる。

(2) 連絡幹部等の受入れ場所は東庁舎1階災害対策本部情報センター及び西庁舎屋上とする。

4　派遣部隊に対する各部・区本部の対応

(1)本部室事務局

ア　連絡員を自衛隊の救援活動現地へ派遣する。

イ　ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、区本部、緑政土木部等の関係部に対し、ヘリポート可能か所の使用に関する指示、調整を行う。

(2) 派遣要請を依頼した部・区本部

ア　派遣部隊を災害現地へ誘導する。

イ　派遣部隊が必要とする資機材等を準備する。

ウ　派遣部隊の宿営施設及び車両等の保管場所を確保する。

エ　その他本部室事務局より指示のあった事項

5　費用の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として本市が負担するものとし、下記を基準とする。また、負担区分に疑義が生じた場合、その都度協議して決めるものとする。

(1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
(2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
(3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊所有以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬及び修理費
(4) 市町村が管理する有料道路の通行料

6　自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は県知事からの要請で派遣されることが原則であるが、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事から要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとしている。

この場合においても、できる限り早急に県知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めることとしている。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、県知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとしている。

自衛隊が要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、以下のとおりである。

(1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
(2) 災害に際し、県知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
(3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
(4) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

7　災害派遣部隊の撤収

自衛隊の災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなった場合は、撤収要請依頼書（様式1－12－2）により行うものとする。撤収要請依頼の手続き、派遣要請依頼に準じて行う。

（資料）

・ヘリコプターの地積基準　（附属資料編　計画資料83）
・緊急時ヘリコプター離着陸可能場所一覧　（附属資料編　計画資料84）

◎様式1－12－1　災害派遣要請依頼書

年　　月　　日

知　　事　　あて
（名古屋市災害対策本部
防　災　監　あて　）

市　長　名
（主管部・区長名）

自衛隊の災害派遣要請依頼について

下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

1　災害の状況及び派遣要請を依頼する理由
　　災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
　　派遣を依頼する理由
2　派遣を希望する期間
3　派遣を希望する区域及び活動内容
　　派遣を希望する区域
　　連絡場所及び連絡職員
　　活動内容（負傷者の救出・救護、道路の啓開等）
4　その他参考となるべき事項
　　作業用資材、宿営施設の準備状況等

（注）　各部･区本部が依頼を行う場合は、様式中の（　）書のものによみかえる。

◎様式1－12－2　撤収要請依頼書

年　　月　　日

知　　事　　あて
（名古屋市災害対策本部
防　災　監　あて）

市　長　名
（主管部長名）

自衛隊の災害派遣撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣をうけましたが、災害の復旧もおおむね終了しましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1　撤収要請依頼日時
　　年　　月　　日　　時

2　派遣要請依頼日時
　　年　　月　　日　　時

3　撤収作業場所

4　撤収作業内容

（注）　各部･区本部が依頼を行う場合は、様式中の（　）書のものによみかえる。

第13節　消防・水防・津波対策活動

【 消 防 活 動 】

地震が発生した場合、消防はその施設及び人員を最大限に活用し、火災等から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の軽減を図るため、的確な災害情報に基づき迅速かつ効果的な応急対策活動及び消防活動体制を確立する。

第1　消防活動の目標

震災における消防活動の基本目標は、人命の安全確保である。具体的には有効的確な火災の鎮圧のための施策を進めるべきであり、消防活動の目標を次のとおりとする。

1　情報収集活動

(1) 地震発生直後においては、災害対応体制及び応援要請決定等のため、災害及び被害に関する概況を収集する。

(2) 活動中は、限られた消防力を有効に運用するために、災害状況と消防部隊の活動状況を可能な限り収集する。

2　消火活動

(1) 火災の発生状況が、運用可能な消防力を投入することによって鎮圧可能な地域については、火災の早期鎮圧又は延焼の防止活動により人命の安全確保にあたる。

(2) 火災の発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、住民避難の安全を確保するための活動を行う。

(3) 地下街、高層ビル又は大規模工場等の火災は、自衛消防組織との連携により鎮圧を図る。

3　救助活動

災害の状況と必要消防力及び運用可能消防力を対比し、最も多くの人命を救助しうる活動を考慮し実施するとともに、他都市からの救助隊、警察及び自衛隊と連携し、ローラー的に救助を実施する。

4　救急活動

傷病者の搬送にあっては、医療情報及び医療機関の受入れ体制を把握するとともに、重症患者から搬送を実施する。

5　水防活動

地震災害に伴う水防活動は、原則として河川管理者又はため池等の管理者が実施することとし、消防部は火災、救急救助事故の発生が限定されたと判断された場合に、それぞれの管理者と協力して水防活動にあたる。

第2　初動体制の確立

1　消防部の措置

(1) 消防本部室の開設

消防部は、消防部隊の災害活動を総括的に処理するため、地震発生後直ちに消防本部室を開設するとともに、災害警戒本部又は災害対策本部の立ち上げについて協力するものとする。

(2) 指令、通信体制の確立

指令班は、指令管制システム及び通信システムの障害状況の点検を実施し、指令・通信体制の確立にあたる。

(3) 情報収集体制の確立

消防本部室は、次に掲げる情報収集体制の確保及び確立に努める。

ア　高所監視カメラによる監視体制…市内全般の火災発生状況

イ　航空機による上空監視体制……市内全般の災害状況

2　消防隊の措置

(1) 消防隊本部室の開設

消防隊の災害活動を総括的に処理するため、消防署長室又は指定された室に消防隊本部室を開設する。

(2) 出動体制の確立

ア　車両の安全確保

消防署所の所在する地域の地盤、立地、建築物の構造等を考慮して、余震又は津波による消防車両の出動障害を避けるため、消防車等を車庫前又は適地へ移動する。

イ　車両及び資機材の確保

すべての水槽付消防車を火災出動車両に指定し、ホース、防火服、燃料等を積載するとともに消防資機材及び庁舎の点検を実施する。

ウ　指令、通信体制の確立

車載無線機等の電源及び機能点検を実施するとともに、消防無線の聴取に努め、指令、通信体制の確立にあたる。

(3) 消防部隊の編成及び報告

非常参集者、毎日勤務者及び署所直近の消防団員等により、消防部隊の編成を行い、部隊の編成状況及び非常参集状況を消防本部室に報告する。

(4) 通信連絡体制の確立

消防隊、特別消防班及び航空班は、指令端末装置及び各種電源を点検し、障害程度に合わせ必要な処置を講ずるとともに、所轄各部隊との通信テストを実施し、通信連絡体制の確立にあたる。

(5) 情報収集体制の確立

消防隊本部室は、次に掲げる情報収集体制の確保及び確立に努める。

ア　署員による被害状況調査体制…署所周辺の災害状況

イ　高所監視員による被害状況調査体制……区内一円の災害状況

ウ　消防団による被害状況調査体制……学区単位の災害状況

エ　一般住民からの情報収集体制……市民レベルの災害状況

(6) 出火防止の広報

広報車等を出動させ、出火危険の高い地域及び延焼拡大のおそれのある地域に対し、出火防止

の広報を行う。

3　消防団の措置

(1) 消防団本部の開設

消防団の指揮連絡体制を確立するため、消防団長の定める位置に消防団本部を開設する。

(2) 出火防止の広報

発災と同時に、居住地付近において火の始末等出火防止の広報を徹底する。この場合、自主防災組織を有効に活用して、地域住民に対し広報を徹底する。

(3) 初期消火の指導

火災を発見したときは、時宜を失することなく自主防災組織、付近住民を指導して初期消火を徹底する。

(4) 人命の救助

家屋倒壊等による人命救助事故を発見したときは、「震災レスキューセット」、「応急救護セット」等を有効に活用するとともに、自主防災組織、付近住民を指導して救出活動を行う。

(5) 消防機関への通報

火災及び救助事故が、自主防災組織、付近住民等の自力によって対処し得ないと判断したときは、その状況を消防署所（防災指令センターを含む。）へ通報する。

(6) 消火班の出動準備

消防ポンプを有する消防団の消火班員に指定された者は、すみやかに消防団詰所、ポンプ保管庫等に参集して出動準備を整える。

第3　情報の収集

1　災害情報の収集

消防部は、発災と同時に通信設備の機能点検を実施するとともに、火災、救助等災害応急対策活動に必要な情報の収集に努める。収集手段は、東山スカイタワー、港区役所無線塔及び西区役所無線塔に設置される高所監視カメラ、消防ヘリコプター、119番通報、参集者等あらゆる手段を活用する。特に機動性を有する消防ヘリコプターについては、事前の予め定めた計画に基づき、迅速に実施させる。

2　活動情報の収集

大規模な地震災害に限りある消防力で対応するためには、効率的に消防部隊を活動させることが必要である。消防部は、現有の消防部隊並びに応援消防部隊等の規模及び活動着手時期を的確に把握し、重点防御地域を考慮した部隊運用を実施するものとする。

3　支援情報の収集

1、2のほか医療機関の受入れ状況、ライフラインの状況、消防水利の状況、必要な資機材の状況等消防部隊の円滑な活動に必要な情報を収集し、後方から支援する。

第4　消防部隊の運用

消防部隊運用は、発災後においても防災指令センターにおいて一括運用することを基本とするが、

弾力的な部隊運用を実施するため、災害状況により、各消防隊長等による部隊運用を実施する。

1　部隊運用の基本方針

(1) 過去の地震においても、建物の倒壊のほか地震に起因する火災が多く発生しており、被害を拡大させている要因となっている。このため、消防部隊の主力は、火災の鎮圧にあてるものとする。

(2) 救急活動は、原則として、現有の救急隊で対応するものとする。

(3) 時間の経過及び、災害の状況を十分考慮し、消火隊を救助・救急活動にあてるものとする。

2　消防部隊の運用

(1) 消火隊は、通常の災害対応から地震災害対応に編成を替え、効率的に消火活動が実施できるよう管轄区域内に配備するものとする。

(2) 救助活動は、管轄区域内の火災の鎮圧状況等を考慮し消火隊以外の隊を優先して投入する。

(3) 救急活動は、医療情報及び医療機関の受入れ体制を考慮し、救急隊の効率的運用を図る。

3　航空機の運用計画

(1) 災害の発生直後にあっては、消火、救急・救助にあたる消防部隊の活動に必要な情報収集及び避難広報、緊急搬送等当面の災害から住民の生命を守ることを最重視して航空機を運用する。

(2) 時間の経過とともに、他都市から応援に飛来する航空機を効率的に運用し、災害の拡大防止・被災者の救急・救護及び支援物資の緊急空輸等、立体的な消防力の発揮に努める。

(3) 航空機の活動にあたっては、住民の要求に即応できるように市内各所に確保している飛行場外離着陸場を最大限に活用する。この際、志段味スポーツランド一帯(消防学校)・稲永東公園等広域防災拠点となるべき飛行場外離着陸場については、計画的に整備を進め、災害の発生に備える。

(4) 災害時に被災地周辺の空域、臨時の離発着場等において、救援活動等を行う関係機関の航空機の安全と迅速かつ確実な活動確保のため、飛行援助専用周波数等の無線を活用して、航空交通情報の提供を行うものとする。

第５　消防部隊活動要領

1　活動時の留意事項

各消防部隊は、個々の任務を遂行すると同時に次の事項に留意して活動を展開する。

(1) 出動途上における交通障害の状況、火災の発生及び推移状況等を無線機を活用して報告する。

(2) 拡声装置、メガホン等により出動経路及び現場付近の住民あるいは関係者に対して、火の始末、初期消火を呼びかけるとともに、必要に応じて協力を依頼する。

(3) 自隊の活動及び対応中の災害の状況について、無線機を活用して定期的に報告する。

2　消火隊活動要領

火災が同時に多発した場合は、大火災への拡大を防止するために、木造家屋密集地域等の火災現場へ優先的に出動する。

(1) 消防水利は、原則として火点直近の耐震性防火水槽その他自然水利を優先して使用するものとする。

(2) 火災が拡大し、又は合流火災となり延焼拡大した場合は、これを阻止するため消防部隊を集結して延焼阻止線を設定する。

(3) 火災の鎮圧状況を見て火災の発生及び延焼拡大状況を考慮し、防災指令センター等が把握した被害状況のうち、要求度の高い場所での救助活動を実施する。

3　救急隊の運用要領

救急隊は、署（所）内または、近接場所に応急的な救護所を開設し、負傷者に対する応急処置及び当該負傷者の緊急度選別を実施する。

なお、医療機関の受入れ体制を把握したのち、負傷者の搬送を実施する。

4　避難の支援活動

消防本部室及び消防隊は、住民の広域避難場所・避難所への避難が必要となったとき、又は避難が開始された時点で、積極的に避難の支援活動を開始する。

この場合、消防本部室及び消防隊は、市本部室及び区本部等との密接な連絡調整を行い、とりわけ次の情報提供に配慮する。

(1) 避難を要する地域における火災の発生及び延焼拡大の状況

(2) 避難の支援活動、特に避難誘導に対応できる消防職員、団員の実態

第 6　無線通信の運用

1　無線通信系統

災害対策活動は、正確な災害情報と的確な指揮命令に基づき、迅速かつ効果的に実施されなくてはならない。このため被害情報及び指揮命令の伝達手段の一つである無線通信系統は、適正に管理され運用する必要がある。

地震災害時における無線通信系統は次のとおりとする。

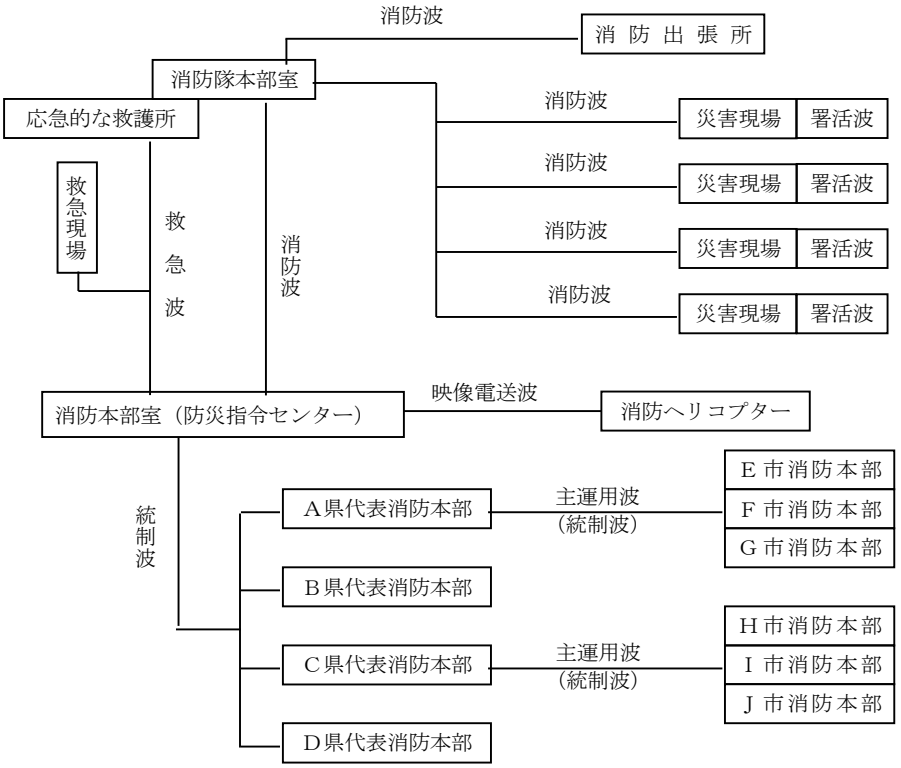

(1) 消防無線

ア　消防波

指定災害チャンネルとして、各消防隊に割り振り消防隊間での連絡手段に使用し、主に、指揮命令及び情報伝達に使用する。

イ　署活波

出力が少なく使用範囲が狭いことから、災害現場における消防活動の通信手段に使用し、主に、現場における指揮命令及び状況報告に使用する。

ウ　主運用波

県単位で活動する各応援部隊間での連絡手段に使用する。

エ　統制波

各県応援部隊と消防本部室及び、主運用波が県隊間で重複する場合に各県応援部隊間での連絡手段に使用する。

オ　映像電送波

災害状況により消防ヘリコプターからの被害情報の収集に使用する。

カ　救急波

応急的な救護所及び救急現場の救急隊と消防本部室の間の連絡手段に使用する。

(2) 無線通信系統図は、附属資料編による。

2　無線通信統制

防災指令センターは、無線通信の有効活用を図るため、必要に応じて無線通信の統制を行う。

第７　応援体制

1　相互応援体制

大規模な地震等が発生し、現有消防力のみでは、火災・救急・救助などに十分対応できない場合、消防力を緊急に増強するため、隣接市町村等と相互応援協定を締結している。また、国内には大規模な地震等が発生した場合に、消防応援活動をより迅速かつ効果的に行うため、緊急消防援助隊も整備されている。

2　消防本部室の応援消防部隊運用

(1) 応援消防部隊は、原則として消防部長の指揮下で活動するものとする。

(2) 消防部長は、全市的な災害の状況を考慮し、効果的な活動ができるように、応援消防部隊の配置を決定する。

(3) 応援に必要な消防部隊数、人員、資機材、地域及び任務指定等について、関係消防機関と調整する。

(4) 消防隊長等から応援の要請があった場合、消防部長は、各消防隊長と協議の上、応援消防部隊に対し、必要な地域への出動を命ずる。

3　消防隊長等の部隊運用

(1) 消防隊長等は、応援消防部隊に対し、消防活動の基本方針を伝達するとともに、効率的な運用を図る。

(2) 消防隊長等は、災害の発生状況と住民の安全を考慮し、効率的に応援消防部隊を配置する。

4　緊急消防援助隊を応援要請した場合の部隊運用等

緊急消防援助隊を応援要請した場合、原則として愛知県に消防応援活動調整本部（以下「調整本部」とする。）を設置し、愛知県及び市町村の災害対策本部等と連携及び調整し、関係機関等による災害救助活動が連携して実施されるよう努める。

調整本部は次の事務を行う。

(1) 緊急消防援助隊の部隊配置に関すること
(2) 関係機関との連絡調整に関すること
(3) 各情報の集約・整理に関すること
(4) 緊急消防援助隊の後方支援に関すること
(5) その他必要な事項に関すること

（資料）

・無線通信系統図　（附属資料編　計画資料56-1）
・愛知県内広域消防相互応援協定　（附属資料編　計画参考23）
・五都市消防相互応援協定　（附属資料編　計画参考24）
・東京消防庁・名古屋市航空機消防相互応援協定　（附属資料編　計画参考25）

【 水 防 活 動 】

沖積層の軟弱地盤地域の河川堤防、護岸等では地震による外力や地盤の液状化により、崩壊、沈下、亀裂、傾斜等の被害が生じ、地盤の低い地帯等に浸水の恐れがある場合、又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。

第１　確保すべき体制

1　気象情報、河川水位等の監視体制
2　水防上必要な巡視の体制
3　水門若しくは閘門等に対する操作の体制
4　危険箇所に対する応急措置の体制
5　水防上必要な資機材の調達

第２　活動内容

浸水対策については「名古屋市水防計画」に準拠して、次の事項を実施する。

1　降雨時は、気象情報に注意を払いながら、水位及び雨量の監視を行い、所定の連絡系統に従い必要な連絡を行う。

2　河川、ため池等の巡視

地震が発生した場合、緑政土木部（土木隊）は所管区域内の河川、ため池等を巡視し、被害状況及び水防上の危険箇所を調査する。

また、防災重点農業用ため池については震度5弱以上の地震が発生した場合、身の安全を十分に確保した上で緊急点検を実施し、県へ報告するものとする。

なお、消防部は火災等の発生並びに消防力の状況から応援が可能な場合は、積極的に応援するものとする。

3　水門、閘門等の操作

所定の水門、閘門及び防潮壁陸閘の管理者（操作責任者を含む。）は、津波に関する安全が確保された場合には、当該水門、閘門及び高潮防潮堤陸閘の点検や閉鎖を行うものとする。

4　応急措置

緑政土木部（土木隊）は、地震により堤防等が被害を受け危険と思われる場合は、応急措置を講ずるものとする。この場合、必要に応じて消防部に応援を求めるものとする。

5　資機材の調達

資機材は、全水防倉庫にある資機材を有効に使用し、状況によっては現地調達するものとする。

第３　急傾斜地等対策

市内にある急傾斜地崩壊危険区域並びに土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域についても、必要な警戒活動、広報活動、応急対策を適切に実施する。

1　地震が発生した場合、緑政土木部（土木隊）は、所管区域内の被害状況の調査を行うとともに、区本部その他関係部局は、所管区域内の被害状況を収集するものとする。

なお、消防部は火災等の発生並びに消防力の状況から応援が可能な場合は、積極的に応援するものとする。

2　当該箇所が崩壊した場合、若しくはその恐れが生じた場合は、緑政土木部及び消防部で応急措置を講ずる。この場合、資機材は原則として水防倉庫の資機材を使用する。

（資料）

・急傾斜地崩壊危険区域　（附属資料編　計画資料15）
・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域　（附属資料編　計画資料16）
・水門・閘門・防潮壁陸閘一覧　（附属資料編　計画資料58）
・河川等の巡視箇所一覧表　（附属資料編　計画資料59）
・ため池の巡視箇所一覧表、防災重点の農業用ため池緊急点検報告様式（附属資料編　計画資料60）

【 津 波 対 策 】

1　情報等の伝達

地震発生後の津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等の伝達については、第8節・第3により行う。

2　海岸線の監視、巡回

情報等の伝達にあたり、海岸線の監視、巡回を行い、次の内容を主体に被害防止活動を徹底する。

なお、監視、巡回を実施するにあたっては、消防隊、消防団員等の津波に関する安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮するものとする。

ア　浸水等の危険がある地域の行楽客、釣人等に対する避難誘導措置

イ　港内船舶の泊地係留あるいは港外沖合への退避措置

ウ　【水防活動】第2・3の水門、閘門等の閉鎖措置

3　避難誘導

住民等の避難誘導にあたっては、以下の事項に留意するほか第1章第14節第2及び第25節の定めるところによる。

(1) 在宅の高齢者、乳幼児、障害者、病人、妊産婦、外国人等要配慮者に対しては、平常時については共通編第2章第12節の定めるところにより避難・誘導対策を推進するものとし、地震発生時においては第1章第18節の定めるところにより避難の確保等を図る。

(2) 地域の災害対策委員、自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、住民、従業員、入場者等の避難誘導のための必要な措置をとる。

4　指定避難所の開設及び運営等

指定避難所の開設及び運営については、第1章第14節、第18節第4、第25節第6及び第8の定めるところによる。

第1　消防・水防活動

1　消防活動は次の事項を重点とし、第1章第13節【消防活動】の定めるところにより必要な措置を講ずる。

(1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達

(2) 津波からの避難誘導

(3) 土嚢等による応急浸水対策

(4) 救助・救急　等

2　水防活動は次の事項によるほか、第1章第13節【水防活動】の定めるところにより必要な措置を講ずる。

市（緑政土木部及び上下水道部）は、内水排除施設について、施設管理上必要な操作、非常用発電装置の準備・点検その他所要の被災防止措置を行う。

第2　水道、電気、ガス、通信、放送関係

1　水道

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講ずるほか、共通編第2章第4節及び地震災害対策計画編第1章第27節の定めるところによる。

2　電気

電気事業の管理者等については、津波から円滑な避難を確保するため、次の措置を講ずるほか、共通編第2章第4節及び地震災害対策計画編第1章第27節の定めるところによる。

(1) 重要設備等への電力供給のための体制確保等必要な措置

(2) 火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報

3　ガス

津波警報が発表されるなど津波の発生が予想される場合は、従業員、見学者、訪問者等を急いで安全な場所に避難させる。また、津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓の閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施する。

4　通信

通信事業者については、津波警報等の情報を伝達するために、次の措置を講ずるほか、共通編第2章第4節及び地震災害対策計画編第1章第27節の定めるところによる。

(1) 電源の確保

(2) 輻輳時の対策

5　放送

放送事業者は、共通編第 1 章第 3 節の定めるところによるほか、津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努める。

第3　交通対策

1　道路

道路の交通対策は、第 1 章第 26 節第 2 の定めるとおりとする。

2　海上

名古屋海上保安部及び名古屋港管理組合は、津波による危険が予想される地域における船舶の安全を確保するため、第 1 章第 4 節第 12 の定めにより必要な措置を実施する。

3　鉄道

避難対象地区、対策計画作成区域に走行路線又は駅舎が存する鉄道事業者は、運行の停止その他運行上の措置について、風水害対策編第 1 章第 24 節及び地震災害対策編第 1 章第 28 節の定めるところにより必要な措置を実施する。

第4　市が管理又は運営する施設に関する対策

1　基本方針

地震発生後、津波警報が発表された場合において市が管理又は運営する施設は、災害対策本部関係各部の計画によるほか、対策計画作成区域内にあっては耐震性を有する2階以上、避難対象地区内にあっては耐震性を有する3階以上の施設を津波に対する一時的な避難の場所とし

て活用するよう努める。

2　個別事項

(1) 施設ごとの具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

(2) 各施設における主な対応措置は次のとおり。

市が管理又は運営する施設に関する主な対応

施設等	地震発生時	地震に伴い津波警報が発表された場合	
		対策計画作成区域内 （避難対象地区は除く）	避難対象地区内
交通 (鉄道)	○加速度 25 ガル以上で運転停止、ガル数値に応じ注意運転又は運転休止 ○運転中に地震を感知し、運転続行が危険と認めたとき、列車を停止	○必要に応じて運行の停止を含めた運行措置を講ずる。 ○名古屋港管理組合と連携を図りながら、駅の防潮扉の閉鎖を含めた措置を実施	
交通 (バス)	○運転中に地震を感知し、危険と認めたとき、車両を安全な場所に移動	○必要に応じて、運行の停止を含めた運行措置を生じる。	
学　校 幼稚園	○情報収集、復旧対策等実施 ○状況に応じ、休校等の措置 ○災害救助地区本部や避難所として使用される場合の応急対応	○安全性を確保したうえで児童・生徒・幼児をより上階へ誘導	
社会福祉施設	○利用者・職員の安全確保、安否確認、被害状況の確認 ○社会福祉施設のうち、一定条件の施設を福祉避難所として活用 ○機能が維持できる範囲で、要配慮者の受入れ	○安全性を確保したうえで利用者を２階以上へ誘導	
工事中の施設		○工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断	○工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断
施設全般		○２階以上の耐震性を有する建物については、一時的な避難の場所として避難者の受入れに努める。 ○地下等浸水のおそれのある場所に対し浸水防止措置	

(資料)

・水門・閘門・防潮壁陸閘一覧　(附属資料編　計画資料58)

第14節　避　難

地震災害が発生した場合において、指定緊急避難場所へ緊急避難させ、差し迫った危険から住民の生命を守るとともに、倒壊・焼失等により住家を失った被災者を指定避難所に一時的に滞在させるため、避難指示、避難誘導及び避難所の開設等について定める。

第１　避難指示

1　避難指示の発令者

災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、市長（本部長）は、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、避難指示を発令する。なお、災対法など関係法令により次表のとおり避難の指示を行い得るよう定められている。

実　施　者	災害の種類	根　拠　法
市　長	災害全般	災害対策基本法第60条
警　察　官	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海　上　保　安　官	災害全般	災害対策基本法第61条
知　事 知事の命を受けた吏員	洪水、高潮、 地すべり	水防法第22条 地すべり等防止法第25条
水防管理者（市長）	洪水、高潮	水防法第22条
自　衛　官	災害全般	自衛隊法第94条

2　避難指示の基準

避難指示は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

(1) 地震火災の拡大により、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき

(2) 「伊勢・三河湾」に津波警報又は大津波警報が発表された場合（計画資料47参照）

ア　「伊勢・三河湾」に津波警報が発表された場合は、港区内のうち、防潮壁の海側地域

イ　「伊勢・三河湾」に大津波警報が発表された場合は、愛知県の定める津波災害警戒区域に該当する地域

なお、遠地地震の発生後、遠地地震に関する情報の中で津波警報等が発表される可能性が言及された場合、避難指示等の発令を検討する。

(3) がけ崩れ等の地変が発生し又は発生するおそれがあり、付近住民の生命に危険が認められるとき

(4) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき

(5) その他災害の状況により、市長（本部長）が必要と認めるとき

3　避難指示の発令

(1) 避難指示の発令は、原則として、区長（区本部長）等の要請に基づき市長（本部長）が行う。

ただし、津波警報発表の場合は区長（区本部長）等の要請を待たずに避難指示を行うものとし、次の場合にあっては、市長（本部長）の補助執行機関として、区長（区本部長)、消防署長（消防隊長）が行うものとする。

ア　市長（本部長）が不在あるいは、発令をするいとまがないときは、区長（区本部長）が行う。

イ　区長等（区本部長・副本部長）が不在等により、発令することができないときは、消防署長（消防隊長）が行う。

(2) 市長（本部長）は、避難指示を発令しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 市長（本部長）は、避難指示を発令するにあたり、関係局・区長（本部員・区本部長）へ必要な指示をするとともに、関係機関へ協力を要請する。

区長（区本部長）及び消防署長（消防隊長）にあっては、各区隊、災害救助地区本部、消防団等に協力を要請する。

(4) 区本部及び各区隊は、広報車その他の可能な方法により、避難指示の広報を行う。

(5) 災害救助地区本部、消防団等は、各家庭への個別に訪問する等、避難指示が発令されたことを周知する。

(6) 庶務部は、テレビ・ラジオ放送により避難指示が発令されたことを周知するため、必要に応じて報道機関に対し協力を要請する。

(7) 本部室事務局は、電子メール（きずなネット防災情報)、緊急速報メール及びソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ)、名古屋市防災アプリ等により、避難指示の情報を配信する。

(8) 区長（区本部長）及び消防署長（消防隊長）は、避難指示の発令を行ったときは、事後すみやかに市長（本部長）に報告（消防隊長にあっては区本部を経由）するものとする。

(9) 津波警報等発表に係る避難指示等の伝達系統等

ア　津波警報発表に係る避難指示の発令情報系統

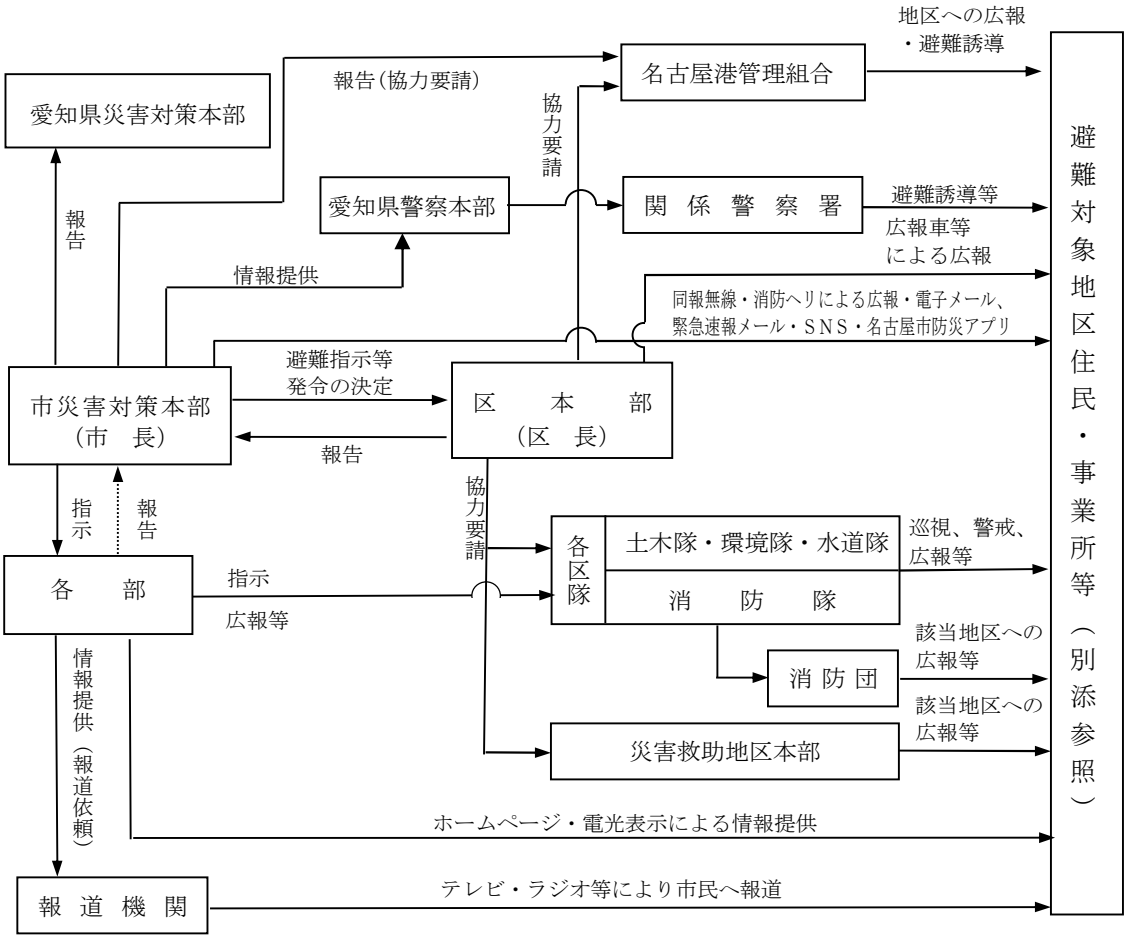

イ　避難指示信号等

避難指示発令に伴うサイレンの信号要領は、水防法第13条第1項の規定により愛知県規則（「水防信号及び標識に関する規則（昭和31年愛知県規則34号）」）で定められた水防信号を準用し、以下のとおり伝達する。

避難対象地域（避難対象地区付近（14局））に対し、避難指示伝達（避難指示サイレン信号30秒吹鳴後、津波避難指示文例を2回繰り返す。）を4回繰り返した後、津波注意地域（対策計画作成区域付近（8局））に対し、津波注意文例を8回繰り返す。

<table>
<tr><td colspan="2">避難対象地域（避難対象地区付近（14局））</td><td rowspan="3">4回繰り返す</td></tr>
<tr><td>【避難指示サイレン信号】
 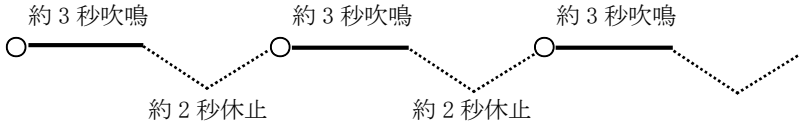 </td><td>30秒吹鳴</td></tr>
<tr><td>【津波避難指示文例】
『こちらは「こうほうなごや」です。
津波警報が発表されました。すぐに海や川から離れて、安全な高いところへ避難してください。』</td><td>2回繰り返す</td></tr>
</table>

↓　　引き続き

津波注意地域（対策計画作成区域付近（8局））		
	【津波注意文例】	8回繰り返す
	『こちらは「こうほうなごや」です。 津波警報が発表されました。すぐに海や川から離れてください。』	

ウ　津波注意報発表時の津波注意情報の伝達

避難対象地域（避難対象地区付近（14局））及び津波注意地域（対策計画作成区域付近（8局））に対し、津波注意報情報広報文例を以下のとおり伝達する。

避難対象地域（避難対象地区付近（14局））及び津波注意地域（対策計画作成区域付近（8局））		
	【津波注意情報広報文例】	8回繰り返す
	『こちらは「こうほうなごや」です。 津波注意報が発表されました。海や川の近くにいる人は、十分注意してください。』	

エ　発令解除

市長（本部長）が行う。

(10) 発令解除基準

別に定める。

4　報告、公示

(1) 市長（本部長）は、避難指示を発令したとき及び警察官、海上保安官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の事項をすみやかに県知事に報告する。(担当は本部室事務局)

ア　避難指示の発令者名

イ　発令の日時

ウ　発令の理由

エ　避難対象者（学区名、町名）

オ　避難先

(2) 市長（本部長）は、避難の必要がなくなったときは、ただちに、その旨を公示する。(担当は本部室事務局)

(3) 区長（区本部長）は、避難指示の実施状況について、総括部に報告する。

第2　避難誘導及び移送

1　避難の誘導

(1) 避難誘導は、警察官、消防職員、区本部職員等が連携し実施するものとする。

(2) 学校、社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒・施設利用者等を安全に避難誘導する。

(3) 避難先は、おおむね次の基準による。

避　難　の　理　由	避　難　先
・火災の拡大により避難をするとき	広　域　避　難　場　所 （大規模な火事に対する指定緊急避難場所）
・余震やがけくずれ等の地変等により避難をするとき	広　域　避　難　場　所 一　時　避　難　場　所 小・中・一部の高等学校のグラウンド （地震の揺れに対する指定緊急避難場所）
・有毒ガス等の危険物質の流出により避難をするとき	広　域　避　難　場　所 指　定　避　難　所
・津波警報の発表により避難をするとき	・津波災害警戒区域外 ・津波災害警戒区域外が遠い場合や時間に余裕がない場合は、津波避難ビル（津波に対する指定緊急避難場所）等
・住家の倒壊等により生活本拠地を失ったとき ・広域避難場所又は一時避難場所等における屋外避難が長時間に及び宿泊を要するとき	指　定　避　難　所

(4) 誘導経路については、安全を確認し、危険か所をさける。また、誘導経路に危険か所がある場合は、標示、なわ張り等を行うほか要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。

(5) 避難の方法については、予め関係地域住民に十分周知を図る。

ア　避難に際しては、火の始末、戸締り等、防火・防犯に心がけるとともに、自主防災組織又は隣近所等で互いに助けあい、集団行動をとる。

イ　避難の順序は、妊産婦・傷病人・障害者を優先し、一般を次順位とする。

ウ　服装、携行品等

（ア）服装は軽装とするが、くつをはき、帽子（できればヘルメット）をかぶる。

（イ）非常袋（食糧、タオル、チリ紙、懐中電灯、救急薬品、雨具等)、水筒、貴重品等を携行する。

（ウ）自動車は使用しない。

2　移　送

避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の指定緊急避難場所へ早急に避難させるため必要と認められる場合は、車両・舟艇等により避難者を移送する。

第3　指定緊急避難場所の開設及び管理運営

1　指定緊急避難場所

地震発生時、次の場合で避難が必要な住民は、指定緊急避難場所（括弧内）へ避難する。

(1) 地震の揺れ（公立小・中・一部の高等学校等のグラウンド、広域避難場所、一時避難場所）

震度 5 強以上の地震が発生した場合は、市立小中学校等の施設管理者等はグラウンドを指定緊急避難場所として開放する。

(2) 津波（津波避難ビル）

伊勢三河湾に大津波警報が発表された等で、津波災害警戒区域外は高台へ避難する時間がない場合に避難する施設

(3) 大規模な火事（広域避難場所）

(4) 土砂災害（土砂災害警戒区域にない市立小中学校等に限る）

第４　指定避難所の開設及び管理運営

1　指定避難所の開設

災害の恐れがなくなった（軽減した）後、住家が被災して帰宅できない避難者が発生した場合、それらの者等を一時滞在させるため、区本部長はすみやかに必要な指定避難所を開設し、区本部から所要の人数の職員を当該指定避難所へ派遣する。また、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

なお、指定避難所の開設期間は、原則として 7 日以内とする。ただし、本部長は必要に応じて、区本部長の意見を聞き、必要最小限度の期間を延長することができる。また、施設の使用にあたっては、施設管理者（市立学校等については近隣協力員を含む。）と緊密な連絡をとるとともに安全度の確認などの措置をとり、施設の管理保全に十分留意する。

(1) 区本部長は、指定避難所の施設管理者等に連絡をとり、市職員、施設管理者又は災害救助地区本部委員により避難所施設の安全性が確認され次第、指定避難所を開設する。なお、その際、災害救助地区本部長等への情報提供などについても、遺漏の無いよう連絡するものとする。また、避難所施設の安全確認の結果により、必要な場合は応急危険度判定士の派遣を災害対策本部に要請するものとする。

(2) 災害救助地区本部長及び施設管理者は、避難者の受入れ及び状況把握をする。なお、避難所の指定を受けた市の施設の施設管理者である外郭団体・指定管理者は、施設管理に関する契約・協定等に避難所運営等に関して特別の定めがある場合（区本部からの派遣職員の到着の有無に関わらず、避難者の受入れ及び状況把握を行う等）は、その定めるところにより行うものとする。

(3) (2)に掲げる場合を除き、開設した指定避難所における避難者の受入及び状況把握は、災害救助地区本部長、施設管理者、避難所管理組織及び区本部からの派遣職員が協力して行う。

また、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

2　指定避難所の管理運営

指定避難所は、避難者の中から代表管理者を選任し、代表管理者の指揮のもと避難所管理組織を確立し自主運営する。

区本部長は、開設した指定避難所に区本部職員を派遣し、災害救助地区本部及び施設管理者の協力のもと避難者による自主運営を支援し、避難者の保護にあたる。

また、指定避難所運営マニュアルや訓練等を通じて、避難所運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。特に夏季には熱中症、冬季には低体温症の危険が高まるため、熱中症等の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

その他、感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

⑴ 管理組織の整備

ア　避難者の中から代表管理者を選任する。

イ　代表管理者の指揮に基づき、総務班・施設班・救護班・食料班・物資班を編成し、班長・班員（ボランティア含む）で運営する。（小規模避難所の場合、実情に応じ簡略して運営。）

⑵ 管理組織の職務

ア　代表管理者は、災害救助地区本部及び区本部と連絡をとり、各班の管理及び指揮をする。

イ　総務班は、避難者数の把握等避難所の記録に関すること及び各班の連絡調整、情報の収集・伝達・広報その他班に属さないことに対応をする。

ウ　施設班は、避難者の誘導及び施設管理者と調整を図り施設使用の管理をする。

エ　救護班は、要配慮者への対応、負傷者の救護・把握及び医療にかかる区本部との連絡調整をする。

オ　食料班は、飲料水の確保、食料品の配分をする。

カ　物資班は、救援物資（食料品を除く）の配分をする。

⑶ 運　営

指定避難所の運営にあたっては、早期に管理組織を整えるとともに、代表管理者及び各班班長は、要配慮者への対応や、プライバシーなどの人権への配慮に心掛け、冷静な行動をとり、避難者の不安を少しでもやわらげるよう努めながら、当該避難所の避難者による自主運営にあたる。

なお、その他問題が生じた場合は、災害救助地区本部を通じて、区本部へ連絡して協議、指示を受けるものとする。

⑷ 避難所外避難者への対応

在宅や車中及びテントなど指定された避難所以外に避難する者の避難者数等の把握に努めるとともに、車中泊避難者等のエコノミークラス症候群などの予防のための必要な支援を実施する。

第5　避難状況等の報告

1　指定避難所を開設したときは、区本部はただちにその旨を本部室事務局へ報告する。

2　代表管理者は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項について、災害救助地区本部を通じて、区本部へ報告する。区本部は、避難状況を学区別、避難所別に取りまとめ本部室事務局へ報告する。

3　本部室事務局は、避難状況を区別に取りまとめ、本部幹事会議に報告する。

第６　避難所の解消

避難者の自立と自活を支援する一方で、避難所生活が長期にわたると本来の活動に支障をきたすことが懸念される。

そこで、避難指示等を解除した場合及び避難者が自己の住宅等に帰宅し、又は応急仮設住宅等へ入居した場合には、区本部長はすみやかに避難所を解消する。ただし、開設期間延長後の解消については、区本部長の意見を聞き本部長が実施する。

また、被災者へ早期に被災住宅の応急修理や応急仮設住宅の供与等を実施する取り組みと併せ、区本部長は災害が収束に向かった段階から、施設管理者等と協議のうえ次の対策を講じることとする。

１　本来活動の再開に併せて、避難スペースの適正配置に努める。

２　二次避難所となりうる施設を把握し、活用を図る。

３　避難所の統廃合・解消に向けた計画を策定する。

第７　警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定するものとする。

１　市長（本部長）は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ただし、危険が切迫し市長（本部長）が発令するいとまのないときは、区長（区本部長）及び各区隊長（消防署長、環境事業所長、土木事務所長、水道営業所長）が実施するものとする。この場合、事後ただちにその旨を市長（本部長）に報告しなければならない。

２　警察官又は海上保安官は、前記の市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。この場合、事後ただちにその旨を市長（本部長）に通知しなければならない。

３　警戒区域の設定に伴う必要な措置は、区本部及び各区隊が連携し、警察署、災害救助地区本部等の協力を得て実施する。

第８　帰宅困難者対策

地震発生時の公共交通機関の運行停止等により、多数の通勤者、通学者、旅行者等の帰宅が困難になると予測される。その対策については以下のとおりとする。

１　事前対策

(1) 事業所等に帰宅困難者（徒歩による帰宅等が著しく困難な者をいう。以下同じ。）を生じさせないための対策を実施するよう広報に努める。

(2) 徒歩による帰宅経路となる幹線道路の指定及び当該道路沿いの帰宅支援の実施に効果的と認める施設等（以下「協力施設」という。）への協力要請等について、関係機関との協議に努める。

(3) 国、地方公共団体、関係事業所等は、人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため、都市再生安全確保計画等の作成に努め、官民連携による安全確保

策を進めるものとする。なお、名古屋駅周辺地区においては「名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画」、伏見・栄地区においては「伏見・栄地区都市再生安全確保計画」、金山駅周辺地区においては「金山駅周辺地区エリア防災計画」に基づき、一時退避場所、退避施設等の確保を始めとする、必要な安全確保策を実施する。（名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画、伏見・栄地区都市再生安全確保計画及び金山駅周辺地区エリア防災計画における、一時退避場所、退避施設は計画資料86を参照。）

2　地震発生後の対策

(1) 公共交通機関の運用状況を広報し、公共交通機関の運用している最寄りの駅を周知する。

(2) 市の施設及び協力施設において可能な範囲で帰宅支援を実施する。

この帰宅支援は、飲料水の提供、トイレの提供、休息場所の提供、帰宅経路の案内、帰宅支援情報の提供等とする。

第9　広域一時滞在に係る協議

災害が発生し、被災した住民の、当該市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、その受入れについて、避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。

（資料）

- 区別指定緊急避難場所及び指定避難所箇所数及び収容可能一覧（附属資料編　計画資料48）
- 指定緊急避難場所一覧（広域避難場所）（附属資料編　計画資料50）
- 指定緊急避難場所一覧（一時避難場所）（附属資料編　計画資料50-2）
- 指定緊急避難場所（屋内施設）・指定避難所（附属資料編　計画資料51）

第15節　医療救護・保健衛生

【　医　療　救　護　】

地震災害により負傷者等が多数発生し、医療・助産機関の機能が停滞した場合は、被災者に対し迅速、的確かつ効果的に応急的な医療・助産を施し、被災者救護の万全を図る。

また、避難生活が長期にわたる場合には、時間経過に応じた医療ニーズに応えるため、保健衛生活動と連携・協力しながら、適切な医療救護を実施する。

第１　救護班の編成

災害時における医療・助産・保健救護活動を実施するため、次により救護班を編成する。 健康福祉部は、各機関による救護班の編成状況を総括し、調整を行う。

１　救護班の編成

(1) 本部長は、災害の規模及び負傷者等の発生状況に応じ、市立大学、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、日本赤十字社（愛知県支部）等に対して医療救護班及び助産救護班の派遣を要請する。また、本部長は、救護班において薬剤師を必要とする場合には、市薬剤師会に薬剤師の派遣を要請する。

(2) 区本部保健センター班は、保健救護班を編成し、傷病者の応急措置などの保健救護活動を行う。保健救護班の構成は、保健師等の職員により編成する。

(3) 健康福祉部は、医療救護班において医師・看護職員等が不足する場合には、必要に応じて、総合リハビリテーションセンター・中央看護専門学校より派遣を行う。

(4) 被害が甚大であり救護班が不足する場合は、本部長は、愛知県知事及び他都市に対し、応援救護班の派遣要請を行う。

(5) 健康福祉部は、市域において災害派遣医療チーム（DMAT）が活動する場合については、保健医療調整会議を通じてその活動状況について連携を図る。

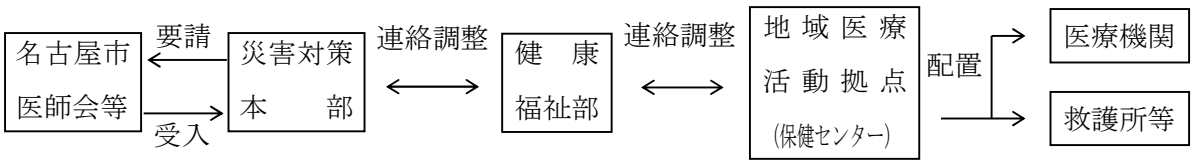

(6) 受入れる主な医療関係ボランティア

健康福祉部は、以下の医療関係ボランティアを受入れ、救護班等を編成する。

・医師
・看護師
・保健師
・歯科医師、歯科衛生士
・精神科医師、精神保健福祉士等
・栄養士

・薬剤師
・柔道整復師
・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師
・医薬品等の搬送ボランティア
・その他

2　救護班の業務内容

(1) 医療救護班が行う業務内容は、次のとおりとする。

ア　傷病者に対する応急措置
イ　後方医療機関への搬送の可否及び優先順位の決定
ウ　搬送困難な患者、軽症患者等に対する医療
エ　区本部及び消防隊・医療機関との連絡調整

(2) 助産救護班の行う業務内容は、次のとおりとする。

ア　分べんの介助
イ　分べん前後の処置
ウ　助産機関への搬送の可否及び優先順位の決定
エ　区本部及び消防隊・助産機関との連絡調整

(3) 保健救護班の行う業務内容は、次のとおりとする。

ア　傷病者に対する応急措置
イ　被災者の健康管理
ウ　区本部及び消防隊・医療機関との連絡調整

第 2　救護

1　救護活動

健康福祉部長は、市域全体の救護活動を調整し、区本部保健センター班長（保健センター所長）からの要請に基づき、救護班を配置する。

区本部保健センター班長（保健センター所長）は、区内の医療・助産・保健救護活動に関して救護班を指揮する。被害状況により救護班が不足する場合には、健康福祉部長に対し、救護班の追加配置について要請する。

2　救護所の設置

区本部保健センター班長（保健センター所長）は、区本部長及び消防隊長と協議し、指定避難所その他必要と認める場所に救護所を設置するとともに、状況に応じ巡回救護を行う。

なお、発災直後、医療・助産・保健救護活動の体制が整うまでの間、消防隊長は救急隊員をもって応急的な救護所を設置する。

3　救護の方法

(1) 第1救護

第1救護は、救護班により医療機関や救護所等において負傷者に対する応急措置及び緊急度選別の実施を図る。

なお、発災直後から救護班の体制が整うまでの間、救急隊員は応急的な救護所において可能な限り応急処置を実施する。

(2) 第2救護

第2救護は、第1救護等により手当の必要な負傷者を全医療機関の協力を得て治療・収容の実施を図る。

特に、中等症・重症傷病者の治療・収容は、主に災害拠点病院・災害協力病院が実施する。

4　傷病者の搬送・移送

(1) 救護所等から第2救護を実施する医療機関への搬送は、状況に応じ医師等が同乗しあらゆる救急車、民間車両等を活用する。

(2) 災害医療活動拠点で第2救護の実施が困難な場合、健康福祉部は、保健医療調整会議を通じて市域外の災害拠点病院等による医療・収容の受入調整を行い、この調整に基づき、本部室事務局は自衛隊とも連携を図り、ヘリコプター、救急車等により搬送・移送を実施する。

第3　医療・助産機関の被災状況の把握及び周知

区本部保健センター班は、円滑な医療救護を実施するため、医療・助産機関の被災状況等の把握を行う。

1　把握項目

(1) 被災状況（建物、電気、ガス、水道）

(2) 受入可能状況

(3) 医療従事者や医薬品・衛生材料の備蓄状況

(4) その他

2　把握手段

(1) 広域災害・救急医療情報システム

(2) 防災無線等の通信機器

(3) 職員による現地調査

(4) その他

3　伝達・周知

区本部保健センター班は、収集した医療・助産機関の情報を健康福祉部に報告するほか、救護班、消防隊、警察等にその情報を提供する。また、管内の災害拠点病院等が被災等により広域災害・救急医療情報システムに入力できない場合には、代行入力を行う。

また、区本部保健センター班は、避難所等において、救護所や医療機関等の診療場所、診療科、診療時間等の情報を市民に対し提供する。

4　本部室事務局の情報

本部室事務局が把握した医療機関の収容体制等については、健康福祉部より区本部保健センター班に情報提供する。

第４　保健医療調整会議

1　名古屋市域に震度５強（名古屋気象台発表）以上の地震が発生した場合には、保健医療調整会議を設置し、関係機関の連携を図るものとする。

2　保健医療調整会議の構成員は次のとおりとする。

⑴ 健康福祉部

⑵ 消防部

⑶ 災害医療コーディネーター

⑷ 名古屋市医師会

⑸ 名古屋市歯科医師会

⑹ 名古屋市薬剤師会

⑺ 愛知県看護協会

⑻ 透析コーディネーター

⑼ その他

3　保健医療調整会議が協議すべき事項はおおむね次のとおりとする。

⑴ 被災状況

⑵ 支援可能状況

⑶ 被災状況を踏まえた医療機関、救護所等の支援方策の検討

⑷ 関係機関等との調整

第５　医薬品・衛生材料等の調達及び供給

1　医薬品・衛生材料等の調達

⑴ 救護班及び救護所等

災害直後、救護班等はそれぞれが備蓄する医薬品・衛生材料等を使用する。医薬品・衛生材料等が不足する場合には、地域医療活動拠点（保健センター）に対し、供給の要請を行う。

⑵ 地域医療活動拠点（保健センター）

救護班等から医薬品・衛生材料等の供給要請を受けた地域医療活動拠点（保健センター）は、医薬品等供給業者に対し、供給を依頼する。医薬品・衛生材料等を調達できない場合には、健康福祉部長に対し、供給の要請を行う。

⑶ 市災害対策本部

ア　救護所を市立中学校に設置した場合、健康福祉部長は、名古屋市薬剤師会への委託により備蓄する医薬品を使用する。

イ　健康福祉部長は、地域医療活動拠点（保健センター）から医薬品・衛生材料等の供給要請を受けた場合には港防災センターに備蓄する医薬品・衛生材料等を使用する。

ウ　医薬品・衛生材料等が不足する場合、または災害発生後の被害状況を把握し必要と認めた場合には、健康福祉部長は、速やかに愛知県医薬安全課に対し、「愛知県災害時医薬品等安定供給確保事業」による医薬品・衛生材料等の供給の要請を行い供給センターに備蓄する。

エ　健康福祉部長は、必要に応じて応援協定等により他都市に協力を要請し、救援物資として集まる医薬品・衛生材料等を供給センターに備蓄する。

(4) 調達の終了

健康福祉部長は、医療機関等の診療機能の回復または卸売業者・小売業者の医薬品・衛生材料等の流通機能の回復の状況等により医薬品・衛生材料等の調達活動を終了する。

2　医薬品・衛生材料等の供給

(1) 供給センターの設置

健康福祉部長は災害により必要と認めるときは、愛知学院大学名城公園キャンパスに供給センターを速やかに設置し、薬剤師を配置して、医薬品・衛生材料等の出納保管にあたらせる。

医薬品、衛生材料等を的確に出納管理するために、名古屋市薬剤師会に対し協力を要請する。

(2) 供給センターの任務は次のとおりとする。

ア　医薬品等の受入れと払出し

イ　不足医薬品等のリスト作成と報告

ウ　医薬品等の出納保管

薬効別分類整理、向精神薬の管理、開封や有効期限切れ医薬品の選別廃棄等

エ　医薬品情報の提供

同種同効薬の紹介、禁忌・警告・副作用情報の提供、医薬品の識別等

オ　服薬相談

カ　各種記録簿の作成

キ　その他

(3) 医薬品・衛生材料等の搬送

健康福祉部長は、医薬品・衛生材料等の輸送計画を立て供給センターから医療機関、地域医療活動拠点（保健センター)、救護所等への輸送を効率的に行う。搬送に関しては、運送業者及びボランティアの協力を得て迅速に搬送する。

(4) 地域医療活動拠点（保健センター）における医薬品・衛生材料等の供給活動

被害地域が広範囲にわたる場合は、地域医療活動拠点（保健センター）を中継所として、医療機関、救護所等へ医薬品、衛生材料等の供給を行う。

3　血液製剤の確保

平常時と同様に医療機関と血液センターの間で血液製剤の供給が行われている場合は、災害時であってもそれを優先する。

血液センターの被災等により血液製剤の確保が困難な場合は、健康福祉部長は速やかに愛知県医薬安全課に対し血液製剤の供給を依頼する。

〔医薬品･衛生材料供給の流れ〕

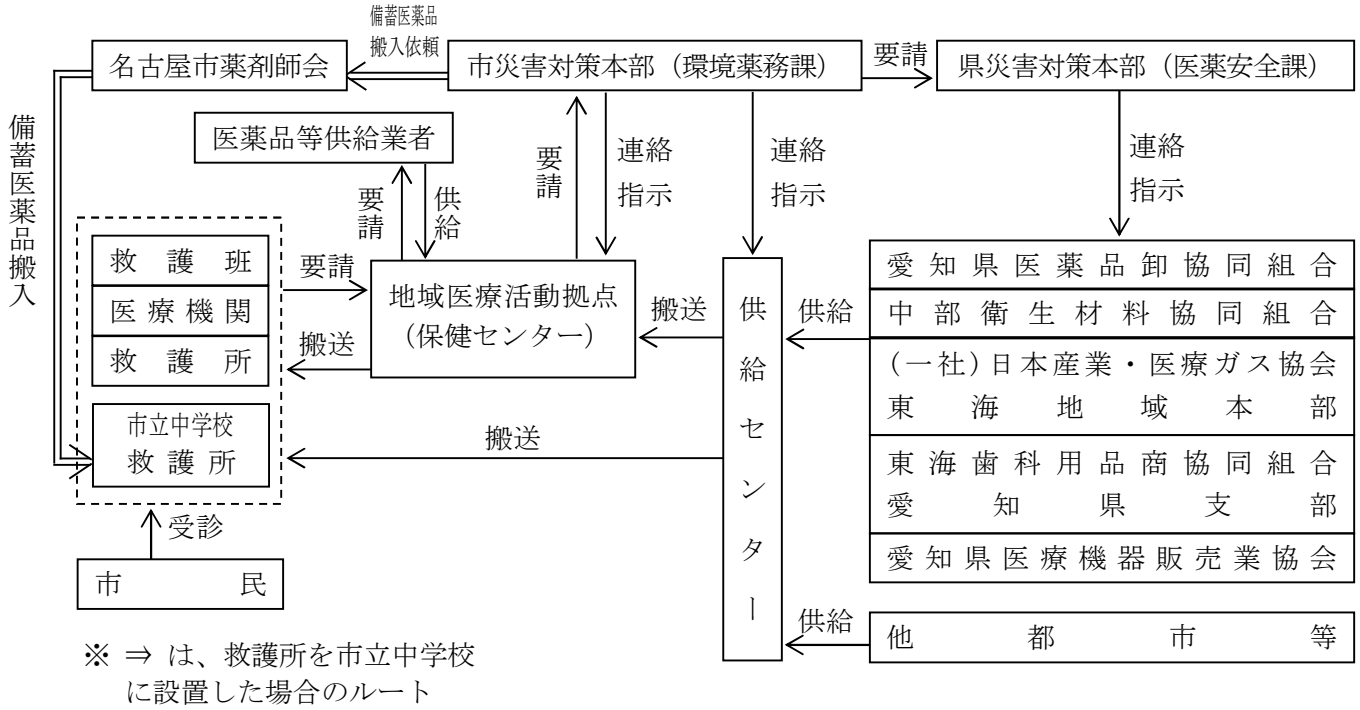

※ ⇒ は、救護所を市立中学校に設置した場合のルート

（資料）

・災害救助法に基づく救助に係る委託に関する契約（県・市・日本赤十字社愛知県支部）　（附属資料編　計画参考22）
・21大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書　（附属資料編　計画参考33）
・災害医療救護等に関する協定書（市対市医師会）　（附属資料編　計画参考42-1）
・災害時歯科医療救護に関する協定書（市対市歯科医師会）　（附属資料編　計画参考42-1）
・災害医療救護等に関する協定書（市対市薬剤師会）　（附属資料編　計画参考42-1）
・災害医療救護等に関する協定書（市対市立大学）　（附属資料編　計画参考42-1）
・災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書（市対県柔道整復師会）　（付属資料編　計画参考42-1）
・災害時のあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の救護活動に関する協定書（市対県鍼灸マッサージ師会）　（附属資料編　計画参考42-1）
・医薬品等供給センターの設置等に関する協定書（市対愛知学院大学）　（附属資料編　計画参考42-1）

【 保 健 衛 生 】

地震災害が発生した場合において、感染症のまん延を防止し、食品等の衛生を確保し、逃走動物による危害を防止するため、震災時における迅速かつ効果的な応急対策活動、感染症予防及び保健衛生活動について定め、市民の健康の維持と安全の確保を図る。

第１　感染症予防

ライフラインの寸断による生活環境の悪化を原因とする感染症の発生や指定避難所における集団発生を防ぐため、次のとおり災害時における感染症予防活動を実施する。

１　区本部保健センター班

(1) 感染症の予防指導

ア　被災地及び指定避難所における感染症患者等の早期発見

イ　感染症予防に必要な衛生指導等の実施

(2) 病原体検査

感染症患者等の発生時における健康診断に伴う病原体検査の実施

(3) 臨時予防接種の実施

災害状況や被災地における感染症の発生状況により、臨時予防接種を実施する。

(4) 環境防疫作業

ア　感染症患者等が発生し又は発生のおそれのある地域や避難所等に対し、感染症対策・調査センター（衛生研究所業務課）と連携を図り、重点的に消毒及びねずみ族・昆虫等駆除を実施

イ　上記地域住民に対する清潔保持についての指導

(5) 飲料水検査

ア　被災地の受水槽等の給水設備及び飲料水（公共機関からの供給部分を除く。）の検査

イ　不適施設の改善についての指導

２　感染症対策・調査センター（衛生研究所業務課）

(1) 感染症患者の移送

(2) 患者の家屋等に対する消毒作業の実施

３　その他

(1) 感染症患者の入院

感染症患者の入院治療は、感染症指定医療機関で行う。（ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）（以下、「感染症法」という。）第 6 条に規定する一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症に限る。）

なお、やむを得ない事情がある場合は、感染症法第 19 条、第 46 条に基づき、病院若しくは診療所において、患者の入院治療を行う。

(2) 検　査

コレラ等の細菌検査及びウイルス検査については、衛生研究所で行う。

(3) 環境防疫作業の協力要請

本部長は、環境防疫作業において必要な場合は、協定に基づき公益社団法人愛知県ペストコントロール協会への協力要請を行う。

第２　保健衛生

区本部保健センター班は、指定避難所や被災家庭での生活の長期化による健康障害を予防するため、保健師、精神保健福祉相談員、歯科衛生士、管理栄養士などの職員を組み合わせ目的に応じた保健救護班を編成し、震災時における保健衛生活動を実施する。

区本部保健センター班長（保健センター所長）は、保健救護班を指揮する。被害状況による保健救護班が不足する場合には、健康福祉部長に対し、保健救護班の追加配置について要請する。

健康福祉部長は、市域全体の保健衛生活動を調整し、区本部保健センター班長（保健センター所長）からの要請に基づき、保健救護班を配置する。また、被害状況を踏まえ、本部長は、愛知県に対しDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の派遣要請を行う。

1　保健活動

発災後の状況変化によって生じる健康課題を捉え、疾病予防及び重症化予防、健康増進の観点から、被災者のニーズに応じた健康相談を行う。また、必要に応じて、要配慮者の介護・看護に関する訪問指導、生活に必要な福祉サービスの利用等に向けたコーディネート等を、区本部救助班及び関係機関と連携を図りながら実施する。

2　精神医療救護活動

(1) 愛知県精神科病院協会・愛知精神神経科診療所協会と連絡調整し、市内精神科医療機関の被災状況及び診療応需体制等を把握し、保健センターなど各関係機関へ情報提供等を行うことにより、精神障害者の治療継続を図る。

(2) 精神保健福祉センターにおいて、こころのケアチームを編成する。なお、こころのケアチームは、精神科医師、保健師、事務職員等で構成する。

(3) こころのケアチームは、保健救護班と連携し、被災体験や治療の中断による精神症状の増悪、PTSD（心的外傷後ストレス障害)、指定避難所等での生活の長期化に伴うストレスの増大やアルコール関連問題、スタッフ・ボランティア等のこころの健康の保持増進等に対応するため、指定避難所等を巡回し、診療・相談に応じる。

(4) 被害状況を踏まえ、本部長は、愛知県に対し DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。

(5) 被災者のこころの健康を保持するため、精神保健福祉センターに電話相談窓口を設置する。

3　歯科医療救護活動

(1) 歯科医療・歯科保健を継続して確保する観点から名古屋市歯科医師会と連携して、指定避難所等を定期的に巡回し、応急的な医療活動及び相談指導等を行う。

(2) 歯科保健医療センター等を活用し地域の歯科医療活動の拠点を確保する。

4　栄養相談・指導

被災者の指定避難所や災害被災家庭での生活の長期化による栄養状態の不良を防ぐため、必要に応じ食生活の相談指導等のほか、食物アレルギー等の食品にも配慮する。

5　服薬指導

名古屋市薬剤師会と連携し、医薬品・衛生材料等の供給センター及び地域医療活動拠点において、医薬品情報の提供や服薬指導を実施する。

第３　食品衛生

避難生活者等の食中毒を防止するなど食品の安全の確保を図るため、食品製造施設等の監視指導及び緊急食品等の衛生指導を実施する。

1　区本部保健センター班

(1) 臨時給食施設、緊急食品調製施設及びその他関連の食品取扱い施設の監視指導

(2) 緊急食品等の衛生指導及び不良食品の排除

(3) 食中毒発生時の処理

(4) 被災不良食品の排除指導

(5) 被災食品等の相談対応

2　食肉衛生検査所班

(1) 南部市場を流通する食肉（冷蔵庫内保存食肉を含む。）の監視指導

(2) 緊急とさつ等の検査

(3) 食品衛生監視又は食品衛生検査の応援

3　食品衛生検査所班

(1) 中央卸売市場本場を流通する食品の監視指導及び検査

(2) 不良食品の排除

(3) 食品衛生監視又は食品衛生検査の応援

4　その他

特に精密な検査を必要とする食品等については、衛生研究所で検査を実施する。

第４　逃走動物による危害の防止及び動物の救護

健康福祉部は、動物愛護センター班及び区本部保健センター班との連携により、震災時における逃走動物（犬、特定動物）による危害を防止し、市民の安全を確保するとともに、名古屋市獣医師会の応援協力も得て、動物の救護も行う。

また、健康福祉部は、動物愛護センター班及び区本部保健センター班との連携により、ペット同行避難に関する助言・指導を行う。

1　震災発生時における特定動物の飼養状況の監視

2　逃走動物の把握及び市民への危険防止

3　逃走動物の捕獲・保護及びその措置について飼主及び関係機関との協議決定

4　飼主不明の負傷動物の保護・収容及びその情報管理

5　ペット同行避難に関する助言・指導

第 5　関係機関との連絡及び協力要請

本部長は、健康福祉部長から応援要請を受けた場合は、感染症対策支援の協力及び逃走動物の捕獲・保護の出動要請を関係機関に要請する。

1　感染症予防関係

感染症予防活動において、必要な場合は厚生労働省、愛知県、自衛隊等への防疫支援の協力要請を行う。

2　逃走動物関係

逃走動物からの危害防止活動において必要な場合は、愛知県警察又は東山動物園へ出動要請を行う。

（資料）

- 21大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書　（附属資料編　計画参考33）
- 災害医療救護等に関する協定書（市対市医師会）　（附属資料編　計画参考42-1）
- 災害時歯科医療救護に関する協定書（市対市歯科医師会）　（附属資料編　計画参考42-1）
- 災害医療救護等に関する協定書（市対市薬剤師会）　（附属資料編　計画参考42-1）
- 災害医療救護等に関する協定書（市対市立大学）　（附属資料編　計画参考42-1）
- 災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書（市対県柔道整復師会）　（附属資料編　計画参考42-1）
- 災害時のあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の救護活動に関する協定書（市対県鍼灸マッサージ師会）　（附属資料編　計画参考42-1）
- 災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書（市対公益社団法人愛知県ペストコントロール協会）　（附属資料編　計画参考 42-1）
- 災害時動物救護に関する協定書（市対市獣医師会）　（附属資料編　計画参考42-1）
- 医薬品等供給センターの設置等に関する協定書（市対愛知学院大学　（附属資料編　計画参考42-1）

第16節　輸送・道路等応急対策

【　輸　　送　】

地震災害が発生した場合、人員及び物資の輸送は、応急対策活動の基幹となるものであり、車両・舟艇等の迅速な調達並びに緊急輸送ルートの確保が必要である。

このため、迅速かつ効果的な応急対策活動に要する車両・舟艇等の調達、配車、緊急輸送車両の確認及び輸送ルートの確保について定める。

第１　車両等の調達

１　本部幹事会議

震災の状況に応じ、必要な車両等を確保するため、経理部に指示し、あらかじめ一定数の車両等を待機させるものとする。

２　各部、区本部

(1) 輸送手段として必要な車両・舟艇は、原則として各部・区本部保有のものを第一次的に使用する。

(2) 不足を生ずる場合は、経理部に対し、用途、車種、台数、使用期間、引渡場所・日時等を明示のうえ、調達を依頼する(区本部は、本部室事務局を経由)。ただし、特殊車両等については、各部で調達する。

(3) 区本部は、必要に応じて車両等の現地調達ができる。

なお、現地調達を行ったときは、すみやかに経理部へ報告する。

３　経理部

各部・区本部から調達依頼を受けた場合及び本部幹事会議から調達の指示があった場合は、経理部は次のように集中調達する。

(1) 乗合自動車―――→交通部、及び民間各社から調達する。

(2) 貨物自動車―――→愛知県トラック協会、日本通運株式会社名古屋支店及び佐川急便株式会社中京支店から運送協定に基づき調達する。

(3) 舟艇・ボート ―→借上げにより調達する。

(4) 船舶 ―――――→名古屋港管理組合から調達する。

(5) 航空機 ―――――→航空会社から調達する。

(1)、(2)の計画により調達しても、なお所要車両が不足する場合は、中部運輸局長と協議して、緊急輸送に必要な車両を確保する。

第２　配車等

経理部において集中調達した車両等については、次のとおり配車等を行う。

１　配　車

調達依頼及び調達の指示の内容に基づき、車両の用途別配車計画を作成し、的確に配車する。

ただし、依頼・指示どおり調達できないときは、依頼部・区本部、本部幹事会議と連絡調整をし、的確な配車に努める。

2　車両の待機

待機車両については、その調達数、待機場所等について本部幹事会議に報告する。

また本部幹事会議の指示に基づき、迅速に配車する。

3　舟艇・船舶・航空機

車両と同様の手続きによるものとする。

なお、舟艇については陸上輸送を要する場合があるので、陸上輸送について行き違いのないよう調達依頼部・区本部と十分連絡調整を行うものとする。

第 3　緊急通行車両等の確認申出手続

災害対策基本法等に基づき、愛知県公安委員会が緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合において、緊急通行車両等として事前に確認申出の手続がなされている車両にあっては、特に手続きを要さず、緊急通行車両等として通行可能となることから、事前に所定の手続を進めるとともに、災害発生時に確認申出手続をする必要が生じた車両にあっては、各部、区本部にて愛知県庁へ緊急通行車両等の確認申出を行う。ただし、被災状況等により、最寄りの愛知県庁に確認申出できないときは、最寄りの警察署交通課へ確認申出する。

第 4　輸送ルートの確保

災害が発生した場合、災害応急対策要員、緊急物資及び応急復旧資機材の緊急輸送を迅速かつ円滑に行うため、災害発生後の被害状況を踏まえ、広域防災拠点等の設定を考慮した緊急輸送ルートを確保するものとする。

1　陸上輸送

緑政土木部は、警察、他の道路管理者等と連携し、あらかじめ指定された緊急輸送道路等の被害状況や道路啓開の進捗状況等を踏まえ、緊急陸上輸送ルートの設定に必要な情報を本部員会議に報告するものとする。

また、国土交通省が整備した庄内川、矢田川の緊急用河川敷道路については、緊急陸上輸送ルートネットワークとして考慮するものとする。

2　水上輸送

住宅都市部は、名古屋海上保安部及び名古屋港管理組合と連携し、耐震強化岸壁その他の岸壁と荷役機械等の被害状況等を踏まえ、周辺の防災拠点と連携を図りつつ水上輸送の拠点となる緊急物資集配拠点を設定するとともに、堀川及び中川運河の水路において、水路にかかる橋梁、水門等被害状況等を踏まえ、都心部への水路を確保するものとする。

3　航空輸送

消防部は、名古屋海上保安部及び自衛隊、また他都市からの応援航空機等と連携し、広域防災拠点を核としたヘリコプターの円滑な航空輸送計画の確保に努めるものとする。

（資料）

・貨物自動車の調達　（附属資料編　計画資料64）

・緊急通行車両等の確認手続等実施要領　（附属資料編　計画参考58）

【　道路等応急対策　】

地震の発生により道路が被害を受けた場合は、緊急通行車両の移動の確保及び人・物資輸送を円滑に行うために緊急に応急復旧を要する道路（以下「緊急輸送道路」という。）から順次応急復旧を行っていくものとする。

第１　緊急輸送道路

本市が平成 14 年 4 月に東海地震の強化地域に指定されたことにともない、国土軸レベルの広域的な輸送の整合を図るとともに、災害直後の初動活動に不可欠な地域の重要な路線を含めて、緊急輸送道路のネットワーク計画を策定している。（別図１－16－1）

1　第１次緊急輸送道路ネットワーク

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

2　第２次緊急輸送道路ネットワーク

第１次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

（参考）緊急用河川敷道路

庄内川周辺の他の緊急輸送道路と連結し、緊急輸送機能を有する道路

3　第３次緊急輸送道路ネットワーク

第１次、第２次緊急輸送道路ネットワーク以外の道路で、第１次、第２次緊急輸送道路から主要な防災拠点までの緊急輸送を担う道路

第２　担当部

緑政土木部とする。ただし、名古屋市以外のものが管理する道路は、それぞれの管理者が行うものとする。

（参考）

道路の管理者

一般国道（１号・19号・22号・23号・41号・153号（一部）・302号）　… 中部地方整備局

一般国道（上記以外）…… 名古屋市

県道・市道…… 名古屋市

港湾道路…… 名古屋港管理組合

緊急用河川敷道路…… 中部地方整備局

第３　道路被害情報の収集伝達

緑政土木部は、道路パトロール、区本部への照会(警察署等からの情報等を含む。)、参集職員からの情報収集その他の方法により、道路に関する被害情報を収集する。この場合、収集した情報を本部員会議及び区本部へ報告するものとする。

第４　道路啓開活動

１　道路啓開順位

地震により緊急輸送道路等が被害を受け道路閉塞した場合は、応急復旧に先立ち、原則として、名古屋市道路啓開計画に基づき、広域的な支援を受け入れるための拠点を結ぶ啓開ルート、地域の救助・救急活動のための拠点を結ぶ啓開ルートの順に道路啓開※を行う。

２　道路啓開目標

啓開ルートは、原則として、緊急車両が通行できるよう5～6m幅を確保する。

【中央分離帯あり】

啓開箇所：啓開進行方向左側車線の中央分離帯側を標準とするが現地状況に応じて対応

放置車両、がれきの移動：片側（歩道側）を標準とするが、現地状況から寄せることが出来ないと判断した場合は、沿道上の空き地に一時的に集積

【中央分離帯なし】

啓開箇所：車道の中央部分を標準とするが現地状況に応じて対応

放置車両、がれきの移動：両側を標準とするが現地状況から寄せることが出来ないと判断した場合は、沿道上の空き地に一時的に集積

３　道路啓開体制

地震により緊急輸送道路等が被害を受け道路閉塞した場合は、建設業協会との協定に基づく動員のほか、必要によって他の地方公共団体等への応援要請により、人員を確保し、迅速かつ効率的な道路啓開を実施する。

また、道路占用者、中部地方整備局及び愛知県等他の道路管理者とも相互に協力するものとする。

※道路啓開

緊急車両の通行のため、早急にがれき処理や簡易な段差修正を行い、救援ルートを切り開くこと。

第５　応急復旧活動

１　応急復旧順位

地震により緊急輸送道路が被害を受けた場合は、原則として、第１次、第２次緊急輸送道路の順に応急復旧を行う。

２　応急復旧目標

緊急輸送道路は、原則として、相互通行及び歩行者用通路が確保できるように応急復旧を行う。

３　応急復旧体制

地震により緊急輸送道路が被害を受けた場合は、建設業協会との協定に基づく動員のほか、必要によって他の地方公共団体等への応援要請により、人員を確保し、迅速かつ効率的な応急復旧を実施する。

また、道路占用者や愛知県などの他の道路管理者とも相互に協力するものとする。

第６　交通規制

1　道路管理者による交通規制

土木隊長（土木事務所長）は、地震により道路が被害を受け交通が危険であると認められる場合や、道路応急復旧作業のためやむを得ないと認められる場合は、所轄警察署等関係機関の意見を聞いて区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

ただし、所轄警察署等関係機関の意見を聞くいとまのない場合には、土木隊長（土木事務所長）独自の判断で規制を実施し、すみやかに所轄警察署等関係機関に通知する。

また、大規模な道路被害により広範囲（特に2行政区以上にまたがる場合）に交通規制を行う必要がある場合は、愛知県災害対策本部に依頼し必要な措置を講ずる。

2　交通管理者による交通規制

本編 第1章 第25節 第2 交通対策を参照するものとする。

なお、緑政土木部は、愛知県警察本部との「大地震における災害発生時の相互協力等に関する覚書」に基づき、緊急輸送道路の通行可否情報をすみやかに提供するとともに、緊急交通路についての情報を求め、相互に協力して交通規制の実施に必要な措置を講ずる。

第7　要員及び建設機械等の確保

1　要員の確保

応急復旧を実施するために必要な要員の確保については、基本的には「第8節　初動活動体制」並びに「第24節　労務供給」によるほか、(一社) 名古屋建設業協会及び(一社) 愛知県建設業協会と締結されている協定に基づき、非常災害時にはただちに動員できる体制がとれるよう、建設業協会と連絡調整を密にしておくものとする。

なお、人員が不足する場合には、迅速かつ効率的な応急対策を実施するため、他の地方公共団体等へ応援を要請するものとする。

2　建設機械等の確保

応急復旧を実施するために必要な建設機械の確保については、(一社) 名古屋建設業協会及び(一社) 愛知県建設業協会と締結されている協定に基づき、本市内の建設業者が保有しているブルドーザー等のほか、主要な建設機械器具等の種類別能力、数量、所有者、所在等の実態を随時把握して、非常災害時にはただちに調達できる体制がとれるよう、建設業協会と連絡調整を密にしておくものとする。

また、(一社) 日本建設機械レンタル協会中部支部と締結されている協定に基づき、応急対策活動に要する建設機械器具をただちに調達できる体制がとれるよう、レンタル協会と連絡調整を密にしておくものとする。

資機材については、一定の数量を市においてあらかじめ確保しておくとともに、取扱業者名簿等により民間在庫量を地域別に把握し、緊急時における復旧用資機材の調達に万全の態勢を整えておくものとする。

第8　道路占用者との相互協力

1　緑政土木部は、地震により道路施設及び占用物件が損壊した場合は、道路占用者と復旧方法等につ

いて情報の交換を行うものとする。

2　電気、ガス、上・下水道、電話等の道路占用者は、自己所管以外の施設の被害を発見・了知した時は、相互に通報し、ただちに応急措置をとるよう協力するものとする。

3　占用物件の損壊等は、それぞれの管理責任者において処理するものとするが、作業については相互に協力し、緊急を要する復旧作業については、「大規模地震発生時の公益占用物件の復旧に関する取扱いについて」の通知に基づき、早急に道路機能の回復に努めるものとする。

4　道路占用者は、占用物件の損壊により交通規制を行う必要がある場合は、すみやかに道路管理者及び所轄警察署長に規制の依頼を行うものとする。

第9　他の道路管理者等との相互協力

1　緑政土木部は、地震により道路が損壊した場合は、必要な交通の確保のため、愛知県及び中部地方整備局と道路啓開及び道路復旧についての情報交換及び必要な資機材の確保等で協力し合うよう努めるものとする。

2　緑政土木部は、周辺市町村と緊急輸送道路の応急復旧に合わせた道路の応急復旧が行われるよう情報交換等を行うものとする。

3　緑政土木部は、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、愛知県道路公社、名古屋港管理組合及び鉄道事業者と道路の応急復旧に合わせた施設の応急復旧が行われるよう情報交換等を行うものとする。

4　緑政土木部は、踏切道改良促進法第13条により指定された踏切道について、同法第14条の規定により定めた地方踏切道災害時管理方法に従い、鉄道事業者と情報共有等必要な対処を行うものとする。

第10　災害対策基本法による放置車両等の措置

1　道路の区間の指定及び措置命令

(1) 緑政土木部は、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、管理する道路について区間を指定して、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

車両等についての具体的な措置の内容は、主に次のとおりである。

・道路の左側や歩道への移動
・車間距離を詰めること（空いたスペースへの車両の移動）
・沿道の空き地や駐車場への移動
・車両から落下した積載物の車両への再積載

車両等の占有者等へこれらの措置を命ずることにより、緊急通行車両の通行のため、最低限一車線を確保するものとする。

(2) 緑政土木部は、道路の区間の指定をしようとするときは、災害対策基本法施行令第 33 条の 3 の規定に基づき、あらかじめ、指定しようとする道路の区間とその理由を愛知県公安委員会に通知するものとする。緊急を要する場合で、愛知県公安委員会に通知するいとまがないときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知するものとする。

2　車両等の占有者等への周知

緑政土木部は、道路の区間の指定をしたときは、災害対策基本法第 76 条の 6 第 2 項の規定に基づき、指定区間への立て看板の設置、(公財) 日本道路交通情報センター等による広報等により、通行者等に対し当該指定について周知するものとする。

3　道路管理者自らが行う車両の移動等

次の場合においては、緑政土木部は、災害対策基本法第 76 条の 6 第 3 項の規定に基づき、自ら 1 の措置をとることができる。

・1 の措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらない場合
・相手方が現場にいないために 1 の措置をとることを命ずることができない場合
・道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に 1 の措置をとらせることはできないと認めて、命令をしないこととした場合

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両等を破損することができる。

4　車両等の移動に必要な土地の一時使用

緑政土木部は、1 又は 3 の措置をとるためやむを得ない必要がある場合は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他障害物を処分することができる。

5　損失補償

3又は4の措置により通常生ずべき損失については、補償するものとする。

(資料)

・建設機械(道路復旧、障害物排除等に使用するもの)の保有・調達 (附属資料編　計画資料75)
・大地震による災害発生時の相互協力等に関する覚書 (附属資料編　計画参考34-1)
・中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせ (附属資料編　計画参考34-2)
・災害時における応急対策業務に関する協定 (附属資料編　計画参考43)
・大規模地震発生時の公益占用物件の復旧に関する取扱いについて (附属資料編　計画参考47-2)
・災害時における建設機械器具の手配に関する協定 (附属資料編　計画参考43-10)

◎別図1－16－1　緊急輸送道路網図

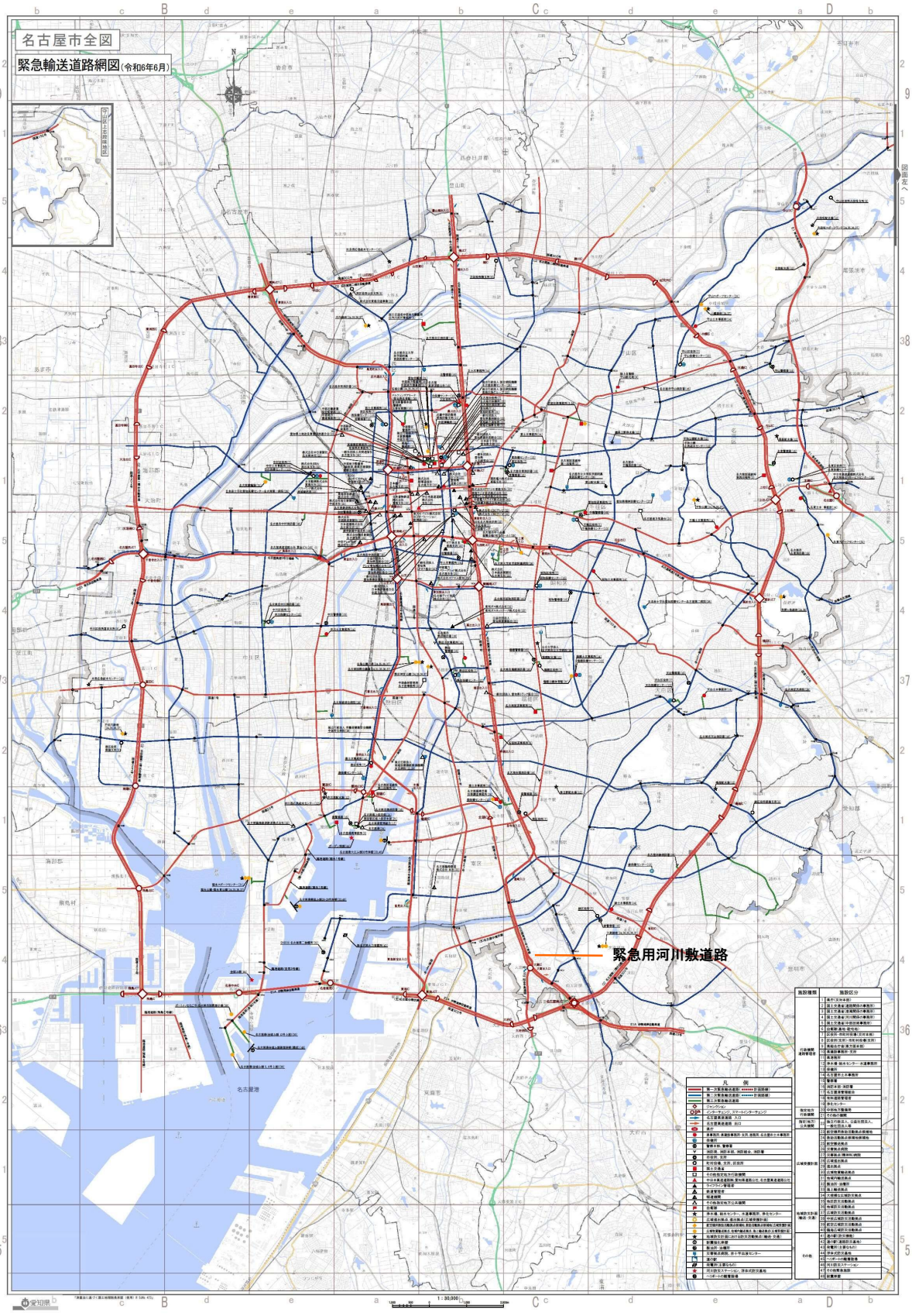

緊　急　輸　送　道　路　一　覧

第1次緊急輸送道路

道路種別	路線名	延長（m）	道路種別	路線名	延長（m）
一般国道	国道155号	1,552	主要地方道	名古屋長久手線	12,890
一般国道	国道153号	5,859	主要地方道	名古屋津島線	6,129
一般国道	国道154号	4,008	一般県道	田籾名古屋線	1,609
一般国道	国道247号	6,079	一般県道	港中川線	533
主要地方道	堀田高浜線	6,597	都市計画道路	東志賀町線	866
主要地方道	名古屋多治見線	3,498	都市計画道路	名古屋環状線	649
主要地方道	金城埠頭線	1,543	都市計画道路	大津町線	1,586
主要地方道	名古屋中環状線	2,730	一般市道	矢場町線	3,169
主要地方道	名古屋環状線	30,066			
合計　17路線　89.4㎞					

第2次緊急輸送道路

道路種別	路線名	延長（m）	道路種別	路線名	延長（m）
一般国道	国道363号	2,994	都市計画道路	志段味環状線	166
主要地方道	愛知名駅南線	1,590	都市計画道路	稲永埠頭線	4,640
主要地方道	関田名古屋線	11,612	都市計画道路	茶屋ケ坂牛巻線	8,262
主要地方道	金城埠頭線	1,830	都市計画道路	名古屋環状2号線	289
主要地方道	江川線	6,357	都市計画道路	烏森町線	1,006
主要地方道	山王線	5,493	都市計画道路	横井町五月通線	2,367
主要地方道	春日井稲沢線	482	都市計画道路	外堀町線	2,579
主要地方道	諸輪名古屋線	12,785	都市計画道路	笠寺緑線	3,338
主要地方道	東浦名古屋線	565	都市計画道路	岩井町線	2,628
主要地方道	東海橋線	14,797	都市計画道路	久屋町線	1,713
主要地方道	名古屋中環状線	13,484	都市計画道路	鏡ケ池線	2,601
主要地方道	名古屋岡崎線	4,733	都市計画道路	戸田荒子線	4,923
主要地方道	名古屋蟹江弥富線	1,298	都市計画道路	向田町線	711
主要地方道	名古屋環状線	709	都市計画道路	広井町線	128
主要地方道	名古屋江南線	6,231	都市計画道路	高畑町線	6,418
主要地方道	名古屋十四山線	3,856	都市計画道路	小田赤池線	978
主要地方道	名古屋瀬戸線	1,690	都市計画道路	小幡瀬古線	1,238
主要地方道	名古屋祖父江線	940	都市計画道路	小幡西山線	4,955
主要地方道	名古屋多治見線	8,794	都市計画道路	庄内辻町線	1,612
主要地方道	名古屋長久手線	205	都市計画道路	松川橋線	1,499
主要地方道	名古屋半田線	1,442	都市計画道路	松和花壇線	1,592
主要地方道	名古屋碧南線	3,063	都市計画道路	上飯田線	1,973
主要地方道	名古屋豊田線	70	都市計画道路	新名西橋線	892
主要地方道	弥富名古屋線	13,220	都市計画道路	千代田通線	4,118
一般県道	阿野名古屋線	634	都市計画道路	大高大府線	386
一般県道	岩崎名古屋線	6,816	都市計画道路	大津町線	6,017
一般県道	岩藤名古屋線	3,575	都市計画道路	池内猪高線	3,953
一般県道	港中川線	3,344	都市計画道路	茶屋線	496

一般県道	守山西線	1,940	都市計画道路	猪子石線	3,175
一般県道	小口名古屋線	2,378	都市計画道路	東山公園線	3,049
一般県道	浅田名古屋線	3,239	都市計画道路	東山田線	478
一般県道	中川中村線	3,124	都市計画道路	東志賀町線	3,655
一般県道	津島七宝名古屋線	5,037	都市計画道路	豆田町線	1,244
一般県道	田籾名古屋線	7,886	都市計画道路	枇杷島野田町線	1,303
一般県道	熱田停車場伝馬線	998	都市計画道路	平手豊明線	883
一般県道	名古屋犬山線	3,890	都市計画道路	万場藤前線	3,853
一般県道	名古屋甚目寺線	4,544	都市計画道路	名碧線	255
一般県道	名古屋東港線	7,375	都市計画道路	鳴子団地大高線	5,309
一般県道	名古屋豊山稲沢線	2,633	都市計画道路	鳴尾町線	1,501
都市計画道路	桶狭間勅使線	1,762	一般市道	山口竪代官町線	470
都市計画道路	万場藤前線	3,766	一般市道	潮見町第1号線	350
都市計画道路	堀越天神橋線	1,858	一般市道	平和公園線	2,248
都市計画道路	守山パーキングエリア線	－			
合計　85路線　282.3㎞					

第3次緊急輸送道路

道路種別	路線名	延長（m）	道路種別	路線名	延長（m）
主要地方道	名古屋中環状線	194	一般市道	松元大池町線	55
一般県道	津島七宝名古屋線	145	一般市道	上社第62号線	64
一般県道	熱田停車場線	66	一般市道	上社第63号線	124
一般県道	緑瑞穂線	130	一般市道	上社第69号線	60
一般市道	稲永公園線	341	一般市道	神宮東第6号線	144
一般市道	花田町第3号線	476	一般市道	神宮東第9号線	106
一般市道	雁道線第2号線	168	一般市道	人形町線	200
一般市道	雁道線第3号線	106	一般市道	西築地第11号線	347
一般市道	境松線第1号	499	一般市道	西築地第5号線	270
一般市道	境松線第2号	298	一般市道	千種町馬走線	100
一般市道	境松線第3号	541	一般市道	千代田通	90
一般市道	境松線第6号	374	一般市道	則武東西第10号	1,050
一般市道	公園線支線第9号	275	一般市道	大幸鍋屋上野町線	106
一般市道	小碓町南北第4号線	416	一般市道	大森第31号線	110
一般市道	小坂恵方町第1号線	50	一般市道	滝ノ水第50号線	70
一般市道	大宝線第2号線	85	一般市道	池下池田線	147
一般市道	東宿町第1号線支線第1号	240	一般市道	池下町第2号線	70
一般市道	日比津町第22号線	200	一般市道	中切福徳線支線第5号	105
一般市道	日比津町第25号線	359	一般市道	猪子石第146号線	190
一般市道	敷田大久伝線第1号	136	一般市道	町田第1号線	136
一般市道	敷田大久伝線第3号	159	一般市道	天神山台所町第2号線	35
一般市道	平手町東西第3号線	70	一般市道	天白第23号線	115
一般市道	野跡五丁目自転車歩行者道第1号線	205	一般市道	天白第46号線	75
一般市道	東栄佐渡町西線	75	一般市道	天白第66号線	42
一般市道	稲荷町第1号線	91	一般市道	天白第67号線	288
一般市道	稲荷町第1号線	40	一般市道	東大曽根新出来町第1号線	300
一般市道	鍵田町第2号線	170	一般市道	藤森南部第30号線	79
一般市道	公館東西第2号線	370	一般市道	道徳笠寺線	227

一般市道	公館南北第2号線	650	一般市道	内江樋ノ口町線	360
一般市道	港陽町第10号線	70	一般市道	鍋屋上野池下線	97
一般市道	荒浜町第5号線	103	一般市道	畑江通第3号線	110
一般市道	高畑荒子第4号線	120	一般市道	武平通	90
一般市道	高畑南北第36号線	60	一般市道	福徳成願寺川沿南線	885
一般市道	山屋敷北山線	70	一般市道	北押切天神山町線	90
一般市道	山口竪代官町線	150	一般市道	北原佐渡町線	135
一般市道	志賀柳原町線	80	一般市道	堀割町第2号線	30
一般市道	篠原東西第8号線	200	一般市道	名古屋環状線	280
一般市道	松軒一丁目第2号線	50	一般市道	矢田町第305号線	300
一般市道	松軒町第6号線	50	一般市道	緑ケ丘第4号線	60
一般市道	松元丸田町線支線第1号	220			
合計　79路線　15.2km					

※　国土交通省直轄国道
　　中日本高速道路株式会社
　　名古屋港管理組合
　　愛知県道路公社
　　名古屋高速道路公社
　　　管理道路を除く

第17節　食品・生活必需品等の供給

災害の発生に伴い、物品流通機構の機能が一時的に混乱・停止し、また、家屋の倒壊や焼失などで住家に被害を受け、さらに電気・ガス・水道等の供給が停止する等により日常生活を営むことが困難になった被災者に対して、迅速かつ効果的に食品・生活必需品等（以下「物資」という。）及び飲料水を応急的に供給（貸与を含む）し、被災者の生活を保護するとともに、人心の安定を図る。

第１　供給の基本的方針

１　食　品

(1) 食品の供与は、災害発生後すみやかに行う必要がある。したがって基本的には、①備蓄食糧の放出、②既成食品の調達、③炊き出しによる供給の順に、供給体制の確立と並行して実施する。

(2) 食品の品目例：ビスケット、アルファ化米、粉ミルク、パン、弁当、缶詰等

(3) 食品の供与の際には、食物アレルギー等にも配慮する。

２　生活必需品

(1) 生活必需品等の供給は、被災により日用品等がき損し、ただちに生活ができない場合に行うものであり、また、災害発生の季節や二次災害の有無等、災害の時期・態様によりその対応に多様性が要求されるため、必要最小限の備蓄を除き、緊急調達による供給を基本とする。

(2) 生活必需品の品目例：毛布、下着、タオル、石鹸、トイレットペーパー、カセットコンロ、紙おむつ、マッチ、ローソク、バケツ、食器類、懐中電灯、ビニールシート、使い捨てマスク　等

３　飲料水・その他生活用水

(1) 飲料水の供給は、上下水道部による応急給水を基本とし、「第27節ライフライン施設の応急復旧」によるものとする。また、地下式給水栓が設置されるまでの間や、一時的な断水等における緊急的な給水として指定避難所に備蓄した飲料水を使用する。

(2) その他生活用水として、災害応急用井戸やプール水、河川水等の活用を図るものとする。

４　その他

供給に際しては、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第２　供給基準

災害救助法（昭和22年法律第118号）を基準とし、本部長の判断により、被災者に物資を供給する。

第３　物資の供給体制

物資の供給は、発災直後から始まり、電気・ガス・水道といったライフラインの復旧、避難所の解消等、被災の規模によっては長期にわたる場合も予想される。その間の様々な状況の変化に迅速かつ的確に対応した物資の調達及び供給を行うために、災害発生後ただちに健康福祉部は子ども青少年部、経理部、経済部、観光文化交流部とともに物資班を組織し、区本部と連携をとって被災者への物資の供給に関する次のような任務を遂行するものとする。

１　市本部物資班及び区本部の任務

担当部		分担任務
市本部 物資班	健康福祉部	1　必要な物資に関する情報の集約 2　備蓄物資の在庫の管理と放出 3　緊急物資集配拠点の管理運営
	子ども青少年部	1　要請のあった物資の調達の実施 2　救援物資の受入れ及び供給の実施 3　緊急物資集配拠点の管理運営
	経理部	1　物資の輸送方法に関する総合調整 2　緊急物資集配拠点の管理運営
	経済部	1　要請のあった物資の調達の実施 2　緊急物資集配拠点の管理運営
	観光文化交流部	1　外国からの救援物資の受け入れの実施 2　緊急物資集配拠点の管理運営
	環境部	1　要請のあった災害用トイレの調達
区本部		1　物資の配布 2　必要な物資の調達の要請 3　応急炊き出し

2　物資の供給フロー

物資が被災者まで供給される基本的フローは次のとおりとする。

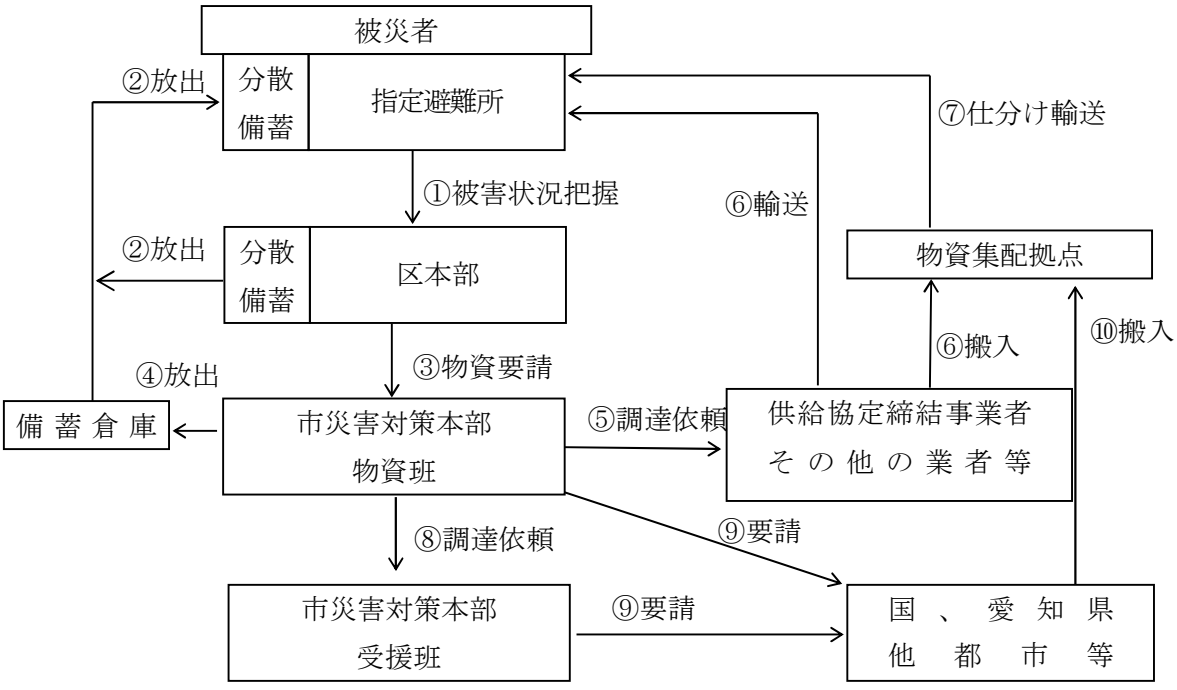

3　愛知県との資源配分

災害救助法が適用された場合の愛知県との資源配分は、愛知県資源配分計画による。また、愛知県災害対策本部に本部室事務局より職員を派遣し、資源配分の調整を行う。

第 4　物資の調達方法

1　区本部

(1) 区本部長は、応急的な物資の供給を必要と認める場合は、管理する備蓄物資を供給する。

(2) 備蓄物資で不足を生ずる場合は、必要品目と量を算定し、ただちに物資班に必要物資の調達を依頼する。なお、備蓄物資の供給にあたっては、健康福祉部長の承認を受ける。ただし緊急を要する場合は事後に承認を受ける。

(3) 食品の調達にあっては、道路の混乱等が沈静化し供給先の対応が可能となった時点で、物資班の指示により、区本部から供給先へ日々直接発注し被災者への供給を実施する。

2　物資班

(1) 物資班は、健康福祉部長が被害状況に基づき物資の調達を必要と認めたとき、または区本部長から要請があったときは、備蓄倉庫に保管する備蓄物資の放出を行い、なお不足するときには、区本部長からの必要物資の品目と量を取りまとめた上、物資の調達計画を作成し、供給協定締結事業者等から調達する。

なお、米穀の調達については緑政土木部に依頼をし、緑政土木部はただちに愛知県知事及び協力業者に調達を要請する。

また、特殊な物資の調達にあたっては、本部員会議の議を経るものとする。

(2) 食品の調達にあっては、道路の混乱等が沈静化し供給先の対応が可能となった時点で、供給先と調整を行い、区本部から供給先へ日々直接発注し、各避難所へ輸送する体制を整える。

第5　物資の輸送及び緊急物資集配拠点

1　輸送の基本的な考え方

(1) 物資は、原則として指定避難所へ直接輸送させるものとする。そのため、平常時から供給協定締結事業者等に、災害時の指定避難所への物資の直接輸送体制の整備を依頼するものとする。

(2) ただし、道路・橋梁等の被災や道路交通の混乱などが生じており、指定避難所への直送が困難と考えられる場合や、また、大量の物資の調達が必要と予想される場合には、物資班は緊急物資集配拠点を開設して、当該場所へ物資を搬入させ、仕分けを行った後各指定避難所へ輸送するものとする。

2　緊急物資集配拠点

(1) 物資班は被害状況に応じて緊急物資集配拠点を開設する。

(2) 緊急物資集配拠点へは物資班の職員を派遣する。なお、物資班のみでは対応が困難な場合は他部の職員の応援を本部長に要請する。

(3) 物資の仕分け、在庫管理、指定避難所への輸送等は愛知県トラック協会、日本通運株式会社名古屋支店、佐川急便株式会社中京支店やボランティアの協力を得て実施するものとする。

なお、地域防災拠点(小学校)、区本部、物資班、緊急物資集配拠点の間をパソコンネットワークで結び、物資の管理を行えるような体制整備を検討する。

3　水路・空路等を活用した輸送

物資の輸送は、あらゆる手段を考慮し実施するものとする。したがって物資班は陸路以外の水路・空路による物資の輸送が必要な場合には、幹事会を通じて港、河川、空港、臨時ヘリポート、地下

鉄等の活用を関係各部に要請するとともに、物資の輸送方法について関係各部と調整を行う。

第6　国、愛知県、他都市への支援要請

1　物資の調達要請

供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）に対し、又は非常本部等（非常災害対策本部又は緊急災害対策本部）に対し、物資の調達を要請するものとする。また、愛知県に対し物資の調達を要請するほか、他都市との応援協定に基づき必要物資の調達を要請する。

国、愛知県、他都市との連絡調整は、受援班が設置された場合においては、受援班が行う。

2　国は、被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各指定避難所までの配送体制の確保状況等に留意するものとする。また、被災地からの要請がない中で、物資の供給を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

第7　物資の配布

1　物資の配布方法

(1) 避難者への物資の配布は区本部が行う。

(2) 配布は原則として指定避難所で行うこととし、災害救助地区本部、指定避難所の管理運営組織、ボランティア等の協力を得て実施する。

(3) 被災後に指定避難所以外で避難生活を続けており、かつ物資の供給の対象となる者については、区本部は災害救助地区本部の協力を得て実態の把握を行い、指定避難所で生活する者と同様に、原則として居住地の最寄りの指定避難所で物資を配布する。

第8　救援物資の受入れ

災害が発生すると、全国及び外国から多くの救援物資が寄せられることが予想されるため、その受入れ体制を整え、救援物資を必要とする被災者のもとに迅速に配布するものとする。

1　受　付

(1) 物資班は被災者あてに送られる救援物資の受付・供給を担当し、救援・救助活動に直接必要とされる物資については、関係部が該当物資の受入れ・活用を行う。

(2) 物資班は、指定避難所等において必要かつ不足している物資の情報収集を行い、庶務部広報班の協力を得ながら、受入をする物資についての広報や情報提供を行う。

(3) 救援物資の申出を受けた場合には、物資の内容、物資の量、輸送手段、到着時間等を確認し、緊急物資集配拠点への搬入を伝達する。

(4) 寄託者には、次の点に留意して送付するよう依頼する。

・あて先は市災害対策本部とし、緊急物資集配拠点へ送付すること

・救援物資はその種類ごとに梱包すること

・救援物資の種類と数量を外面に表記すること

(5) 救援物資の受付状況は、物資班において記録する。

2　救援物資の輸送・配布

(1) 救援物資は、陸路・水路・空路を利用し、緊急物資集配拠点へ搬入する。

(2) 搬入された救援物資は、仕分け・在庫管理・指定避難所への輸送等、要請による物資と同様に処理する。

(3) 区本部は指定避難所において要請による物資と同様に救援物資を配布する。

(資料)

・災害救助用物資の備蓄　(附属資料編　計画資料41)

・災害救助用物資の調達　(附属資料編　計画資料42)

・災害応急用井戸登録事業所名簿　(附属資料編　計画資料74)

第18節　要配慮者対策

高齢者、障害者、外国人などの要配慮者の地震による被害の軽減を図るために、要配慮者の避難の確保さらに、避難生活の確保等を実施するための計画を定める。

なお、要配慮者は障害の内容・程度等によって一人ひとりが異なることを十分に理解し、この節で掲げる以外のあらゆる応急対策活動・復旧活動等に際して、要配慮者に配慮した対策を実施するものである。

第１　基本方針

要配慮者は、避難に際して必要な情報を得る機会に恵まれておらず、また、自力で避難行動がとれないことに鑑み、発災後迅速に安否確認を行うこととし、次にそのニーズを的確に把握したうえで、避難生活における生活環境を積極的に確保していくことを基本として実施するものである。

第２　実施体制

１　担当部

担当部	分　　担　　任　　務
健康福祉部	1　避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の総括及び実施に関すること 2　要配慮者の安否確認の総括及び実施に関すること 3　指定避難所及び在宅の要配慮者の実態調査の総括及び実施に関すること 4　要配慮者に対する福祉対策・保健活動に関すること 5　要配慮者に対する福祉対策・保健活動にかかる社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等との連絡調整に関すること 6　要配慮者に関する情報の収集、社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等への提供
観光文化交流部	1　外国人の支援に関すること 2　外国人の支援にかかる外国公館、関係諸団体等との連絡調整に関すること
区本部	1　避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の実施に関すること 2　要配慮者の安否確認の実施に関すること 3　指定避難所及び在宅の要配慮者の実態調査の実施に関すること 4　要配慮者に対する福祉対策の実施に関すること

なお、その他各部にあっては、常に要配慮者に配慮してそれぞれの分担任務を実施する。

２　実施方法

(1) 健康福祉部要配慮者班は、健康福祉部健康増進班と連携し、要配慮者の安否確認及び避難生活の確保に関する分担任務を実施する。

(2) 健康福祉部健康増進班は、健康福祉部要配慮者班と連携し、要配慮者に対する保健活動に関する分担任務を実施する。

(3) 観光文化交流部観光交流班は、健康福祉部要配慮者班及び健康増進班と連携し、分担任務を実

施する。

(4) (1)(2)(3)の指示をうけて区本部は、相互に連携し分担任務を実施する。

(5) 一時に大量の人員を要する任務を行う場合には、他部の職員及び他都市職員等の応援を得て実施する。

(6) 任務の実施にあたっては、災害救助地区本部、民生委員・児童委員、障害者団体、外国公館、外国人関係団体、(公財)名古屋国際センター及びボランティア団体等に協力を求めるとともに、その自主的な活動を積極的に支援する。

第3　安否確認

1　区本部

(1) 発災後区本部は災害救助地区本部、民生委員・児童委員さらに地域住民等の協力を得て、高齢者や障害者等の既存の情報を基に、自力避難が困難と考えられる者を対象に安否を確認し、指定避難所への収容等適切な措置をとる。なお、確認が困難な場合には、障害者団体やボランティア団体等の協力を得るとともに、健康福祉部要配慮者班に応援を要請する。

(2) 区本部は、安否確認の結果を健康福祉部要配慮者班に報告する。

2　社会福祉施設の管理者

特別養護老人ホーム等、社会福祉施設の管理者は、利用者・職員の安全確保を図るとともに、速やかに利用者の安否・所在の確認を行い、施設の被害状況と併せ健康福祉部要配慮者班に報告する。

第4　避難生活の確保

要配慮者の指定避難所もしくは在宅での避難生活を確保するために、まず要配慮者の実態調査を行い、健康状態及び福祉ニーズ等を把握し、医療・保健・福祉サービスを提供する。

また、災害時における福祉サービスを継続するため、市は、区や関係機関と緊密に連携し、福祉サービス提供者等の協力を得て、できるだけ速やかに必要な体制を確立する。

1　要配慮者の実態調査

(1) 要配慮者の実態調査は、健康福祉部要配慮者班及び健康増進班が共同して調査内容及び調査方法等を作成し、区本部が調査を行う。

(2) 避難生活が継続する間は指定避難所や地域を巡回し、継続的に要配慮者の健康状態・生活状況等の把握を行う。

2　指定避難所における生活の確保

要配慮者の実態調査に基づき、健康福祉部要配慮者班、健康増進班、観光文化交流部、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような対策を実施する。

(1) 福祉環境整備が行われていない指定避難所には、簡易式車いす用トイレを設置するとともに、簡易式スロープを設置し段差解消を図る。

(2) 要配慮者へより正確な情報を提供するために、文字放送が受信できるテレビやファックスの設置、さらに手話通訳者、災害語学ボランティアの派遣を行う。

(3) ねたきりの高齢者等、介護が必要な要配慮者に対し、保健師、ホームヘルパーやガイドヘルパー等を派遣する。

(4) 指定避難所内での情報伝達等にあたっては、掲示を併用するなどに努めることとする。

(5) 防寒・避暑等の乳幼児及び妊産婦の心身に配慮した環境づくりや授乳室・おむつ替えの場所の確保に努める。

(6) その他、指定避難所の管理運営にあたって要配慮者に配慮した対応を取るよう働きかけるとともに、要配慮者からの求めに応じて合理的配慮を行うための支援を実施する。

3　緊急援護の実施

要配慮者の実態調査に基づき、健康福祉部要配慮者班及び区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような対策を実施する。

(1) 既存の社会福祉施設等のうち、設備面等で一定の条件を備えた施設を福祉避難所として活用し、通常の指定避難所では避難生活が困難な要配慮者を必要に応じ協定によるタクシー搬送を利用するなどして避難させる。

福祉避難所では、必要に応じてヘルパー等の派遣や訪問看護を実施する。

(2) 特別養護老人ホーム等の施設においては、定員とは別に、施設の機能が維持できる範囲内で可能な限り要配慮者の受入を行う。

(3) その他在宅援護としてホームヘルパー・ガイドヘルパーの派遣、日常生活用品の給付等を実施する。

4　応急仮設住宅での生活の確保

(1) 住宅都市部は健康福祉部要配慮者班と協議の上、スロープ・車いす用トイレ等の設置、戸数に応じた集会所の設置など高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅や老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、日常の生活上特別な配慮を要する複数の高齢者等に提供する施設（福祉仮設住宅）の設置を検討し、必要に応じ県に建設方針のとりまとめを要請する。

また、高齢者、障害者など避難所生活が困難な被災者の応急仮設住宅への優先入居にも配慮する。

(2) 健康福祉部要配慮者班及び健康増進班、区本部は相互の緊密な連携のもとに、応急仮設住宅での要配慮者の健康状態・生活状況の把握を行い、医療・保健・福祉サービスを提供する。

（資料）

・災害時安否確認の情報提供に関する協定書
（市対市介護サービス事業者連絡研究会・市知的障害者福祉施設連絡協議会・市生活支援事業所連絡会）　（附属資料編　計画参考 42-2）

・災害時におけるタクシーによる緊急輸送等に関する協定書
（市対名古屋タクシー協会）　（附属資料編　計画参考 42-3）

第19節　遺体の捜索、処理及び火葬

地震災害により行方不明者又は死者が多数発生した場合において、遅滞なく応急対策を実施し、人心の安定を図るため、遺体の捜索・収容、遺体安置所の確保及び開設、検案、火葬等の各段階における措置について定める。

第１　遺体の捜索・収容

1　対象

(1) 捜索の対象

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者（以下「行方不明者」という。）

(2) 収容の対象

ア　災害により死亡した者のうち、現場において調査（検視）・検案を受けることが困難な遺体

イ　災害により死亡し、調査（検視）・検案を受けた遺体のうち、次の一に該当する遺体

（ア）身元不明の遺体

（イ）遺体引受人（遺体を引き取り、埋火葬を行う遺族等をいう。以下同じ。）のない遺体

（ウ）住家の倒壊その他の理由により自力で埋火葬ができない遺族等から、遺体収容（処理、火葬）の要請があった遺体

2　捜索収容班の編成

(1) 災害により行方不明者又は死者が多数発生し、遺体の捜索・収容が必要と認められるときは、区本部長は、本部長に捜索収容班の派遣を要請する。（連絡窓口は本部室事務局）

(2) 捜索収容班の派遣要請を受けたときは、本部長は次のとおり捜索収容班の編成を行い、要請をした区本部へ派遣する。

ア　各部・区本部の動員職員数及び応急対策実施状況等を勘案したうえ、各部、区本部の長に対し、捜索収容班の編成及び派遣を命ずる。

イ　「第24節　労務供給」に定めるところにより労働者を雇用し、捜索収容班を編成し派遣する。

この場合、雇用及び班編成等の事務担当部は、本部長が定める。

(3) 捜索収容班は、原則として、1班を5人（運転者を含む。）で編成し車両1台を使用させる。

(4) 捜索収容班は、派遣を受入れた区本部長の指揮を受ける。

3　遺体の捜索・収容の方法

行方不明者又は死者が多数発生した場合の捜索及び遺体収容は、捜索収容班が警察、海上保安部、自衛隊、消防団及び災害救助地区本部等の協力を得て実施する。

(1) 捜索収容班は、行方不明者の発見に努め、生存が判明したときは、その旨をすみやかに区本部へ連絡する。なお、当該生存者が負傷し又は病気にかかっている場合は、消防本部室に通報し又は救護所等へ搬送するなど臨機応変の措置をとるものとする。

(2) 捜索収容班は、遺体を発見し又は遺体のある場所へ到着したときは次のとおり処理する。

ア　所轄警察署、海上保安部及び区本部保健センター班へ連絡して調査（検視）及び検案の要請を行う。ただし、現場で調査（検視）・検案を受けることが困難なときは、遺体安置所へ搬送した後に調査（検視）・検案を受けなければならない。なお犯罪に起因する死亡の疑いのある遺体は、警察官又は海上保安官から引渡しを受けるまで収容しない。

イ　身元不明者については、身元の確認に努める。

(3) 遺体発見現場において遺体の身元が判明し、遺族等と連絡がとれた場合は、警察等による調査（検視）・検案を受けた後に、遺族等と協議のうえ、その場で遺族等に遺体を引渡し又はいったん遺体安置所へ搬送する。

(4) 収容すべき遺体は、遺体安置所へ搬送する。

第 2　遺体安置所の開設及び管理運営

1　区本部長は、あらかじめ施設管理者と調整のうえ、生涯学習センター、市スポーツセンターを遺体安置所に予定する。

なお、寺院はじめこれら以外の施設にあっても施設管理者の了解を得て、遺体安置所とすることができる。

2　災害により死者が多発し、遺体の収容・安置が必要なときは、区本部長は前項に掲げた施設に遺体安置所を開設し、管理運営に要する職員を派遣する。

3　区本部は、遺体安置所において必要な葬祭用品の調達を健康福祉部に依頼する。依頼を受けた健康福祉部は、調達した葬祭用品を遺体安置所に搬入する。

4　遺体安置所に派遣された職員は、調査（検視）・検案を実施する警察等と調整の上、次のように遺体の収容・管理を行う。

(1) 捜索収容班及び関係機関等が搬入した遺体を収容する。

(2) 調査（検視）の済んでいない遺体については、所轄警察署又は海上保安部と連絡をとり調査（検視）を受ける。

(3) 検案の済んでいない遺体については、区本部保健センター班と連絡をとり検案を受ける。

(4) 調査（検視）・検案の済んだ遺体は、納棺し安置する。

(5) 遺族等から遺体引受の申し出があったときは、調査（検視）・検案が済んだ後引渡すものとする。

(6) 調査（検視）・検案を受けた後においても遺体引受人が見つからない遺体については、区本部市民窓口班に連絡し、死体火（埋）葬許可証の交付を受ける。この場合、身元引受人は、区本部長とする。

5　区本部長は、遺体安置所の運営にあたり必要のある場合は、総括部に職員の派遣要請をすることができる。

第 3　遺体の検案

1　検案班の編成

災害により死者が発生し必要のある場合は、健康福祉部において、調査（検視）を実施する警察等と調整の上、検案班を編成する。

(1) 区本部保健センター班長は、検案班の設置を要すると判断したときは、健康福祉部長に検案班の派遣

を要請する。

⑵ 検案班の派遣要請を受けたときは、健康福祉部長は本部長に対し、次の関係機関への派遣を要請し、検案班の編成を行い、要請をした保健センターに派遣する。

ア　検案班は、原則として1班を3人（医師1人、看護職員等2人）以上で編成する。

イ　医師が不足する場合は、県警と調整の上、必要に応じて名古屋市医師会・日本赤十字社（愛知県支部）・愛知県医師会警察部会・名古屋市歯科医師会への協力を要請する。また、遺体の身元確認にあたっては、名古屋市歯科医師会にも協力を要請する。

ウ　看護職員等に不足が生ずる場合は、ボランティア看護職員を活用する。

エ　検案班は、区本部保健センター班長の指揮を受ける。

⑶ 区本部保健センター班長は、区内の検案活動を指揮する。

⑷ 区本部保健センター班長は、検案班を設置したときは、所轄警察署、海上保安部に連絡するとともに、随時活動状況を健康福祉部健康増進班に報告する。

2　検案の実施

遺体の検案は、現場での検案が困難なときは、遺体安置所において実施する。

3　検案時の処理事項

検案班は、遺体の検案に際して次の事項を処理する。

⑴ 検案書（医師法施行規則第20条に定める第4号書式）の作成・交付

⑵ 遺体の洗浄・縫合・消毒等（遺体の識別、撮影等のため必要な場合に行う。）

第4　葬祭用品の調達

災害により死者が多数発生した場合、健康福祉部長は、区本部長からの要請に基づき遺体を保存するための葬祭用品の調達を行う。

また、被害が甚大で健康福祉部のみで調達が困難な場合、健康福祉部長は区本部長及び本部室事務局長に応援を要請する。

1　調達する葬祭用品

⑴ 棺（付属品を含む）

⑵ ドライアイス、遺体安置用防腐剤

⑶ 骨つぼ

⑷ その他必要と認めるもの

特に気温の高い時季には、遺体腐乱防止のためドライアイス、遺体安置用防腐剤の調達を速やかに行い、遺体数並びに八事斎場及び第二斎場（以下「市立斎場」という。）の火葬能力を勘案し必要量を確保する。

2　調達方法

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会、名古屋葬祭業協同組合及び株式会社ティアに協力を依頼し、調達する。

被害甚大な場合において、葬祭業者からの調達が困難な場合は、他都市等へ協力を依頼する。

3　搬入場所

調達する葬祭用品は、棺（付属品を含む）及びドライアイス、遺体安置用防腐剤等を遺体安置所へ、骨つぼ等を市立斎場に搬入する。

〔葬祭用品調達の流れ〕

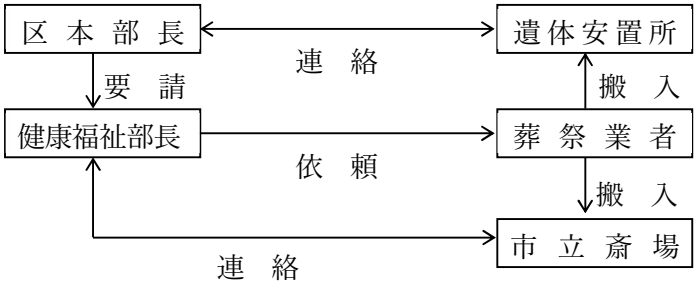

第 5　遺体の輸送

遺体安置所から火葬場への遺体輸送について、混乱期のためその遺族等が輸送を行うことが困難である場合、又は死亡した者の身元及び遺族等が不明の場合には、次により遺体の輸送を行う。

1　区本部長は、健康福祉部長に火葬に付すべき遺体数を遺体安置所別に報告し、火葬場への輸送を要請する。この場合、遺族等の判明している遺体を先とし、身元及び遺族等の不明な遺体は次順位とする。

2　健康福祉部長は、区本部長からの要請及び火葬場の処理状況等を勘案のうえ遺体輸送計画を策定し、この計画に基づき、全国霊柩自動車協会及び株式会社ティアへ遺体の輸送を依頼する。

3　輸送力が不足する場合は、本部室事務局を通じ、自衛隊等の関係機関に車両及びヘリコプター等による輸送を要請するほか、ボランティアの協力を得て行う。

〔遺体輸送の流れ〕

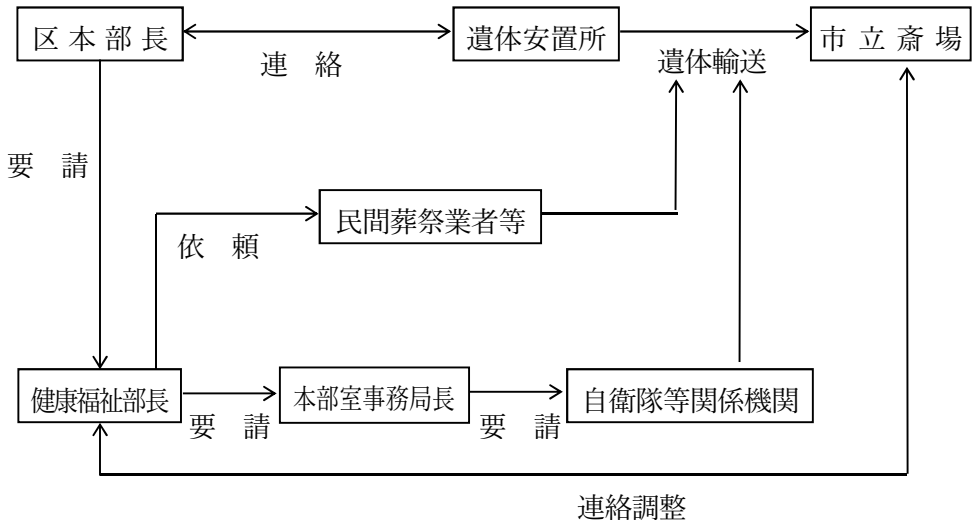

第 6　遺体の火葬

1　火葬の方法

(1) 健康福祉部長は、区本部長から要請のあった遺体数の報告により火葬計画を策定し、この計画に基づき遺体の火葬を行う。

(2) 原則、遺体は火（埋）葬許可証に基づき火葬を行う。

(3) 身元及び遺族が不明な遺体は、区本部長が身元引受人であることを確認のうえ、火葬を行う。

なお、火葬後の遺骨は、氏名又は符号を記載した名札等により明示し、区本部長に引渡す。区本部長は、当該遺骨を遺留品とともに保管する。

2　火葬の場所

火葬は、市立斎場で行う。

ただし、市立斎場が被災し火葬能力が低下した場合、又は遺体数が火葬能力を上回る場合には、近隣市町村等の火葬場へ協力を依頼する。

3　市立斎場における火葬体制

健康福祉部長は、区本部長から報告された遺体数及び市立斎場の火葬体制を勘案し、健康福祉部職員及び協力を得られた他都市応援職員等、必要な人員を市立斎場に派遣する。

（資料）

- 災害救助法に基づく救助に係る委託に関する契約
  （日本赤十字社愛知県支部、愛知県）　（附属資料編　計画参考 22）
- 愛知県内火葬場一覧表　（附属資料編　計画資料 46）
- 災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定書
  （市対全国霊柩自動車協会）　（附属資料編　計画参考 50-1）
- 災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定
  （市対全日本冠婚葬祭互助協会）　（附属資料編　計画参考 50-2）
- 災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定
  （市対名古屋葬祭業協同組合）　（附属資料編　計画参考 50-3）
- 災害時における棺等葬祭用品の供給および霊柩自動車輸送の協力に関する協定（市対株式会社ティア）　（附属資料編　計画参考 50-4）
- 災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定　（附属資料編　計画参考 50-5）

第20節　災害ごみ・災害がれき・し尿

地震の発生により、被災地では、大量に発生した廃棄物や道路障害等により、一時的に通常の体制によるごみ処理やし尿の収集が困難となることが予想される。

そのため、被災者等の生活環境や公衆衛生上の支障がないよう、災害ごみ・災害がれき・し尿の処理について、必要な対応を行う。

第1　体制・計画

1　災害廃棄物処理対策部の設置

災害廃棄物の処理には、関係部との連携が不可欠であるため、発災後、環境部を中心に関係部の協力のもとに「災害廃棄物処理対策部」を設置し、関係機関と共同で災害廃棄物処理を行う。

2　計画の策定

「災害廃棄物処理計画」を基礎として、被害状況や災害廃棄物の発生量等を反映した「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

第2　災害ごみ処理

1　計画目標

環境部は、被災により家庭から排出される生活ごみ等（以下「災害ごみ」という。）の処理を優先して行い、被災地の環境衛生の確保を図る。

2　活動要領

(1) 計画の策定

ア　市内の被害状況を迅速に把握するため、情報の収集及び伝達を的確に行う。

イ　環境部の保有車両及び所管施設の被害状況を、すみやかに把握する。

ウ　被害状況に応じて、「災害時特別作業計画」を策定する。

(2) 処理方法

ア　災害時特別作業計画に基づき、環境隊は被災地のごみ収集にあたる。

イ　被災地の早期回復を図るため、平常作業を一時的に中止し、災害ごみの処理に全力をあげる。

ウ　処理施設への直接搬入が困難である場合には、災害ごみを一時仮置きし、中継することにより収集の効率化を図る。

エ　災害ごみを処理するにあたり、環境部の保有する車両及び人員で処理できない場合には、臨時車両の借上げ、臨時職員の雇用を行い、さらに不足する場合は、他都市の支援を要請する。また、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(3) ごみ処理施設の確保及び復旧計画

施設の被害状況を迅速に把握し、その復旧を図り、災害による廃棄物処理に万全を期する。

第3　災害がれき処理

1　計画目標

被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の損壊により発生する

コンクリートがら及び木くず等（以下「災害がれき」という。）を適正に処理する。

2　活動要領

(1) 損壊家屋等の解体・撤去

損壊した家屋等の解体は、原則として、所有者が行うこととするが、個人住宅等について特別措置を国が講じた場合は、本市が解体し、撤去を行う。

(2) 災害がれきの仮置場の設置

被災現場から撤去した災害がれきの一時的な保管や、破砕・選別等の中間処理を行うための用地として、関係機関と協力して設置する。

(3) 災害がれきの中間処理・再利用・最終処分

仮置場にて選別を行い、破砕処理等の中間処理を行った後、できるだけ再利用する。

再利用が不可能なものに限り、焼却処理するなどできるだけ減容減量化した上で、埋立処分場に搬入する。

3　協力体制

災害がれきの処理にあたっては、資機材の提供を含め、愛知県、他都市及び民間事業者などに協力を求めて、効率的に実施する。

処理の流れ

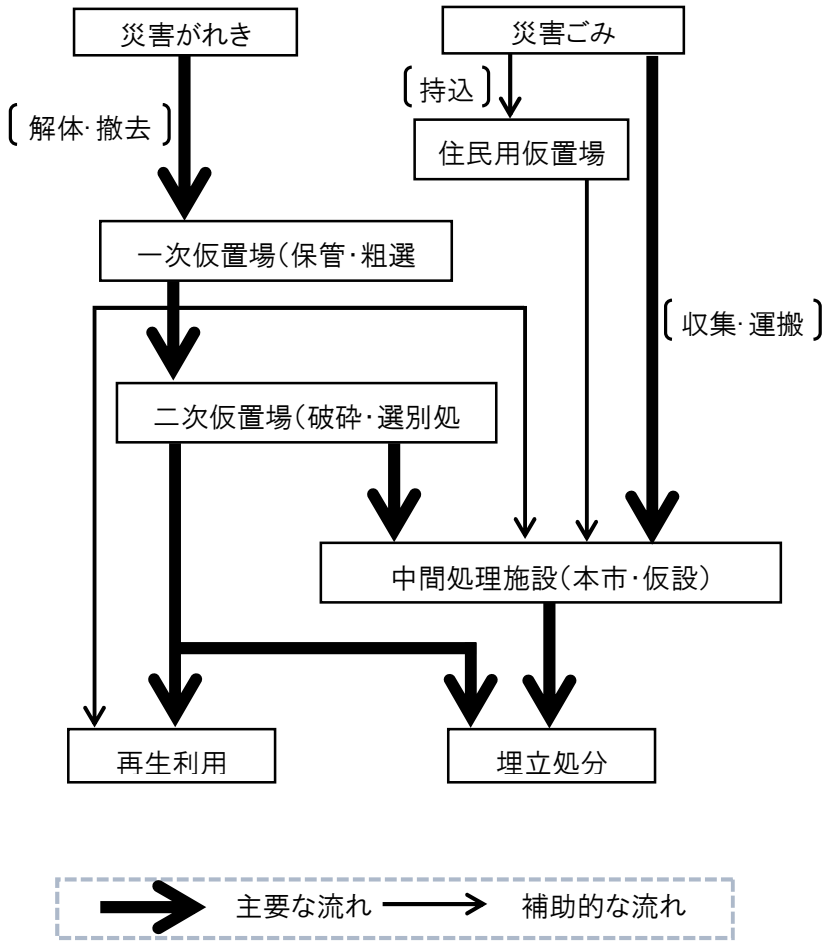

第４　し尿処理

1　計画目標

環境部は、地震によるライフラインの被災に伴い、通常のし尿処理が困難となることが予想され

ることから、指定避難所で使用する災害用トイレを備蓄するとともをに、くみ取り式仮設トイレを設置した避難所から排出されるし尿の衛生的な処理を行う。

2　活動要領

(1) 計画の策定

ア　市内の被害状況を迅速に把握するため、情報の収集及び伝達を的確に行う。特に、災害用トイレの設置状況及び不足数の把握に努める

イ　環境部の保有車両及び所管施設の被害状況を、すみやかに把握する。

ウ　災害時特別作業計画を、市内の被害状況、くみ取り式仮設トイレの設置状況等に基づき策定する。

(2) 災害用トイレの備蓄等

災害発生直後に迅速に対応できるよう下水道直結式仮設トイレ、くみ取り式仮設トイレ、簡易パック式トイレ及び簡易洋式便座を備蓄する。

これら備蓄する災害用トイレは、避難所等ですぐに使用できるよう、原則として避難所に保管するように努めるものとする。

また、上下水道部は、一定数の下水道直結式仮設トイレを備蓄・保管し、区本部の要請に基づき、機動的に必要場所に設置する。

なお、本市の備蓄で不足する災害用トイレは、備蓄倉庫等からの移送又は他都市の支援及び協定を締結している民間事業者から調達することにより確保する。

(3) 収集方法

ア　災害時特別作業計画に基づき、環境隊が収集にあたる。

イ　平常作業は並行して行うことを原則とするが、被害状況に応じて平常作業を中止し、避難所等緊急を要するものから収集を行う。

ウ　環境部の保有する車両及び人員で処理できない場合には、他都市及び協定を締結している民間事業者に支援を要請する。

エ　環境部の保有するし尿作業場の最大処理能力は次のとおりである。

施設名	下飯田作業場	内田橋作業場	港　作　業　場	計
処　理　能　力	150 kℓ	150 kℓ	200 kℓ	500 kℓ

(4) 処分計画

収集したし尿は、上下水道部と連絡をとり、下水道機能の状況をみながら、下水道投入を行う。

(5) し尿作業場の復旧計画

施設の被害状況を迅速に把握し、その早期復旧に努める。

(6) し尿の処理体制

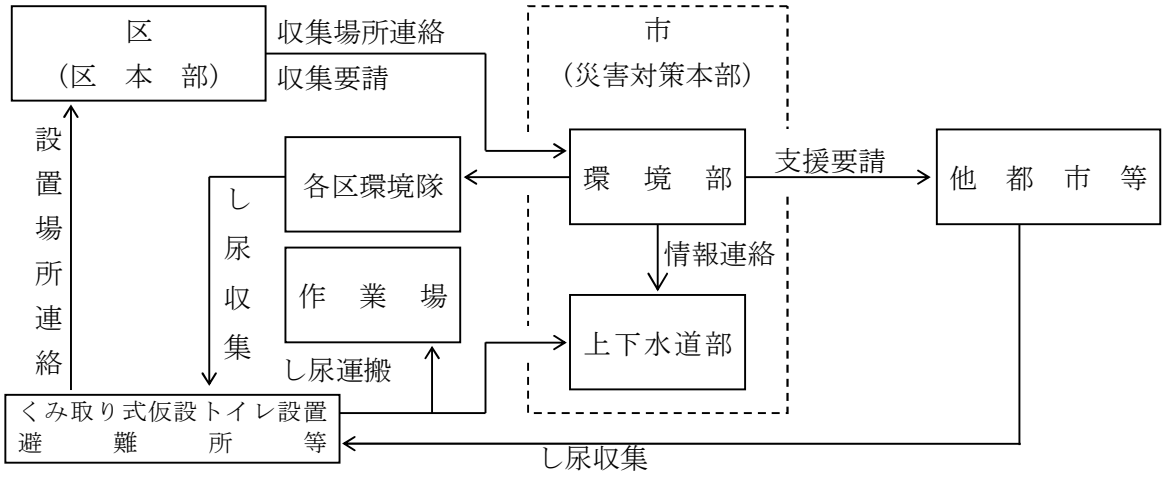
区
（区　本　部）
収集場所連絡
収集要請
市
（災害対策本部）
設置場所連絡
各区環境隊
環　境　部
支援要請
他　都　市　等
し尿収集
作　業　場
情報連絡
上下水道部
し尿運搬
くみ取り式仮設トイレ設置
避　難　所　等
し尿収集

第21節　住宅等応急対策

震災により住家が全壊（焼）し、又は流出し、自己の資力によって居住する住家を確保できない者を対象に応急仮設住宅を供与するとともに、住家が半壊（焼）した者等に対する応急修理を実施するなど、被災者の居住の安定を図る。

また、医療救護施設、避難施設、福祉施設、教育施設、市庁舎等に被害があった場合は、市民の生命、身体の安全確保と災害復旧の中枢としての業務の遂行ができるよう応急措置をし、公共施設としての機能の維持を図る。

第１　応急仮設住宅の供与

１　基本方針

応急仮設住宅の供与は、災害により住家が全壊等の被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者の暫定的な居住の安定を図ることを目的として、災害救助法に基づいて実施する。その供与方法には、建設型応急住宅のほか、賃貸型応急住宅等がある。

応急仮設住宅の設置を早急に着手できるよう、建設用地の確保をはじめ、本市におけるその基本的な応急対策を明確にしておくものである。

２　建設型応急住宅の概要

(1) 供与の基準

ア　一戸あたりの建築面積及び費用については、原則として災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）による。

イ　戸数に応じた集会所の設置や老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、日常の生活上特別な配慮を要する複数の高齢者等に供与する施設（福祉仮設住宅）の設置も可能である。

ウ 着工については、原則として災害発生の日から20日以内とする。

エ 供与の期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

(2) 建設用地の確保

災害発生後、住宅都市部長は、オープンスペース利用調整の結果を踏まえ、下記の事項に留意して経理部、用地所管部と協議し、本部員会議の決定を経て、応急仮設住宅の建設用地を選定する。

ア 被災者の居住地に近い場所

イ 電気、ガス、水道等の供給施設が布設可能な場所

ウ 交通機関、医療機関、教育機関等公共的施設の利用に便利な場所

エ 長期（2年程度）に渡り使用可能な場所

(3) 建設の決定

住宅都市部長は、必要な応急仮設住宅の戸数や建設地等について、本部員会議の決定を経て、県に建設方針のとりまとめを要請する。

建設する応急仮設住宅の仕様については、被災者の世帯構成により単身用、小家族用、大家族用を選択する他、福祉仮設住宅の設置についても、健康福祉部と協議の上決定する。

(4) 建設事業者との契約

住宅都市部長は、建設型応急住宅の設置について協定締結団体から斡旋を受けた建設事業者と契約を締結し、設置工事完了後、引き渡しを受ける。

(5) 被災者の受入れ

住宅都市部長は、健康福祉部及び区本部と協議し、住戸の仕様に応じて入居対象者を区分し、また、高齢者、障害者などの避難所生活が困難な被災者の優先入居に配慮しながら、本部員会議の決定を経て入居基準等を作成し、入居者の募集、決定を行う。

(6) 住宅等の管理

住宅都市部長は、応急仮設住宅の建物、敷地及び附帯施設の管理の他、入居者の入退去手続、住宅管理上の入居者からの相談受付などの事務を実施する。

3　その他

(1) 住宅都市部長は、災害救助法が適用されず応急仮設住宅を設置する場合にあっては、上記方針に準じ実施する。

(2) 応急仮設住宅の入居者に対する医療・福祉サービスや、福祉仮設住宅における支援は、必要に応じ健康福祉部及び区本部が連携をとって実施する。

(3) 被災者の居住に関する事務を総合的に迅速かつ的確に対応することが望まれる場合、本部長は、住宅都市部、健康福祉部等の関係班を統合し、災害対策本部の下に仮設住宅運営本部室を組織し、応急仮設住宅に係る事務を含め、被災者の居住に関する事務を総括管理することができる。

第2　被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、災害救助法に基づいて実施する。

住宅都市部長は、県との調整の下、以下の方針に基づき、本部員会議の決定を経て、実施する。

1　住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(1) 対象は、災害のため住家が半壊等し、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害を拡大するおそれがある者とする。

(2) 方法は、資材のみを給与する場合と施工業者が実施する場合の2種類があり、現物をもって行う。

(3) 一世帯あたりの費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(4) 実施期間は、原則として災害発生の日から10日以内に完了する。

2　日常生活に必要な最小限の部分の修理

(1) 対象は、災害のため住家が半壊等し自らの資力では応急修理を行うことができない者、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）（いわゆる大規模半壊）した

者とする。

(2) 範囲は、居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。

(3) 一世帯あたりの費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(4) 実施期間は、原則として災害発生の日から１か月以内に完了する。

3　その他

住宅都市部長は、災害救助法が適用されず、住宅の応急修理を実施する場合にあたっては、上記方針に準じて実施する。

第３　住居又はその周辺に運ばれた土石等の障害物の除去

障害物の除去は、災害により居室・炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物の除去を行うことができない世帯を対象に、災害救助法に基づいて実施する。

1　障害物の除去の実施

住宅都市部長は、次の方針に基づき、本部員会議の決定を経て実施する。

(1) 障害物の除去は、半壊、半焼又は床上浸水した住家について居室、台所、玄関、便所等の日常生活上欠くことができない場所を対象に実施する。

(2) 一世帯あたりの費用については、原則として災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号)による。

(3) 実施期間については、原則として災害発生の日から10日以内に完了する。

(4) 応急仮設住宅の供与との併給は認められない。

2　その他

住宅都市部長は、災害救助法が適用されず、障害物の除去を実施する場合にあっては、上記方針に準じて実施する。

第４　被災建築物・宅地に対する指導・相談

住宅都市部は、被災した建築物（市有建築物を除く。）・宅地の応急措置及び応急復旧に際しての技術的相談、指導を行う。

1　倒壊のおそれのある建築物（工事中のものも含む。）及び脱落等のおそれのある屋外取付物等の危害防止に関する相談・指導をするとともに、これらの事故防止のため住民に対する広報を本部室事務局に要請する。

2　電気、ガス等の建築設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに、住民への広報を依頼する。

3　大規模地震により被災した建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害、又は被災した宅地の崩壊による二次災害を防止、軽減するため、愛知県及び愛知県建築物地震対策推進協議会等関係機関と連絡調整を図り、必要な場合には、被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、ボランテ

ィアとして民間応急危険度判定士の協力を得て一般建築物等の危険度の判定作業などを行う。

また、被災宅地に対しては、愛知県と連絡調整を図り、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、自治体職員の被災宅地危険度判定士により宅地毎の擁壁・宅地地盤及びのり面等の危険度の判定作業などを行う。

4　被災建築物の復旧・解体に関する技術的指導及び相談を行うため、相談窓口を設置し、次の相談を行う。

なお、スポーツ市民部が被災相談窓口を設置した場合は当該窓口へ職員を派遣するなど、緊密な連携を図るものとする。

(1) 復旧に関する技術的指導及び相談

(2) 復旧の助成に関する相談

第5　市営住宅の応急修理・一時使用住宅の確保

1　市営住宅の応急修理

既設の市営住宅又は共同施設が著しく損傷を受けた場合は、居住者が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を実施する。

(1) 市営住宅又は共同施設の被害状況は、住宅都市部と市営住宅又は共同施設の管理代行者又は指定管理者が協力しすみやかに調査を行う。

(2) 市営住宅又は共同施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに、危害防止のため住民に周知を図る。

(3) 市営住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象として実施する。

2　一時使用住宅の確保

市営住宅その他の公的住宅の空き家を一時使用住宅として確保し、被災者への提供に努める。また、一時使用住宅への入居申込の受付を行うため、受付窓口を設ける。

第6　市有建築物の応急措置

市有建築物のうち防災活動の拠点となる重要な建物及び避難・救護に必要となる建物の応急措置を重点に実施するものとし、災害対策本部からの依頼に基づき管理者と協力して応急危険度判定を行う。なお、管理者より緊急対応、応急修繕の依頼を受けた場合には次の措置をとる。

1　応急措置が可能なもの

(1) 危険箇所があれば緊急保安措置を実施する。

(2) 機能確保のための必要限度内の復旧措置をすみやかに実施する。

(3) 電気、ガス、水道、通話設備等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は、関係機関と連絡をとり応援を得てすみやかに実施する。

2　応急措置が不可能なもの

(1) 危害防止のための必要な保全措置を実施する。

(2) 防災活動の拠点として重要な建物で業務活動及び機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の建設の手配を行う。

第22節　文教対策

地震災害が発生した場合において、幼児、児童、生徒等の生命及び身体の安全を図るための応急措置、被災により通常の教育を行うことができない場合の応急教育、奨学に関する措置など文教対策について定める。

第１　学校教育における応急対策

１　休校等応急措置

地震災害が発生し、学校教育活動の実施等が困難であるとき、学校（幼稚園）班長は、学校部長からの指示により、又はそれが不可能なときは学校（幼稚園）班長の判断により、下記の措置をとるものとする。

(1) 幼児、児童生徒の安全確保・避難や安否の確認とともに、学校（幼稚園）班長を中心に被害状況等情報を収集し、地震発生時の状況に応じた的確な措置をとる。

(2) 授業継続あるいは授業再開の可否及び復旧対策を検討するなど、学校（幼稚園）運営の正常化に努める。

(3) 被害状況に応じ、臨時休校（園）などの措置をとる。

２　応急教育の実施

体育館や特別教室等の施設が災害救助地区本部及び指定避難所として使用される場合、校舎等施設の被害程度を学校（幼稚園）班長が確認し、下記の措置をとるものとする。

(1) 校舎の被害が比較的軽微のとき

各学校においてすみやかに応急措置をとり授業を行う。

(2) 校舎の被害が相当に甚大のとき

残存の安全な校舎の使用により、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業を行う。

(3) 校舎の使用が全面的に不可能であるが、数日で復旧の見込みがあるとき

臨時休校の措置をとり、その期間家庭又は地域の集会所等を利用し、学習内容の指示、家庭訪問、生活指導の方法により教育を行う。

(4) 校舎が甚大な被害を受け、復旧に長期間を要するとき

ア　隣接の被害軽微な学校があるときは、その学校において二部授業を行う。

イ　児童生徒が個別に居住地を離れたときは、新居住地の学校に仮入学をさせ授業を行う。

ウ　児童生徒が集団避難のときは、二部授業又は合併授業を行う。

３　教職員の確保

学校施設の被害が甚大で、復旧に長期間を要するため、児童生徒を集団避難させた場合は、原則として当該校の教職員が付き添うものとする。また、教職員の人的被害が大きく応急教育の実施に支障があるときは、学校部長は他校の教職員の臨時的派遣又は補充要員の臨時的任用の要請を行うなど必要教職員の確保に努める。

４　奨学に関する措置

(1) 教料書及び学用品の給与

ア　教科書及び学用品の給与は、災害のため、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により就学上欠くことのできない学用品をそう失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒に対して必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るものとする。

イ　給与品目は、被災状況、程度等実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって給与する。ただし、例示した品目以外のものであっても、被害実情に応じ特定の品目に重点をおくことも差し支えなく、また文房具及び通学用品についてもある程度変更することができるものとする。

（ア）教科書及び教材

（イ）文房具……ノート、鉛筆、消ゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

（ウ）通学用品……運動靴、傘、長靴等

ウ　給与のための費用は、次の額の範囲内とする。

（ア）教科書（教材を含む。）代

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費（住家の被害程度に関係なし。）

（イ）文房具及び通学用品費

名古屋市災害救助法施行細則に定める額

エ　経費の負担区分

市負担

オ　給与は災害発生の日から教科書については1か月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。

カ　給与の方法は、給与の対象となる児童、生徒の数を被災者名簿と当該学校における指導要録等と照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握して、教科書については、学年別、学科別、発行所別に調査集計し調達、配分するものとする。また文房具、通学用品については、給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入、配分するものとする。

ただし、教科書については、必要に応じて県で一括購入のうえ、関係学校長を通じて支給する場合もある。

キ　整備保存すべき帳簿

（ア）学用品購入（配分）計画表

（イ）学用品の給与状況

（ウ）学用品購入関係支払証拠書類

⑵ 奨学措置

ア　被災児童生徒に対する就学援助

被災児童生徒に対しては、申請により学用品費、通学費、修学旅行費、医療費・給食費等の補助措置を講ずるものとする。

イ　市立高等学校授業料の減免

市立高等学校にあっては、申請により、基準に基づき授業料の減免措置を講ずる。

5　給食に関する措置

(1) 給食施設・設備、物資納入業者の被害状況を把握するとともに、調理員の人的被害が大きい場合は、臨時的任用を行うなど調理員の確保に努め、給食再開の準備をする。

(2) 給食再開に備え、施設、設備の清掃、消毒や給食調理員の健康診断などを実施し、給食再開可能校から、逐次給食を実施する。

第2　社会教育における応急対策

1　事業休止等応急措置

災害が発生し、各種事業（個人又は団体による施設利用を含む。）を継続することが困難であるとき、所管の長の判断により、下記の措置をとるものとする。

(1) 利用者を安全に避難させるとともに、公所班長を中心に被害状況等情報を集め、明確な指示、的確な措置をとる。

(2) 事業継続の可否及び復旧対策を検討するなど、施設運営の正常化に努める。

(3) 被害状況に応じ、臨時休館などの措置をとる。

2　災害応急対策

(1) 救援物資の集配場所、応援隊の宿所、遺体の収容場所等の利用や指定避難所の開設に備え、必要な情報の収集にあたるとともに、その準備のため適切な措置をとる。

(2) 避難所生活の長期などに伴う避難者の文化的ニーズに対応するため社会教育施設の機能を生かした避難生活の質的向上に資する事業の実施に努める。

(3) 貴重な指定文化財については、文化財の被災状況を速やかに把握し、文化財の救出、二次的被災による散逸の回避に努める。

第23節　ボランティアとの連携

災害時におけるボランティア活動は、被災者の速やかな救護や自立を促し、社会を再建していくうえで、重要な役割を担うものである。

そのため、応急対策活動におけるボランティアとの連携協力が円滑に行われるよう、ボランティア関係機関との連携の強化、発災時の受入体制、活動の支援などの条件整備について定める。

また、ボランティアとの連携協力の際には、ボランティアの自主性を尊重し、公平・中立原則を行動原理とする行政との相違について相互理解を深めながら、協力関係を築くものとする。

第１　平常時の連携

発災時の応急対策活動が円滑に遂行できるよう、ボランティア活動が期待できる団体、関係機関等とは、信頼・協力関係を構築するため、平常時から連携を強化する。

連携を図る団体・関係機関	活　　動　　内　　容	担当部（局）
日本赤十字社愛知県支部	救護活動を始め応急対策活動一般	健康福祉局、消防局
社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 各区社会福祉協議会	福祉を始め応急対策活動一般	健康福祉局 各区役所
（公財）名古屋国際センター	外国人の支援	観光文化交流局
市立高校	応急対策活動一般	教育委員会
学区連絡協議会	〃	区役所
市民活動団体(ボランティア団体など)	災害ボランティアセンターの運営	スポーツ市民局、健康福祉局
その他（各種団体・企業等）	応急対策活動一般	関係局・区役所

第２　ボランティアの育成・教育

大規模災害時において、ボランティア活動が有効に展開できるよう、市民に対して災害ボランティアの意義、参加意識の啓発や人材の養成などを推進する。

１　ボランティア教育の推進

⑴ 防災講演会、研修会等による啓発の推進

⑵ 市民向け啓発冊子の配布

⑶ 教育の一環として児童・生徒に対する指導の充実

⑷ 企業・事業所に対する防災啓発の推進

２　ボランティアの確保

応急危険度判定士、福祉ボランティア、市民救急員など特殊な技術・資格を要する職種については、災害発生時に人材を確保することが困難になるため、既存の登録制度の活用や新たな登録制度を採用することにより、あらかじめ体制を確保する。

３　ボランティアのネットワーク化の推進

災害時においては、ボランティアの活動は、多くの分野で同時に効率的かつ機動的に行わなけれ

ばならないため、各種のボランティア団体相互における補完関係が必要であるとともに、人的・物的応援協力関係が不可欠である。

このため、ボランティア関係機関・団体等が相互に交流・協力を深め、ネットワークを築いていけるように支援するとともに、災害時のボランティア活動において核となるコーディネーターの養成をボランティア団体などの協力のもとに推進する。

第３　関係団体等への要請

災害発生後、応急対策に必要な人員が不足する場合は、「第１　平常時の連携」の表に掲げた団体・関係機関等に対し、ボランティア活動を要請するとともに、ボランティアセンターの運営について、ボランティア団体などの市民活動団体に対し、協力を要請する。また、ボランティアセンターの設置については、愛知県の設置する県広域ボランティア支援本部と連携し、効率的な役割分担を行う。

１　要請の方法

要請、受入れ及び連絡調整等は、「第１　平常時の連携」に掲げた担当部が行う。

担当部の長は、本部長(本部幹事会幹事長)の指示に基づき、次の事項を明示して協力を要請する。

(1) 活動内容

(2) 活動期間及び活動場所

(3) 受入れる部又は区本部の連絡責任者名及び連絡先

(4) その他必要事項

２　活動内容等

関係団体等に依頼する活動内容は、「第1　平常時の連携」に掲げた業務とし、受け入れる部・区本部長が指示をして活動させる。

第４　受入れ体制

ボランティアには、医師や看護師、通訳等専門的な技術や資格を要する専門ボランティアと被災者宅のあとかたづけなどの被災者の自立支援の活動や避難所等における被災者の世話や話し相手など特別な資格を必要としない一般ボランティアに区分し、それぞれの活動形態に対応した受入れ体制の整備を図るものとする。

１　担当部

区分	担当部	担当業務
一般ボランティア	スポーツ市民部	・ボランティアの総合案内、受入れ、支援要請に関すること ・ボランティア関係機関、市民活動団体及び各部・区本部との連絡調整に関すること ・資器材、物資の調達に関すること ・ボランティア活動のとりまとめ及び報告に関すること ・市災害ボランティアセンターの運営に関すること ・その他ボランティア活動に関すること
	健康福祉部	・市・区社会福祉協議会との連絡調整に関すること ・市災害ボランティアセンターの運営に関すること ・その他スポーツ市民部が行う業務への協力

区分	担当部	担当業務
一般ボランティア	区本部	・ボランティアの受入れ、配置計画に関すること ・各部及び活動拠点との連絡調整に関すること ・ボランティア活動のとりまとめ及び報告に関すること ・区災害ボランティアセンターの運営に関すること ・その他ボランティア活動に関すること
	市・区社会福祉協議会	・ボランティアの需給調整及びコーディネートに関すること ・市・区災害ボランティアセンターの運営に関すること ・その他スポーツ市民部・区本部が行う業務への協力
専門ボランティア	各部	・各部が行う応急対策活動のうち、資格・技能等専門知識を必要とするボランティアの受け入れ・活動に関すること

2　災害ボランティアセンターの設置

(1) 市本部にあっては、災害発生後、スポーツ市民部及び健康福祉部において、ボランティア班を編成し、市社会福祉協議会の協力を得て、「市災害ボランティアセンター」を設置する。

(2) 区本部にあっては、災害発生後、総務班の中からボランティア担当を選任し、市・区社会福祉協議会の協力を得て、「区災害ボランティアセンター」を設置する。

(3) 「市・区災害ボランティアセンター」は、災害の状況、ボランティアの参集状況及び活動場所等を考慮して設置場所を決定する。

(4) 市・区災害ボランティアセンターにおいては、一般ボランティアを関係機関や市民活動団体の協力のもと、ボランティアコーディネーターを核として受け入れることとし、専門的な技術、資格を必要とする専門ボランティアについては、業務を所管する各部において受け入れるとともに、必要に応じて災害ボランティアセンターとの連携を図る。

(5) 区災害ボランティアセンターは、ボランティア活動場所からの支援要請を受け、ボランティアの調整・活動を行う。

第5　活動支援

ボランティア活動が円滑かつ効果的に発揮され、安心して活動が遂行できるよう、ボランティア推進機関等の協力を得ながら環境の整備を図る。

1　市本部ボランティア班、区本部ボランティア担当及びボランティアを受け入れる部にあっては、活動拠点・資器材・情報の提供をはじめ、ボランティア活動に必要な支援を行う。

また、ボランティアの活動にあたっては、ボランティア活動保険の加入案内を行うとともに、オリエンテーションなども適宜行うこととする。

2　ボランティア資器材について、あらかじめ想定される資器材について備蓄を行うとともに、ボランティア活動が展開し、活動資器材等が不足する場合は、市本部ボランティア班が品目・必要数等をとりまとめ、経理部へ調達を依頼する。

その他、活動支援全般にかかる事項についても市本部ボランティア班が行う。

受入れ手順

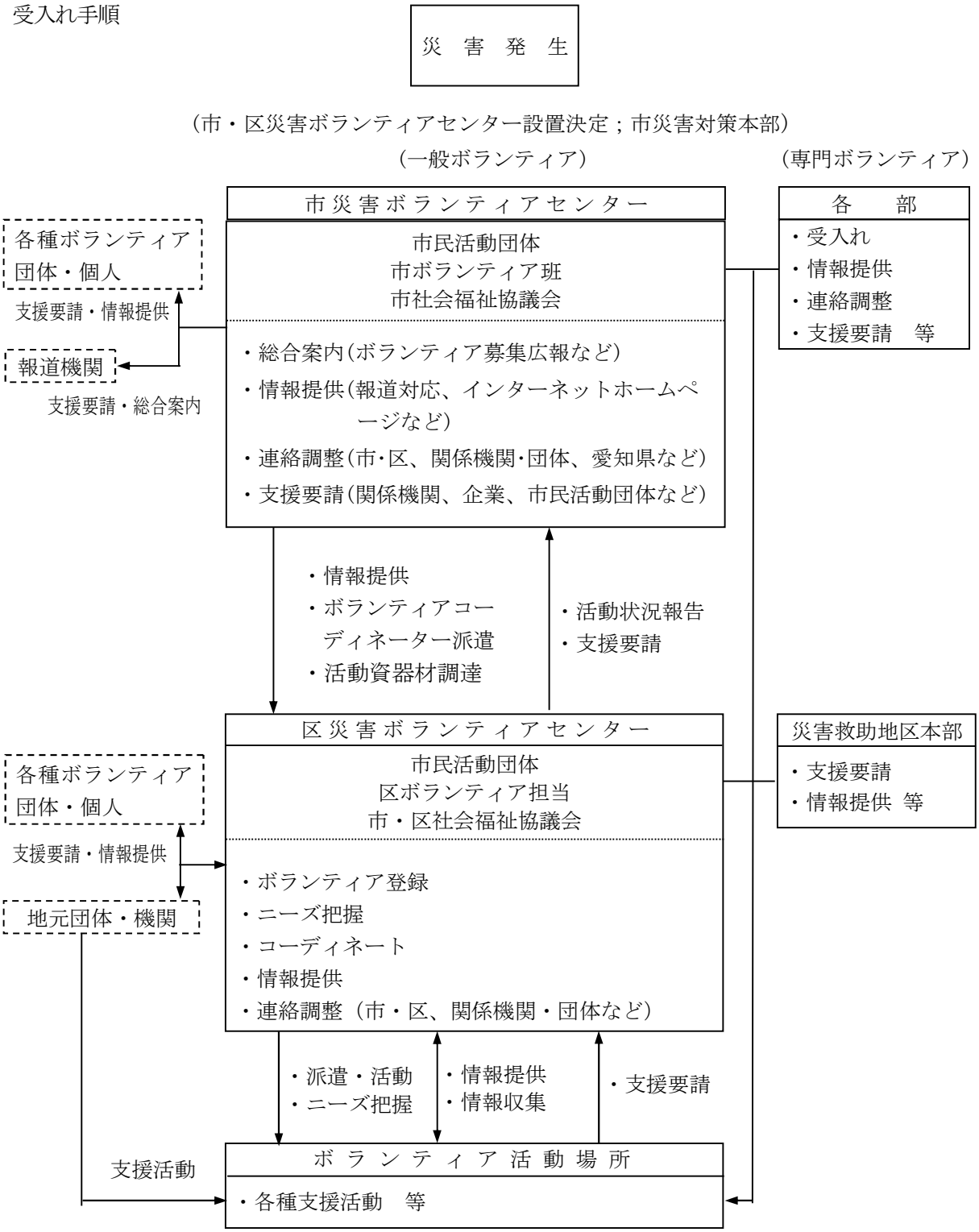

（資料）

・災害時における一般ボランティア受入れ活動に関する協定書（市対社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会・社会福祉法人名古屋市（16 区）社会福祉協議会・災害救護系ボランティア団体及びＮＰＯ）
（附属資料編　計画参考 49-1、49-2、49-3）

・災害時における災害ボランティアセンター支援に関する協定書（公益社団法人名古屋青年会議所）　（附属資料　計画参考 49-4）

・災害ボランティア活動用資器材の管理に関する協定（なごや災害ボランティア連絡会対社団法人名古屋建設業協会対市）　（附属資料編　計画参考 49-5）

第24節　労務供給

震災応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な労働力の不足を補うため、労働者の雇用並びに従事命令等について定め、応急対策活動に必要な労働力の確保を図る。

第１　労働者の雇用

動員職員、他都市の応援隊、ボランティア等のみでは、労働力が不足しているとき、又は特殊な作業のために労働力が必要なときは、次の方法により労働者を雇用する。

１　雇用手続

(1) 労働者の雇用は、従事させる作業の内容に応じ、労働力を必要とする部・区本部の長が直接行うものとする。

(2) 労働者を雇用した部・区本部は、次の事項を本部室事務局を経由して本部員会議に報告しなければならない。

ア　雇用の目的

イ　雇用人員及び期間

ウ　所要経費

エ　その他必要事項

２　雇用範囲

労働者の雇用は、震災応急対策の実施に必要な業務を行う場合に限るものとする。

３　労働者の賃金

雇用労働者の賃金は、法令等に規定されているものを除き、労働者を雇用した地域の平均日額を基礎として本部長（本部室事務局）が定める。

４　経費の負担

災害救助法適用前は、同法及び名古屋市災害救助法施行細則を基準とし、市長（本部長）の判断により、経費を市が負担する。災害救助法適用後は、同法及び名古屋市災害救助法施行細則による。

第２　市長（本部長）の強制従事命令等

関係者に対する災害応急措置及び救助業務の強制従事命令又は協力命令については、災害対策基本法その他関係法令に定めるところによる。(別表１－24－１強制命令の概要一覧参照)

なお、市長（本部長）の従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、これに起因して負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、その者又は遺族に対し、「消防団員等の災害補償に関する条例（昭和36年名古屋市条例第10号)」に基づく損害補償を行う。

◎別表1－24－1　強制命令の概要一覧

執行者	種類	根拠法律	対象作業	対象者
知事	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	災害応急対策及び救助作業	1　医師、歯科医師、薬剤師 2　保健師、助産師、看護師 3　土木技術者、建築技術者 4　大工、左官、とび職 5　土木業者、建築業者及びこれらの従事者 6　地方鉄道業者及びその従事者 7　軌道経営者及びその従事者 8　自動車運送事業者及びその従事者 9　船舶運送業者及びその従事者 10　港湾運送業者及びその従事者
	協力命令	災害対策基本法第71条第1項	災害応急対策及び救助作業	救助を要する者及び近隣の者
知事 市長	従事命令	災害救助法第7条	救助作業	1　医師、歯科医師、薬剤師 2　保健師、助産師、看護師 3　土木技術者、建築技術者 4　大工、左官、とび職 5　土木業者、建築業者及びこれらの従事者 6　地方鉄道業者及びその従事者 7　軌道経営者及びその従事者 8　自動車運送事業者及びその従事者 9　船舶運送業者及びその従事者 10　港湾運送業者及びその従事者
	協力命令	災害救助法第8条	救助作業	救助を要する者及び近隣の者
市長 警察官 海上保安官	従事命令	災害対策基本法第65条第1項 〃　第2項	災害応急対策全般	市域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官	即時強制	警察官職務執行法第4条	災害応急対策全般	その場に居合せた者、その事物の管理者その他関係者
消防吏員 消防団員	従事命令	消防法第29条第5項	消防作業	火災現場付近にある者
水防管理者 水防団長 消防機関の長	従事命令	水防法第17条	水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

第25節　区の応急対策活動

地震災害が発生したときには、区役所は、区内の応急対策活動の中枢としての区本部を設置し、災害救助地区本部、各区隊、及び防災関係機関の協力を得て、区内の被害を最小限に抑えるとともに、被災者の生活の支援や不安・動揺の鎮静、人心の安定を図ることを主目標として活動する。

第 1　活動体制

1　区本部の組織・運営

「第 6 節　災害警戒本部の設置及び運営」及び「第 7 節　災害対策本部の設置及び運営」に定めるところによる。

2　非常配備・動員

「第 8 節　初動活動体制」に基づき、各区ごとに作成する「非常配備・動員計画」による。

3　区本部の分担任務

別表 1－7－1 に定めるところによる。

4　区本部における初動体制の早期確立

市長（本部長）は、勤務時間外（夜間・休日等）に地震災害が発生したときに、区本部の初動態勢を早期に確立できるよう、必要に応じて、平常時から公舎を借り上げ、区長（区本部長）を入居させるものとする。また、職員の人事配置にあたっては、適材適所の配置を行うことを基本としつつ、区本部において中核的な役割を担う職員には、近隣の区又は市町村に居住する職員を含めるなど、できる限り災害時の早期参集の観点にも配慮するよう努める。

第 2　大規模災害時の初動活動

大規模災害が発生した場合に被害を最小限にとどめるためには、初動活動を迅速かつ効率的に実施する必要がある。

このため、発災直後から概ね 24 時間に実施すべき主な応急対策活動の流れを次のとおり定める。

大規模災害時の初動活動

区本部

時間	1	2	3	6	12	18～24
業務	○ 庁舎被害状況調査 ○ 指定避難所開設準備 ○ 区本部機能確保	○ 区内被害状況調査 ○ 指定避難所派遣計画 ○ 各区隊区本部へ１名参集	○ 指定避難所への職員派遣 ○ 災害救助地区本部への職員派遣 ○ 災害救助地区本部情報収集 ○ ライフライン情報収集 ○ 指定避難所開設状況調査 ○ 倒壊家屋概数調査	○ 避難者数集計 ○ 指定避難所への物資計画・配布	○ 指定避難所への物資配布 ○ ボランティア配備計画 ○ 遺体収容計画・安置所開設 ○ 要配慮者の安否確認	⇨ ボランティア派遣（状況に応じて派遣） ⇨ 遺体安置所開設
	☆随 時　避難者の誘導･収容　避難指示等の決定　災害救助法適用有無　応援要請（市本部･自衛隊など）					
			・・・・７班体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・12 班体制移行・・・・・・・・・・・ ⇨			

災害地区本部

業務	○ 本部室等被害状況調査 ○ 本部室等機能確保	○ 学区内被害状況調査	○ 指定避難所へ本部委員等派遣 ○ 情報収集・伝達	○ 学区避難者数集計 ○ 指定避難所への物資計画・配布	○ 指定避難所への物資の配布 ○ 要配慮者の安否確認	⇨ 状況に応じて派遣

避難所

業務	○ 指定避難所開設 ○ 指定避難所施設被害調査	○ 受入れ体制整備 ○ 要配慮者等調査	○ 避難者数調査 ○ 負傷者等調査	○ 救援物資計画・配分	○ 救援物資の配分 ○ 行方不明者調査	

第 3　災害救助地区本部

災害救助地区本部の設置・運営については、名古屋市災害救助地区本部規則によるほか、次に定めるところによる。

1　災害救助地区本部の設置

区長（区本部長）は、市長（本部長）の補助執行機関として、地震災害が発生したときは、応急対策活動の円滑かつ適切な実施を図るため、原則、地域防災拠点である小学校に災害救助地区本部を設置する。

なお、震度 5 強以上の地震が発生したときは、自動開設する。

2　災害救助地区本部委員

災害救助地区本部委員は、学区内の災害対策委員をもって充てるほか、学区内の住民の中からあらかじめ市長が委嘱した者である。なお、災害対策委員は、災害救助地区本部が設置されたときは、地区本部の任務に従事することになるが、地区本部が設置されない場合にあっても、名古屋市災害対策委員規則に定める災害対策にかかる職務に従事する。

3　地区本部への参集

(1) 地区本部委員は、自らや家族の安全を確保した後、その地域における自主防災会の体制を整え速やかに地区本部へ参集する。

(2) 参集途上において知り得た被害状況、その他の災害情報は、参集後ただちに地区本部長等に報告する。

4　災害救助地区本部の分担任務

災害救助地区本部は、次の事務について区本部の実施する応急対策活動を補助する。

(1) 二次災害防止広報の実施に関すること（出火防止、余震注意、流言防止）。

(2) 地震、津波情報等の伝達に関すること。

(3) 初期消火活動、人命救助活動に関すること。

(4) 避難指示の伝達に関すること。

(5) 避難誘導に関すること。

(6) 指定避難所の管理運営に関すること。

(7) 被害状況の調査に関すること。

(8) 広報広聴活動に関すること。

(9) 救援物資の配分に関すること。

(10) 救出、救援に関すること。

(11) 要配慮者の救援活動に関すること。

(12) ボランティアの活動支援に関すること。

(13) その他区本部の応急対策活動全般に関すること。

第 4　情報連絡活動

地震災害時に区本部が行う情報連絡は、多方面にわたりふくそうすることが想定され、あらかじめすべての形態の情報連絡について計画化しておくことは困難である。

ここでは、被害情報、対策情報及び地震情報等の基本的な情報に的を絞り、その内容及び収集・伝達の方法等について定める。

１　被害情報の収集・報告

⑴ 収集内容

ア　人的被害

・死者　・行方不明者　・負傷者（重傷、軽傷）

イ　建物被害

（ア）住　家

・全壊（焼）　・半壊（焼）　・一部破損　・床上浸水　・床下浸水

（イ）非住家（公共建物及びその他の非住家）

・全壊（焼）　・半壊（焼）

ウ　り災世帯数及びり災者数

エ　その他の被害（か所数）

・文教施設　・病院　・道路　・橋梁　・河川　・水道　・がけ崩れ　・その他

※　ア、イ、ウについては、区本部の責任において収集・報告する。ただし、火災については、消防隊（署）との緊密な連携により行う。

※　エについては、報告の形態（か所数の把握に留める）からみて、速報的性格のものであり、最終的には、関係各部の責任においてそれぞれ収集・報告する。区本部は、可能な範囲内でこれら被害情報の収集に努めるとともに、関係区隊及び公所等から報告を受け、区単位の被害状況を集約する。

⑵ 当日の報告内容

ア　第１・第２非常配備

全収集内容とする。

イ　第３・第４非常配備

死者、行方不明者、負傷者（重傷）、全壊、半壊、床上浸水又はその他の災害応急対策に影響を及ぼす被害情報とする。

ウ　確定報告内容

応急対策活動の終了後、復旧計画策定の参考に資するため、被害状況を最終的に把握・収集し、復旧予定費を含む確定報告書を防災危機管理局長に提出する。

(3) 被害情報の収集・報告系統

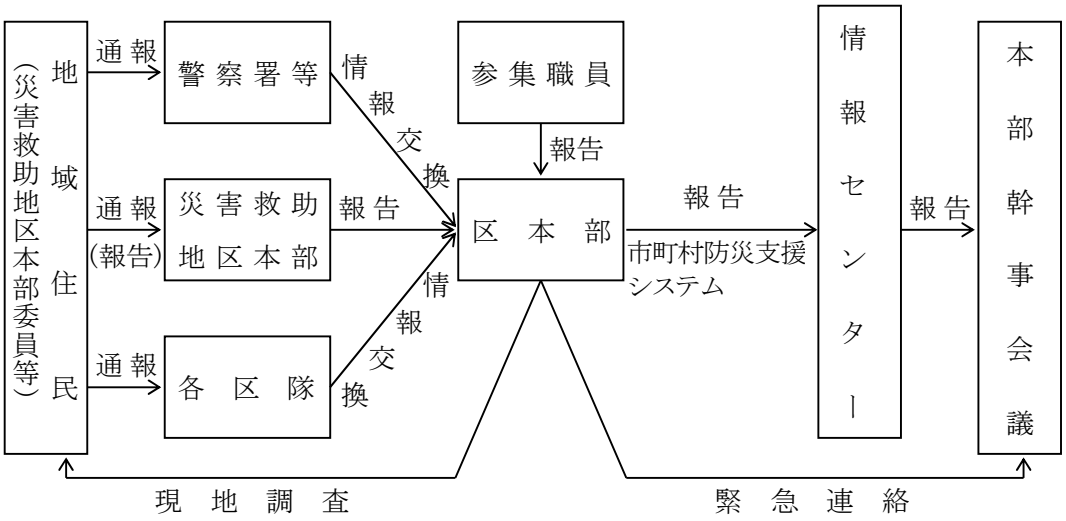

※　市町村防災支援システムを使用することができない場合には、風水害等災害対策編別記様式1－4－0～5によりファクシミリにて伝達する。

2　対策情報の伝達

応急対策活動の実施に関する情報（対策情報）の種類及び伝達方法等について定める。

(1) 対策情報の種類

ア　職員参集状況の報告

イ　住民避難状況の報告

ウ　車両、資機材等の調達依頼

エ　職員の応援要請

オ　自衛隊の派遣要請

カ　応急対策の実施要請

キ　応急対策の実施状況の報告

ク　その他応急対策上必要な事項

(2) 対策情報の伝達方法

ア　職員参集状況の報告

職員の参集状況は、職員が参集したつど記録し、市町村防災支援システムにて、庶務部職員班へ報告する。

ただし、市町村防災支援システムを使用することができない場合には、風水害等災害対策編別記様式1－4－6によりファクシミリにて伝達する。

イ　住民避難状況の報告

住民が避難を開始し、指定避難所を開設した場合は、指定避難所の開設及び避難状況を随時記録し、市町村防災支援システムにて本部室事務局へ報告する。

ただし、市町村防災支援システムを使用することができない場合には、別記様式1－4－7によりファクシミリにて伝達する。

ウ　車両、資機材等の調達依頼

車両、資機材等を必要とする場合は、本部室事務局を経由し、経理部総務班に対し、所定の輸送条件を明示して庁内電話又はファクシミリにて調達依頼を行う。

エ　職員の応援要請

他の部又は他の区本部の職員の応援を必要とする場合は、本部室事務局を経由し、庶務部職員班に対し、庁内電話又はファクシミリにて職員の応援要請を行う。（庶務部長あて様式1―8－8を提出する。）

オ　自衛隊の派遣要請依頼

自衛隊の派遣を必要とする場合は、本部室事務局に対し、庁内電話又はファクシミリにて派遣要請依頼を行う。（本部室事務局長あて様式1－12－1（12－2－2）を提出する。）

カ　応急対策の実施要請

区域内において、他の部又は防災関係機関の応急対策を必要とする場合は本部室事務局を経由し、本部幹事会議に対し、庁内電話又はファクシミリにて必要な応急対策の実施の指示又は実施要請を行うよう要請する。

ただし、区域内を管轄する各区隊又は防災関係機関の出先等に対しては、区本部長より直接応急対策の実施要請を行い、事後、本部室事務局を経由し、本部幹事会議に対し、その旨報告する。

キ　応急対策の実施状況の報告

既に執った措置及び今後執るべき措置のうち、被害に対するものを毎正時ごとに記録し、市町村防災支援システムにて、本部室事務局へ報告する。

ただし、市町村防災支援システムを使用することができない場合には、風水害等災害対策編別記様式1－4－0～5の特記事項欄に記入しファクシミリにて伝達する。

なお、緊急かつ重大な事項については、直接本部幹事会議へ報告する。

(3) 対策情報の伝達系統

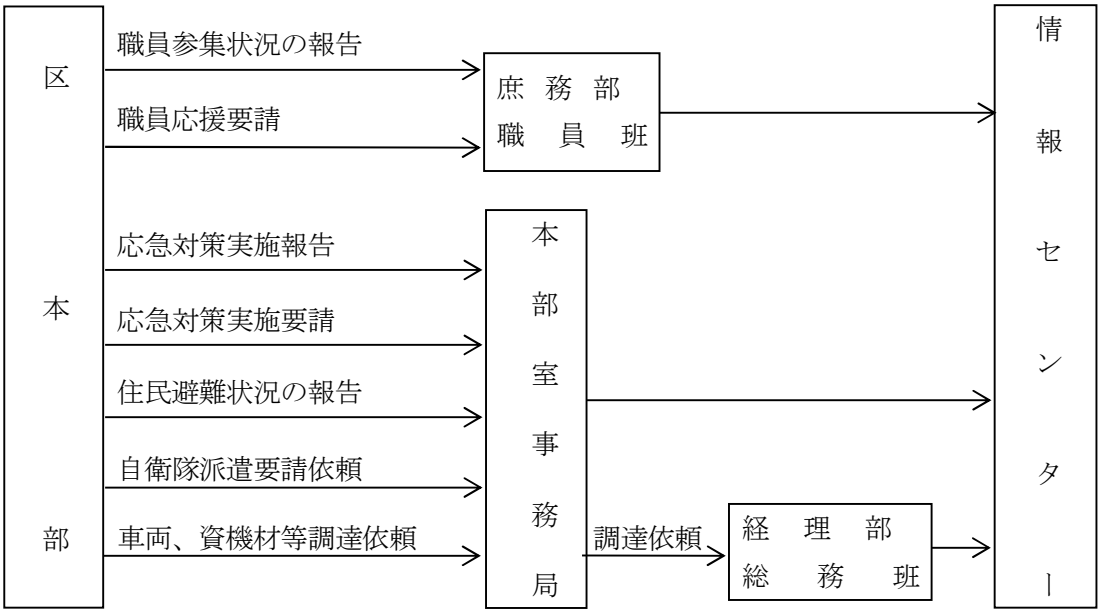

3　地震、津波に関する情報等の伝達

気象庁又は名古屋地方気象台発表の津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等の入手及び住民への伝達について定める。

(1) 津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等の種類

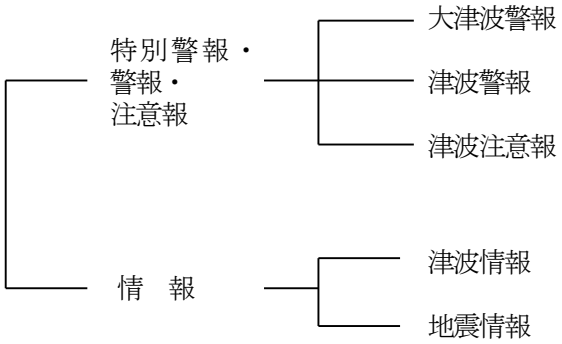

(2) 情報の入手

地震・津波に関する情報は、市町村防災支援システム又はファクシミリにより入手する。

(3) 情報等の伝達

ア　情報連絡員（伝令）により、災害救助地区本部、指定避難所及び指定緊急避難場所へ情報文等を伝達し、関係者に配布する。

イ　広報車により、区内を巡回し、音声のみならず情報文等の配布に努める。

第 5　広報・広聴活動

1　広報活動

区本部は、人心の安定、パニック等の混乱の防止を目的として、地震発生後ただちに広報活動を開始し、以後応急対策活動の進展に伴い、災害救助地区本部及び各区隊の協力を得て適時適切な広報の実施に努める。

(1) 広報事項

ア　地震発生直後の広報

（ア）津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等

（イ）パニック防止の呼びかけ

（ウ）避難の指示

（エ）出火防止、人命救助の協力呼びかけ

（オ）市内の被害状況の概要（建物破壊、火災の発生等）

（カ）市の応急対策実施状況

（キ）その他必要な事項

イ　災害の状況が静穏化した段階の広報

（ア）地震、津波に関する情報等

（イ）被害情報及び応急対策実施情報

（ウ）生活関連情報

a　電気、ガス、水道の復旧状況　　b　食糧、生活必需品の供給状況

（エ）通信施設の復旧状況

（オ）道路・交通状況

（カ）市バス、地下鉄等の交通機関の運行状況

（キ）医療機関の活動状況

（ク）その他必要な事項

⑵ 広報の伝達系統

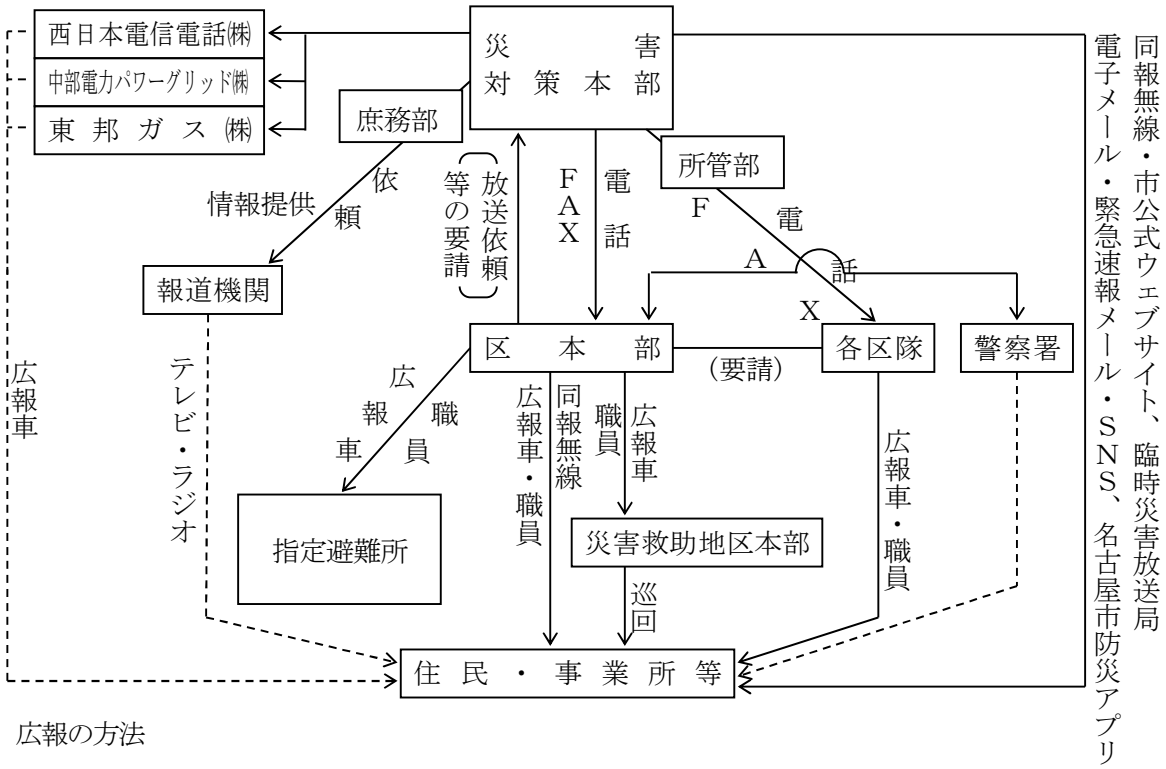

⑶ 広報の方法

ア　「放送協定」に基づく放送の依頼の要請

緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合は、本部室事務局に対し、「災害時の放送に関する協定」に基づき、日本放送協会名古屋放送局及び民間放送各社に対し、テレビ・ラジオによる区本部の広報事項の放送を依頼するよう要請する。

イ　同報無線による広報

災害の状況に応じて、必要地域へ同報無線による広報を実施する。

ウ　広報車の利用

災害の状況に応じて、災害対策本部と調整のうえ必要地域へ広報車を出動させ広報を実施する。

エ　職員による広報

広報車の活動不能な地域若しくは特に必要と認められる地域に対しては、職員を派遣し広報を行う。

オ　災害救助地区本部委員による広報

災害救助地区本部委員は、区本部の広報活動を補助するため、自主防災組織と協力し分担地域を巡回又は個別訪問して広報を行う。

カ　チラシ等の配布

必要に応じて、チラシ等の印刷物を作成し、現地において配布又は掲示する。その場合、事後速やかに情報センターに情報提供を行う。

キ　電子メール（きずなネット防災情報）

必要に応じて、本部室事務局に対し、きずなネット防災情報による広報事項の配信を要請する。

ク　緊急速報メール

津波、洪水等に関する情報及び避難の指示等に関する広報事項で必要がある場合は、本部室事務局に対し、緊急速報メールによる配信を要請する。

ケ　ＳＮＳ、名古屋市防災アプリ等

必要に応じて本部室事務局に対し、ＳＮＳ、名古屋市防災アプリ等による広報事項の配信を要請する。

コ　臨時災害放送局

「災害における臨時災害放送局等に関する協定」に基づき臨時災害放送局が開設された場合には、必要に応じて本部室事務局に対し、臨時災害放送局による広報事項の放送を要請する。

(4) 報道機関への情報提供等

報道機関から、区本部にかかる情報提供や取材の依頼があった場合は、原則として市災害対策本部にて対応することとし、区本部で個別対応した場合、事後速やかに、提供内容、取材内容について情報センターへ情報提供を行う。

2　要配慮者への広報

(1) 障害者

聴覚障害者に対しては、広報紙やチラシ等により情報提供を行い、視覚障害者に対しては、音声機器などを用いて繰り返し放送を行う。

また、各種障害者・ボランティア団体等へも積極的に情報提供を行い、これら団体の協力を得ながら的確な情報を提供する。

(2) 外国人

外国語による広報紙やチラシ等により情報提供を行うとともに、観光文化交流部観光交流班（必要に応じ、（公財）名古屋国際センター）に外国人が避難している施設への語学ボランティアの派遣を要請する。

また、国際交流・支援団体へも積極的に情報提供を行い、これら団体の協力を得ながら的確な情報を提供する。

3　広聴活動

区本部は、区民の不安を解消するとともに、被災者のニーズを把握するため、速やかに広聴体制の確立を図り、各区隊及び防災関係機関、さらには、専門家の協力を得て広聴活動を実施する。

(1) 被災相談窓口の設置

災害の状況により必要と認めたときは、被災者のための相談窓口を、区本部に設置する。この場合、必要に応じ、各区隊等に対し、相談員の派遣を要請する。

⑵ 要望等の処理

相談窓口において聴取した要望等については、各区隊、関係部又はその他の関係機関に連絡し、必要に応じて調整を行い適切な処理に努める。

第６　避難

１　避難指示

⑴ 避難指示の発令は原則として区長（区本部長）等の要請に基づき、市長（本部長）が行う。

ただし、次の場合にあっては、その補助執行機関として、区長（区本部長）、消防署長（消防隊長）が行うものとする。

ア　市長（本部長）が不在あるいは、発令をするいとまがないときは、区長（区本部長）が行う。

イ　区長等（区本部長・副本部長）が不在等により、発令することができないときは、消防署長（消防隊長）が行う。

⑵ 区長（区本部長）及び消防署長（消防隊長）は、避難指示を発令したときは、事後すみやかに市長（本部長）に報告（消防隊長にあっては区本部を経由）するものとする。

⑶ 実施基準

避難指示は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

ア　地震火災の拡大により、住民の生命に危険が切迫したと認められるとき。

イ　津波警報が発表され、津波による家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき。

ウ　がけ崩れ等の地変が発生し又は発生するおそれがあり、付近住民の生命に危険が認められるとき。

エ　有毒ガス等の危険物資が流出拡散し又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき。

オ　その他災害の状況により、市長（本部長）が必要と認めたとき。

⑷ 実施方法

区長（区本部長）及び消防署長（消防隊長）は、各区隊、災害救助地区本部、消防団、警察署等の協力を得て、危険地域の住民に対し、立退きを勧告又は指示する。

ア　指示の伝達方法

（ア）広報車による伝達

区本部及び各区隊は、それぞれ保有する広報車を利用し、関係地域を巡回して伝達する。

（イ）個別訪問による伝達

災害救助地区本部、消防団等は、各家庭を個別に訪問し伝達の周知徹底を図る。

（ウ）テレビ、ラジオ放送による伝達

本部室事務局に対し、放送局への協力依頼を要請する。

（エ）電子メール（きずなネット防災情報）による伝達

本部室事務局に対し、電子メール（きずなネット防災情報）による配信を要請する。

（オ）緊急速報メールによる伝達

本部室事務局に対し、緊急速報メールによる配信を要請する。

イ　伝達内容

（ア）避難指示の発令者名

（イ）避難指示の理由

（ウ）指定緊急避難場所の名称及び所在地

（エ）避難経路（災害の状況に応じた事実上の避難経路）

（オ）その他注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装等）

(5) 実施報告

避難指示を発令した場合、及び警察官、自衛官等から避難指示を発令した旨の通知を受けた場合、次の内容により、本部室事務局へ報告する。

ア　避難指示の発令者名

イ　発令の日時

ウ　発令の理由

エ　避難対象地域（学区名、町名）

オ　避難先

2　指定緊急避難場所

地震発生時、次の場合で避難が必要な住民は、指定緊急避難場所（括弧内）へ避難する。

(1) 地震の揺れ（公立小・中・一部の高等学校等のグラウンド、広域避難場所、一時避難場所）

震度5強以上の地震が発生した場合は、市立小中学校等の施設管理者等はグラウンドを指定避難場所として開放する。

(2) 津波（津波避難ビル）

伊勢三河湾に大津波警報が発表された等で、浸水想定区域外又は高台へ避難する時間がない場合に避難する施設

(3) 大規模な火事（広域避難場所）

(4) 土砂災害（土砂災害警戒区域にない市立小中学校等に限る）

3　指定避難所の開設及び管理運営

(1) 指定避難所の開設

災害の恐れがなくなった（軽減した）後、住家が被災して帰宅できない避難者が発生した場合、それらの者等を一時滞在させるため、区本部長はすみやかに必要な指定避難所を開設し、区本部から所要の人数の職員を当該指定避難所へ派遣する。

なお、指定避難所の開設期間は、原則として7日以内とする。ただし、本部長は必要に応じて区本部長の意見を聞き、必要最小限度の期間を延長することができる。なお、施設の使用にあたっては、施設管理者（市立学校については近隣協力員を含む。）と緊密な連絡をとり、管理保全に十分留意する。

ア　区本部長は、指定避難所の施設管理者等に連絡をとり、市職員、施設管理者、又は災害救助地区本部委員により避難所施設の安全性が確認され次第、指定避難所を開設する。なお、その際、災害救助地区本部長等への情報提供などについても、遺漏の無いよう連絡するものとする。また、避難所施設の安全確認の結果により、必要な場合は応急危険度判定士の派遣を災害対策

本部に要請するものとする。

イ　災害救助地区本部長及び施設管理者は、避難者の受け入れ及び状況把握をする。なお、避難所の指定を受けた市の施設の施設管理者である外郭団体・指定管理者は、施設管理に関する契約・協定等に避難所運営等に関して特別の定めがある場合（区本部からの派遣職員の到着の有無に関わらず、避難者の受入れ及び状況把握を行う等）は、その定めるところにより行うものとする。

ウ　イに掲げる場合を除き、開設した指定避難所における避難者の受入及び状況把握は、災害救助地区本部長、施設管理者、避難所管理組織及び区本部からの派遣職員が協力して行う。

(2) 指定避難所の管理運営

指定避難所は、避難者の中から代表管理者を選任し、代表管理者の指揮のもと避難所管理組織を確立し自主運営する。

区本部長は、開設した指定避難所に区本部職員を派遣し、災害救助地区本部及び施設管理者の協力のもと避難者による自主運営を支援し、避難者の保護にあたる。

ア　管理組織の整備

（ア）避難者の中から代表管理者を選任する。

（イ）代表管理者の指揮に基づき、総務班・施設班・救護班・食料班・物資班を編成し、班長・班員（ボランティア含む）で運営する。（小規模避難所の場合、実情に応じ簡略して運営。）

イ　管理組織の職務

（ア）代表管理者は、災害救助地区本部及び区本部と連絡をとり、各班の管理及び指揮をする。

（イ）総務班は、避難者数の把握等避難所の記録に関すること及び各班の連絡調整、情報の収集・伝達・広報その他班に属さないことに対応をする。

（ウ）施設班は、避難者の誘導及び施設管理者と調整を図り施設使用の管理をする。

（エ）救護班は、要配慮者への対応、負傷者の救護・把握及び医療にかかる調整をする。

（オ）食料班は、飲料水の確保、食料品の配分をする。

（カ）物資班は、救援物資（食料品を除く）の配分をする。

ウ　運　営

指定避難所の運営にあたっては、早期に管理組織を整えるとともに、代表管理者及び各班班長は、要配慮者の対応には十分な配慮に心掛け、冷静な行動をとり、避難者の不安を少しでもやわらげるよう努めながら、当該避難所の避難者による自主運営にあたる。

なお、その他問題が生じた場合は、災害救助地区本部を通じて、区本部へ連絡して協議、指示を受けるものとする。

エ　指定避難所外避難者への対応

在宅や車中及びテントなど指定された避難所以外に避難する者の避難者数等の把握に努めるとともに、車中泊避難者等のエコノミークラス症候群などの予防のための必要な支援を実施する。

4　避難状況等の報告

(1) 指定避難所を開設したときは、区本部はただちにその旨を本部室事務局へ報告する。

⑵ 代表管理者は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項について、災害救助地区本部を通じて区本部へ報告する。区本部は、避難状況を学区別、避難所別に取りまとめ本部室事務局へ報告する。

5　避難所の解消

避難者の自立と自活を支援する一方で、避難所生活が長期にわたると本来の活動に支障をきたすことが懸念される。

そこで避難指示等を解除した場合及び避難者が自己の住宅等に帰宅し、又は応急仮設住宅等へ入居した場合には、区本部長はすみやかに避難所を解消する。ただし、開設期間延長後の解消については区本部長の意見を聞き本部長が実施する。また、被災者へ早期に被災住宅の応急修理や応急仮設住宅の供与等を実施する取り組みと併せ、区本部長は、災害が収束に向かった段階から施設管理者等と協議のうえ、次の対策を講じることとする。

⑴ 本来活動の再開に併せて、避難スペースの適正配置に努める。

⑵ 二次避難所となりうる施設を把握し、活用を図る。

⑶ 避難所の統廃合・解消に向けた計画を策定する。

第7　応急救助活動

区本部は、地震災害によるり災者に対し、次により応急救助活動を実施する。なお、災害救助法の適用基準、救助の種類、内容等については、「第10節　災害救助法の適用」において定められているが、区本部が担当する応急救助の種類とその概要は次に掲げるとおりとする。

1　飲料水の供給

水道管等の被害により、現に飲料水を得ることができない者に対し、上下水道部の定める応急給水計画に基づき、水道隊と連携し、災害救助地区本部等の協力を得て給水活動を実施する。

また、必要に応じ、消防隊に協力を要請する。

さらに、災害応急用井戸、プール水、河川水等を活用して飲料水その他生活用水の確保に努める。

2　食品の供給

家屋の破壊・焼失等により指定避難所に収容された者又は炊事ができない程度の被害を受けた者等に対し、市本部物資班と連携し、備蓄食糧又は調達食糧（パン、弁当等）の配給を行うほか、必要に応じて、給食設備を有する施設又は移動炊飯器による炊出しを行う。

食糧の配給や炊出しなどの食品の供給を行う場合は、災害救助地区本部及び指定避難所の管理組織等の協力を得て実施する。

3　衣料その他生活必需品の供給

地震により、生活上必要な被服、寝具その他の生活必需品をき損し、ただちに日常生活を営むことが困難な者に対し、市本部物資班と連携し、被服、寝具その他の生活必需品を供給する。

4　収容施設の供与

地震により、現に被害を受け、又は二次災害により被害を受けるおそれのある者に対し、指定避難所を供与する。なお、下水道直結式仮設トイレについては、環境隊、水道隊及び土木隊と連携し、指定避難所周辺の道路網としての機能を欠く場合において設置を決定する。

5　遺体の捜索、収容及び管理

地震により、死者又は行方不明者が多数発生したときは、本部が派遣する捜索収容班を受け入れるとともに、健康福祉部、医師会、警察署等と連携し、死者・行方不明者の捜索、遺体の収容・管理を行う。

また、遺体の収容・安置に供するため、遺体安置所を開設し、管理するものとする。

6　その他

区本部は、上記の活動のほか、区域内の応急救助活動全般について、可能な限り協力する。

第８　要配慮者対策

区本部は、高齢者、障害者、外国人などの要配慮者の地震による被害の軽減を図るため、次のように要配慮者対策を実施する。

1　安否確認

(1) 災害発生後、災害救助地区本部、民生委員・児童委員さらに地域住民等の協力を得て、高齢者、障害者及び外国人等の既存の情報を基に、自力避難が困難と考えられる者を対象に安否を確認し、避難所への収容等適切な措置をとる。なお、確認が困難な場合には、障害者団体やボランティア団体等の協力を得るとともに、健康福祉部要配慮者班に応援を要請する。

(2) 安否確認の結果を健康福祉部要配慮者班に報告する。

2　避難生活の確保

健康福祉部の指示により、指定避難所及び在宅の要配慮者の実態調査を実施する。この実態調査に基づき健康福祉部で計画される次の対策を実施する。

(1) 指定避難所への簡易式スロープ・多目的トイレの設置及び要配慮者に配慮した情報の提供等

(2) 一般の避難所において生活が困難な要配慮者の福祉避難所への移送及び特別養護老人ホーム等への緊急入所

(3) 応急仮設住宅等で生活を続ける要配慮者を対象とした福祉施策の実施

第９　緊急輸送

1　輸送対象

(1) 避難困難者

(2) 傷病者

(3) 応急対策要員

(4) 応急対策用資機材

(5) 食品及び生活必需品

2　輸送力の確保

(1) 区保有車両の確保

(2) 調達依頼

経理部総務班に対し、愛知県トラック協会及び日本通運株式会社名古屋支店からの車両調達を依頼する（本部室事務局経由）。

なお、調達依頼の手続等については、「第15節　輸送・道路等応急対策」において定めるところによる。

(3) 現地調達

区本部長は、必要に応じて区内の公共的団体、事業所又は個人から必要な車両等を調達することができる。

なお、現地調達を行ったときは、すみやかに経理部調達班へ報告する。

3　緊急通行車両等の確認申出手続

災害対策基本法等に基づき、愛知県公安委員会が緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合において、緊急通行車両等として事前に確認申出の手続きがなされている車両にあっては、特に手続きを要さず、緊急通行車両等として通行可能となることから、事前に所定の手続きを進めるとともに、災害発生時に確認申出手続きをする必要が生じた車両にあっては、区本部にて愛知県庁へ緊急通行車両等の確認申出を行う。ただし、被災状況等により、最寄りの愛知県庁に確認申出できないときは、最寄りの警察署交通課へ確認申出する。

第10　応援要請

区本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するために必要があると認めるときは、次により応援を要請し、又は派遣要請の依頼をすることができる。

1　職員の応援要請

(1) 要請の手続

区本部長は、所掌事務を処理するにあたり、所属職員を動員してもなお不足するときは、電子メールにより庶務部職員班に対し要請する。

なお、上記方法による要請が不可能な場合は、庁内電話又はファクシミリにて職員の応援要請を行なう。(庶務部長あて様式1－7－8を提出する。)

なお、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後書類を提出する。

(2) 応援職員の受入れ

区本部は、本部幹事会議等の指示により、応援職員の受入れにかかる必要な措置をとる。

(3) 相互応援の弾力的な運用

ア　区本部長は、発災当初において、所属職員を動員してもなお不足し、かつ、庶務部長（総務局長）に要請するいとまがないときは、他の区本部長に職員の派遣を直接要請することができることとし、要請を受けた区本部長は、区内の被害状況や職員の動員・配備状況を勘案のうえ、応援の可否を決定する。

イ　当運用に基づき、応援を要請する区本部長は、区本部間における調整状況を随時、庶務部長に報告するとともに、区本部長同士の合意により派遣が行われる場合は、合意事項について相互応援の仕組みの弾力的な運用に係る合意内容報告書（様式1－7－9）により、庶務部長へ報告する。

(4) 応援職員の活動

応援職員は、区本部長の指揮を受けて活動する。

２　自衛隊の災害派遣要請の依頼

(1) 自衛隊の活動基準

ア　被害状況の把握

イ　避難の援助

ウ　被災者等の捜索・救助

エ　水防活動

オ　消防活動

カ　道路又は水路の啓開

キ　応急医療、救護及び防疫

ク　人員及び物資の緊急輸送

ケ　炊飯及び給水

コ　物資の無償貸付又は譲与

サ　危険物の保安及び除去

シ　その他

(2) 派遣要請の依頼

区本部長は、応急対策を実施する上で自衛隊の支援が必要となった場合は、災害派遣要請依頼書（様式1－12－1）により本部室事務局長に依頼する。

なお、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後書類を提出する。

(3) 派遣部隊の受入れ

区本部は、派遣部隊受入れのため、次に掲げる事項を行う。

ア　災害現地への派遣部隊の誘導

イ　派遣部隊が必要とする資機材の準備

ウ　派遣部隊の宿泊施設及び車両等の保管場所の確保

エ　その他本部室事務局から指示のあった事項

(4) 派遣部隊の撤収

自衛隊の災害派遣の目的が達成されたとき又はその必要がなくなった場合は、撤収要請依頼書（様式1－12－2）により撤収を要請するものとする。撤収要請依頼の手続は、派遣要請依頼に準じて行う。

第11　ボランティアとの連携

区本部は、ボランティアとの連携協力のもと、応急対策活動を円滑に行うため、ボランティアの受入体制を整えるとともに活動を支援する。

１　関係団体への要請

区本部長は、災害発生後、応急対策に必要な人員が不足するときは、平常時から連携が図られ、かつボランティア活動が期待できる団体、関係機関等に対して活動を要請する。

(1) 要請の方法

本部長又は本部幹事会幹事長の指示に基づき、次の事項を明示して協力を要請する。

ア　要請する人員

イ　活動内容

ウ　活動期間及び活動場所

エ　区本部の連絡責任者名及び連絡先

オ　その他必要事項

(2) ボランティア活動

ボランティアは、区本部と連携し活動する。

2　受入れ体制

区本部は、一般ボランティア及び専門ボランティアを円滑に受入れるため、スポーツ市民部、健康福祉部、市・区社会福祉協議会及び（財）名古屋国際センターと連携、協力して受入れを行う。

(1) 区本部は、災害発生後、総務班の中からボランティア担当を選任し、市・区社会福祉協議会の協力を得て、「区災害ボランティアセンター」を設置する。

(2) 「区災害ボランティアセンター」は、災害の状況、ボランティアの参集状況及び活動場所等を考慮して設置場所を決定する。

(3) 市・区本部及び社会福祉協議会が行う任務等については、「第23節　ボランティアとの連携」に定めるところによる。

3　活動支援

ボランティア活動が円滑かつ効果的に発揮され、安心して活動が遂行できるよう、活動拠点・資器材・情報の提供をはじめ、ボランティア活動に必要な支援を行う。

なお、活動資器材等が不足する場合は、市本部ボランティア班を経由して経理部へ調達を依頼する。

第12　区震災応急対策計画の策定

区長は、地震災害時における区本部の応急対策活動を迅速かつ効果的に実施するために、本計画に基づき、「非常配備・動員計画」と業務計画によって構成される区の震災応急対策計画を策定し、その充実整備に努めなければならない。

（資料）

・地震・津波に関する情報等	（地震編資料3-3-1）
・区別指定緊急避難場所及び指定避難所箇所数及び収容可能一覧	（附属資料編　計画資料48
・指定緊急避難場所一覧（広域避難場所）	（附属資料編　計画資料50-1）
・指定緊急避難場所一覧（一時避難場所）	（附属資料編　計画資料50-2）
・指定避難所・指定緊急避難場所	（附属資料編　計画資料51）
・指定避難施設	（附属資料編　計画資料52）
・区別広報車保有状況	（附属資料編　計画資料69）
・名古屋市災害救助地区本部規則	（附属資料編　計画参考15）
・緊急通行車両等の確認手続等実施要領	（附属資料編　計画参考58）

第 26 節　地域安全・交通対策

第１　地域安全対策

1　県警察における措置

(1) 社会秩序の維持対策

ア　避難後の住宅密集地域、避難場所、食糧倉庫、金融機関等に対する防犯対策を推進するとともに、各種犯罪の多発地域等については、重点的に警ら警戒、広報活動を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。

イ　火災及び盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、関連団体に協力を要請する。

ウ　災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取締りを強化する。

エ　災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

ア　広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模･区域、火災の発生・延焼状況、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、津波等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ　相談活動

警察署に災害相談窓口を開設し、行方不明者、迷い子等の各種相談活動を推進する。

(3) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、被災地の救援・救護活動等を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。

2　名古屋海上保安部における措置

名古屋海上保安部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

3　市における措置

市は、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

第２　交通対策

1　県警察における措置

(1) 緊急交通路の確保

ア　人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び

物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ　緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ　通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	・緊急自動車 ・緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	・災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち大震災発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 交通規制の実施

分類	態様	
初動対応	交通情報の収集	・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	・災害対策基本法第 76 条第１項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 　なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。
第一局面（大震災発生直後）	・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 ・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）別記様式第２の標示を設置して行う。 　なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配意する。	
第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）	第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。	

(4) 強制排除措置

ア　緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。

イ　緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又

は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

ウ　警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

エ　県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立往生車両等の移動について要請することができる。

(5) 緊急通行車両の確認等

ア　県公安委員会が災対法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第 33 条第 1 項の規定により緊急通行車両の確認を行う。

イ　緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者等は、「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。

ウ　緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。

エ　規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

(6) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

(7) 大震災発生時の交通規制計画

大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し、緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。(別記　1－26－1　大震災発生時の交通規制計画（補足）参照)

2　自衛官及び消防吏員における措置

派遣を命じられた自衛官及び消防吏員、警察官がその場にいない場合に限り、緊急交通路において、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災対法第 76 条の 3 の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及びその措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。(別記　1－26－2　措置命令・措置通知書参照)

◎別記１－26－1　大震災発生時の交通規制計画（補足）

1　大震災発生時の交通規制計画

東海地震等の大規模な地震が発生した際に、直ちに高速道路等の通行を禁止し、人命救助やライフラインの復旧などの災害応急対策を行う緊急通行車両等（注１）が通行するための道路（緊急交通路）を確保する。

注１：災害対策基本法第 76 条第１項を受けた同法施行令第 32 条の２に示された車両

① 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第１項の緊急自動車

② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両

例　パトカー・消防用自動車・救急用自動車などの緊急自動車
　　電気・ガス等ライフライン事業者などで緊急通行車両として届け出ている車両
　　自衛隊用車両などで交通規制から除外されている車両　等

2　指定予定路線

番号	路線名	始点	終点
①	東名高速道路	静岡県境(愛知県新城市)	小牧 IC(愛知県小牧市)
②	名神高速道路	小牧 IC(愛知県小牧市)	岐阜県境(愛知県一宮市)
③	東海北陸自動車道	一宮 JCT(愛知県一宮市)	岐阜県境(愛知県一宮市)
④	中央自動車道	岐阜県境(愛知県春日井市)	小牧 JCT(愛知県小牧市)
⑤	名古屋第二環状自動車道	名古屋南 JCT(名古屋市緑区)	飛島 JCT（愛知県海部郡飛島村）
⑥	東名阪自動車道	名古屋西 JCT(名古屋市中川区)	三重県境(愛知県弥富市)
⑦	名古屋高速道路	全線	全線
⑧	新東名高速道路	静岡県境（愛知県新城市）	豊田東 JCT（愛知県豊田市）
⑨	伊勢湾岸自動車道	豊田東 JCT（愛知県豊田市）	三重県境（愛知県弥富市）
⑩	知多半島道路	大高 IC（名古屋市緑区）	半田 IC（愛知県半田市）
⑪	名古屋瀬戸道路	日進 JCT（愛知県日進市）	長久手料金所（愛知県長久手市）
⑫	東海環状自動車道	豊田東 JCT（愛知県豊田市）	岐阜県境（愛知県瀬戸市）

3　交通検問所

緊急交通路の指定予定路線における各インターチェンジにおいて、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止するため、交通検問所を設置する（種類と運用は下記次のとおり）。

○　交付検問所

・緊急通行車両等は通行できるが、一般車両は通行禁止となる。

・標章等の交付申請（事前届出車両を含む。）があった場合には、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

○　選別検問所

・緊急通行車両等は通行できるが、一般車両は通行禁止となる。

・この検問所では原則として標章等の交付事務は行わない。

○　閉鎖ＩＣ

・原則として全ての車両の通行（流出車両を除く。）を禁止する。

◎様式１－26－2　措置命令・措置通知書

（表面）

措置命令
通知書
措　　置

年　月　日

署長　殿

災害対策基本法第76条の３第３項及び第４項の規定において準用する　第１項の規定により
第２項の規定により
措置命令
を行ったので、同条第６項の規定により、下記のとおり通知します。
措　置

所属

氏名　　印

1　日　　時			午前 年　月　日　時　分 午後	
2　場　　所				
3（命令・措置）を行った者			所　属	
			氏　名	
4	命令の場合	命令を受けた者	住　所	
			氏　名	
			番号標に表示されている番号	
	措置の場合	措置に係る物件の（占有者・所有者・管理者）	住　所	
			氏　名	
			番号標に表示されている番号	
5（命令・措置）の内容				

（裏面）

6（命令・措置を行った場所の前後の状況	
7 備　　考	

備考　1　5には、破損を行った場合、破損の有無及び破損状況も記載すること。
　　2　（ ）内については、該当するものを○で囲むこと。
　　3　破損を行った場合には、破損前後の状況を撮影した写真を添付すること。
　　4　所定の欄に記載できないときは、別紙に記入の上、これを添付すること。

注　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第27節　ライフライン施設の応急復旧

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市町村、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

【給水及び水道施設等応急対策】

この計画は、応急資機材を活用し、また他の防災関係機関の応援により、すみやかに水道施設の応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持することを目的とする。

第１　給水対策

１　計画目標

災害発生の際、飲料水を確保することができない者に対し、発災から3日程度は生命を維持するための最低必要量（1人1日当たり3L）の飲料水を供給する。

発災から10日程度までは、調理、洗面等最低生活に必要な水量(1人1日当たり20 L)を供給する。

また、発災から21日程度までは、最低の浴用、洗濯等に必要な水量（1人1日当たり100L）を確保するものとし、28日を目途に復旧工事により被災前給水量(1人1日当たり250L)を確保するものとする。

２　給水体制

発災後において、上下水道部は、ただちに区本部等の協力を得て給水体制を確立する。また、取水場、浄水場等が破損した場合などにおいては、隣接市町等からの緊急連絡管による受水の他、他都市等の協力を受け飲料水を確保する。

(1) 給水方法

ア　運搬給水

対策本部及び区本部からの要請により緊急利水が必要な病院等を優先し、給水車及び給水タンク（積載用）等車両運搬により給水する。

イ　拠点給水

広域避難場所、指定避難所（一部）、区役所・支所、都市公園、上下水道局施設等に整備した応急給水施設において給水する。

応急給水施設には、消火栓が設置されており、仮設給水栓を持ち込み組み立てることにより、被災者に給水することができる。

また、地下式給水栓が設置されている給水区域内の公立小中学校においては、避難者が自ら操作することにより、給水することができる。

ウ　仮配管による給水

必要に応じ、応急給水管路等から仮配管を行い、給水する。

(2) 応急給水資機材の調達

上下水道部所有の応急給水資機材を使用するとともに、必要に応じて他の機関等に調達要請を行

い、必要か所へ供給する。

(3) 応急給水資機材の輸送

給水タンク、ポリタンク、仮設給水栓及び応急給水槽等の応急給水資機材は、車両、船舶（船艇）又は航空機等により輸送する。

(4) 給水能力

給水能力は、次のとおりである。

給水能力－1（配水池等の貯水量）

令和6年4月1日

施設名	施設数	貯水量（m^3）
浄水場	3	238,900
配水場（東山給水塔含む）	9	378,289
配水塔	6	52,200
耐震性貯水槽等	15	1,120
計	33	670,509

給水能力－2（運搬給水）

令和6年4月1日

資機材名	容量	数量
給水車	2 m^3級	4台
	3 m^3級	5台
	4 m^3級	4台
給水タンク（積載用）	1.0m^3	50基
	1.0m^3（加圧式）	16基

給水能力－3（拠点給水）

令和6年4月1日

資機材名		数量
常設給水栓		15か所
仮設給水栓	16栓	12基
	4栓	136基
	携帯型 4栓	432基
地下式給水栓		398か所

給水能力－4（その他）

令和6年4月1日

資機材名	数量	備考
応急給水槽(バルーン式)	100	容量1.0m^3（上下水道局　84、区役所　16）
応急給水槽（組立式）	25	容量1.0m^3（上下水道局）
飲料水自動袋詰装置（固定）	1	55袋/分　　1袋500cc入り （消防局　1）
ポリタンク	40,000	10Ｌ/個（上下水道局）
非常用給水袋	36,000	6Ｌ/個（上下水道局）

第2　水道施設対策

震災による断水が長期にわたると、市民生活に重大な影響を与えるので、被害施設を短期間に復旧する。

1　施設の応急復旧順位

(1) 取水、導水、浄水施設

(2) 送配水施設

(3) 給水装置

ただし、給水装置の応急復旧は、下記のものについて実施する。

ア　配水管の通水機能に支障を及ぼすもの（漏水多量のものの復旧、被災給水装置の閉栓）

イ　道路漏水で、特に交通に支障を及ぼす主要道路で発生したもの

ウ　病院等の緊急利水施設

エ　建築物、その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるもの

なお、給水装置の被害が著しく、復旧困難な地区に対しては、臨時共用栓を設置する。

2　優先して復旧する配水管

(1) 配水幹線及び重要水管橋

(2) 応急給水施設、災害医療活動拠点、広域防災拠点への給水のために必要な配水管

(3) 指定避難所、救急病院・救急診療所、要配慮者施設、公共施設への給水のために、必要な配水管及び、災害復旧活動の妨げとなっている漏水管路

なお、配水管の被害が著しく、漏水量が多いときは、一定区間断水して水量を確保し、給水の早期開始を図るとともに、仮設配管を行い、適当な間隔で仮設の給水栓を設置する。

3　応急復旧用資材等の調達

(1) 建設資機材

水道施設の応急復旧に必要なコンクリート、重機等の建設資機材は、「災害時における物件の供給に関する協定書」並びに「災害時における応急対策の協力に関する協定書」に基づき、協定締結業者から優先的に調達する。

(2) 浄水施設等機器類

被害の生じた浄水施設等機器類は(1)の協定に基づき協定締結業者から優先的に調達する。

(3) 管類

送配水管並びに給水装置の管類は、上下水道部保有材料を使用するが、不足する場合には、(1)の協定の締結業者、他都市から調達する。このうち給水装置材料については、「災害時における応急復旧工事等の協力に関する協定書」を締結している名古屋市指定水道工事店協同組合や(1)の協定の締結業者から調達する。

4　要員の確保

基本的には、「第8節　初動活動体制」の計画によるものとするが、上下水道局の経営する事業が受けた被害及び復旧の緊急度により、各事業間で要員の融通を行い、なお人員が不足する場合は、協定締結建設業者等からの応援を求めるとともに、他の水道事業体や上下水道局退職者協力員に対しても応援を要請するものとする。

5　応急措置

(1) 停電の場合

非常用発電設備を有する施設が停電した場合には、非常用発電設備を稼働させて電力を確保し、浄水処理や送配水ポンプの運転を行う。

(2) 水道水が汚染し、あるいは汚染のおそれがある場合

施設の破損により、汚水等の混入が予想され、あるいは混入の事実を知った場合には、ただちに断水し破損か所の復旧と施設の洗浄及び消毒を実施して汚染の防止に努める。

また、広報車による広報、報道機関による緊急放送等により、水道の使用禁止あるいは使用制限を周知徹底するものとする。

(3) 取水、導水、浄水施設が破損した場合

犬山取水系統は春日井浄水場及び鍋屋上野浄水場を経て市の東部方面に、朝日取水系統は大治浄水場を経て市の西部方面に給水しており両系統は送配水管で連絡している。

取水、導水、浄水施設は、複数の施設で構成されており、一部の施設が破損した場合には、施設の切替えを行う。また被害が大規模なものとなった場合には、取水系統間の給水バックアップ体制を図りながら、復旧に全力をあげる。

(4) 配水管が破損した場合

ア　大口径の配水管が破損した場合又は破損か所が多数ある場合は、出水による浸水、道路陥没等の二次的な災害を防止するため、配水池、ポンプ所等からの送水を一時制限又は停止するものとする。このため広範囲にわたって断水あるいは減水する区域を生じることとなった場合は、これらの区域に対して給水車を出動させて給水するとともに、局の広報車により断水の原因、断水期間等の広報を行うものとする。

イ　その他の配水管が破損した場合は、修理のためのバルブ操作により、断水、減水及び濁水が生ずるので、給水車の出動による応急給水並びに広報車による広報を行うものとする。

第3　工業用水道施設対策

要員の確保、応急復旧用資材の確保及び応急措置については、おおむね水道施設に準じて行うものとする。配水管の応急復旧工事については、管路センターにて実施するものとするが、状況に応じ「東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書」に基づき、応援を要請するものとする。浄水場あるいは大口径の配水管の破損により、長時間にわたって供給が不能になるおそれがある場合には、使用者に対してその旨を連絡する。

(資料)

- 水道災害相互応援に関する覚書　(附属資料編　計画参考35)
- 19大都市水道局災害相互応援に関する覚書　(附属資料編　計画参考36)
- 日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定　(附属資料編　計画参考36-2)
- 災害時の相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定　(附属資料編　計画参考36-3)
- 地震時等緊急時における相互応援に関する協定　(附属資料編　計画参考36-5)
- 東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書　(附属資料編　計画参考37)

【下水道施設応急対策】

下水管きょ及びポンプ施設の被害に対して、速やかに調査するとともに汚水、雨水の流下、排除に支障のないように応急措置を講ずることで機能の回復を図り、市民の安全を確保することを目標とする。

さらに処理施設の被害に対しても応急修理などにより簡易処理以上の処理を行い、また、上下水道部が備蓄・保管する下水道直結式仮設トイレを区本部の要請に基づき機動的に設置することにより、市民生活への支障及び放流先の水質への影響をできる限り少なくすることを目標とする。

第1　応急対策要員の確保及び被害施設の調査

1　「第8節　初動活動体制」の計画により速やかに職員を参集させるとともに被害施設の調査を行う。

2　人員が不足する場合、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」等に基づいて他の自治体の下水道部局の支援を要請する。また一般社団法人名古屋建設業協会や協定締結業者等との災害時の応援要請の協定に基づいて応援を要請する。

第2　下水道施設対策

1　水処理センター、ポンプ所等が停電、断水した場合においては、まず雨水については、排水機能を確保し、汚水については、最低限簡易処理、消毒が行えるものとする。

2　管きょ、水処理センター、ポンプ所の破損により処理不能あるいは排水不能の事態が発生した場合は、連絡管により他の水処理センター、ポンプ所へ送水を図る。

3　大規模な指定避難所を受け持つ管きょなど被害状況を早急に把握するとともに優先的に復旧を図るものとする。

4　指定避難所の仮設トイレのし尿は、投入箇所を指定して処理をする。

第3　応急復旧用資機材・車両の確保

災害時に応急復旧の資材の確保を図り、災害の規模により多くの資機材・車両が必要とする場合には、21大都市等の支援を受けるとともに一般社団法人名古屋建設業協会や協定締結業者等から資機材・車両の緊急調達を行うものとする。

（資料）

・下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール
（附属資料編　計画参考38）

・下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール　（附属資料編　計画参考39）

【電信電話施設応急復旧計画（西日本電信電話株式会社)】

第1　電信電話施設の現況

東海支店管内（名古屋市内38交換ビルエリア）の設備状況は、次表に示すとおりである。

令和2年度末現在

区　　分	施　設　数
加入電話数（ビル電話含む）	242千加入
公衆電話数	2.5千台

第2　被害想定

1　設備被害

従来の想定東海地震の発生では通信設備の被害はないとしてきましたが、兵庫県南部地震や東北地方太平洋沖地震等の経験を踏まえたときには相当の被害が想定される。

(1) 交換設備

交換機の損壊、通信用電源のバッテリ倒壊等による交換設備の被害は発生しない。

(2) 市内線路設備等

地下ケーブル、架空ケーブル、電柱等が地盤の軟弱度等により差はあるが、市内全域において、0.2%～1.7%程度の被害率が想定される。特に名古屋市周辺では、電柱倒壊による被害、名古屋市南部においては、水害による被害が想定される。

2　通話のふくそう

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく地震予知情報が、ラジオ・テレビ等で報道されると、家族・勤務先への問合せ連絡通話が増え、通話パニックが予想される。

また、地震の直後には、被災地への電話による安否の問合せや見舞い通話が殺到し、交換機が異常ふくそうして通話が不能となる。

異常ふくそうが発生したときは、一般通話を規制し災害対策機関等の重要通話確保に努めることとしている。

第3　電話、電報の優先利用

1　災害時優先電話の利用

災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持する為に必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができる。

2　災害時優先電話の承認

災害時優先電話の承認は、あらかじめ通信事業者に相談をし承認を得る。(異動のあった場合も同様)

3　非常又は緊急扱いの電報の利用

災害発生時又は災害が発生する恐れがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信の確保又は

秩序維持のために必要な事項を内容とする電報を「非常又は緊急扱いの電報」といい、他の電報に先立ち伝送及び配達する。

（表－1）非常扱いの電報の内容と機関

電報の内容	機　　関　　等
1　気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって緊急を要するもの	気象機関相互間
2　洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
3　災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4　鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含みます。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5　通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6　電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7　秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安機関を含む。以下同じ。）相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8　災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

（表-2）　緊急扱いの電報の内容と機関

電報の内容	機　　関　　等
1　火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話、電報を取り扱う機関相互間（表－1の8欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
2　治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3　国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
4　天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	表－3の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
5　水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（表－１及びこの表の１欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間

（表－3）

区　　分	基　　準
1　新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が１の題号について、8000 部以上であること。
2　放送事業者	電波法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 23 号に規定する基幹放送事業者及び同条第 24 号に規定する基幹放送局事業者
3　通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（１欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

4　非常又は緊急電報の利用方法

非常又は緊急電報は、電話により発信する場合は、市外局番なしの「115」番（＊22 時以降から翌朝 8 時までは、0120-000115 で受付）にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げて申し込む。

(1)　非常扱い又は緊急扱いの電報の申込みであること
(2)　発信電話番号と機関名
(3)　電報の宛先の住所と機関などの名称
(4)　通話文と発信人名

第4　広報活動

震災のため通信が途絶し、若しくは利用の制限を行ったときは、トーキー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、ホームページ掲示等の方法によって次の事項を利用者に周知する。

1　通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況
2　災害復旧に対してとられている措置及び復旧見込時期
3　通信利用者に協力を要請する事項
4　災害用伝言ダイヤルの利用
5　その他必要とする事項

第5　応急復旧計画

1　災害対策本部の設置

地震災害が発生した場合、震災の規模・状況により、各支店をはじめ会社各機関に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる態勢をとる。

この場合、県・市区町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

2　発災時の応急措置

(1) 大地震の発生とともに次のとおり態勢の確立を図る。

ア　発災時において被災状況の全容を早期には把握する。
イ　復旧サービスの順位を明確にした復旧計画を立てる。
ウ　応急復旧に必要な要員の確保を行う。
エ　ぼう大な復旧資材のうち、緊急に必要となるものから必要量を算出して確保する。
オ　発災後は、道路の被害・橋りょうの破損等により交通網の混乱が予想されるので、応援要員・復旧資材等の緊急輸送対策を行う。
カ　被災地の電気通信サービスの確保及び応急復旧に必要となる無線機器等の災害対策機器の非常配備を行う。

(2) 被災地への通信確保

災害用伝言ダイヤルの運用は、震度6弱以上の地震が発生した場合及び東海地震注意情報等発表後、運用開始に向けた準備を行うとともに、輻輳が発生した場合又は問合せ等の通信が増大する恐れのある場合は、ただちに災害用伝言ダイヤルを運用する。

また、インターネット版の災害用伝言板も併せ運用する。

(3) 応急措置

震災により通信施設に被害が生じた場合又は異常ふくそう等の事態の発生により、通信のそ通が困難になったり通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、下記のとお

り応急措置を実施する。

ア　通信の利用制限

次の各号の理由により通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、加入電話利用規程に基づいて通信の利用制限を行う。

（ア）通信が著しくふくそうするとき。

（イ）通信電源確保が困難なとき。

（ウ）回線の全面的維持が困難なとき。

イ　非常又は緊急通話、非常又は緊急電報の優先確保

防災機関等の災害に関する通信については、非常通話、緊急通話、非常電報、緊急電報として他の通信に優先し確保する。

3　応急復旧対策

(1) 伝送路が被災した場合

可搬形無線機及び応急ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

(2) 交換機が被災した場合

非常用移動電話交換装置を使用し、応急復旧を図る。

(3) 電力設備が被災した場合

移動電源車あるいは可搬形電源装置を使用し、応急復旧を図る。

(4) 特設公衆電話の避難所などへの設置

通信の途絶地帯、避難場所等の通信を確保するため、可搬形無線機や通信衛星を活用したポータブル衛星通信方式等の設備により電話回線を作成し、臨時の特設公衆電話を開設する。

【ガス施設応急復旧計画（東邦ガス株式会社)】

第１　ガス施設の現況

ガスの供給方式は、高圧、中圧Ａ、中圧Ｂ、低圧の 4 段方式を採用しており、ガス導管は地域社会の発展に応じて、都市ガスを安定供給するため、拡充、整備に努めている。製造所は、知多市に知多 LNG 共同基地、知多緑浜工場及び知多熱調センター、四日市市に四日市工場を所有している。

また、各供給所には、球形ホルダーを保有している。

1　ガス供給方式

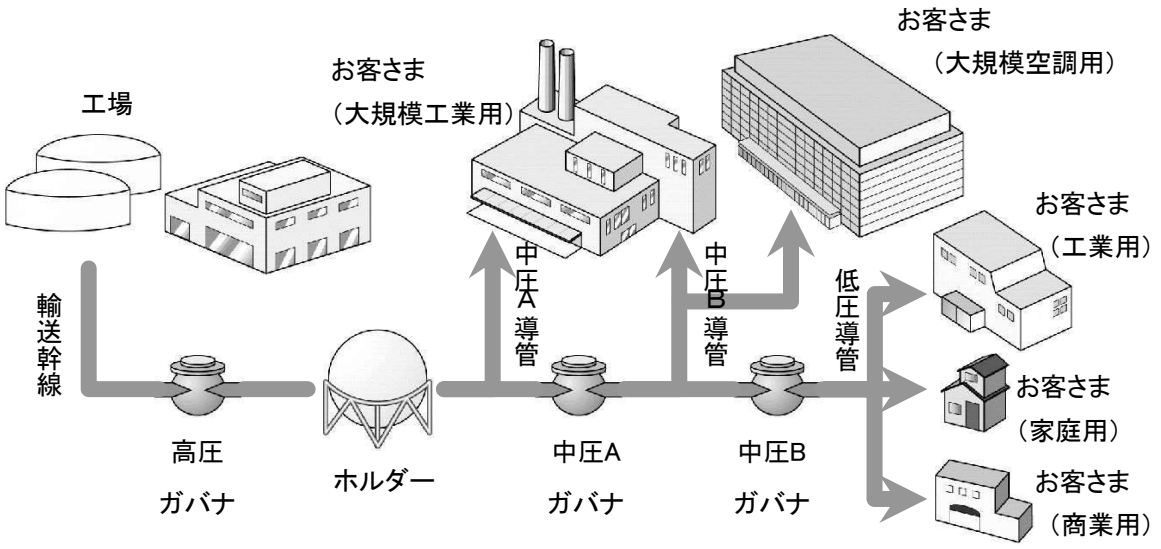

2　名古屋市域のガス供給概要図

附属資料編　計画資料図 5 参照

第２　被害想定

1　基本的事項

(1) 対象地震

駿河湾を震源とした想定東海地震、東南海地震、東海・東南海地震

(2) 対象地区

名古屋市内

(3) 被害想定の範囲

本支管、供給管、内管

2　被害想定の基本的な考え方

想定東海地震、東南海地震、東海・東南海地震を地震対策専門委員会で算定した想定地震動を用い、二次災害防止の観点からブロックを利用して供給停止する範囲を想定した。

3　被害想定

(1) 想定東海地震、東南海地震、東海・東南海地震

特に名古屋市南西部において、液状化の影響により建物や低圧導管に被害が発生すると予想される地域について、局所的に供給停止する可能性がある。

第３　応急供給計画

1　基本方針

大規模な地震が発生した場合には、被害程度は地域により差があると想定される。このため①的確な情報の把握に基づく災害規模の判断によって、被災地域への供給を停止して二次災害の防止を図り、②被災地域以外へは供給を維持することを基本方針とする。

2　災害対策本部の設置

供給区域内で気象台発表震度５弱以上の地震が観測された場合は、あらかじめ定めてある防災要員は速やかに出社するとともに、非常体制に基づき災害対策本部を設置する。なお、通常就業時間外に地震が発生した場合は、初動対応責任者（休日、夜間等就業時間外において大規模な地震発生時に、的確な初動対応を行うための責任者として本社におく）があらかじめ定めてある基準に基づき災害対策本部を設置する。

3　情報の収集

地震直後の初期情報としては、以下の(1)のテレメーターからの情報とするが、逐次以下の(2)、(3)、(4)の情報が得られるので、修正を加えながら対策をたてるものとする。

(1) 社内テレメーター情報

ア　地震計－地震の規模を的確に把握するために、供給区域内の要所に地震計を設置し、無線テレメーターにより、データを本社に伝送する。

イ　中圧Ａ・Ｂ導管圧力の変化－無線テレメーターにより、中圧Ａ・Ｂ導管圧力の変化から異常・被害発生を把握する。

ウ　自営の地震計の測定値を基に被害推定システムにより、ブロック毎の被害件数を推定する。

(2) 社内音声情報

ア　製造所・供給所からの情報－多重無線電話装置により把握する。

イ　移動局からの情報

ウ　事業所からの情報

(3) 公共機関からの情報

ア　テレビ・ラジオによる情報

イ　県・市災害対策本部からの情報

ウ　消防機関・警察機関からの情報

(4) 出社時の情報

社員が出社途上に収集する情報

4　災害時における危険予防措置

(1) 危険予防措置

ガスの漏えい等により被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止等の適切な危険予防措置を講じ、又、被害の軽微な地区においてはガスの供給を継続しながら必要な措置を構ずる。

(2) 地震発生時の供給停止判断

地震発生時のガスの供給停止判断は以下の基準に基づいて行う。

ア　地震が発生した場合、以下に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止（第１次緊急停止）する。

（ア）複数の地震計のＳＩ値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合

（イ）製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合

イ　地震が発生した場合、地震計のＳＩ値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、以下に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止（第２次緊急停止）する。

（ア）道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合

（イ）ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超える恐れのある場合

5　応急復旧

被害が軽微な地域については、供給を継続するが、ガス漏れ、供給支障等の発見に努め、発見した場合には、迅速に応急修理を行い復旧する。

また、二次災害防止のため、被害状況に応じて、一時的に一部の地区に対し、ガスの供給を停止して修理作業を行う。

6　応急対策資機材の確保

(1) 調　達

災害発生直後の応急復旧は、あらかじめ保有している在庫資材により対処する。

調査した被害の実態並びに復旧工事の進捗状況に合わせ、在庫資材の使用状況を把握し、調達を要するときは、追加手配を行う。

(2) 資機材置場等の確保

資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要となった場合、あらかじめ調査した前進基地用地等の利用を検討し、この確保が困難と思われる場合は、関係省庁、地方自治体等の災害対策本部に依頼して迅速な確保に努める。

7　地震時の広報活動

(1) 広報活動

ア　災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、及び復旧完了時の各時点において、

その状況に応じた広報活動を行う。

イ　災害発生後、ガスの供給を継続する地区の需要家に対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。

(2) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。また、地方公共団体とも必要に応じて連携を図る。

第４　復旧計画

災害復旧にあたっては、将来の災害の発生を防止する見地から復旧は単なる原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧も被害に応じて同時に実施するものとする。

被害の規模、地域性、特殊条件等を早急に把握し、最善の復旧順位を定め、必要な人員、資材等の手配を講じ、すみやかに復旧体制を固め、作業を実施する。

1　復旧順位の策定

(1) 供給側

ガス送出源に近い高圧導管→中圧Ａ導管→中圧Ｂ導管→低圧導管の順とし、これに基づき供給路線を確保する。

(2) 需要家側

各建物内のガス設備の復旧については、公共機関並びに病院等社会的優先度の高い需要家施設を優先し、引続き一般需要家への供給のための作業を進める。

2　災害復旧は、人心の安定、当該地域社会・経済と密接な関係をもっている。

したがって、復旧作業にあたっては、需要家・地方自治体・他公益事業者等との協力を得て、迅速に実施するものとする。

3　他事業者等との協力

(1) 関係工事会社等との密接な連絡を確保するとともに、災害発生後ただちに出動要請できる体制を確立し必要に応じて出動を要請する。

(2) 社内のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、被災を免れたガス事業者からの協力を得るため、(一社)日本ガス協会に対し、必要な応援要請を行う。

【電力施設応急復旧計画（中部電力株式会社／中部電力パワーグリッド株式会社／株式会社ＪＥＲＡ）】

第１　電力施設の現況

名古屋市域の主な電力系統図

・附属資料編　計画資料図4参照

第２　応急対策（電力復旧）

1　基本方針

災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、地震発生後は被害状況を早期かつ的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮して応急復旧を迅速に実施するものとする。

2　非常災害対策本部の設置

各種の災害により電力施設が被災した場合又はそのおそれのある場合は、中部電力パワーグリッド㈱名古屋支社及び関係事業所、㈱JERA西日本支社及び関係事業所に対策本部を設置する。

〔中部電力パワーグリッド㈱　支社一覧〕

本　部　名	所　在　地	電　話
名古屋支社	名古屋市中区千代田二丁目12－14	0120-929-113
旭名東支社	尾張旭市庄南町二丁目1－10	0120-929-265
一宮支社	一宮市浜町6丁目2	0120-929-708
半田支社	半田市東洋町一丁目3－3	0120-929-493

〔㈱JERA　関係事業所一覧〕

本　部　名	所　在　地	電　話
西日本支社	名古屋市中村区名駅1丁目1番1号 JPタワー名古屋18階	740-6842
新名古屋火力発電所	名古屋市港区潮見町34	614-7320

3　情報の収集及び伝達

非常災害対策本部は、通話の確保を図り情報の収集と伝達を行う。通信方法は、社内電話、局線電話、移動無線及びファックス等の施設を利用する。

4　災害時における危険防止措置

災害時において感電等の危険があると認められる場合は、ただちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずるものとする。

5　電力復旧方針

(1) 優先的に復旧する設備・施設

ア　供給側

（ア）火力発電設備

（イ）超高圧系統に関連する送変電設備

イ　お客さま側

（ア）人命に関わる病院

（イ）災害復旧の中枢となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信などの機関

（ウ）民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

（エ）その他社会的影響が大きい重要施設

⑵ 復旧方法

ア　発変電設備

発電所は、供給力確保を重点に地震発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は、重要度及び被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

イ　送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り他ルートからの送電等で、順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

第３　要員及び資機材等の確保

１　要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに、必要に応じ、請負工事業者及び他電力会社への応援を依頼する。

２　資材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

第４　広報サービス体制

中部電力㈱本店、中部電力パワーグリッド㈱名古屋支社及び管内各営業所に非常災害対策本部を設置し、復旧見込み等を把握するとともに、広報サービス体制の充実に努めるものとする。また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

１　お客さまに対する広報サービス

⑴　災害時におけるＰＲ

電気の復旧状況、公衆感電事故防止ＰＲを主体とした広報ＰＲを、ホームページ、ツイッター、停電情報お知らせサービス（アプリ）、広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じてＰＲする。

⑵　移動相談所の開設

災害復旧が長期になる場合は、被災地域におけるお客さまの電気相談及び公衆感電事故防止を図るため、すみやかに移動相談所を設置する。

２　地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため、地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化

を図るものとする。

第 28 節　交通施設の応急対策

【　市　営　交　通　】

第１　基本方針

地震災害発生時には、乗客の安全を図り交通施設の被害を最小限にとどめるとともに被害施設を早期復旧して輸送の確保に努める。

第２　対策要員の動員

勤務時間内に震災が発生したときは、交通部は「第８節　初動活動体制」に定める配備体制にはいる。ただし、交通部長は災害の状況等により必要があると認めるときは、本部長の承諾を得て、種別の異なる非常配備体制の指令をする。

勤務時間外（夜間、休日等）に震災が発生したときは、職員はすみやかに自己の勤務場所に参集し、所定の非常配備につく。ただし、自己の勤務場所へ参集することが不可能で、最寄りの交通部関係職場に参集することを指示された場合は、当該職場の応急対策要員として活動する。

第３　通信の確保

交通局業務電話、ＬＡＮシステム等の最大限の活用を図るなど通信の確保に努め、迅速かつ的確な状況把握及び連絡体制の確保を図る。

第４　活動要領

１　地下鉄

(1) 運転関係

ア　運転指令室は、地震警報器により加速度 25 ガル以上の地震を感知したときは、ただちに全列車に対して運転停止を指示する。その後、ガル数値に応じ注意運転又は運転休止の指示をするとともに震災情報を電車運転課へ連絡する。

なお、運転規制の解除は、軌道事務所、電気事務所及び施設事務所との連絡を密にして、安全確認後行うものとする。

イ　乗務員は、早期地震警報システムの停止指示を受信したとき又は、運転指令員が運転停止を指示したとき及び運転中に地震を感知し、運転続行が危険と認められたときは、ただちに列車を停止させる。その後、運転指令室と連絡をとりながら必要に応じ乗客を避難誘導する。

ウ　浸水が発生または浸水の危険が高まった場合は、運行の停止を含めた運行措置を講ずる。

(2) 駅関係

ア　駅助役は、被害状況を駅務区（運転区が所掌する駅においては運転区）及び運転指令室に通報するとともに乗客に対してすみやかに状況の周知徹底を図り、有人改札口に設置してあるハンドマイクを使用するなどして安全な場所へ避難誘導する。

イ　死傷者が発生したときは、ただちに救出及び救急措置をとる。

ウ　浸水が発生または浸水の危険が高まった場合は、名古屋港管理組合と連携を図りながら、駅の防潮扉の閉鎖も含めた措置を実施する。

(3) 軌　道

異常な軌道狂い、軌道上の倒壊物、トンネル内の浸水等がある場合は、ただちに応急復旧する。

(4) 構築物

トンネル、高架、駅施設等が被災した場合は、緊急度の高い所から応急復旧する。

(5) 電気施設

変電所、電車線路その他電気施設が被災した場合は、ただちに応急復旧する。

(6) 車　両

被災車両は、応急復旧修理を行い可動車両の確保に努める。

(7) 地下鉄工事現場

地下鉄工事現場が被災した場合は、ただちに関係業者と協力して応急復旧をする。また、必要に応じて所轄警察署との連絡を図り、交通規制等の要請をする。

(8) その他の応急措置

ア　運行不能区間、折返し運転等の輸送状況について乗客への周知徹底を図る。

イ　被害の状況に応じ代替運行計画についての検討を行い、他の輸送機関との連絡を密にして必要に応じ代替輸送を要請する。

ウ　本部長から物資輸送の指示があった場合は、営業に支障のない範囲内で輸送を行う。

(9) 応急対策用資機材の確保

応急復旧に必要な資機材は常備し、災害の規模により多くの資機材を必要とする場合には、関係業界の団体及び関係会社との間であらかじめ締結された「災害時における応急復旧の協力に関する協定書」に基づき、資機材を調達する。

2　バ　ス

(1) 運　転

ア　運転士は、運転中地震により危険を感知したときは、適切な状況判断に基づき車両を安全な場所へ移動する。これが不可能な場合は、乗客を誘導退避させた後、車両の保安措置をするとともに所属の営業所へ連絡する。

イ　各営業所は、営業路線の被害状況等情報収集に努め、自動車運転課に連絡するとともに、すみやかに非常用運転計画をたて輸送の確保に努める。

ウ　大津波警報又は津波警報が発表された場合は、安全を確保したうえで、注意運行を実施する。

(2) 車　両

被災車両は、応急修理を行い可動車両の確保に努める。

(3) 建　物

被災した建物及び施設を調査し、緊急度の高い所から応急復旧する。

(4) その他の応急措置

ア　運行不能区間、折返し運転等の輸送状況について乗客への周知徹底を図る。

イ　所轄警察署と連絡を密にして交通規制、道路の応急復旧等を要請して営業路線の確保に努める。

ウ　他の輸送機関から輸送要請があった場合は、営業に支障のない範囲内で代替輸送を行う。

エ　本部長から物資輸送の指示があった場合は、営業に支障のない範囲内で輸送を行う。

(5) 応急復旧用資機材等の確保

自動車用燃料の供給ルートの確保に努めるとともに、災害復旧に必要な資機材を常備する。

第 5　早期復旧体制の整備

災害発生時作業マニュアルに基づき、点検・応急復旧班等を組織するとともに、被害状況に応じて現地復旧本部を設置し、応急復旧に努める。また、職員による応急復旧が困難な場合又は不可能な場合には、関係業界の団体及び関係会社との間であらかじめ締結された「災害時における応急復旧の協力に関する協定書」に基づき、応急復旧作業を要請し応急復旧に努める。

【東海旅客鉄道株式会社】

第１　基本方針

現地被災の実情を敏速に把握し、適切な初動態勢のもとに被災列車の救援救護を最優先に行う。また、鉄道施設被害の応急処置をとり、輸送業務を早急に復旧する。

なお、旅客及び公衆の動揺、混乱の発生防止のため情報機能の維持に努める。

第２　対　策

１　災害時の活動組織

ＪＲ東海に地震対策本部及び被災現地に復旧本部を設置し、応急活動を行う。

２　初動措置

⑴　保守担当区の措置

地震災害により列車の運転に支障を生ずる事態の発生、又は発生が予想される場合は、線路、橋梁、重要建築物、電車線路及び信号保安設備等の巡回、固定警備を行う。

⑵　列車の措置

乗務員は、地震を感知したときは、速やかに停止の措置をとる。

ただし、津波浸水が予想される区間等危険な箇所に停止した場合は安全な箇所に移動させる。

また、状況によっては旅客の避難、救出救護の要請をするとともに、関係箇所に対し必要事項の速報をする。

⑶　駅の措置

駅長は、地震発生と同時に次の措置をとる。

ア　震度に応じて、列車防護及び運転規制を行う。

イ　直ちに営業を中止し、速やかに情報収集を行い、必要によっては救護所の開設、医療機関の救援を要請する。

３　旅客の避難誘導及び救出救護

⑴　避難誘導

ア　駅における避難誘導

駅長は被害の状況により、旅客への広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう協力を求める。

イ　列車における避難誘導

乗務員は、被害状況等について積極的に案内を行い協力を求める。また、被災の状況、救出救護の手配、避難場所その他必要事項について輸送指令（最寄り駅）に連絡の方法を講じる。

⑵　救出救護

地震のため列車の脱線、転覆、又は建造物の崩壊等によって死傷者が発生したときは、駅長及び乗務員は直ちに救出救護活動を行うこと。

地震対策本部長は、災害の状況に応じ運転事故及び災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、直ちに総務救護班等の派遣を指示する。

また、復旧本部長は、現地社員を指揮し、救援の地域防災医療機関と協力し最善の方法で救出救護活動にあたる。

【名古屋鉄道株式会社】

第１　基本方針

非常災害に際してその被害状況を的確に把握し、旅客等の救護・誘導並びに被害箇所の早期復旧を図り、輸送機能の確保に努める。

第２　対　策

１　災害対策本部の設置

災害が発生したときはその被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係箇所への連絡通報を行って、すみやかに応急対策を実施する。

２　応急措置

(1) 乗務員関係

ア　地震等による異常を感知したときは高い盛土区間、深い切取区間、橋梁の上、津波浸水が予想される区間等危険と思われる箇所を避けて、すみやかに列車を停止させる。

イ　異常を認めたときは駅または運転指令へ連絡をする。

ウ　旅客に対して乗務員の指示誘導に従うよう案内をする。

エ　沈着かつ適切な判断に基づいて旅客の救護、誘導を行う。

(2) 駅関係

ア　地震等による異常を認めたときは､列車の停止手配をとるとともに列車の出発を見合わせる。

イ　運転指令と連絡のうえ、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示、伝達する。

ウ　駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め旅客等に周知させる。

エ　旅客等に対して駅員の指示誘導に従うよう案内する。

オ　避難口の状況､落下物についての注意を与え､かつ救護､誘導を行って混乱の防止に努める。

(3) 諸施設関係

ア　地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、マニュアルにより諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。

イ　被害が発生したときは、すみやかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該係員の他、外注工事を行って早期復旧に努める。

ウ　応急復旧資材の管理点検は、定期的に行う。

(4) 通信連絡態勢

鉄道電話を第一優先とし、他に西日本電信電話株式会社加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。

【近畿日本鉄道株式会社】

第１　基本方針

非常災害に際してその被害状況を的確に把握し、旅客等の救出・救護及び被害箇所の早期復旧を図り、輸送機能の確保に努める。

第２　対　策

１　災害対策本部の設置

災害が発生したときは、その被害の規模に応じて、社内「異例事態対応規程」に基づき、異例事態対策本部、現地対策本部、復旧本部を設け、被災者の救助及び災害の復旧にあたる。

異例事態対策本部は本社に、現地対策本部は事象の対応に最も適切な場所に、復旧本部は現地に設ける。

２　応急処置

(1) 乗務員関係

ア　地震等による異常を感知したときは、高い盛土区間、橋梁の上、津波浸水が予想される区間等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。

イ　異常を認めたときは、駅又は運転指令へ連絡する。

ウ　旅客に対して、乗務員の避難誘導に従うよう案内する。

エ　沈着かつ適切な判断に基づいて、旅客の救出・救護を行う。

(2) 駅関係

ア　地震等による異常を認めたときは、列車の停止手配をとるとともに、列車の出発を見合わせる。

イ　運転指令と連絡のうえ、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示、伝達する。

ウ　駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め、旅客等に周知させる。

エ　旅客等に対して、駅係員の避難誘導に従うよう案内する。

オ　避難口の状況、落下物についての注意を与え、かつ救護誘導を行って混乱の防止に努める。

(3) 諸施設関係

ア　地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、**社内「地震・津波発生時の取扱内規」の各部門の点検チェック表**により、諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。

イ　被害が発生したときは、速やかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては、当該係員の他、外注工事を行って、早期復旧に努める。

ウ　応急復旧資材の管理点検は、定期的に行う。

(4) 通信連絡体制

ア　鉄道電話、NTT 加入電話及び携帯電話を活用し、所定の緊急連絡を行う。

イ　必要に応じて、携帯用無線機を所持した係員を派遣し、本部との通信連絡にあたらせる。

ウ　必要に応じて、各地点に連絡用電話を架設し、可搬型電話機により通信連絡の確保にあたらせる。

エ　指令無線を活用して、連絡、情報の収集に努める。

第 29 節　事業所の安全対策

市内には石油類等の危険物、高圧ガス、有害化学物質等を貯蔵・取扱う施設が多数設置されており、万一、地震時において地震動による施設の損壊による漏えい、火災、爆発等の災害が発生すれば市民への影響は、非常に大きなものになる。また、不特定多数の人が利用する公共性の高い施設でも同様のことが言える。

地震発生時には、消防機関等公的防災機関による対応が遅延することも予想されるため、これらの施設に関係法令で規定されている自主保安体制を一層充実し、各施設において適切な措置が実施できる体制を確立させるため、必要な事項を定める。

第１　危険物等の安全対策

１　危険物施設

事業所は、震度階に応じて危険物の受入れ、払い出しをはじめ危険物取扱作業を中止する等の措置をとるとともに、施設の緊急点検を実施する。その結果、危険物の漏えい、火災等の事故が発生した場合は、事前に定められた予防規程等により対応するものとする。消防隊は、事業所で対応できない旨の通報を受理したときは、関係行政機関と密接な連絡をとると同時に、火災出動及びこれに準じた活動を実施する。

２　高圧ガス等の保有施設

事業所は、事前に定められた防災計画に基づき対応することを原則とし、消防隊は、事業所で対応できない旨の通報を受理したときは、関係行政機関と密接な連絡をとると同時に、火災出動及びこれに準じた活動を実施する。

第２　有害化学物質等の安全対策

１　有害化学物質流出事故状況の把握

区本部保健センター班は、地震発生に伴う有害化学物質（毒物・劇物を含む）の流出事故の状況を、事業所からの連絡及び市民からの通報等により把握するものとする。また、事業所はただちにその事故について関係機関に通報するほか、応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるものとする。

２　石綿の飛散防止対策

地震発生による建築物等の破損・倒壊に伴い、石綿が大気中に飛散することを防止するため、建築物等の所有者及び市の関係部署は「名古屋市災害時石綿飛散防止マニュアル」を参考に適正に対応するものとする。

３　被害拡大の防止

区本部保健センター班は、事故に係る市民への健康被害防止のため、事業所周辺の住民等に対し事故の状況を区本部情報班と連携し適宜広報するものとする。また状況に応じ、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例等に基づいて、事業所に

対し事故の拡大防止のため必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

〔有害化学物質等の安全対策の流れ〕

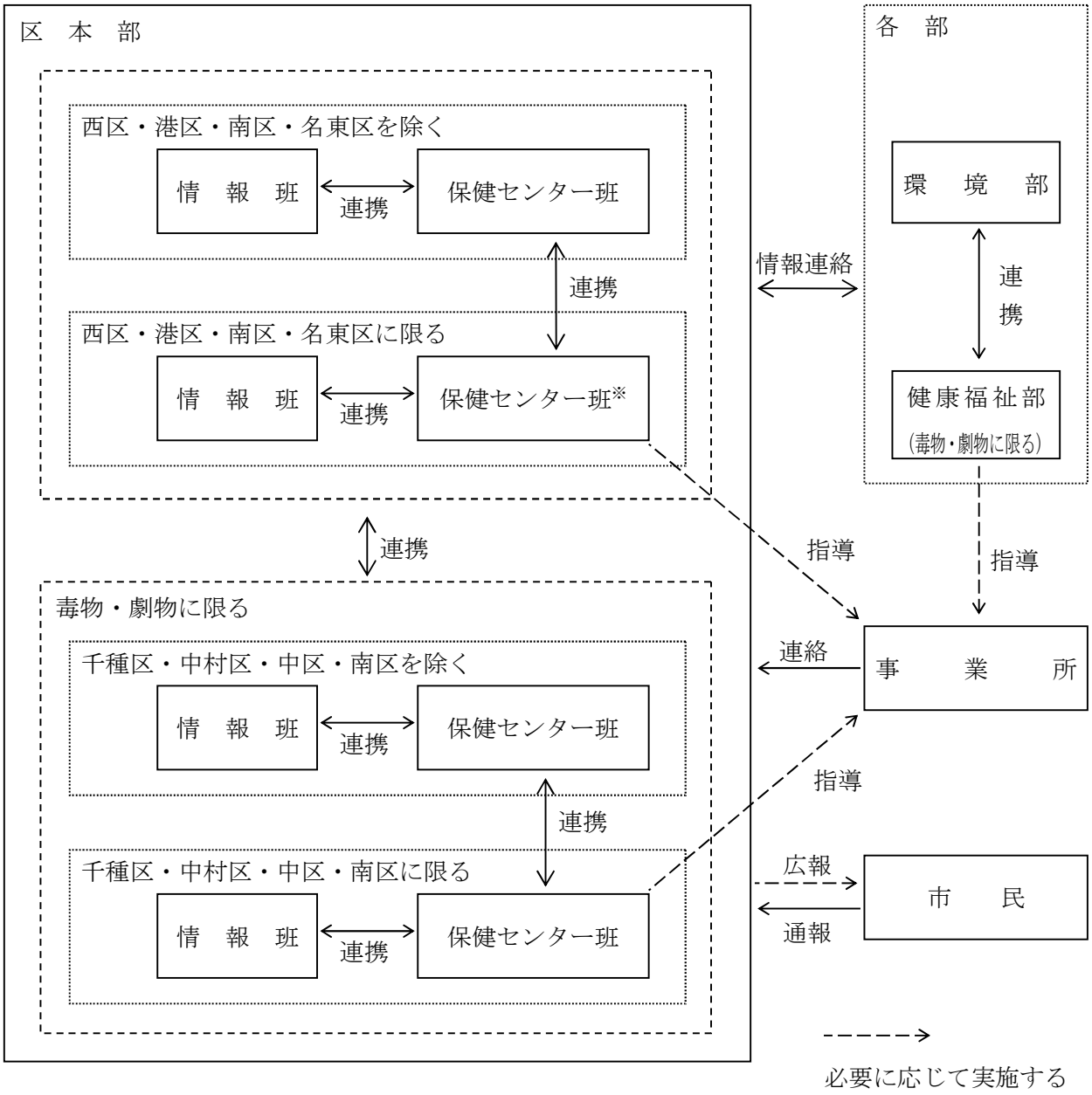

※次の左欄に掲げる区本部保健センター班の公害対策課の職員は、同表右欄に掲げる区本部保健センター班の以下の事務を補助執行する。

・有害物質の災害事故発生状況の把握及び測定に関すること

・環境保全対策に関すること

左欄	右欄
西区	東区、北区、中村区及び中区
港区	熱田区及び中川区
南区	瑞穂区、緑区及び天白区
名東区	千種区、昭和区及び守山区

第 3　地下街の安全対策

各地下街は、消防計画に基づき地震情報及び被害状況の収集、警戒巡視及び避難誘導の各活動を実施するものとする。

また、栄及び名古屋駅地区の地下街については、それぞれの地区ごとに被害状況についての情報連絡を行い、被害が発生した地下街に対しては必要に応じて消火、避難誘導等についての応援活動を実施するものとする。

第 30 節　二次災害の防止

地震による災害には、本震によって発生する震動被害、液状化被害及び津波被害などが主なものであるが、その後の余震や降雨、さらには応急復旧作業等に伴って発生する二次災害がある。

二次災害の主なものとしては、余震・降雨による被災建築物、工作物の倒壊や急傾斜地、宅地造成地などの崩落さらには、損壊した河川堤防からの越水などがある。

これらの災害は、地震の規模や被害に比例して、発生する頻度、度合いが大きくなり、とりわけ本市を始めとする大都市においては、人口の密集や都市構造の複雑化により本震の被害とあわせて甚大な被害をもたらすことがあることから、二次災害を防止するための対策を講じる必要がある。

災害の防止にあたっては、必要に応じて施設の点検・応急措置、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による災害防止、ライフライン復旧時における火災警戒、危険な建物やがけ地等への立ち入り禁止等必要な措置をとるとともに、本計画の他の章・節に規定された対策に基づき実施する。

なお、実施にあたっては、各部・関係機関においては、情報連絡を密にし、連携を図って被害の拡大防止にあたるものとする。

第31節　金融対策計画

東海財務局、日本銀行名古屋支店及び県は、災害時の市民生活の安定を図るため、民間金融機関等に対して適切な措置を講ずるよう要請する等、迅速かつ適切に金融上の措置をとる。

第１　対策

東海財務局、日本銀行名古屋支店は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連携をとりつつ、民間金融機関等に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を講ずるよう要請するものとし、農業協同組合系・漁業協同組合系の金融機関について、愛知県は、関係機関と密接な連携を取りつつ、同様の措置を講じるよう要請する。

なお、名古屋市にあっては、関係各部又は関係各局が必要な金融措置を講ずるものとする。

１　金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保については必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保について万全の措置を講ずる。

２　機を逸せず必要と認められる範囲内で、民間金融機関等に対し、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。

(1) 預金取扱金融機関への措置

ア　災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置。

イ　預金の払戻及び中途解約に関する措置

（ア）預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預金払戻の利便を図ること。

（イ）事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置

ウ　手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外営業についても適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機において預金の払戻しを行う等、災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

エ　営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼動させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置

ア　保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずること。

イ　保険金の支払及び保険料の振込猶予に関する措置

保険金の払込については、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料の支払いについて、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行うなどの適宜の措置を講ずること。

ウ　営業停止等における対応に関する措置

保険会社及び少額短期保険業者において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(3) 電子債権記録機関への措置

ア　取引停止処分、休日営業等に関する措置

電子債権記録機関において、災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置、電子債権記録機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。

イ　営業停止等における対応に関する措置

電子債権記録機関において、営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(4) 証券会社等への措置

ア　届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置

イ　有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力

ウ　被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置

エ　窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底

オ　その他、顧客への対応について十分配意すること。

3　損傷銀行券等引換のために必要な措置を講ずる。

4　国債を滅紛失した顧客に対する相談を受け付ける。また、広く被災者等からの金融相談を受け付ける。

5　国庫事務を円滑に運営するために必要な措置を講ずる。